

国民税制研究[®]

《ISSN2188-6970》

第2号（2016年）

Japan Tax Journal No. 2

2015年JTIオーストラリア税務実務視察研修報告書

《目次》

- ◎ 報告書発行にあたって 石村耕治
- Welcome Speech マンディ・シルコア
- 第I章 オーストラリア税制と税務手続の概要 ジャスティン・ダブナー
- 第II章 オーストラリアの物品サービス税（GST）：タックスインボイス（税額票）方式のGST（付加価値税）運用の現状 ヴァン・リ
- 第II章A 【補論】小規模事業者のためのGSTの簡易計算制度（SAM）
- 第III章 オーストラリアの番号制度：納税者番号（TFN）と事業者番号（ABN）の運用
- 第III章A 【補論】電子政府構想の光と影：豪の「マイガブ」と日本の「情報ネットワークシステム」を比べる
- 第IV章 納税者サービス改革と進化した記入済み申告書「マイタックス（myTax）」：連邦政府の「マイガブ（myGov）」とATOの「マイタックス（myTax）」
グラハム・ホワイト
- 第V章 オーストラリアの税務専門職制度
- 第VI章 税務専門職法人視察：クロー・ホルワース税務会計監査法人タウンズビル事務所訪問
- 第VII章 オーストラリアの二階建ての年金制度 キム・マイケル
- ◎ あとがき：豪の税制や税務手続から学ぶ 辻村祥造

【資料】

- ・視察研修日程
- ・参加者リスト

オーストラリア全土の地図：ケアンズとタウンズビルの位置



報告書の発行にあたって

国民税制研究所 (JTI) は、2015年9月19日 (土) ~9月26日 (金) まで、オーストラリア税務実務視察研修を実施しました。

今回のオーストラリア税務実務視察研修は、非常に学ぶところが大きかったと思います。

今回の企画を組むにあたっては、ジェームズクック大学ケアンズ校 (JCU=James Cook University Cairns Campus) のジャスティン・ダブナー (Justin Dabner) 教授に全面的なお世話になりました。また、同教授からは、「連邦税制と税務手続」に関する内容の濃いレクチャーを聴くことができました。記して、心から謝意を申し上げます。

続いて、ジェームズクック大学タウンズビル校 (JCU Townsville Campus) では、ヴァン・リ (Van Le) 研究員から、内容の濃い「物品サービス税 (GST)」に関するレクチャーを聴くことができました。大変ありがとうございました。

オーストラリア国税庁 (ATO=Australian Taxation Office) のグラハム・ホワイト国税副長官・中小企業/個人納税者担当 (Graham White, Assistant Commissioner: Small Business/Individual Taxpayers 以下「ホワイト副長官」といいます。) からは、「ATOの納税者サービス改革の現状」、「連邦政府の『マイガブ (myGov) 』」、「進化した記入済み申告手法を採用した『マイタックス (myTax) 』」について、お話を伺うことができました。ホワイト副長官は、ATOで租税手続・課税事務のオンライン化 (電子化) 推進に第一線で陣頭指揮を執っておられます。ホワイト副長官は、現在ATOメルボルン局に所属しておられます。オーストラリア大陸南端のメルボルンから、わざわざ最北端のタウンズビルまでレクチャーにお越し願えたことは誠に光栄でした。最新の内容で、現場実務に即した非常に有益なレクチャーでした。記して、心からお礼申し上げます。

また、今回のタウンズビルでのATO主催のレクチャーには、クイーンズランド州都にあるATOブリスベン局から、通訳支援に、ヒロキ・ハマダ (Hiroki (Roki) Hamada) 職員が駆けつけてくれました。さらに、ATOタウンズビル署からは、ティナ・ホイヤー (Ms Tina Hoyer) 上席法務官、キム・スザンドロ (Ms Kim Szandro) 職員らが参加されました。とりわけ、キム・スザンドロ職員には、ホワイト副長官やヒロキ・ハマダ職員の招聘にお骨折りをいただきました。心から感謝申し上げます。

さらに、タウンズビルでは、クロー・ホルワース税務会計監査法人 (Crowe Horwath (Aust) Pty Ltd) に招待いただき、税務会計実務の現場をつぶさに視察することができました。また、同法人では、デービッド・ホール (David Hall) 勅許会計士から「オーストラリアにおける税務実務」、キム・マイケル (Kim Meikle) 公認会計士から「オーストラリアのスーパーアニュエーション (退職年金制度)」などのレクチャーをいただきました。業務中にもかかわらず、親切に対応いただき、誠にありがとうございました。同法人の皆さま方には、記して心から謝意を申し上げます。

以上のように、今回の税務実務視察研修が、数多くの専門家の方々の参加と各界からの多大な協力を得て、実施できたことを忘れてはならないと思います。今回お世話になって方々に、この報告書を捧げ、参加者一同、心から感謝を申し上げる次第です。

最後に、本報告書が無事完成にこぎつけられたのは、日夜多大な時間を費やし、編集に尽力くださった中村克己税理士の忍耐と力量によるものであることを記して、心から感謝申し上げます。

国民税制研究所 (JTI) 代表
石村耕浩
2016年3月10日

Welcome Speech

ジェームズクック大学ケアンズ校（JCU=James Cook University in Cairns）へ、ようこそお出でくださいました。オーストラリアの最北端にありますJCUケアンズ校が、日本からこのような大勢の税務専門家の皆さまを迎え入れることは本当の光栄なことでもあります。

私は、マンディ・シルコア（Ms Mandy Shircore）と申します。ジェームズクック大学ケアンズ校の経営・法・統治学部のロースクール（Law School at the College of Business, Law and Governance）の教員で、ロースクールの院長をしております。

JCUは、ここケアンズ、タウンズビル（Townsville）、それから、シンガポールにキャンパスを置き、グローバルな大学として成長してきております。ここJCUケアンズ校は、4,000人規模の学生（うち留学生380人）を擁しております。

JCUケアンズ校ロースクールは、比較的小規模ではありますが、幸運なことに、2人の税法教員を擁しております。一人は、スティーブ・グロー（Steve Graw）教授です。そしてもう一人はジャスティン・ダブナー（Justin Dabner）教授です。税法の専門家を育成するには非常に優れた教育環境にあるわけです。

私の同僚であるジャスティンは、今回の皆さま方のオーストラリア税務実務視察研修プログラムを充実したものにするために、JCUケアンズ校およびタウンズビル校でのレクチャー、オーストラリア国税庁（ATO）からのレクチャーおよび税務会計監査法人の訪問・レクチャーのすべてをアレンジメントしたと聞いております。大変大きな仕事をされたと評価しております。

今回の視察研修をとおして、日本の税務の専門家の皆さま方が、オーストラリアの税法・税務実務をご自分の目でしっかりと学ばれるように期待しております。

再度、今回の視察研修が皆さま方に実りの多いことを祈念しながら、私の歓迎のあいさつとさせていただきます。

マンディ・シルコア
JCUケアンズ校ロースクール院長
2015年9月21日



第 I 章 オーストラリア税制と税務手続の概要

ジャスティン・ダブナー教授
 ジェームズクック大学ケアンズ校
 (James Cook University Cairns Campus)

通訳 石村耕治(白鷗大学教授)
 執筆編集 平野信吾(税理士・東京会所属)
 黒川功(日本大学教授)
 中村克己(税理士・関信会所属)

◆はじめに

この度は、オーストラリアの税制と税務実務を研修・視察したいということで日本から多くの税務専門職の皆さまが来豪され、最初に、私どもジェームズクック大学ケアンズ校 (James Cook University Cairns Campus) にようこそお出で下さいました。心から歓迎いたします。私は、この大学で税法を教えておりますジャスティン・ダブナー (Justin Dabner) と申します。何度も日本を訪れ、日本の税法も勉強をしてきています。

オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia) は、6つの州 (states) と2つの連邦直轄区域/準州 (territories) (以下、双方を含めて「州」といいます。) からなります。国土は日本の約20倍の広さですが、人口は約2,300万人です。2015年9月現在、1ドル=約87円です。日本と比べますと、オーストラリアは物価が高いと感じているのではないのでしょうか。

本日、私は、「オーストラリア税制と税務手続の概要」について、とりわけ連邦税制に傾斜するかたちで、簡潔にレクチャーしたいと思います。

【レクチャー内容骨子】

◆はじめに

- 1 憲法と課税権、連邦と州が設けている税目
- 2 連邦課税の典拠法令
- 3 連邦の税務行政機関
- 4 所得税
 - (1) 個人所得税
 - (2) 法人税
 - (3) インピュテーション制度
- 5 申告納税制度と査定
 - (1) 申告書の提出と机上調査

(2) 査定通知書

(3) 不足額査定

(4) 修正査定

6 個人の所得税の確定申告の手順

(1) 申告義務の有無の確認

(2) 確定申告後から査定、争訟手続の流れ

7 査定、不足額査定、修正査定を争う

(1) 異議申立て

(2) 行政不服審判所への審査請求

(3) 司法審査：租税訴訟

(4) 連邦オンブズマン

(5) 租税行政監察官

8 連邦税の納付と徴収

(1) 税額の納付

(2) 強制徴収と執行停止

9 PAYG制度と活動申告書

(1) 源泉徴収制度

(2) 予定納税制度

(3) 活動報告書：BASとIAS

10 税務調査手続

(1) データ照合プログラム

(2) 概算経費率 (標準経費率) の公表と利用

(3) 準備調査

(4) 税務調査

11 ATOのルーリング

(1) 申告納税制度とルーリング制度

(2) ルーリングの特徴

12 納税者憲章から納税者の権利章典へ

(1) 納税者憲章

(2) 納税者の権利章典制定の動き

◆むすび

1 憲法と課税権、連邦と州が設けている税目

オーストラリア憲法 (Commonwealth of Australia Constitution Act 1900) は、連邦と州との権限分配について定めています。憲法は、租税に関する法律を定める権限を連邦に付与しています (憲法 51 条参照)。また、関税 (customs) や個別消費税 (excise duties) についても、連邦に、課税権を付与しています (憲法 90 条) ただ、税法を定める権限は連邦に独占されているわけではありません。州も自らの議会 (州議会) で税法を定め課税権を行使しています。

連邦の広範な課税権と州その下位の統治団体 (地方自治体) の課税権のあり方については、複雑な憲法上の議論が展開されています。

現在、連邦と州が導入している租税の種類をリストにすると、次のとおりです。

【表 1】連邦と州で課している主な租税

連邦の主な租税
①個人所得税 (personal income tax)
②医療保障税/メディケア税 (Medicare levy)
③退職年金関連課税 (Superannuation related tax legislation)
④物品・サービス税 (GST=Goods and Services tax)
⑤法人所得税 (company tax)
⑥フリンジベネフィット税/給与外給付税 (Fringe benefits tax)
⑦ワイン均等税 (Wine equalization tax)
⑧高級車税法 (Luxury car tax)
⑨燃料税 (Fuel tax act)
⑩その他
州の主な租税
①印紙税 (Stamp duties)
②レート (Rates)
③雇用税 (Payroll tax)
④その他

2 連邦課税の典拠法令

まず、個人にかかる主要な税金としては、所得税 (personal income tax) があります。個人以外 (法人や非法人) にかかる主要な税金としては、法人税 (company tax) があります。

オーストラリアの場合、所得税と法人税は一体として所得税法 (Income Tax Assessment Act 1997 and Income Tax Assessment Act 1936) に規定さ

れています。オーストラリアの所得税法 (ITAA) は、「1997年所得税法」と「1936年所得税法」の2つからなります。したがって、項目によっては、双方の税法を見ないと全体像がつかめないこともあります。

これらの法律では、所得税の総則、所得の計算、税務会計、会計期間、居住者/非居住者の納税義務の範囲、源泉ルール、所得の種類などについて規定しています。加えて、申告納付、査定 (assessment) 手続についても規定しています。

また、所得税率を定めた税法 (Income Tax Rates Act 1986) (以下「1986年所得税率法」といいます。) もあります。

さらに、所得税の査定、不服申立手続など租税手続については、1953年租税行政法 (TAA=Taxation Administration Act 1953) に詳細に規定されています。もっとも、この法律 (TAA) は、所得税の課税手続に限って適用されるわけではありません。物品サービス税 (GST) など連邦税目一般に適用されます。

コモンローのもとで伝統的に所得とされてきた「通常所得 (ordinary income)」概念、所得源泉説のもとでは、「キャピタルゲイン/譲渡所得」のような一時的・偶発的に生じたものは、所得課税の対象から除外されてきました。しかし、現在、オーストラリアは、純資産増加説のような考えに基づき、課税ベースを広げるために制定法により所得とされる一定の「法定所得 (statutory income)」も所得課税の対象としています。例えば「キャピタルゲイン/譲渡所得」がその典型です。

個人所得課税にあたっては、併せて所得税額の 2%相当額を医療保障税/メディケア税 (Medicare levy) として徴収しています。ただし、年間所得額に応じて、中高所得者には、追加負担 (medical levy surcharge) が求められますが、以下のとおりです。

【表 2】メディケア税追加負担金 (medical levy surcharge)

	課税所得 (ドル) 独身	課税所得 (ドル) 家族*	追加負担率
第 1 段	90,001~105,000	180,001~210,000	1.0%
第 2 段	105,001~140,000	210,001~280,000	1.25%
第 3 段	140,000超	280,000超	1.5%

*第一子以降の子ども 1 人に付き、1, 500 ドルが加算されます。また、片親で子育てする人およびカップル（内縁を含みます。）は、家族として取り扱われます。

Column 1

メディケア税／医療保障税とは

オーストラリアの医療保障は、「医療保険制度」ではありません。税を財源とする「メディケア／医療保障 (Medicare) 制度」です。1984 年にはじまったメディケア／医療保障制度は、全国民を対象とし、①国費のよる医療費の一定割合 (Bulk-billing) までの無料支給 (メディケア支給) と、②公立病院の入院費用の全額公費負担を柱としています。

制度運営に必要な財源は、一般財源とメディケア税 (個人の課税所得の 2% 相当負担額) で賄われています (メディケア税法 6 条)。州立病院の場合には、州政府がその運営費用の多くを分担しています。

オーストラリアでは、いったん開業医 (GP) に診てもらい、その結果、必要があれば専門医または病院に行く仕組みになっています。Bulk-billing 方式の開業医段階で済む場合は、自己負担はなく無料となります。

ただし、公立病院のプライベート患者や私立病院患者などは、既定診療報酬 (Schedule fee) を超えると、その分は自己負担となります。

低所得者はメディケア税を免除または軽減されます (メディケア税法 7 条 1 項)。例えば、年間所得額が 20, 542 ドル以下の単身者、世帯所得が 40, 431 ドル + 扶養する子どもや学生各人の所得 3, 713 ドル以下のカップル、高齢者／年金受給者税額控除 (SAPTO = senior and pensioners tax rebate) の適用ある納税者で、年間所得が 32, 279 ドル以下の単身者、高齢者／年金受給者税額控除 (SAPTO) 54, 117 ドル + 扶養する子どもや学生各人の所得 3, 713 ドル以下のカップル、さらには、永住権を持たない滞在者など税法上の「非居住者」もメディケア税を免除されます (通例、所得税申告の際に還付されます)。

また、高所得者で民間医療保険に未加入の人たちには、最大 3.5% (2% + 追加課税 1.5%) の税率が適用されます。経済的余裕のある人たちに民間医療保険への加入を促し、メディケアの負担を軽減することがねらいです。ただし、支払った民間医療保険料は、所得額に応じて最大で 30% まで税額控除 (private health insurance tax offset) することができます (1997 年法 61 条の 205 以下)。

ちなみに、負担が高額になるような質の高い医療サービスを受けたい人も、民間医療保険に加入して対応している場合が多いようです。

(平野信吾)

次に年金制度についてですが、オーストラリアの場合、年金制度は、二階建てになっています。つまり①全額税金で賄われる「老齢年金 (age pension)」制度と、②雇用主の強制拠出と被用者／従業員や自営業者などの任意拠出による「退職年

金基金 (Superannuation / スーパーアニュエーション / 通称「スーパー」) からなります。

ちなみに、「スーパー関連業務」は、ファイナンシャルプランニング、スーパー税務などの面で、民間の税務専門職の重要な職域となっています。このことから、退職年金関連法 (Superannuation related legislation) も重要です。

それから、1986 年に導入されたフリンジベネフィット税 / 給与外給付税 (FBT = Fringe benefits tax) も、事業活動に関係が深い税金です。FBT は、雇用主から従業員に提供された特定の経済的利益 (車両の供与。住居や食事など) に課税されます。FBT の納税義務者は、雇用主です。

企業や消費者に大きな関心がある税金は、タックスインボイス (税額票) 方式の物品サービス税 (GST = Goods and Services Tax) です。性格的には、付加価値税です。2000 年 7 月 1 日から 10% 税率で導入されました。

オーストラリアには、相続税・贈与税はありません。また、家族の資産投資や管理には、コモロー上の「家族信託 (family trust)」が幅広く活用されています (1936 年所得税法別表第 2 の F 第 271 条の 5 以下)。

すでにふれましたが、税務執行手続を含む租税手続一般を規律する法律としては 1953 年租税行政法 (TAA = Taxation Administration Act 1953) が制定されています。納税者番号の取得や納税申告の手続、利子税や附帯税、税務争訟などに関する重要な典拠となっています。

以上、連邦課税に関係する法令を一覧にすると、次のとおりです。

【表 3】連邦課税の典拠となる主要法令一覧

- ① 1997 年所得税法 (Income Tax Assessment Act 1997)
- ② 1997 年所得税規則 (Income Tax Assessment Regulations 1997)
- ③ 1997 年所得税 (移行規定) 法 (Income Tax (Transitional Provisions) Act 1997)
- ④ 1936 年所得税法 (Income Tax Assessment Act 1936)
- ⑤ 1936 年所得税規則 (Income Tax Assessment Regulations 1936)
- ⑥ 1986 年所得税率法 (Income Tax Rates Act 1986)
- ⑦ 1986 年医療保障税 / メディケア税 (Medicare levy Act 1986)
- ⑧ 1993 年スーパーアニュエーション産業 (監督) 法 (Superannuation Industry (Supervisi-

- on) Act 1993)
- ⑨ 1994年スーパーアニュエーション産業（監督）規則（Superannuation Industry (Supervision) Regulations 1994)
 - ⑩ 1992年スーパーギャランティ（管理）法（Superannuation Guarantee (Administration) Act 1992)
 - ⑪ 2002年金融サービス改正法（Financial Services Reform Act 2002)
 - ⑫ 1992年スーパーアニュエーション・ギャランティ（管理）法（Superannuation Guarantee (Administration) Act 1992)
 - ⑬ 1986年フリンジベネフィット税／給与外給付税（Fringe Benefits Tax Act 1986)
 - ⑭ 1986年フリンジベネフィット賦課税／給与外給付賦課税法（Fringe Benefits Tax Assessment Act 1986)
 - ⑮ 1953年租税行政法（Tax Administration Act 1953)
 - ⑯ 1976年租税行政規則（Tax Administration Regulations 1976)
 - ⑰ 1999年新税制（物品サービス税）法（A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999)
 - ⑱ 1999年新税制（物品サービス税）規則（A New Tax System (Goods and Services Tax) Regulations 1999)
 - ⑲ 1953年租税行政法（Taxation Administration Act 1953)
 - ⑳ 1976年租税行政規則（Taxation Administration Regulations 1976)

3 連邦の税務行政機関

日本では、国税庁があって、国税局、さらには税務署がありますが、オーストラリア（連邦）の税務行政機関は、日本とは違い段階構造にはなっていません。

連邦が賦課徴収する内国税（連邦税）の執行は「オーストラリア国税庁（ATO=Australian Taxation Office）」が所管しています。国税庁（ATO）は、連邦財務省（Department of the Treasury）が所管する事務一部を執行するための法令執行庁（statutory agency）として、財務省の外局に設置されています。

国税庁（ATO）の本部は、首都のキャンベラにあります。全国各地に約70の業務部門の拠点が置かれています。ただ、先にふれたように、これらの拠点は、日本の支分部局のような一定の地域を所管するような仕組みではありません。このことから、日本のような国税局や税務署にあたるような段階構造にはなっていません。2014年6月現在、職員数は2万3,000人強です。人口が2,300万人弱です。オーストラリア

は、いまだ公務員大国といえるのかも知れません。

4 所得税

日本では、所得税（income tax）の納税義務者をおおまかにいうと、「個人（individuals）」と「法人（companies）」にわけて、所得税法と法人税法という別々の法律で取り扱っています。

これに対して、オーストラリアの場合は、「個人（individual）」と「法人（company）」（任意団体（unincorporated bodies and associationsを含みます。）に加え、各種の「非法人（unincorporated entities）」つまり信託（trusts）や任意組合（パートナーシップ/partnerships）、などを含む「その他のエンティティ【事業体/some other entities】」に分けて、「1936年所得税法および1977年所得税法（ITAA=Income Tax Assessment Act 1936, 1997）」という法律で一体として取り扱っています（1977年所得税法4条の1）。

【表4】オーストラリアの所得税法における納税主体の分類

- 個人（individual）
- 法人（company）
- 非法人/その他のエンティティ（事業体/some other entities）

日本税法を調べる場合、「法人」や「個人」については、それぞれ法人税法や所得税法をチェックすれば分かるのですが、「非法人」つまり「その他の事業体」の課税取扱については、アウトサイダーから見ると非常に分かり難いわけです。この点、オーストラリアの場合は、これら「非法人」つまり「その他の事業体」の課税取扱についても、「所得税法」を見ればわかります。多分、日本では、オーストラリアとは異なり、事業信託（business trust）とか、パートナーシップを事業体として活用することが奨励されていないことが背景にあるのではないかと思います。

例えば、税理士（tax agent）についていえば、日本の場合、業法（税理士法）で規制し、個人か法人かいずれの選択しか認めません。この点、オーストラリアでは、業法（税理士業法（TASA=Tax Agent Services Act 2009）で、税理士は、個人、法人しか事業形態の選択が認められないと規定をしたら、大きな問題になります。オースト

ラリアでは、税理士は、個人、個人のみならず、信託、パートナーシップなど、いろいろな事業体を選択できて当たり前という伝統です。法人形態を選択するなら、会社法 (Corporations Act 2001) に従って税理士業を目的とする会社登記をすればよいわけです。あるいは、事業体課税のないパートナーシップを選択してもいいわけです。いずれの事業体を選択しても、所得課税取扱については「所得税法」によればいいわけです。

実務上は、個人、法人にかかる所得税をそれぞれ、「個人所得税 (individual income tax, individual tax)」と法人税「(company tax)」と呼んでいます。しかし、課税所得の計算は、ほぼ同じルールで行われます。

しかし、先ほど、オーストラリアでは、個人や法人などの所得課税取扱を同じ税法に定めているとしましたが、このことからくる、日本の税法とは異なるもう一つの際立った特徴があります。それは、法人の課税所得の計算は、原則として、個人の場合と同様のルールによることになっていることです。すなわち、所得税の計算は、個人のみ適用ある課税最低限や一定の人的控除 (tax offsets, rebates, tax relief) その他個人にのみに認められる各種経費控除の規定を除いて、あるいは法人にのみ適用される課税取扱規定を除けば、法人税も、個人事業所得者の場合と同じルールで課税されます。

所得税は、個人居住者や内国法人 (residents) については、全世界所得 (world-wide income) に課税されます。これに対して、個人非居住者や外国法人 (non-residents) には、オーストラリア国内源泉所得に限定して課税されます。したがって、「居住者 (resident)」かどうかの判断基準を理解することは重要です (1936年所得税法6条1項)。

所得税は、連邦の「各財政年度 (each financial year)」に対して支払うように求められます (1997年所得税法4条の10第1項)。連邦の財政年度は、7月1日から翌年6月30日までです。ということは、稼得年度 (income year) は、財政年度 (7月1日から翌年6月30日) と同じということになります。所得税の納税義務を負う者は、個人か法人/会社かを問わず、原則として7月1日から翌年6月30日の期間をもとに所得税の計算、申告・納付をすることになります (1997年所得税法4条の10第2項)。ただし、法人/会社の場合で、財政年度と異なる会計期間

(accounting period) を設定しているときは、国税長官の承認があれば、6月30日に終了する期間とは異なる期間が選択することができます (1936年所得税法18条)。

個人、法人とも、税額は、稼得年度 (income year) の課税所得 (taxable income) をもとに算定されます。ということは、課税所得は、査定対象所得 (assessable income) 【日本税法にいう「総収入金額」ないし「収入金額」に相当】から各種の経費控除項目 (allowable deductions) 【日本税法にいう必要経費/費用に相当】を差し引いて算定します (1997年所得税法4条の15)。この結果、損失/欠損金 (losses) が生じた場合には、繰越控除 (deductions for tax losses for earlier income years) ができます (1997年所得税法36章)。なお、課税所得は、非課税所得 (exempt income)

(1997年所得税法6条の20) や査定対象外所得 (non-assessable income) (1997年所得税法6条23) などを差し引いて計算します。

控除の対象となる経費 (allowable deductions) は、大きく①一般控除項目 (general deductions)

(1997年所得税法8条の1) と②特定控除項目 (specific deductions) (1997年所得税法8条の5) とに分かれます。

【表5】一般控除項目と特定控除項目、二重の控除の禁止

<p>一般控除項目: 所得税法は、(i) 査定対象所得の稼得もしくは収受に関して発生した損失 (losses) や費用 (outgoings)、または (ii) 査定対象所得の稼得もしくは収受するための事業の遂行において生じた必要な損失や費用を指します (法8条の1)。この場合の「費用 (outgoings)」とは売上原価や販売費、一般管理費などです。また、「損失」とは、貸倒損失や資産損失などをさします。ただ、こうした法定要件該当する一般的控除項目にあたるかどうかは、実務的には、国税庁 (ATO) の課税取扱ルーリングや裁判所の判例などを精査する必要があります。</p> <p>特定控除項目: 所得税法は、「本法の規定で控除できる旨を規定している場合には、査定対象所得から控除することができる。」としています (法8条の5)。こうした控除を、一般に「特定控除項目 (specific deductions)」と呼ばれ、特定の種類の所得の納税者に認められます。ただ、こうした法定要件該当する特定控除項目にあたるかどうかは、実務的には、国税庁 (ATO) の課税取扱ルーリングや裁判所の判例などに負うところが多いのが実情です。ちなみに、オーストラリアは、給与所得者にも実額控除を認めています。したがって、日本の特定支出控除とは異なり、この特定控除項目は、給与所得者のみならず事業所得者などに共通して適用になります。</p> <p>国土の広いオーストラリアは、「車社会」です。こ</p>

のため、特定控除項目として重要なものの一つとして「車と交通費 (car and travel expenses) をあげることができます。例えば、個人納税者が、自宅と職場間の自家用車ないし公共交通機関を使った通勤費／交通費のような費用は、一般控除項目には該当しませんが、特定控除項目として費用化できます (Garrett v FCT (1982) 12 ATR 684)。また、個人納税者が、2か所の事業所で働く、あるいは事業を営んでいる場合に生じた交通費は、特定控除項目として費用化できます (法25条の100)。

「私的または家事的 (private or domestic) 」支出は、所得の計算上、原則として費用控除は認められません。しかし、例えば、残業するための自己負担した食事費用 (meal expenses) は、「勤務費用 (work expenses) 」として、所得の計算上特定控除項目として費用化できます。ただし、控除額は合理的な額に制限されます (法900条の30第5項)。また、衣服費は、私的または家事的支出として、原則として、所得の計算上費用控除は認められません。ただし、制服や作業着その他その職業に必須の被服費 (expenditures on clothing) (クリーニング代などを含みます。) は、所得の計算上控除できます。住居費 (cost of accommodation) は、単身赴任費などを含め、原則として所得の計算上費用控除は認められません。ただし、短期出張などでホテル滞在に関して生じた費用などは控除できます。

それから、税務関連費用 (tax-related expenses) は、所得の計算上、広く控除できます (法25条の5)。税理士などに依頼し申告書作成や確定申告などに要した費用、弁護士費用、争訟費用などを含みます。所得税にかかる税務相談に関して税理士や弁護士などの専門職に支払った費用は控除できます。しかし、所得税以外の税目にかかる税務相談に関して専門職に支払った費用は除きます。ちなみに、各所得の稼得に關係して支出した法務費用なども控除できます。ただし、法務費用は、一般控除項目 (法8条の1) として控除することになります。

交際費 (entertainment expenses) は、フリンジベネフィット課税の対象となるものを除き、原則として控除できません (法32条の20)。ただし、例えば4時間以上 (会食時間を含みます。) の会議、セミナー参加に伴う、合理的な範囲の食事費、宿泊、旅費などは、所得の計算上費用控除ができます (法32条の35、32条の65)。その他、交際費で、費用控除できるケースはたくさんありますが、割愛します。

【二重控除の禁止】：一般控除項目または特定控除項目にしろ、ある支出が、複数の控除項目にあてはまることになる場合には、最適な一つの項目にあてはまるものとして控除できることになっています (法8条の10)。

ちなみに、資本的支出 (capital expenses) は、原則として費用として控除できませんが、一定期間にわたり原価償却費として控除できます。しかし、非課税所得を得るために支出した経費は、控除することができません。

課税所得には、個人の場合には累進税率で、法人の場合には比例税率で課税されます。

ちなみに、査定対象所得は、コモンローのもとで伝統的に所得とされてきた「通常所得 (ordinary income)」と、制定法により所得とされる「法定所得 (statutory income)」から成ります。「通常所得」とは、役務の提供、事業活動または資産の貸付けなどから生じた所得を指します。一方、「法定所得」とは、純資産増加説のような考え方に基づき課税ベースを広げるために制定法により所得と定めたものを指します。例えばキャピタルゲインなどがこれにあたります (1977年所得税法3部の1【100条の1以下】)。

オーストラリアの法人所得の計算においては、アメリカなどと同様に、会計上の決算から切り離された税法上の処理基準 (申告調整) 規定に基づき所得計算が行われます。したがって、日本のように、確定決算主義による損金経理 (決算調整) の必要はありません。例えば、会計上は費用となる罰金などは、所得税法上の申告調整において経費控除は認められません。

それから、オーストラリアには、日本のような給与所得者 (employment income earners) に対する「年末調整 (year-end-adjustment procedure)」のような仕組みがありません。このため、課税最低限を超える給与所得者を含め、全員が確定をする仕組みになっています。国税庁 (ATO) は「myTax [マイタックス]」のような、スマホを使った簡便な「記入済み電子申告 (pre-filing e-tax)」制度の導入、普及に努めています。

(1) 個人所得税

すでにふれたように、個人所得税 (individual income tax) は、居住者 (residents) については、全世界所得 (world-wide income) に課税されます。これに対して、個人非居住者 (non-residents) には、オーストラリア国内源泉所得に限定して課税されます。

居住者かどうかの判定は、原則としてコモンロー上の居住 (residency) 要件によります。所得税法は、基本的な判定基準を規定しています (1936所得税法6条1項)。

所得税は、査定対象所得 (assessable income) から所得税法で非課税所得 (exempt income) と定められている項目、などを除き、いかなる源泉から生じたものも課税対象とします。事業を営むため、あるいは勤務に関連して発生した費用 (allowable expenses) などを査定対象所得から控除す

ることができます。ちなみに、オーストラリアの場合、日本のような給与所得者向けの概算控除（給与所得控除／定額控除）制度を採用していません。このことから、給与所得者も、確定申告をして、事業所得者と同様の実額控除、必要経費を受けることができます。

①所得の種類

個人の査定対象所得 (assessable income) の種類としては、事業所得 (business income)、給与所得 (employment income)、キャピタルゲイン (capital gains)、配当所得 (dividends)、不動産所得 (rent)、利子所得 (interest)、ロイヤルティ収入、退職所得 (employment termination payments)、パートナーシップから分配された損益などがあります。所得間での損益通算が認められます。また、スポーツ選手の契約金のような臨時所得 (irregular income) には平均課税 (5分5乗課税) が認められます。

また、制定法上の所得控除項目としては、公益寄附金控除、税理士等へ支払った税務関連支出などがあります。

被用者／給与所得者である納税義務者は一般に、雇用主が給与を支払う際に源泉徴収 (PAYG=Pay-As-You-Go withholding) を受けます。また、自営業者 (事業所得者) または被用者ではない所得稼得者は、課税年中に予定納税 (PAYG installment) をするように求められます。ただし、納税者は、課税年度の所得金額が 8,000 豪ドル以下になると推定される場合、予定納税をしない選択もできます。原則として課税最低限 (18,200 豪ドル) 以下の納税者には、申告義務がありません。しかし、源泉徴収された税額は、確定申告で還付を受けることができます。

②税額控除／人的控除の種類

現行税法は、さまざまな種類の税額控除を設けています。これらは、大きく分けると、(i) 「二重課税の排除目的」、(ii) 「政策減税目的」および (iii) 「人的控除目的」で設けられています。

オーストラリアは、以前は、(iii) 人的控除については、「所得控除 (income deductions)」方式を採用していました。しかし、その後、人的控除は、「税額控除 (tax offsets, rebates, tax relief)」方式に移行しました。【諸外国では、税額控除は「tax credit」という言葉を使っていますが、オー

ストラリアでは、「tax offsets」あるいは「rebates」という言葉を使っています。ちなみに、1936年所得税法では、「rebates」という言葉を使っていたが、1997年所得税法では「offsets」という言葉を使っています。いまだ一部の人的控除は、1936年法を根拠としています。このことから、「rebates」と「offsets」という言葉が各所で出てきます。国税庁 (ATO) は、一般に「offsets」という言葉を使っています。】

また、近年、これら税法上の人的控除／税額控除は縮小され、多くは直接給付 (direct subsidies)、すなわち扶助、給付金に移行しています。

現行所得税法に盛られた主な税額控除、個人納税者向けの人的税額控除を一覧にすると、次のとおりです。

【表 6】 税額控除／人的控除の種類

(i) 二重課税の排除目的〔以下「法」は所得税法を指します〕
<ul style="list-style-type: none"> • 配当税額控除 (dividend imputation)〔1997年法200条の5以下〕 • 外国税額控除 (foreign income tax offset)〔1997年法770条の1以下〕
(ii) 政策減税目的
<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発税額控除 (R&D tax offset)〔1997年法355条の1以下〕 • 映画産業関連税額控除 (film tax offsets)〔1997年法376条の1以下〕 • その他
(iii) 人的税額控除
<ul style="list-style-type: none"> • 各種扶養税額控除 (dependent offsets/rebates)〔1997年法61条の1以下、1936年法159J条以下〕 • 家事従事者税額控除 (housekeeper rebates)〔1936年法159L条〕 • 医療費控除 (medical expenses rebate)〔1936年法159P条〕 • 民間医療保険税額控除 (private health insurance tax offset)〔1997年法61条の205以下〕 • 遠隔地／海外派兵者税額控除 (zone and overseas forces rebate)〔1936年法76A条〕 • 低所得者税額控除 (LITO=low income rebate)〔1936年法159N条〕 • 高齢者／年金受給者税額控除 (SAPTO=senior and pensioners tax rebate)〔1936年法160AAAA条〕 • 退職年金基金配偶者掛金控除 (superannuation spouse contribution tax offset)〔1936年法290条の230以下〕 • その他

(2) 法人税

【表7】ATO 2015年個人所得税申告書(抜粋)

すでにふれたように、法人 (company) には所得税がかかります。このことから、非営利法人 (charity, non-profit organisations) などは別として、営利会社/営利法人 (for-profit companies) は、所得税法にしたがって、課税所得を算定して期日までに確定申告をする義務があります。

①オーストラリアにおける会社の設立

会社法について、オーストラリアにおいては、かつては各州が会社法を制定していました。これが、中央集権化の波もあってか、2001年に、連邦 (Commonwealth) の「会社法 (Corporations Act 2001)」が制定されました。また、連邦の会社法の適正な運用を行う目的で、2001年の連邦証券投資委員会法 (Australian Securities and Investments Commission Act 2001) の制定により、「連邦証券投資委員会 (ASIC)」が設立されました。

このため、例えば、現在、オーストラリアで会社を設立するとなると、連邦会社法に準拠して設立登記 (登録) することになります。申請先は、連邦証券投資委員会 (ASIC) です。

オーストラリアでは、一般に、営利法人 (営利会社) は、「株式会社有限責任会社 (company limited by shares)」形態が選択されます。営利会社は、以下のように、公開 (public) か、非公開 (proprietary) か選択できます。

- 公開有限責任株式会社 (Public Company Limited by Shares) 【表記例】 AJ Ltd
- 非公開有限責任株式会社 (Proprietary Company) 【表記例】 AJ Pty Ltd

いずれにしろ、設立登記 (登録) が済むと、委員会 (ASIC) は、当該会社に「法人番号 (ACN=Australian company number)」を交付することになります。

株式会社有限責任会社には、当然、所得税法 (Income

Tax Assessment Act 1936/1997) のもとで、法人税 (company tax) ががかかります。

法人/会社には、株式会社以外のほか、協同組合 (co-operative company/1936年所得税法171条以下)、信用組合 (credit union/1936年所得税法23G条第1項)、その他の非営利法人 (non-profit companies and registered organizations) などがあります。また、パートナーシップと会社のハイブリッド事業体 (hybrid entities) である有限責任組合法人 (corporate limited partnership) も会社として課税を受けません (1997年所得税法830条の1以下)。

②法人税の計算

法人税は、課税年度 (7月1日から翌年6月30日) ごとに、法人/会社があげた課税所得 (taxable income) に課されます。言い換えると、法人/会社の決算日とは関係なく、課税年度を基準に申告するように求められます。もっとも、国税庁 (ATO) の承認があれば、当該法人/会社の財務会計年度を基に申告することも可能です。所得税は、内国法人 (residents) については、全世界所得 (world-wide income) に課税されます。これに対して、外国法人 (non-residents) には、オーストラリア国内源泉所得に限定して課税されます。

法人/会社の査定対象所得 (assessable income) には、個人の査定対象所得と同様に、所得税法で非課税所得 (exempt income) と定められている項目などを除き、いかなる源泉から生じたものも含みます。法人/会社の査定対象所得は、事業活動による総収入または総売上から売上原価を差し引いた売上総利益その他の所得を加えた金額をいいます。その他の所得には、配当所得、利子所得、賃料、ロイヤルティ収入、キャピタルゲイン、パートナーシップから分配された損益が入ります。

法人/会社は、事業を運営するために発生した費用 (allowable expenses) を事業上の経費として、査定対象所得から控除することができます。

法人/会社が、査定対象所得から控除できる費用・損失には、給与・賃金、広告費、支払利子、租税公課などの項目があります。これら通常の控除項目に加え、受取配当控除などの特別控除項目があります。また、法人/会社は、欠損金の繰戻・繰越が認められます。

法人/会社の課税所得に法人税率を適用して法

【表 8】ATO 2015 年法人税申告書 (抜粋)

人税額を算出します。この法人税額から外国税額控除などの税額控除を差し引いて法人税の納付税額を算出します。

2014/2015 課税年の税率は 30% です。法人は、課税所得 (taxable income) に税率 (30%) をかけて申告納税をします。実務的には、前年度実績をもとにして、その課税年に推定される所得税額を 4 期に分けて予定納税をし、確定申告で調整して終結することになります。課税期間は、すでにふれたように、原則として 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日です。この場合の申告期限は、10 月 31 日になります。

(3) インピュテーション制度

同じ課税物件 (例えば、所得) に対して二度以上課税を行うことを「経済的二重課税 (economic double taxation)」といいます。オーストラリアでは、個人が有限責任株式会社 (Company Limited by Shares) に投資し、その会社があげた所得に対し課税し、税引後の配当所得を受け取った個人株主に対して課税するとします。この場合、法人実在説 (separate taxable entity theory) に立つところとした課税は二重課税ではないことになります。これに対して、法人擬制説 (theory that treats the company as a legal fiction) に立つと二重課税とみることもできます。

この点について、オーストラリアは、二重課税にあたるもの考え方に立ち、インピュテーション制度 (配当税額控除/dividend imputation system) を採用しています (1997 年所得税法 200 条の 1 以下)。

居住納税者である株主は、配当を受け取った場合に、その所得税の計算において、当該配当額を査定対象所得に加算 (グロスアップ) したうえ

で、当該配当に会社が支払った法人所得税額 (30% 課税相当額) を控除 (franking credit, personal tax credit) する仕組みです。この制度では、配当所得に対しては、株主が個人である場合には、当該居住個人納税者に適用ある累進税率 (例えば、45% である場合には、45% マイナス 30%、つまり 15% 増) で課税されることとなります。また、個人株主が当該課税年に所得がない場合には、会社段階で課税された 30% 課税相当額は還付されます。ただし、5,000 豪ドルを超える配当税額控除の適用を受けるには、その株式の購入から少なくとも 45 日間保有していること (45 日ルール) が条件となっています。

一方、この配当控除制度は、非居住者である株主には適用されません。源泉課税などで調整されます。

5 申告納税制度と査定

オーストラリアでは、所得税については、1986 年以降、申告納税制度 (self-assessment system) に移行しました。申告納税制度のもとでは、税額を確定する第一次的な責任は納税者側にあります。したがって、所得税の申告義務がある人は、1 年間 (7 月 1 日～翌年 6 月 30 日) に得たすべての所得などを計算し、国税庁 (ATO) に申告書を、原則として 10 月 31 日までに提出しなければなりません。

国税庁 (ATO) は、原則として、納税者 (またはその代理人) が作成し提出した申告書の内容を信頼して受け入れるように求められます。

ATO は、個人納税者に対しては、1986 年以降も、それ以前と同様に「査定通知書 (NOA = Notice of assessment)」を交付しています (1936 年所得税法 6 条 1 項)。理論上、NOA は、正確な納税義務を確認する意味を持つに過ぎません。しかし、実務上は、日本でいう「申告是認通知書」と「更正処分通知書」の双方の性質を兼ね備えた公的文書といえます。

一方、法人企業や退職年金基金 (superannuation funds) など個人以外の納税者については、完全な申告納税制度へ移行したことから、ATO は、1989 年—90 年期から、査定通知書 (NOA) は交付していません。

申告納税制度は、2000 年 7 月 1 日から 10% 税率で導入されタックスインボイス (税額票) 方式の物品サービス税 (GST = Goods and

Services Tax) など多くの税金でも採られています。

オーストラリアの場合、所得税の場合は「納税申告書 (tax return)」と呼んでいます。物品サービス税 (GST) などの場合には「事業活動報告書 (BAS = Business activity statement)」と呼んでいます。ジェームズクック大学 (JCU) のタウンズビル校での「GST 講義」のなかで詳しいレクチャーがあると思います。ATO は、所得税申告書はもちろんのこと、事業活動報告書 (BAS) も査定の対象とします。

【表 9】所得税の申告納税と査定

個人納税者の場合
<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの個人所得税の納税者に対しては、納税者がした申告内容に基づき、ATO が最終的に税額を確定し、納税者に対して査定通知書 (NOA = Notice of assessment) を交付し、納付 (payments) または還付 (refunds) の手続がとられることになっています (1936 年所得税法 174 条 1 項)。NOA には査定税額に加え、メディケア税 (Medicare levy) および追加負担金 (surcharge) が記載されることになっています (1936 年所得税法 251X 条)。 ATO は、原則として、文書申告の場合には、納税者に対して査定通知書 (NOA) を申告から 7 週間以内、電子申告の場合には申告からおおよそ 2 週間以内に交付することになっています。 納税者が、記入済み電子申告 (pre-filing return) の仕組みである myTax (マイタックス) 申告を活用し場合には、査定通知書 (NOA) を自己の「MyGov Inbox」情報ポータルにアクセスし、自己の NOA のコピーを閲覧できます。 一方、納税者が、文書申告をしている場合には、納税者が指定した住所に、文書で査定通知書 (NOA) が郵送されます。
法人等完全申告納税方式のもとにある納税者の場合
<ul style="list-style-type: none"> 個人以外 (法人、退職年金基金など) で完全申告納税 (full self-assessment taxpayers) 方式の適用ある所得税については、自らが算定し申告書に記載した税額が自動的に確定税額とみなされます。このため、査定通知書 (NOA) は交付されません。言い換えると、納税申告書自体が査定通知書として取り扱われることとなります。このような査定の仕方は、一般に「みなし査定 (deemed assessment)」と呼ばれます (1936 年所得税法 166 の A 条)。 完全申告納税方式のもとにあり、みなし査定をされた納税者に対し国税長官がその査定を修正する場合には、公式な「修正査定通知書 (Notice of Amended Assessment) を交付しなければならないことになっています (1936 年所得税法 170 条以下)。

それから、後で詳しくふれますが、オーストラリアの場合、とりわけ現金取引が多い小規模企業

(small business) の「所得 (income)」や「売上高 (turnover)」の申告、ATO による査定、机上調査、不足額査定、修正査定には、公表されている「業種別標準率表/概算経費率/標準経費率 (benchmarking)」が広く使われています。

(1) 申告書の提出と机上調査

すでにふれたように、申告納税制度のもとでは、税額を確定する第一次的な責任は納税者側にあります。このことから、国税庁 (ATO) は、原則として、納税者による申告内容をそのまま受け入れることになっています。とはいえ、ATO は、申告書の記載内容に誤りや漏れがないかなどをチェックする必要があります。一般に、こうしたチェックは、「机上調査 (desk audit)」と呼ばれています。机上調査では、納税者から提出された申告書に記載された情報に加え、業種別標準率表 (industry benchmarks)、第三者から入手した情報も参考にします。さらに、納税者に経費支出の証明に必要な資料を持参のうえ来署を依頼する場合があります。納税者は、申告に使った帳簿や資料を、通例 5 年間保存するように求められます。

(2) 査定通知書 (NOA = Notice of Assessment)

ATO は、机上調査を終えると、納税者に対して「査定通知書 (NOA)」を交付します。

【表 10】査定通知書 (NOA) サンプル



(3) 不足額査定 (Default assessment)

国税長官は、納税者に申告義務があるにもかかわらず申告期限までに申告をしない (無申告) 場合、または納税者が行った納税申告内容が適切ではないと思う場合には、長官が当該納税者に課されるべきと思われる税額を定めた「不足額査定 (Default assessment)」を交付できます (193

6年所得税法167条)。日本でいう、決定処分、更正処分にあたるのではないかと思います。

(4) 修正査定 (Amending assessment)

国税長官は、原査定 (original assessment) の修正を行う権限を付与されています (1936年所得税法170条)。修正査定 (amending assessment) は、ATOが税務調査 (post-assessment audit or other verification activity) などを通じて当初申告や期限後申告に計算違いや脱漏などが見つかった場合や、逆に納税者が自分の行った当初申告の誤りを見つけた場合などに、国税長官の職権または納税者からの求めに応じて行われます。

もっとも、国税長官は、納税者からの求めに必ず応じなければならない義務はありません。納税者が国税長官に対して修正査定を求める場合の手続および提供すべき情報などについてはガイドラインが公表されています (ATO, Practice Statement PS LA 2008/19)。

修正査定は、個人納税者や小規模事業者については、通例、当初査定通知書の交付日から2年以内、それ以外の納税者や複雑な事案 (complex tax affairs) に関係する納税者については4年が除斥期間となります (1936年所得税法170条)。もっとも、不正申告 (fraud) や租税ほ脱 (evasion) などが関連した事案 (high risk categories) については期限がありません。

ちなみに、物品サービス税 (GST) にかかる修正査定の期限は、4年です (1953年租税行政法別表第1第155条の35第2項a号ii)。

6 個人の所得税の確定申告の手順

日本では、年末調整制度 (year-end-adjustment procedure) があるため、給与所得者 (employment income earners) は、確定申告 (lodging income tax returns) をすることは少ないと思います。

オーストラリアには日本の年末調整のような制度はありません。このため、給与所得者を含め所得税法上の申告義務がある人は、1年間 (7月1日~翌年6月30日) に得たすべての所得などを計算し、国税庁 (ATO) に申告書を、原則として10月31日までに提出しなければなりません。

(1) 申告義務の有無の確認

申告義務があるかどうかは、1年間の課税所得の合計金額によります。また、オーストラリア居住者 (residents) か、非居住者 (non-residents) かにより異なります。

参考として、2014/2015課税年の税額・税率をあげると、次のとおりです。

【表11】 居住者にかかる所得税の税率表 (所得税率別表7Part 1)

課税所得 (豪ドル)	税額 (税率)
0~18,200	0%
18,201~37,000	1ドルあたり19セント (19%)
37,001~80,000	3,572ドル+37,000ドルを超える範囲につき、1ドルあたり32.5セント (32.5%)
80,001~180,000	7,547ドル+80,000ドルを超える範囲につき、1ドルあたり37セント (37%)
180,001以上	54,547ドル+180,000ドルを超える範囲につき、1豪ドルあたり45セント (45%)

【表12】 非居住者にかかる所得税の税率表 (所得税率別表7Part 2)

課税所得 (豪ドル)	税額 (税率)
0~80,000	1ドルあたり32.5セント (32.5%)
80,001~180,000	26,000ドル+80,000ドルを超える範囲につき、1ドルあたり37セント (37%)
180,001以上	63,000ドル+180,000ドルを超える範囲につき、1ドルあたり45セント (45%)

以上の【表11】や【表12】から、所得税の確定申告が義務づけられるかどうかは、次のようになります。

【表13】 確定申告が義務づけられる所得金額

居住者	年間の所得金額が18,200ドルを超える場合
非居住者	年間の所得金額は1ドルを超える場合

*オーストラリアには、日本のような基礎控除はありませんが、18,200ドルは免税点と解してよいと思います。

(2) 確定申告後から査定、争訟手続の流れ

所得税申告書の提出期限は、課税年終了後 (7月1日~翌年6月30日) の10月31日までです。つまり、2014/2015課税年の場合、2014年7月1日~2015年6月30日まで

のあげた所得額を、原則2015年10月31日までに申告することになります。ただし、税理士が関与する申告書については延長も可能です。この場合、期限である10月31日以前に依頼する必要があります。期限に遅れたときには、附帯税がかかることがあります。課税年（7月1日～翌年6月30日）終了後の確定申告手続の流れを簡潔に示すと、【表14】のとおりです。

7 査定、不足額査定、修正査定を争う

納税者は、ATOが行った査定（assessments）、不足額査定（default assessments）、または修正査定（amended assessments）に不満な場合は、1953年租税行政法に規定するところに従い争うことができます。

国税長官の「処分（decisions）」については、原処分庁（ATO）への「異議申立て（objections）」を行い、異議決定に不服な場合、当該納税者が行政不服審判所（AAT=Administrative Appeals Tribunal）での審査請求（appeals）」または裁判所での「司法審査（judicial review）」へと、争訟手続をすすめることができます。異議申立前置主義を採っていますので、異議申立てを経る必要があります。（租税争訟手続については、後で詳しくお話しします。）

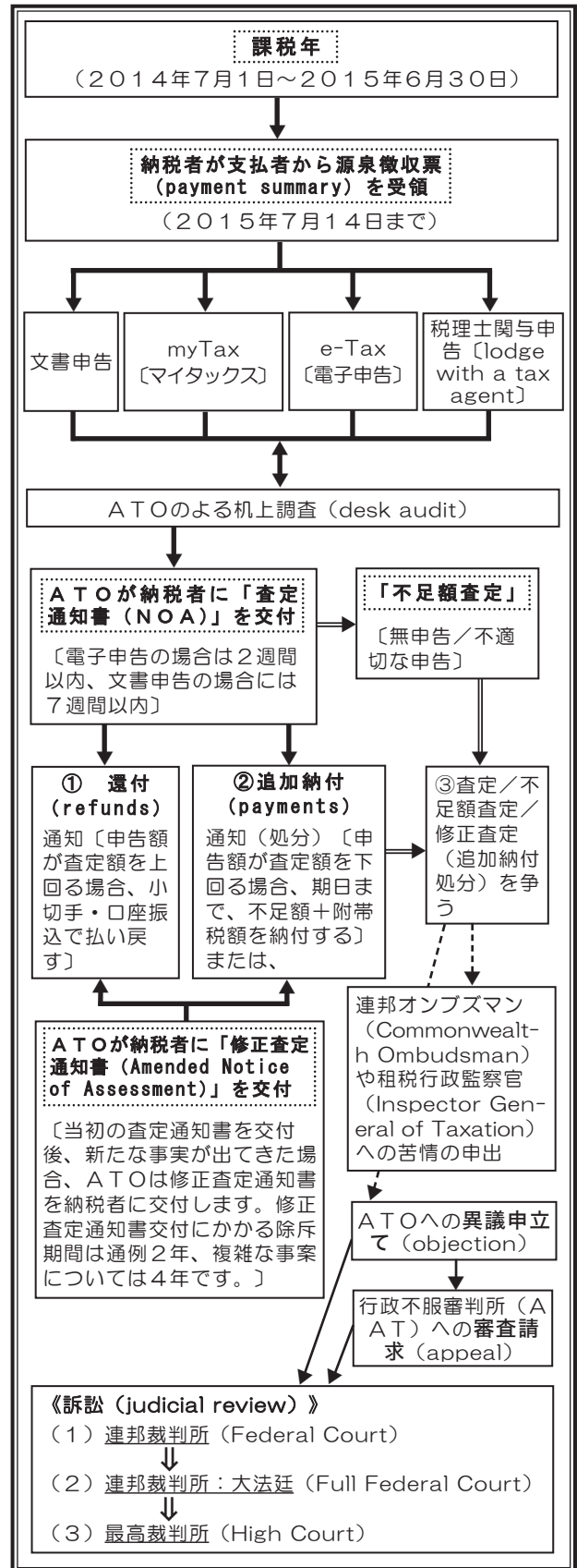
以上のように、ATOの査定（不足額査定、修正査定を含みます。以下同じです。）を争うには、まず、異議申立て（objections）をする必要があります（1936年所得税法175A条第1項）。ただし、納税者は、課税所得を有しない場合または課税所得を有するが納付すべき税額がない場合には、異議申立てはできません（1936年所得税法175条のA第2項a号およびb号）。逆に、納税者が、納税義務の増加または還付の増額を求める場合には、異議申立てができます（1936年所得税法175A条の第3項a号およびb号）

(1) 異議申立て

課税処分（taxation decision）に不服な（dissatisfied with）な者は、当該課税処分を行った国税長官に対して異議申立て（objection）をすることが認められます（租税行政法14ZL条1項）。

ここでいう「課税処分（taxation decision）」とは、具体的には「査定（assessment）」、「決定（determination）」、「通知（notice）」、「処分

【表14】 所得税の確定申告から納付・還付、争訟までの流れ（2014/2015課税年）



(decision)」または「プライベートルーリング/私的ルーリングの不発遣 (failure to make a private

ruling)」を指します(租税行政法14ZQ条および14ZL条1項)。

例えば、所得税の査定通知に対する異議申立ては、所得税法が典拠となります(1936年所得税法175A条)。

異議申立ては、法定期間内に所定の様式によって国税長官に対して行います。国税長官が行った査定に対する異議申立ては、国税長官が修正査定を行うことができる期限前までです。また、修正査定に対する異議申立ては、修正査定通知書の交付日から60日以内かまたは原査定にかかる異議申立て期限のいずれか遅い日までです。

国税長官は、異議申立てについて、その処分の一部または全部の変更をする異議決定を行い、納税者に書面で通知することになります(租税行政法14ZY条1項~3項)。この際に、審査請求をする権利がある旨とその費用や期限を教示することになっています。

2014-15課税年では、約3500万件の確定申告書がATOに提出されました。このうち37万件の修正査定が行われ、約2万6,000件の異議申立てが行われています。

(2) 行政不服審判所への審査請求

納税者は、国税長官の異議決定に不服がある場合には、行政不服審判所(AAT=Administrative Appeals Tribunal)に審査請求を申立て「租税・商業部(Taxation & Commercial Division)に担当してもらるか、または連邦裁判所(Federal Court)に提訴することになります(租税行政法14ZZ条1項)。

行政不服審判所法(Administrative Appeals Tribunal Act 1975)によると、AATの「租税・商業部」は、税務関係では、国税庁(ATO)に加え、税務実務家委員会(TPB=Tax practitioners Board)にかかる審査請求を取り扱います。

ちなみに、行政不服審判所(AAT)は、従来から内部に、争訟額が5,000ドル未満の場合の審査請求に利用できる「少額租税請求審判所(STCT=Small Taxation Claims Tribunal)」を設置していました(行政不服審判所法旧24AA条から旧24AC条)。しかし、STCTは、利用実績が低迷し年間200件未満であることなどからその存在意義が疑問視され、2015年7月1日をもって廃止されました。なお、争訟税額が5,000ドル未満の少額審査請求は、「租税・

【表15】6つの部からなる行政不服審判所(AAT)

・ 情報の自由部 (Freedom of Information Division) [行政不服審判所法17A条aa号・17CA条]
・ 総合審判部 (General Division) [同17A条a号]
・ 移民・難民部 (Migration and Refugee Division) [同17A条b号・17D条]
・ 連邦障害者保険制度部 (National Disability Insurance Scheme Division) [同17A条c号・17E条]
・ 社会保障部 (Security Division) [同17A条d号・17F条]
・ 社会サービス・子ども手当部 (Security Services and Child Support Division) [同17A条e号・17G条]
・ 租税・商業部 (Taxation and Commercial Division) [同17A条f号・17H条]
・ その他既定の部 (any other prescribed Division) [同17A条g号]

商業部」が担当することになりました。また、これまでSTCTでの審査請求で課されてきた85ドルの通常の審査請求(861ドル。ただし、生活困窮者については100ドルに減額されます。)の場合よりも低額の料金はそのまま維持されます。

① 審査請求か司法審査かの選択

いずれのルートを選択するかについては、国税長官の異議決定にもよります。

異議決定は、大きく2つに分けられる。一つは、審査請求の適するものです。これは、行政不服審判所での審査請求を経なければ司法審査が求められないものです。いわば、不服申立前置主義が適用になるものです。

そしてもう一つは司法審査に適するもの、または審査請求もしくは司法審査を選択できるものです。これは、納税者が選択すれば、審査請求を経なくとも直接司法審査が可能なものです。

一般に、多くの納税者は、行政不服審判所に審査請求をする途を選びます。その理由は、(a)争訟代理人なしで本人請求ができること、(b)争訟費用が安いこと、(c)証拠ルールが訴訟に比べ簡素であること、(d)正式な審理(hearing)に入らずに、裁決外紛争解決手続(ADR=Alternative dispute resolution)を利用できること、(e)審理を非公開にできること(税務行政法14ZZE条)などがあげられます。

③ 審査請求先

国税庁(ATO)の課税処分に不服な納税者が、行政不服審判所(AAT)に対し審査請求

(review) をするとします。この場合、手続は、ATO の異議決定に不服な審査請求人が、法定期限内に、行政不服審判所 (AAT = Administrative Appeals Tribunal) に対し、課税「処分の審査請求書 (Application for review of decision)」を提出することからはじまります。

審査請求書の提出があると、AAT は、税務事案にかかる審査請求を、AAT の租税・商業部 (Taxation & Commercial Division) に付託します。

* AAT の「租税・商業部」は、国税庁 (ATO) や税務実務家委員会 (TPB) に加え、連邦金融証券庁 (Australian Financial Security Agency)、連邦証券投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission) などからの審査請求事案を取り扱っています。

④ 審査請求書

審査請求人は、様式 (Form 1-6/97) 「審査請求書」に必要事項を記載して、審判所に提出します (行政不服審判所法 29 条 1 項)。審査請求書には、申請人の詳細 [氏名・性別・生年月日・電話・住所・代理人がいる場合にはその細目]、処分概要 [処分の概要/処分通知書の添付・処分日・処分通知書の受領日・処分庁の所在]、審査請求の理由、署名、請求日などを記載するように求められます。

⑤ 行政不服審判所 (AAT) での紛争処理手順

AAT の審査請求手続では、正式な審理 (hearing) を開いて裁決 (decision) を求めることができます。しかし、AAT での紛争処理実務では、正規の審理 (hearing) に入らずに、裁決外紛争解決手続 (ADR = Alternative dispute resolution) が広く利用されています。

行政不服審判所法は、「審判所長は、審査請求書が審判所に提出された場合、当該事案を裁決外紛争解決手続 (ADR) 付託するように指示することができる」と規定しています (法 34A 条 1 項)。審判所長は、文書で、審判官 (member)、審判所の職員 (officer of the Tribunal) または審判所補助官 (Registrar) に ADR 手続を担当するように指示することができます (法 34A 条 2 項)。

⑥ 行政不服審判所の裁決

審査請求 (appeal) を行った納税者が正式な審理を開催するルートをとった場合、行政不服審判所 (AAT) は、国税長官の異議決定を支持し棄却の裁決、処分の全部または一部の取消または

【表 16】AAT での紛争処理手順

(a) AAT に審査請求書が提出された場合、審判所長は、その事案を取り扱う担当審判官 (Managing member) を指名します。
 (b) 当該担当審判官は、審査請求人と処分庁 (ATO) を参加させ、予備的な折衝を実施します。この段階で、ADR 裁決外紛争処理手続をすすめるか、あるいは正式な審理を開いて裁決をえる手続をすすめるかを話し合います。審査請求人は必ずしも弁護士などに代理してもらう必要はありませんが、必要な場合には、できるだけこの予備折衝の段階で付き添ってもらうのが良いと思います。
 (c) この話合いで決着がつかなければ、AAT は、両当事者から処分通知書の副本そのた必要な書類の送付を受けた後に、審判所補助官 (Registrar) が当事者間協議 (conference) をアレンジし、その日時や場所を通知します。協議には、審査請求人本人の参加が原則です。「第一次協議 (First conference)」、それで合意に至らなければ「追加協議 (Further conference)」を行うこととなります。協議は、通例、最寄りの AAT 事務所で開催されます。しかし、審査請求人が遠隔地の住んでいる場合には、電話を使った協議が行われます。これらの協議は、性格的には非公式、私的な話合いです。協議において、審査請求人は、処分の納得しない理由を処分庁の申し立てることができます。通例、協議は 45 分程度で終わります。協議を通じて、あるいは AAT の調停 (conciliation)、仲裁 (mediation) により、処分庁が当該事案をどう扱うか合意に達した場合には、解決 (resolution) に至り、当該事案は終結します。
 (d) こうした協議を行ってもなお紛争が終結しない場合には、正式な「審理 (hearing)」を開催し、裁決を下すこととなります。審理も当事者が望めば、非開示にできます。

変更の裁決を行うことができます (行政不服審判所法 43 条 1 項)。裁決には、理由を附記するように求められます (行政不服審判所法 43 条 2 項)。

また、ATO に対して指導や勧告、再審査を行うように差戻し命令を下すこともできます (租税行政法 14AAP 条)。

⑦ 行政不服審判所でも租税事案の処理状況

行政不服審判所 (AAT) の統計 (AAT 『2014-25 年次報告書 (2014-15 Annual Return)』) によると、2014-15 年度の租税事案にかかる審査請求件数は 6,581 件で、前年度 (2013-14 年度) 比では、50% も減少したと報告されています。そのなかでも、所得税関連事案にかかる審査請求件数の減少が著しいようです。また、少額租税請求審判所 (SCT) 単独でも、2014-15 年度の件数が 197 件で、前年度比では 27% の減少です。この背景には、ATO が事前手続、調停や協議に力をいれてきていることがあげられます。また、見方を

かえれば、複雑な事案がAATへ持ち込まれる傾向を強めているともいえます。ちなみに、少額租税請求審判所（STCT）は、利用実績がおもしろくないことから、2015年7月1日をもって廃止されました。

Column 2

行政不服審判所（AAT）とは

オーストラリアの行政不服審判所（AAT）は、1975年行政不服審判所法（AATA=Administrative Appeals Tribunal Act 1975）に準拠して設置されています。AATは、日本の国税不服審判所（NTT=National Tax Tribunal）とは異なり、課税庁から完全に独立した機関です。税務のみならず行政全般を横断的に裁断する機関として組織されています。つまり、日本のような国税不服審判所、海難審判所といった縦割り行政の延長において審判所を設置しておらず、AATは、複数の部からなる総合的な行政審判所として組織されているわけです。2015年7月には、これまで個別に設置されていた移民審判所や難民審判所なども吸収し、横断的な総合行政審判所の性格を一層強めていっています。このように、AATの審判官は、租税分野に特化しているわけではなく、さまざまな行政分野の審査請求を担当していることが特徴です。

AATと裁判所との関係については、三権分立のルールを尊重する必要性から、AATはあくまでも「執行部」に位置し、「司法部」に属さないことを確認する必要があります。したがって、AATは、審査請求手続を「公正、正確、経済性、非公式および迅速（fair, just, economical, informal and quick）」にすすめるように求められます（行政不服審判所法2A条）。つまり、手続は、「非公式かつ非専門的（little formality and technicality）」であることが求められます（同33条1項b号）。したがって、AAT手続では、司法手続で求められるような厳しい証拠原則などはできるだけ回避されます。逆に、ADR【「Alternative（代替的）」「Dispute（紛争）」「Resolution（解決）」の頭文字をとって「ADR」です。日本語では、「代替的紛争解決手続」とか、「判決／裁判外紛争解決手続」と訳されます。】が幅広く採り入れられています。

このことから、AATの審査請求手続では、正式な審理（hearing）を開いて判決（decision）を下す以前に、紛争当事者間での「第一次協議（First conference）」、「追加協議（Further conference）」、「調停／仲裁（Conciliation, Mediation）」、とすすんでいきます。協議や調停は非公開で行われます。協議、調停の段階で解決（Resolution）にいたると、処分庁はその合意に基づいて課税手続をすすめて終結します。追加協議を行っても紛争が終結しないと、次に「審理（hearing）」を開催し、判決を下すこととなります。

AATの「審理」は、対審的（adversarial）に運営されるのが基本です。しかし、代理人が参加しない請求人自身（納税者）と処分庁（ATO）のみが参加した審理も多いことから、事案によっては、職権主義（inquisitorial）な運営が必要になります。

AATの所長（President／1人）、次長

（Deputy President／33人）および主任審判官（senior members／常勤43人・非常勤39人の多くは、連邦または州の裁判所で判事（judge）としての職務経験がなければ任用されません。（同6条1項および7条1項・2項）。また、審判官（other members）も5年以上の法曹有資格者その他総督が特別の知見があると認められた者であることが任用の要件になっています（同7条3項）。行政不服審判所の所長など裁判官出身者は裁判官として任用されている期間が任期となります（同8条4項）。また、審判官の任期は原則7年で任命され、再任は妨げられません（同8条3項）。総督が任命し、任命条件は担当大臣が文書で決定通知します（同8条7項）。常勤の審判官は、所長の許可なく有償の雇用に就くことは禁止されています（同11条1項）。また、非常勤の審判官は、所長が考えるところに従い、自己の職務と利害が抵触する雇用に就くことは禁止されています（同11条2項）。

2015年現在、AATは、約300人の審判官、600人以上の職員からなり、年間4万件を超える審査請求事案の処理にあたっています。2014-15年に、AATは、租税関連事案として6,581件の審査請求書を受け付け、滞留している事案を含め6,748件の処理を終えています（AAT『2014-15年次報告書』参照）。

AATは、審判官の任用についても、日本のような同じ官庁の行政官が審判官になるのではなく、司法の専門家および外部者を採用しているわけです。オーストラリアのAAT法制モデルは、現在、イギリスに継受され制度化化されています。オーストラリアでは、独立性を求められる審判所において、同じ官庁の行政官が審査請求面でもバツコすることはゆるされていないわけです。日本の行政審判所制度のあり方があらためて問われています。

（黒川 功）

【参考】 D C Pearce, Administrative Appeals Tribunal (4th ed., 2015) 邦文では、碓井光明「オーストラリアの総合的行政不服審判所に関する一考察」（『行政法の諸問題』（1990年、有斐閣）所収、石村耕治「イギリスの抜本的租税審判所制度改革（上）（中）（下）」税務弘報2009年8月号～10月号

（3）司法審査：租税訴訟

納税者は、行政不服審判所（AAT）の判決に不満がある場合には、司法裁判所で司法審査（judicial review）を求める途も開かれています。ただし、事実問題についてはすでに行政不服審判所（AAT）で審理されているために、裁判所では、もっぱら法律問題を争点とした事例に限られることとなります（e.g. Princi & Others v FCT (2008) 68 ATR 938）。

納税者は、国税長官が行った処分に不服があっても、税務行政法の規定のもとでは異議申立てが認められない場合もあります。こうした場合、納税者は1997年行政処分（司法審査）法（Admi-

nistrative Decisions (Judicial Review) Act 1977) に基づき裁判所での司法審査を受けることができます。この場合、審査の対象となる処分は、法令に基づき行われたものであることが要件となっています。

(4) 連邦オンブズマン

納税者は、国税庁 (ATO) を含む、連邦行政機関職員の行った行政行為に不満があれば、連邦オンブズマン (Commonwealth Ombudsman) への苦情の申出ができます。

連邦オンブズマンは、独立した事務局を持つ組織として、1976年オンブズマン法 (Commonwealth Ombudsman Act 1976) に準拠して設置されました (法4条および4A条)。連邦議会直属の独立した機関であり、行政機関職員の行った過誤や不服案件の苦情処理にあたっています。例えば、調査権限濫用的な税務調査が実施された場合、権利を侵害された納税者は、連邦オンブズマン、さらには後述の租税行政総監 (IGT=Inspector General of Taxation) への苦情の申出ができます。

ちなみに、2015年5月1日から、ATOや連邦の税務実務家委員会 (TPB) に関する苦情処理については、後述の租税行政総監 (IGT) が扱うことになりました。

連邦オンブズマンは、苦情案件の調査 (法8条)、証人の喚問 (法13条)、立入 (法14条) などを行ったうえで、報告書を作成し (法15条)、国税庁 (ATO) をはじめとした苦情の対象となった連邦行政機関に対して勧告を行っています。また、連邦オンブズマンは、連邦議会にも、報告書を提出します (法19条)。

連邦オンブズマンは、苦情の申出のあった過誤行為などを、訴訟手続を用いて処理する権限は有していません。

(5) 租税行政監察官

連邦には、独立した事務局を持つ租税行政総監 (IGT=Inspector General of Taxation) が任命されています。租税行政総監は、2003年租税行政総監法 (Inspector General of Taxation Act 2003) に準拠して設置されました。税法の執行に関する制度問題を確認し、かつ、国税庁 (ATO) や税務実務家委員会 (TPB=Tax Practitioners Board) が納税者の利益に資する改革を行うように政府に

対して必要な勧告を行う機関です (法7条)。財務省、さらにはATOやTPBからも完全に独立した機関です。

IGTは、報告書作成のための作業プログラムは、利害関係人【納税者、税理士や弁護士のような納税者の代理人、連邦オンブズマン、会計検査院 (Auditor-General)、国税長官など】から意見聴取するかたちで進められます。

①調査報告書の作成・公表

このようにIGTは、適正な作業工程を経て、ATO (やTPB) による税務行政が納税者本位に運営されているかどうかを調査し、連邦財務副大臣 (Assistant Treasurer) あてに、数多くの調査報告書 (review, report) を提出しています。ATO (やTPB) は、IGTの調査報告書に盛り込まれた勧告事項のすべてに必ずしも同意する必要はありません。しかし、同意できない理由等を公表する必要があります。一方、同意できる事項については、税務行政のできるだけ速やかな改善が求められます。

最近の調査報告書の例をあげると、次のとおりです。

【表17】租税行政総監 (IGT) が出した最近の『調査報告書』の例

<ul style="list-style-type: none"> • 2015年9月 『納税者憲章および納税者保護に関するレビュー (Review into the Taxpayers' Charter and Taxpayer protections) 』 • 2015年7月 『租税債務の徴収 (Debt collection) 』報告書 • 2014年7月 『国税庁 (ATO) の附帯税の執行状況のレビュー (Review into Australian Taxation Office administration penalties) 』 • 2012年7月 『現金経済を標的とした国税庁 (ATO) の標準経費率利用に関するレビュー (Review into the ATO's use of benchmarking to target the cash economy) 』 • 2011年5月 『国税庁 (ATO) の大企業への準備調査や調査方針、手続および実務に関する報告書 (Report into the Australian Taxation Office's large business risk review and audit policies, procedures and practices) 』
--

②年次報告書の議会への提出・公表

また、IGTの活動は、連邦議会にあてた『年次報告書 (Annual Report) 』に公表されています。また、IGTは、連邦議会両院合同公会計・検査委員会 (JCPAA=Joint Committee of Public Accounts and Audit)、上院経済特別委員会 (Se-

nate Standing Committee on Economics) など、要請に基づいて、各種委員会へ出席して証言を行っています。

③税務行政への苦情の処理

納税者は、従来から A T O 職員や T P B の作為・不作為についての苦情の申出は連邦オンブズマンに対して行ってきました。しかし、2015年5月1日からは、これら税務行政問題に関する苦情の申出先および処理権限は I G T に移行されました。

もっとも、納税額の減額や還付税額の増額などの処分事案、税理士の登録拒否処分の取消事案などの不服申立ての処理は担当していません。あくまでも苦情の申出事案に限定されます。処分事案への審査請求は、従来どおり連邦行政不服審判所 (A A T = Administrative Appeals Tribunal) が担当します。

ちなみに、日本の場合、オーストラリアの独立した I G T のような税務行政に固有の監察組織はないようです。誤解を恐れずにいえば、独立制には疑問があるようですが、日本では、総務省行政評価局がこうした役割を担っているのではないかと思います。

8 連邦税の納付と徴収

すでにふれたように、オーストラリアは、所得税 (income tax) について、2010-11 課税年度 (7月1日から翌年6月30日) 以降、申告納税制度 (self-assessment system) を採用しました。これにより、個人その他所得税の申告納税者 (self-assessment taxpayer) は、国税長官 (Commissioner) がその納税者の当該年度の所得税の査定 (assessment) 通知を行った後にはじめて納期が到来し納税義務が生じることになりました (1997年所得税法5条の5第2項・3項)。原則として、所得税の納期限は、当該納税者が納税申告書の提出期限から21日以内です (1997年所得税法5条の5第5項)。つまり、申告書の提出期限が10月31日であると、11月21日までに所得税を納付しなければなりません。ただし、納税者が申告書を期限までに提出し、かつその納税者に国税長官が査定通知書を交付した場合には、当該査定通知書受領後21日以内が納付期限になります (1997年所得税法5条の5第6項)。

(1) 税額の納付

また、国税長官が原査定 (original assessment) を修正し、納税者に修正査定通知書 (notice of amending assessment) を交付した場合で、その納税者が当該修正査定に同意するときには、増差額 (shortfall) に法定附帯税額を加えた額を、その通知書を受け取った日から21日以内に納付するように求められます (1997年所得税法5条の5第7項)。納期限最終日が休日である場合には、納期限は翌仕事日になります (租税行政法8AAZMB条)。

①納期限の延長

納税者は、国税長官に申請して査定された納税額の納期限の延長 (extension of time to pay) を求めることができます (租税行政法別表第1第255条の10)。分割納付の申請もできます (租税行政法別表第1第255条の15)。

オーストラリアの場合、納税者が、査定額について国税庁 (A T O) に異議申立て (objection)、行政不服審判所 (T A A) への審査請求 (review) または裁判所での司法審査 (appeal) を求めても、強制徴収手続執行は自動的に停止しません。しかし、国税長官は、納税者の申請または事案を勘案し職権で、結論が出るまで納期限を延長することができます (ARM Constructions Pty Ltd v DCT (1986) 17 ATR 459)。もっとも、国税長官が係争事案にかかる納期限の延長を認めることはまれです。

ネスルオーストラリア会社事件では、A T O が、9年間にも及ぶ税務調査の結果に基づき修正査定通知を行い、納税者に対して修正査定通知を行い2千万ドル超の増差額を1ヵ月以内に納付するように求めました。納税者は、この修正査定額を不服として争訟手続開始するとともに、国税長官に対して納期限の延長を申し立てました。国税長官がその申立てを認めなかったことから、納税者は、長官の拒否処分を裁判で争いました。裁判所は、長官の拒否処分を違法としました (Nestle Australia Ltd v FCT (1987) 18 ATR 873)。

②フィフティフィフティ納付取決め

法定納期限は、納税者が A T O から査定通知書、不足額査定通知書、修正査定通知証を受け取った日から21日以内です。したがって、A T O は、納税者に対して、21日以内に納税額または

増差額+附帯税額を納付するように求めることができます。しかし、納税者が滞納している場合には、今日、オーストラリアの課税実務では、ATOと納税者間の話し合いで分割納付取決め（payments by instalments arrangement）をすることができ、奨励されています（租税行政法別表第1第255条の15）。

また、修正査定などATOの処分について納税者との間で係争中であり、かつ、国税長官が租税債権を安全に回収（recovery）できると判断できる場合には、ATOは納税者と「フィフティフィフティ納付取決め（50/50 arrangement）」を結ぶことができます（ATO, Practice Statement PS LA 2011/4）。この取決めでは、納税者は、争いのない部分については全額納付するとともに、係争中の増差額の少なくとも50%までは納付し、残りの額については争訟結果に基づいて14日以内に納付するか、あるいは納税者が勝てば修正査定増差額は利子つきで当該納税者に還付するという仕組みです。ただし、ATOは、納税者に担保提供を求めたり、あるいは租税債権が危殆に陥る可能性が高い場合、この50/50取決めの締結の同意しないこともできます。ATOは、さまざまなかたちのアレンジが可能です。場合によっては、取決めをした後に租税債権が危殆に陥ったときには、当該取決めを破棄し、緊急に徴収処分を行うことができます。

（2）強制徴収と執行停止

すでにふれたように、オーストラリアの場合、納税者が、ATOの査定額について不満であるとして争訟手続を開始したとしても、強制徴収手続は進行し自動的に停止しません。つまり「執行不停止」が原則です。

①強制徴収手続には司法の介入が必要

国税長官は、納税者が期限を過ぎても納付しない場合、多くは、話し合いで分納取決めを結ぶこととなります。しかし、納税者が納税資金や納税に充当できる十分な財産を保有しているなどが明らかであるとして、こうした場合には強制徴収手続を開始することができます（租税行政法14ZZM条・14ZZR条）。

オーストラリアの場合、金銭のかたちの租税債務（tax-related liability）の徴収手続はATO職員が行うこととなります。しかし、その他の財産に対する強制徴収手続は、所轄の裁判所の介入を必

要とします。つまり、租税債権の充当するための納税者の動産や不動産への差押、換価手続は裁判所の執行官が行うことになっています（租税行政法別表第1第255条の5第2項）。したがって、日本とは異なり、ATO（行政）には強力な自力執行権が付与されていないわけです。

このように、オーストラリアでは、租税債権の強制徴収も、民事債権の強制徴収も、手続的には同等であることから、最初の徴収した債権者が優先することになります。

②会社/法人への徴収手続の開始

オーストラリアの場合、会社/法人が、期限を過ぎても納付しない場合、2001年会社法（Corporations Act 2001）の「債権者の会社に対する法定債務の請求」（法459E条5項）の規定に基づき、国税長官が滞納会社/法人に対して徴収手続を開始することができます。会社は、その請求を受けてから21日以内に当該請求の取消を申し立てることができます（法459H条）。裁判所は、当該債務請求に欠陥がある、または当該請求が正義に反する場合に限り、その取消を命じることができます（法459J条）。

③徴収手続の執行停止

納税者が、ATOの査定額について不満であるとして争訟手続を開始したとしても、強制徴収手続は進行し自動的に停止しません（租税行政法14ZZM条・14ZZR条）。つまり「執行不停止」が原則です。しかし、裁判所は、ATOの徴収手続の停止（stay of recovery proceedings）を命じることができます。

裁判所は、ATOによる徴収手続の執行停止命令（stay order）を出すには余り積極的とはいえません。しかし、執行停止命令は、ATOの強制徴収手続が納税者の生業の継続を困難にするおそれがある場合や、滞納額の分納を認めるのが妥当と思われるのにもかかわらず、悪意で全額納付を求めたと認定した場合などには、その執行を停止する命令を出しています。ATOの権限濫用には、司法の厳しい姿勢がうかがえます。ちなみに、裁判所が執行停止命令を認めるかどうかの基準を示した判例としては、DCT v Sakovits（2010）80 ATR 25が有益です。

④重大な困難

国税長官は、個人納税者が、徴収手続の開始に

より著しい困難 (serious hardship) に陥るおそれがあると認められる場合に、租税債務の全部または一部を免除することができます (租税行政法別表第 1 第 340 条の 5)。納税者は、国税長官の決定 (処分) に不服な場合は争訟手続をとることができます (同 340 条の 5 第 7 項)。

この徴収免除の対象となる税目は、所得税、医療保障税/メディケア税、メディケア追加負担金、フリンジベネフィット税 (F B T)、予定納税 (PAYG instalments)、F B T 中間申告税、附帯税です (租税行政法別表第 1 第 340 条の 10)。ただし、預り金の性格を有する物品サービス税 (G S T) や源泉所得税 (PAYG withholding-s) などはその対象となりません。

「著しい困難 (serious hardship)」について、税法は定義していません。したがって、判例等によることとなります。多くの判例がありますが、一般に、滞納税の徴収手続により、食料、衣服、子どもの教育その他基礎的な生活をするのが困難に陥るおそれがあるような状況を指します。

続いて、オーストラリアの源泉徴収制度 (PAY-G withholding)、予定納税制度 (PAYG installments)、さらには、事業活動申告書 (B A S = Business Activity Statement) について説明します。

9 PAYG 制度と活動報告書

「PAYG」は、「pay-as-you-go」の短縮形です。2000年7月以前は、旧宗主国のイギリスと同様に「PAYE = pay-as-you-earn」(あなたが稼得したところに従い納付せよ) という言葉が使われていました。PAYGも、同じような意味に近いと解されます。

オーストラリアのPAYGは、大きく2つに分けることができます。つまり、1つは、「源泉徴収制度 (PAYG withholding)」です。そして、もう1つは、「予定納税制度 (PAYG instalments)」です。

(1) 源泉徴収制度 (PAYG withholding)

オーストラリアでは、個人や事業者 (法人その他を含みます。) は、現課税年度において支払う給与、事業その他さまざまな投資所得にかかる予想される所得税額から一定額を天引き徴収して、ATOの納付するように求められます。「源泉徴収制度 (PAYGW = PAYG withholding)」と呼

ばれます (租税行政法別表第 1 第 2 部 ~ 5 部)。

源泉徴収制度 (PAYGW) は、所得税 (income tax)、メディケア税/医療保障税に加え、いわゆる「卒業税 (graduation tax)」【H E L P = Higher Education Loan Program / (所得連動返済型) 高等教育授業料後払いプログラム (卒業後の所得の増減に応じて返還額が変動する授業料後払いプログラム) 返済額】 [Column 3 参照] その他各種の社会保障負担金などの徴収にも活用されています。

PAYGWは、しばしば「I T W = Income tax Withholding」(源泉所得税) とも呼ばれます。

Column 3

卒業税 / 授業料後払いプログラムとは

オーストラリアでは、1974年に当時の労働党政権が、海外からの留学生を含め、高等教育 (大学・大学院など) の授業料を全額無料化しました。しかし、この無料化政策は、留学生の急増や財政負担の増大を招きました。このため、80年に留学生の授業料を有料化、87年には地元学生の授業料を有料化、あわせて留学生については原則授業料全額前納制に変更しました。

私は、1976年9月から1979年4月までヴィクトリア州メルボルン郊外にあるモナシュ大学 (Monash University) ロースクール大学院で勉強していました。したがって、私が留学していた期間は、授業料は、医療サービスや文房具の支給を含めタダでした。オーストラリア人の納めた血税で勉強できたわけです。感謝しております。

当時、オーストラリアの高等教育機関は、多くのヨーロッパ諸国と同様に、すべて公立 (州立・国立) でした。(1988年にクイーンズランド州ゴールドコーストにボンド大学 (Bond University) が開学するまで私立は存在しなかったわけです。現在、私大は、全豪に4校ほどあるようです。)

オーストラリアの親は、一般に「わが子には厳しい」わけです。できるだけ早く独り立ちさせようとします。18歳を過ぎた子どもに学費を払い続ける、子離れ・親離れできない日本の親子関係とは大きく異なります。

1987年の高等教育の有料化により、高等教育を受ける若い学生に負担が重くのしかかるようになっていきました。そこで、1989年に、当時の労働党政権は、「高等教育授業料負担制度 (H E C S = Higher Education Contribution System)」を導入しました。H E C Sは、学生の授業料を連邦政府がいったん肩代わりし、後払いとすることにより、在学中は学生の負担をほぼゼロにでき、卒業後に一定の所得を得てから税制上の源泉徴収制度を通じて給与から天引き徴収するかたち、本人が返済する仕組みです。

その後、政府は、H E C Sに大きな変更を加え、受益者負担を強めていきました。2003年に、高等教育支援法 (Higher Education Support Act 2003) を制定しました。同法は、2005年に発効しましたが、新たに後払いタイプが加わり、「高等教育授業料後払いプログラム (H E L P = High-

er Education Loan Program)」に名称が変更されました。従前のHECSはHELPに吸収され、現在「HECS-HELP」と呼ばれています。

HECS-HELPを利用して大学に通う学生は、一般に「HECS学生」と呼ばれています。HECS学生のほか、1998年以降、各大学は、学期ごとに授業料を前納して学ぶ「授業料納付学生（fee paying student）」も、入学させられるようになりました。こうした学生の授業料後払いを支援する「FEE-HELP」もあります。ほかにさまざまな授業料後払いプログラム（OS-HELP、SA-HELP、VAT-FEE-HELP）があります。（ちなみに、外国人留学生には、HECS-HELPなどの適用はありません。したがって、原則として留学先となる大学の授業料プログラムに従い、既定の学費を前払するように求められます。）

●HECS-HELP（高等教育授業料後払いプログラム）とは

HECS-HELPは、利用者（債務者）の卒業後の所得の増減に応じて返済額が変動する仕組みです。HECS-HELP利用者（債務者）は、年間総収入金額が5万3,345ドル以上（2014-2015年度）になった段階で返済が始まります。新卒者の年収がこのバー（compulsory repayment threshold）を超えるのは、平均でおおむね5年目です。ちなみに、年間総収入金額が5万5,000ドル以上の人の年間の返済額は、収入金額の4%（または2,200ドル）です。8万ドル以上の人は6%（4,800ドル）、10万ドル以上の人は8%（8,000ドル）です。

HECS-HELP口座は、各人の納税者番号（TFN）で国税庁（ATO）が管理し、かつ所得の把握も課税庁（ATO）が行っています。各人が所得基準を満たした時には、後払い債務額をATOが税と一緒に徴収することから、「卒業税（graduation tax）」とも呼ばれているわけです。

1989年の制度発足以降、延べで約250万の学生がHECS-HELPを利用しています。返済対象者（債務者）は、およそ110万人で、最初に返済を始めてから平均8年弱で返済を完了しています。

HECS-HELP利用者（債務者）が、年間の義務的返済額（compulsory repayment）に加え、任意に500ドル以上の早期返済をした場合には、5%のボーナス（voluntary repayment bonus）がつかます。すなわち、500ドルを任意に早期返済したとすると、その人のHECS-HELP口座から525ドルが差し引かれること（債務額減）になります。

授業料後払い債務は、死亡の場合は別として、破産の場合を含め免除されません。政府が抱えることになる不良債権は、新規後払い債権総額のおおよそ20%と見積もられています。政府は、毎年、死亡や外国への移動により踏み倒された分などを不良債権として処理しています。

●専攻区分と学生の授業料負担額

1989年から1997年前までは、どのような分野を履修しようと均一授業料制（flat contribution rate）を採っていました。しかし、1997年以降からは、フルタイムの学生（通常、年8ユニットを履修）の専攻区分別（bands）授業料制が採用されました。

●専攻区分と学生の授業料負担額（2015年～16年）

・区分3（Band 3）【法学・医学・歯学・獣医学・会計学・経営管理学・経済学・商学】[2015年負担額0～1万266ドル/2016年負担額0～10,440ドル]

・区分2（Band 2）【コンピュータ・工学・農学など】[2015年負担額0～8,768ドル/2016年0～8,917ドル]

・区分1（Band 1）【人文科学・行動科学・社会学・外国学・教育学・看護学など】[2015年負担額0～6,152ドル/2016年度0～6,256ドル]

・国家的優先区分（National Priorities Band）
【2010年1月1日以前に教育学および看護学を履修した学生】*現在、この区分の停止に伴い、新規の教育学および看護学を専攻した学生は、区分1の負担となります。

授業料の設定上限は、教育にかかる費用に加え、専攻者の卒業後の所得を織り込んで設定されています。例えば、卒業後に弁護士・医師・会計士などになり高い収入が望める区分3では、区分2の工学よりも教育にかかる費用は安価なものにもかかわらず、学生負担の上限は高く設定されています。

●高等教育市場での競争、受益者負担の強化の動き

以上のように、これまで政府は、学生が通う大学に支払う授業料に上限を設定していました。しかし、この上限が、2016年1月1日から撤廃されます。どの大学も授業料を自由に設定することができるようになりました。このため、大学間の競争、授業料の市場化が一層すすむものと考えられます。

学生は、授業料後払いプログラム（HECS-HELP）を選択しないで、授業料を学期ごとに前納することができます。この場合、10%の授業料前納割引（up-front payment discount）の適用があります。しかし、この制度は、2016年1月1日から廃止されました。

授業料後払いプログラム（HECS-HELP）は継続されますが、政府の累積する授業料後払い債務にかかる経費を補うために、学生に利子負担を求めるようになります。現在、授業料後払い額は、物価指数（CPI）にあわせて調整されています。しかし、今後は、政府発行の債券利率に連動することとなります（債券利率は、物価指数よりはるかに高率です。ただし、6%が上限です。）。

すでにふれたように、授業料の後払いプログラム（HECS-HELP）では、卒業後に一定の所得基準（compulsory repayment threshold）に達しない限り、返済義務が生ぜず、給与からは源泉徴収は行われません。この所得基準が、2017年から10%程度引き下げられます。

オーストラリアの大学関係者の間では、高等教育の有償化は、国連人権規約のうち「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、A規約）の13条2項b号およびc号、中等教育・高等教育の「斬新的無償化条項」に逆行するのではないかとの批判があります。また、受益者負担の強化は、学生の卒業後の「ローン地獄化」を招きかねないとの批判も強いところです。

わが国でもオーストラリアの授業料後払いプログラムをまねて、現行の日本学生支援機構（JASS-

○) の奨学金 (本当は奨学ローン?) 制度を、個人番号 (マイナンバー) で管理し、かつ所得連動返済型奨学ローンに見直ししようという動きがあります。しかし、「奨学金 (scholarship)」とは、本来、返済なしで無償支給するものを指します。奨学ローンではなく、もっと無償支給の奨学金を増やすべきではないかと思えます。

(石村耕治)

【参考】 Carol Dow & Carol Ey, “Higher Education Loan Program (HELP) : A Quick Guide (Parliamentary Library, 9 October 2014) Study Assist, Thinking about university? : Commonwealth supported places 2015, 2016



ダブナー教授のレクチャーを聴く研修参加者【ジェームズクック大学ケアンズ校内】

①源泉徴収税額合計表

源泉徴収制度 (PAYGW system) の仕組みは、ほぼ日本と同じです。支払者 (payer) は、受給者 (payee) への支払の際に、ATO が作成・公表している各種の源泉徴収税額表 (PAYG) に基づいて法定額を天引き徴収して、源泉徴収税額合計表 (PAYG payment summary statement) にまとめて、徴収した額をATOに納付することになります (租税行政法別表第 1 第 1 2 部)。

【表 1 8】 源泉義務者の源泉徴収税額合計表サンプル (抜粋)

②受給者へ交付される源泉徴収票

源泉所得税 (withholding income tax) は、その課税年度における申告所得税 (assessment income tax) の前払い的な性格を有します。したがって、例えば、給与所得者は、雇用主からその課税年度に支払を受けた給与収入額とその額から天引き徴収された源泉所得税額を記載した「源泉徴収票 (PAYG payment summary)」を受け取り、確定申告をして、追加納付をするまたは還付を受けるかたちでその年の税額を確定することになります。

【表 1 9】 源泉徴収票：個人/非事業所得用サンプル (抜粋)

③主な支払にかかる源泉徴収税率・天引き額

源泉徴収 (PAYGW) 税率ないし天引き額は、対象となる支払 (payments) により異なります。主なものをあげると、次のとおりです。

【表 2 0】 源泉徴収の対象となる主な支払 (準拠条項は租税行政法 (ATA) 別表 1)

支払の種類	源泉率	情報申告期日
雇用主の支払 ・給与・賞与・手当等 (12条の35) ・会社取締役・役員 (12条の40) ・公職者への支払 (12条の45) ・宗教教師への支払 (12条の47)	ATO作成・公表の源泉所得税 (PAYGW) 別表 (NAT 1007) に基づいて、各月の支払額に応じて、支払者が法定額を天引き徴収	源泉税納付書【7月14日】 年次報告書【8月14日】
事業者番号 (ABN) を提示ができる個人税理士、コンサルタントなどの役務提供者の場合で、支払先との	事業者番号 (ABN) を提示したうえで源泉なし、または支払先と文書	同上

任意の源泉徴収に文書で合意したとき（12条の55）	で合意した20%以上の税率で源泉徴収	
庭師、大工などの労務提供契約による支払（12条の60）	A T Oの源泉所得税（PAYGW）別表による	同上
退職または雇用の終了に伴う支払 ・スーパーアニュエーション／退職年金基金の支払（12条の80第a項） ・年金（12条の80第b項） ・その他	同上	原則として 同上
各種社会保障給付〔傷痍軍人・障害者・連邦教育訓練などの支払〕（12条の110～115）	同上	同上
納税者番号（TFN）を提示しない投資家への各種投資にかかる果実支払（12条の140～150）	申告所得税の最高税率＋メディケア税	源泉税納付書【7月30日】
非居住者へ支払う配当金（12条の210・215）	30%（GST込み）または租税条約上の源泉率	源泉税納付書【7月14日】 年次報告書【10月31日】
非居住者等へ支払う利子（12条の245）	10%	源泉税納付書【7月14日】 年次報告書【10月31日】
非居住者等へ支払うロイヤリティ（12の280・285）	30%（GST込み）または租税条約上の源泉率	同上

個人事業者である税理士、講演者（大学と雇用関係にある給与所得者である教員が、外部で有償の講演する場合などを含みます。）、コンサルタントなどは、サービス提供者（service provider/service supplier）に該当します。こうした雇用関係のないサービス提供者は、支払先（payer）に事業者番号（ABN）を提示すれば、通例、源泉徴収を受けることなく支払を受けることができます。もちろん、サービス提供者は、望めば源泉徴収を受けることができます。この場合、サービス提供者は、20%以上の税率で源泉徴収することに支払先と文書で合意する必要があります（租税法別表第1第12条の55）。しかし、実際には、こんな面倒な合意をして支払先からの源泉徴収に応じる個人税理士などはほとんどいません。

それから、支払者（payer）は、一定の場合、雇用関係のないサービス提供者に対してABNの提

示を受けることなし（もちろん、この場合、納税者番号（TFN／タックス・ファイル・ナンバー）の提示もなし）、源泉徴収なしで、支払をすることができます。

例えば、（a）支払者が事業活動の一環として支払をするものでない場合、（b）サービス提供者は18歳未満の個人で支払額は週350ドルを超えない場合、（c）支払額は75ドル（GST別）を超えない場合などです。ただし、サービス提供者が、ABNなし・源泉徴収なしでの支払を受ける場合には、「提供者による明細書（Statement by a supplier）」を提出しなければなりません。

【表 21】 提供者による明細書（抜粋）

**Australian Government
Australian Taxation Office**
Statement by a supplier

Complete this statement if the following applies:
 ■ you are an individual or a business
 ■ you have supplied goods or services to another enterprise (the payer), and
 ■ you are not required to quote an Australia business number (ABN).

HOW TO COMPLETE THE STATEMENT
 ■ Print clearly in BLOCK LETTERS using a black pen only.
 ■ Use BLOCK LETTERS and print one character in each box.
 ■ Place X in all applicable boxes.

② Payers can check ABN records of suppliers by visiting abr.business.gov.au or phoning 13 72 26 24 hours a day, 7 days a week.

Section A: Supplier details
 Your name

Your address

 Suburb/town _____ State/territory _____ Postcode _____

Reasons for not quoting an ABN Place X in the appropriate boxes.

The payer is not making the payment in the course of carrying on an enterprise in Australia.

The supplier is an individual aged under 18 years and the payment does not exceed \$350 a week.

The payment does not exceed \$75, excluding any goods and services tax (GST).

The supply that the payment relates to is wholly input taxed.

The supply is made by an individual or partnership without a reasonable expectation of profit or gain.

The supplier is not entitled to an ABN as they are not carrying on an enterprise in Australia.

The whole of the payment is exempt income for the supplier.

The supplier is an individual and has given the payer a written statement to the effect that the supply is either:
 made in the course or furtherance of an activity done as a private recreational pursuit or hobby, or
 wholly of a private or domestic nature (from the supplier's perspective).

Section B: Declaration

⑤源泉徴収税：月額表の適用範囲

非居住者に対して支払う投資所得については、定率での源泉所得課税が行われています。一方、一般のサラリードワーカーに対して月ベースで支払われる給与所得（employment income）などにかかる源泉徴収については、国税庁（ATO）が作成・公表した「源泉徴収税：月額表（PAYG withholding: Monthly tax table）」（NAT 1007）を使います。つまり、雇用主／使用者（employers）は、源泉所得徴収税：月額表に基づき、従業者／被用者への各月の支払額（受給者の収入金額）に応じて、法定額を天引き徴収し、ATOの納付する仕組みになっています。

支払者（payer）が、月極支払をする際に、源泉徴収税：月額表を使って、受給者（payee）源泉徴収をする必要があるのは、次のような支払の場

合です。

【表 2 2】源泉徴収税：月額表の適用範囲

- ・給与・賃金・手当などの支払
- ・有給の育児休暇にかかる支払
- ・会社や法人等の取締役・理事・役員への支払
- ・公職者（議員・法律上の職務者・軍人・警察官など）への給与・手当などの支払
- ・日雇い労働者への支払
- ・宗教教師への支払
- ・政府支援の教育・訓練プログラムにかかる支払
- ・補償・疾病・事故等により雇用不継続となった者に対する定期的な支払（ただし、保険適用による支払を除きます。）
- ・その他国外居住者に対する支払

⑤「その月の総収入金額」とは

源泉徴収税：月額表の対象となるのは、受給者（payee）の「その月の総収入金額（total monthly earnings）」です。その算定にあたり注意すべき点は、次のとおりです。

【表 2 3】「その月の総収入金額」とは

- ・従業者／被用者の場合、「その月の総収入金額」には、手当その他不定期な支払を含みます。（手当にかかる源泉徴収について詳しくは、ATO, Withholding from allowances (NAT 5448) を参照してください。）
- ・従業者／被用者は、原則として、雇用開始の日から 14 日以内に雇用主／使用者に対して自己の納税者番号（TFN／タックス・ファイル・ナンバー）を提示するように求められます。
- ・雇用主／使用者は、雇用開始の日から 28 日以内に従業者／被用者から納税者番号（TFN）の提示がない場合、49%（申告所得税の最高税率）＋メディケア税（2%）で源泉徴収しなければなりません。
- ・雇用主／使用者は、従業者／被用者が HECS - HELP（高等教育授業料後払いプログラム）の利用者（債務者）であり、かつ年間収入額が法定額以上に達し返済義務が生じている場合には、その者から法定返済額を源泉徴収するように義務づけられています。

④源泉徴収税：月額表サンプル

源泉徴収税：月額表サンプル（抜粋）は、【表 2 1】のとおりです。

（2）予定納税制度（PAYG instalments）

所得税は、納税者が 1 年間のすべての所得を計算し、それにかかる税額を翌課税年に確定申告をし、納付する仕組みになっています。しかし、その一方で、確定申告をする前にあらかじめ前課税

【表 2 4】源泉徴収税：月額表サンプル（抜粋）

The image shows a screenshot of the Australian Monthly Tax Table (PAYG withholding) for the 2015-16 financial year. The table is titled 'Monthly tax table' and includes a note: 'For payments made on or after 1 July 2015'. It also mentions 'Includes the tax offset ready reckoner on page 6' and 'If exact earnings amount not shown use the nearest lower figure.' The table itself is a grid with columns for 'Monthly earnings' and 'Monthly tax' for different income brackets. The earnings are listed in increments of \$100, starting from \$0 up to \$12,000. The corresponding tax amounts are listed in the adjacent column.

年の所得を基に計算した税額を一定回数に分割して納付できる仕組みを採りいれています。これを「予定納税（PAYG I = PAYG instalments）」制度といいます（租税行政法別表第 1 第 4 5 部）。しばしば「ITI = Income tax Instalments」（分割納付所得税）とも呼ばれます。

オーストラリアの予定納税制度（PAYG instalments）は、日本の所得税法では「予定納税」（所得税法 2 条 1 項 3 6 号、104 条～110 条）、法人税や消費税では「中間申告〔予定申告/仮決算による中間申告など〕」（法人税法 7 1 条、消費税法 4 2 条 1 項・4 3 条 1 項）と呼んでいる制度に相当します。

（3）活動報告書：BAS と IAS

活動報告書（activity statements）は、大きく「事業活動報告書（BAS = Business Activity Statement）」と「連続活動報告書（IAS = Instalment Activity Statement）」に分けることができます。

①連続活動報告書（IAS）と事業活動報告書（BAS）

活動報告書制度は、2000 年 7 月 1 日から実施されました。この制度導入前まで、納税者は、さまざまな報告書を提出するように求められました。納税者が、これら連続活動報告書（IAS）および事業活動報告書（BAS）で報告を求められる内容は、次頁【表 2 5】のとおりです。

活動報告書（IAS、BAS）の提出義務を負うものは、同時に、年次の所得税申告書（income

【表 2 5】連続活動報告書 (I A S) と事業活動報告書 (B A S)

① 連続活動報告書 (I A S)	個人納税者、物品サービス税 (G S T) の納税義務を負わない事業者が、国税庁 (A T O) に提出義務を負う活動報告書です。次のような活動をするものは、 I A S の提出義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収 (P A Y G withholding) ・予定納税 (P A Y G instalments) ・フリンジベネフィット税 / 給与外給付税の予定納税 (F B T = Fringe Benefit Tax instalments)
② 事業活動報告書 (B A S)	個人納税者、個人納税者、物品サービス税 (G S T) の納税義務を負う事業者が、国税庁 (A T O) に提出義務を負う活動報告書です。次のような活動をするものは、 B A S の提出義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・物品サービス税 (G S T = Goods and Services Tax) ・源泉徴収 (P A Y G withholding) ・予定納税 (P A Y G instalments) ・フリンジベネフィット税 / 給与外給付税の予定納税 (F B T = Fringe Benefit Tax instalments)

tax return) やフリンジベネフィット税 / 給与外給付税 (F B T) の申告書 (ただし、 F T B の適用がある場合に限り) の提出をしなければなりません。

活動報告書 (I A S 、 B A S) 制度の導入に伴い、あらたな専門職として登録「事業活動報告書作成士 (B A S Agents) 」制度が導入されました。これまで法認されていなかった記帳代行業者などが、新たな資格登録制度のもと事業活動報告書作成士 (B A S Agents) として、活躍の場が与えられたわけです。

納税者は、税理士 (Tax Agents) のほか、事業活動報告書作成士 (B A S Agents) に対して、有償で活動報告書 (I A S 、 B A S) の作成を依頼することができます。

ちなみに、これまで州ごとの異なっていた税務専門職 (tax practitioners) 制度は、現在、連邦の制度として統一されています。 2 0 0 9 年に、連邦 (C h = Commonwealth) の税理士業法 (T A S A = Tax Agent Services Act 2009 【 T A S 法 】) および税理士業規則 (T A S R = Tax Agent Services Regulations 2009) 【 T A S 規則 】 が制定・施行されました。これら T A S 法や T A S 規則に準拠して、新たに独立した連邦機関として税務実務家委員会 (T P B = Tax practitioners Board) が設置されました。この委員会 (T P B) は、従来からある「税理士 (Tax Agents) 」に加え、新設さ

れた「事業活動報告書作成士 (B A S Agents) 」、さらには「税務 (ファイナンシャル) アドバイザー (Tax (Financial) Adviser) 」の登録および規制を包括的に担当することになりました【詳しくは、本報告書第 V 章 税務専門職制度を参照してください】。

②活動報告書の提出時期

活動報告書 (I A S 、 B A S) の提出時期は、事業体の規模により異なります。

【表 2 6】活動報告書の提出時期

項目	提出時期
源泉徴収 (P A Y G withholding)	
・年 1 0 0 万ドル超の源泉税額を徴収する事業体	毎月
・年 2 万 5 , 0 0 0 ドル超 ~ 1 0 0 万ドル以下	毎月
・年 2 万 5 , 0 0 0 ドル以下	四半期ごと
予定納税 (P A Y G instalments)	四半期ごと
G S T	
・年間売上が 2 , 0 0 0 万ドル以上	毎月
・年間売上は 2 , 0 0 0 万ドル未満	四半期ごと
F B T その他の租税	四半期ごと

③活動報告書の提出媒体の選択

納税者は、活動報告書 (I A S 、 B A S) の提出のあたっては、文書 (paper) の他、さまざまな提出媒体を利用することができます。

【表 2 7】活動報告書 (I A S 、 B A S) の提出媒体の選択

個人や個人事業者	I A S あるいは B A S を、「マイガブ (MyGov) 」にログインして電子提出することができます。
B A S を自己提出する企業	国税庁 (A T O) のビジネスポータルにアクセスして電子提出 (E L S) することができます。
税理士関与提出	税理士が、関与先を代理して、 B A S または I A S を税理士専用ポータル (Tax Agent' s Portal) を通じて、 A T O に提出することができます。
事業活動報告書作成士関与提出	事業活動報告書作成士 (B A S Agent) が、関与先を代理して、 B A S または I A S を事業活動報告書作成士専用ポータル (B A S Agent' s Portal) を通じて、 A T O に提出することができます。

なお、納税者は、いったん A T O に活動報告書を提出すると、継続して定期的に報告書を提出す

る必要があります。特定に課税期間に報告すべき取引がない場合には、「ゼロ報告書 (zero report)」を提出する必要があります。

提出内容の修正、ATOによる計算間違いの訂正等の手続は、原則として所得税などの申告書 (tax return) にかかる手続の例によります。

10 税務調査手続

オーストラリア税制は、申告納税制度 (self-assessment) と自発的納税協力 (voluntary tax compliance) を基礎としています。

国税庁 (ATO) は、納税者が申告納税制度を理解し、かつ納税者に自発的納税協力を求めるために、2つのアプローチをとっています。1つは、納税者や税理士が、納税義務の範囲をできるだけの確かつ容易に理解できるように十分な情報を提供することです。このために、ATOは、「パブリックルーリング/公的ルーリング (public rulings)」を発遣・公表すること、概算経費率/標準経費率 (industry benchmarks) を公表すること、納税者への注意書を出すこと、PRやキャンペーン活動を行うこと、税務相談や税務支援 (tax help) プログラムを実施することなど、さまざまな方策を講じています。

そして、もう1つは、納税者に自発的納税協力を上げない場合に、ATOは、さまざまな調査を実施することです。

ATOは、納税者の納税協力度を測る目的で、次のような納税協力測定プログラム (compliance programs) を実施しています。

【表28】ATOの納税協力測定プログラムの種類

- ・事業所得者でない個人対象プログラム
- ・富裕層 (居住者で、その関連者を含めた資産額が3,000万ドル以上) 対象プログラム
- ・小規模企業 (年間売上高が200万ドル以下) 対象プログラム
- ・中小企業 (年間売上高が200万ドル超~2億5,000万ドル以下) 対象プログラム
- ・大企業 (年間売上高が2億5,000万ドル超) 対象プログラム
- ・非営利団体対象プログラム
- ・政府機関対象プログラム

税務行政の執行にあたり最も重要なことの1つは、国税長官 (Commissioner) による「課税ベースの清廉性 (integrity of the tax base)」の確保にあ

るとされています。

「課税ベースの清廉性の確保」にあたり、国税長官、すなわち、その配下にある国税職員には、納税者等に納税協力 (tax compliance) を仰ぐための広範な権限が与えられています。

具体的には、「データ照合 (data matching) や概算経費率/標準経費率プログラム (benchmarking programs) を実施する権限」、「準備調査 (risk reviews) を実施する権限」、「税務調査 (tax audits) を実施する権限」などです。ここでは、これらを一括して「広義の税務調査権」と呼んでおきます。

国税長官 (その配下にある国税職員) が、納税者等に対して納税協力 (tax compliance) を仰ぐための権限は、主として、次のような規定に基づいて行使されています。

【表29】納税協力を仰ぐためのATOの主な権限とその典拠

- ・建物、場所および文書にアクセスする権限 (1936年所得税法263条)
- ・情報提供、証拠の提出および証拠持参の来署依頼、ならびに資料の提出を求める権限 (同法264条)
- ・オフショア情報提出通知書 (offshore information notice) を出して国外から情報および資料を収集する権限 (同法264A条)

(1) データ照合プログラム

データ照合 (data-matching programs) は、納税者が納税義務を適正に遂行しているかどうかを確認する目的で行われています。ATOは、納税者から税務申告書 (tax returns) や活動報告書 (activity statements) が提出されると、コンピュータを使って他の資料などとデータ照合を実施しています (詳しくは本号第三章A参照)。

データ照合の結果、ヒット、不一致と出ると、ATOは、準備調査 (risk reviews)、さらには正式な税務調査 (tax audits) に移行することになります。

各種のデータ照合プログラムは、定期的に連邦官報 (Commonwealth Gazette) に公表されています。

ATOは、他の政府機関ともデータ交換を行っています。連邦人間サービス省 (日本の厚労省に匹敵) 所管の社会保障給付機関であるセンターリンク (Centrelink) における各種給付データとATOの納税データとの照合が典型的です。受給資格

の確認と福祉の不正受給の防止が主なねらいです。こうしたデータ照合は、1990年データ照合プログラム（助成及び課税）法（Data-matching Program (Assistance and Tax) Act 1990）、つまり法律上の根拠に基づいて実施されています。納税者情報を政府のデータ照合に使うことは、税法上の守秘義務違反にはあたらないとされています（租税行政法別表第1第355条の65）。

(2) 概算経費率（標準経費率／industry benchmarks）の公表と利用

所得税や物品サービス税（GST）などでは、申告納税制度を採用しています。こうした租税では、国税庁（ATO）は、申告内容を精査し、的確な査定をするための税務調査（tax audit）を実施することが必要不可欠です。

その一方で、ATOは、不要な税務調査を減らすには、納税者がどのような申告をしたら税務調査を回避できるのか、納税者の予測可能性を高める努力が必要です。ATOが、概算経費率（標準経費率／industry benchmarks）を公表し、納税者が申告にあたりそれらを参照・利用できる態勢を整備しているのも、そうした努力の一端と見ることができます。

オーストラリアの場合、とりわけ現金取引が多い小規模企業（small business）の「所得（income）」や「売上高（turnover）」の申告、ATOによる査定、机上調査、不足額査定、修正査定には、公表されている「業種別標準率表／概算経費率／標準経費率（benchmarking）」（以下「標準経費率」といいます。）が広く使われています。

オーストラリアは、2008年に「小規模企業標準経費率（small business benchmarks）」を導入しました。

①標準経費率策定の基礎

国税庁（ATO）は、さまざまな業種に適用する標準経費率の策定にあたっては、【表30】の3つの基準を用いています。

②業種別標準率表

業種別の具体的な標準経費率は、前年の所得税申告および事業活動申告（BAS）をもとに、産業界の意見を聴取してATOが作成し、公表しています。100を超える業種別標準率表（industry benchmarks）があり、60万あまりの小規模企業に適用されています。以下に、いくつかの現金取

【表30】業種別標準経費率の策定基準

(a) 業績標準経費率（Performance benchmarks）：(a) 売上高に対する原価割合、(b) 売上高に対する販売費割合、(c) 売上高に対する労務費割合、(d) 売上高に対する賃料割合で標準経費率を推計します。
(b) 現金売上標準経費率（Cash sales benchmarks）：総売上に占める現金売上比率から標準経費率を推計します。一般に、この基準は、喫茶店、雑貨店、洋装店などの小売業に適用されます。
(c) 仕入標準経費率（Input benchmarks）：建設業のような、労働と資材を使って事業所得を稼得している業種に適用されます。

引の多い業種にかかる概算／標準経費率の実際を紹介してみます。

(a) 喫茶店の場合

例えば、喫茶店（coffee shop）を営む事業者の場合には、【表31】または【表32】に基づいて概算／標準経費率を推計することになります。

【表31】標準経費率／喫茶店の例（2012-3課税年）

主要な標準経費率	年間売上高の範囲（単位：ドル）		
	6万5,000～25万以下	25万超～60万以下	60万超
売上に占める原価割合	35%～42%	35%～41%	32%～37%
平均的原価割合	39%	38%	35%
総売上に占める費用割合	79%～88%	85%～92%	87%～93%
平均的総費用割合	84%	88%	90%
事業活動申告書			
総売上に占める非資本的仕入割合	59%～72%	55%～66%	51%～60%

【表32】選択的な標準経費率／喫茶店の例（2012-3課税年）

標準経費率	年間売上高の範囲（単位：ドル）		
	6万5,000～25万以下	25万超～60万以下	60万超
所得税申告書			
売上に占める労務費割合	17%～25%	19%～27%	24%～31%
売上に占める家賃割合	12%～20%	19%～17%	8%～13%
売上に占める自動車費用割合	2%～3%	1%～2%	1%

(b) 美容業の場合

例えば、美容業（hairdresser）を営む事業者の場合には、【表33】または【表34】に基づいて概算／標準経費率を推計することになります。

【表 3 3】標準経費率／美容業の例（2012-3 課税年）

主要な標準経費率	年間売上高の範囲（単位：ドル）		
	5万～15万以下	15万超～30万以下	30万超
売上に占める原価割合	12%～17%	13%～17%	13%～37%
平均的原価割合	14%	15%	15%
総売上に占める費用割合	56%～73%	73%～84%	84%
平均的総費用割合	64%	78%	84%
事業活動申告書			
総売上に占める非資本的仕入割合	40%～53%	37%～47%	37%～46%

【表 3 4】選択的な標準経費率／美容業の例（2012-3 課税年）

標準経費率	年間売上高の範囲（単位：ドル）		
所得税申告書	5万～25万以下	15万超～30万以下	30万超
売上に占める労務費割合	25%～37%	30%～40%	35%～44%
売上に占める家賃割合	15%～22%	10%～16%	9%～15%
売上に占める自動車費用割合	3%～5%	2%	1%

③標準経費率

オーストラリアでは、概算経費率／業種別標準率表が公開され、現金取引の多い事業者は、それを参考にして確定申告をしています。また、ATO も税務調査対象を選定する場合に、これらを使っています。しかし、法定帳簿を具備している事業者に対しても、ATO が概算経費率を用いて査定や不足額査定、修正査定を通知することが一般化していることから、濫用気味にある実態が問われています。

2008年11月に、国税庁（ATO）は、小規模企業標準経費率（small business benchmarks）を導入しました。標準経費率導入は、小規模事業者が、所得税や物品サービス税（GST）の申告をする場合に、同業他者の業績、経費率などを参照できるようにしようというのが本来の趣旨でした。つまり、小規模企業標準経費率は、もっぱら事業者の自発的納税協力を仰ぐためのツールを提供しようという趣旨で策定・公表されているものです。

ところが、ATO は、次第にこの標準経費率を小規模事業者への税務調査のツールとして活用する姿勢を強めてきています。2010-11 課税年を例にすると、4万6,000件を超える小規模企業が、この標準経費率以下であることを理由

に、ATO から不足額査定通知あるいは修正査定の通知を受けています。こうした推計通知（処分）に対しては、10万を超える事業者あるいは関与税理士が不服申立てをしています。

問題は、こうした標準経費率が税務調査ツールとして一人歩きしがちな実情です。納税者が所得税申告書（income tax return）や事業活動申告書（BAS）に記載した所得や経費、取引高について納税者がATO に十分な説明ができないときに、ATO は標準経費率で所得や取引高を推計し、増差額＋附帯税の査定通知をしていく事例が増えていることです。

現金取引の多い小規模事業者に対する標準経費率を使ったATO の推計課税実務の横行には、業界団体や税理士界が標準経費率導入の本来の趣旨を逸脱し問題であるとして批判してきました。また、業種によっては、ATO の公表した標準経費率が清廉性に欠け、公正ではない旨を指摘しました。

こうした批判を受けてATO は、2011年に、15を超える業種に関して公表した標準経費率を撤回しました。

標準経費率のあり方をめぐり税界での論争が激しくなったことから、連邦の租税行政総監（IGT=Inspector General of Taxation）は、この問題のレビューを行い、2012年7月に調査報告書『現金経済を標的とした国税庁（ATO）の標準経費率利用に関するレビュー（Review into the ATO's use of benchmarking to target the cash economy）』

（以下「IGT標準経費率報告書」といいます。）を作成し、財務副長官あてに提出しました。

IGT標準経費率報告書では、「標準経費率は納税者が自発的な納税協力においてリスク確認ツールとしては有用ではあるものの、策定された標準経費率の内容やATO がそれらを税務調査の道具として活用することには問題がある」旨を明らかにし、改善を勧告しました。

IGT標準経費率報告書で指摘された問題のポイントをあげると次のとおりです。

【表 3 5】IGT標準経費率報告書で指摘された問題のポイント

<ul style="list-style-type: none"> 標準経費率を策定するプロセスの透明性が確保されていない。策定に使用したデータや方法論を公表する必要がある。 標準経費率の策定に使用したデータの清廉性を確保する必要がある。 標準経費率の公表や利用により、多くの納税者が不

要な税務調査から解放されていると思われるものの、逆に調査を開始する場合の理由開示が不明確になっているからである。

- ATOは、調査対象に選定するかどうかについては、別途の基準も考慮すべきである。例えば、ATOは、納税者の納税協力、納税非協力を判定する際に、過去に終了した税務調査データなどを活用するの一案である。
- 7,600件の標準経費率に基づいた税務調査事例を検討した結果、ATOはそのうち24%について増差通知を行っていることが判明した。標準経費率に基づいた税務調査は、無作為抽出に基づく税務調査方法よりはベターといえる。しかし、不服申立てのあった納税者をあらかじめ除外したうえで増差通知を行うように改善する必要がある。
- ATOは、不服申立てをしていない多くの納税者層に人員を集中させるかたちで調査対象の選定を行うことでその清廉度を高める必要がある。
- ATOは、税務調査の際に、納税者が所得を的確に申告していないことを判定する際の証拠資料の提出について混乱が生じている点を是正すべきである。とりわけ、税務調査においてATOが納税者の記録をどのように精査し、かつ、納税者がどのような証拠資料を提供すれば、ATOの基準に合致するののかについての情報を公表すべきである。
- ATOは、標準経費率に基づき発見された納税非協力事案に対する附帯税の賦課基準の透明化をはかるべきである。この点については、過去のIGT報告書でも検証され、勧告を行ったところでもある。
- ATOは、職員の資質向上、税務調査おける納税者の納税協力費の削減および小規模企業の記録保存制度の改善に取り組むべきである。

IGT標準経費率報告書では、11の勧告を行い、ATOの標準経費率の取扱について改善を求めました。ATOは、11の勧告のうち、9つの項目には全面的に応じ、残り2つの項目については部分的に応じるあるいは留保する旨をアナウンスしました。

Column 4

日本における概算経費率での課税、申告

日本の各種税法は、概算経費率での課税ベースの算定を認めています。所得課税の面では、社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法26条）、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例（租税特別措置法27条）、山林所得の概算経費控除（租税特別措置法30条1項）、給与所得控除（所得税法28条2項・3項）、退職所得控除（所得税法30条2項・3項）などの取扱いがあります。消費課税の面では、簡易課税（消費税法37条1項）などの取扱いがあります。

こうした税法令で認められた概算経費率での課税取扱とは別に、税務署内部に税務調査対象選定基準のようなかたちで概算経費率が存在しているのかど

うかです。

かつて、大阪国税局が事業所得者に対する課税事務を行う際の推計等の資料とするために作成した「営業庶業等所得標準率表」や「所得業種別効率率表」を、税務職員が外部者に漏らしたことについて、国家公務員法100条1項にいう「秘密」を洩らしたことにあたるとし守秘義務違反で刑事罰を受け争われた事案があります。下級審はこの処罰を容認し、最高裁も原判決を正当であると容認する決定を下しています。最高裁は、これらの資料を「公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものである」との理由をあげています（最高裁・昭和52年12月19日決定・刑集31巻7号1053頁）。情報公開法が成立した現在では考えられないような司法判断がかつては行われていたわけです。

このように、かつてわが国の課税庁は、非公開の概算経費率、または学者の印税や原稿料は一律44%といった個別通達を発遣して、申告や税務調査に利用していた事実があるわけです。しかし、現在の日本の税務実務において概算経費率はどのように扱われているのでしょうか？

現金取引の多い事業者に関する概算経費率は現在、税理士の実務においてもほとんど目にすることはありません。しかし各現金取引事業者の業種ごとの経費率に関する平均値などの資料は、国税局で把握しており、これをもとにして調査対象を選別することは行っています。同業、同規模の事業者と比較して売上原価が異常に高いとか、交際費などの額がかなり大きいとかを、調査対象を選別する方法として使用しています。このような基準でもって税務調査対象を選定したうえで調査を実施し、客観的な事実関係を把握できた場合には更正処分を行います。しかし、十分な事実関係を把握できない場合は、修正申告の勧奨により処理をする場合が多いといえます。これは、概算経費率のようなアバウトな基準をもとにして更正処分を行うのは、その後の争訟リスクが高いためです。このことから、課税庁は、それぞれの事案に従って売上なり経費を推計しての課税が一般的です。

情報公開法が制定された今日、国民・納税者からの開示請求リスクに対応するねらいもあり、課税庁には、内部通達のようなかたちでの「概算経費率は存在しない」建前にはなっています。しかし、実際には課税庁内に税務調査対象選定基準のようなかたちで存在しているといえるのかも知れません。オーストラリアの実情などを参考にして、日本でも「概算経費率」ないし「税務調査対象選定基準」などの透明化を推進する必要があると見られます。

（中村克己）

(3) 準備調査 (risk reviews)

準備調査 (risk reviews) は、ATOが納税者の納税協力度を測定する際に重要な役割を演じています。ATOは、納税者のリスク度、納税非協力度に応じて、さまざまなレベルの準備調査を実施します。

準備調査の結果、例えば所得税や物品サービス

税 (GAT) の納付額が極めて少ないことなどが分かったような場合には、ATO は、正式な税務調査に入ります。

通例、ATO は、正式な税務調査に移行する前に、納税者に対してその結果を通知し、自主的に増差額の納付に応じるように勧奨を行います。ATO が正式な税務調査の通知を行う前に納税者が自主的に増差額の納付に応じた場合には、附帯税は減額されます

(4) 税務調査 (Tax Audit)

税務調査 (tax audits) は、ATO が、納税者が税法を遵守して納税申告書 (tax return) や活動報告書 (BAS、IBS) などを提出しているかどうかを精査する手続です。情報収集または情報にアクセスする権限を除けば、国税長官 (その配下にある国税職員) は、特定の規定を根拠に納税者等に対する税務調査権限を行使する構図にはなっていません。言い換えると、国税長官の一般的な税法執行権 (1936 年所得税法 8 条および租税法 3A 条) を根拠に、税務調査が実施されているわけです。

最高裁判所 (High Court) は、所得税法には「税務調査 (tax audit)」という文言は見出し得ないけれども、納税者の課税所得を確認することは所得税法の目的である」という論理に基づいて、国税長官の税務調査権限を認めています (Industrial Equity Ltd v DCT (1990) 21 ATR 934)。

① 調査の実施

国税職員 (taxation offices) は、調査の実施にあたり、すべての納税者を、法律および納税者憲章 (Taxpayer's Charter) に記載された原則に従って、不偏、公平、理性的、かつ専門職的作法において取り扱うように求められます。

国税職員は、税務調査において、面談、臨場の目的を説明し、明瞭な質問をし、合理的かつ適切な質問に答える義務があります。また、納税者に代理人を立てることを認め、かつ国税職員が法律顧問に代理を依頼するときにはその旨を当該納税者に事前に通知する必要があります。さらに、国税職員は、納税者に対して、記録や資料、文書に加え、情報を収集するのに必要な相当の時間を認めなければなりません。(ただし、記録や資料などの清廉性を失うおそれのある場合は除きます。)

国税職員は、納税者と面談をした場合で、当該納税者からその面談の記録文書を請求されたとき

には、その副本を作成したうえで署名を行い提供しなければなりません。また、納税者から記録の提供を受けた場合には、その旨を証した受取文書を交付しなければなりません。さらに、国税職員は、調査の進行状況を継続的に納税者に知らせる必要があります。(詳しくは、納税者憲章および ATO, Access and Information Gathering Manual を参照してください。)

国税庁 (ATO) は、税務調査が終了した場合、(事例によってはその途中で)、調査結果の基づいて行われた修正の根拠を説明します。算定された増差額を納税者へ通知し、かつ附帯税がかかる場合にはその理由を説明します。納税者に対して調査結果を文書で通知する際には、納税者の不服申立てその他の救済を求める権利があることを教示します。状況によっては、修正査定通知書を交付します。

オーストラリアの場合、調査開始後に国税職員と納税者が話し合いをし、争点の解決をはかることも少なくありません。

③ ATO 事務運営指針「納税者憲章：あなたが質問または調査対象とされた場合」

ATO は、事務運営指針『納税者憲章：あなたが質問または調査対象とされた場合 (Taxpayers' charter: If you're subject to enquiry or audit)』(NAT 2559) を発遣しています。

事務運営指針 NAT 2559 は、納税者が、面談調査の対象に選択された場合に、ATO に期待できることを明確にした発刊物です。その概要を一覧にすると、次のとおりです。

【表 36】事務運営指針『納税者憲章：あなたが質問または調査対象とされた場合』の概要

準備調査と税務調査の違い	準備調査 (review) と税務調査 (audit) は、一般に、納税者が ATO に提供した情報が正確であり、かつ、自己の納税義務を果たしているかどうかを確認するために納税者の税務事務を調べることに関係します。 ATO は、銀行や雇用主、顧客、仕入先のような関係者にも接触します。 準備調査と税務調査との間には、次のような違いがあります。 《準備調査》ATO は、誤りを見つけるためのレビュー／準備調査をし、誤りがあった場合にはそれを正すために納税者を支援します。また、ATO は、特定の産業や活動に関する情報を収集ねらいでも、レビューを利用します。 ATO は、レビューにおいて納税者が納税義務を果たしていないという事実を発見した場合には、増差分
---------------------	--

を修正します。

《税務調査》ATOは、納税者が自己の納税義務を果たしていない、または、レビュー／準備調査では問題を十分に精査しきれていないと判断するときには、税務調査を実施します。ATOは、税務調査に結果、増差分を見出した場合には、それを修正します。

納税者が、ATOが増差通知を行う前に（レビューをしているときを含みます。）自主的に修正をした場合には、加算税は大幅に減額されます。

ATOの納税者への対応方法 ATOは、納税者と相談し、かつ情報の収集に協力をお願いする方法を取ります。

ATOは、準備調査や税務調査を、不偏、公正、合理的かつ専門職としてのやり方で実施します。

- ATOは、法律および納税者憲章に要約されている原則を遵守して、すべての納税者を取り扱います。
- ATOは、処分をする場合には、納税者の声に耳を傾け、かつ納税者の状況を勘案します。
- ATOは、納税者の費用の極小化および不都合を考慮します。
- ATOは、法律および納税者憲章に要約されている原則を遵守するために、質の高いチェックを実施します。

あなたがATOに期待できること 納税者とATOとの協力的調査手法に基づき、ATOは、ATO職員が納税者の建物、家屋、記録および資料に十分かつ自由なアクセスを認めることを期待します。

- しかし、記録や資料が納税者と関与法廷弁護士、事務弁護士、会計専門職であるアドバイザーとの間でのやり取りに関するもので、守秘義務の対象となる場合には、その限りではありません。ただし、これらの記録や資料は、法律専門職特権の対象になりうるものか、会計専門職であるアドバイザー作成文書で行政上の特権の対象になるものでなければなりません。
- ATOは、納税者の許にある記録および資料の副文、または写しを作成することをATOに認めるように期待します。ただし、専門職特権が適用になる記録や資料は、その限りではありません。
- ATOは、納税者が、相当の場所を提供し、かつ、ATOを支援してくれるように期待します。例えば、ATOは、納税者が仕事場で使っている机や椅子、十分な照明、さらには複写機のような機器を（もしあれば）提供して欲しいと期待しています。
- ATOは、納税者に対し、情報提供要請に十分、タイムリーかつ正確に答えるように期待しています。
- ATOは、納税者がATOへの対応の際に、正直かつ誠実に対応してくれるように期待します。

準備調査や税務調査の通知 ほとんどの場合、ATOは、納税者を訪問する際には準備調査や税務調査について事前通知をします。

- ATOは、通例、納税者の郵送用の住所に通知書を送付します。ときには、ATOは、準備調査の時間を調整するために納税者に対して最初に電話で連絡をします。ATOが通知するのは、次のような事項です。

- 納税者を担当する税務職員の氏名、電話番号
- ATOが調査対象とする範囲およびその期間の説明
- この段階で税務職員が調査する必要がある情報および記録

■ 納税者がどの段階でも代理人をたてることができること。

■ 納税者が有する権利および義務

- ATOは、納税者が代理人と相談を望む場合、そのための合理的な時間と機会を保障することになっていきます。
- ATOは、できるだけ早期に予備調査や税務調査を終了するように努めます。しかしながら、必要な時間は、納税者の記録がどの程度良好か、情報の流用性、事案の複雑さおよび納税者の協力度によります。

《事前通知なしの臨場調査》 ときによっては、ATOは緊急に、資料、情報、物品に対して調査を開始する必要がでてきます。例えば、こうした資料などが破棄されるおそれがある、あるいは変更されると信じるに足る理由があるような場合です。こうした事態が想定される場合には、事前通知なしの臨場調査を実施することがあります。

事前通知なしに臨場調査を実施する場合には、上席職員がそれを承認する必要があります。こうした調査の場合、ATOは、調査開始後に納税者が代理人を立てる合理的な時間と機会を保障することになっていきます。

《どのように準備したらよいか》 納税者は、ATOから事前通知書を受け取った場合、関係記録、納税申告書や活動報告書を確認してください。

納税者は、誤記を発見した場合、ATOに知らせるためにすみやかに申し出てください。納税者がこうした対応をした場合、加算税が減額されることがあります。

最初の準備調査 最初の準備調査において、国税職員は、次のことを行います。

- ATOは、納税者に最初に合ったときに、国税職員身分証明者および接触先の電話番号をお知らせします。（ただし、すでに通知している場合は、その限りではありません。）他の国税職員が同行しているときにも、同様のお知らせをします。
- 納税者にその上司の氏名と電話番号をお知らせします（ただし、これは、非常に限定された場合に限りです。）
- ATOがすすめるプロセスの概要を説明します。
- 納税者に対して、納税者が発見したいかなる誤記等の情報を自主的にATOに提供する機会を与えます。納税者が自発的にこうした対応した場合、加算税が減額されることがあります。

調査プロセス ATOは、調査において、次のことをします。

- 納税者が望む場合、ATOは、準備調査または税務調査のプロセスについて説明をします。
- 面談ないし会場場所については、双方の都合のよい場所をアレンジするように努めます。また、通例は営業時間内とします。
- 面談または訪問の目的を説明します。
- ATOは、納税者に対して明確かつ不明瞭ではない質問をし、かつ、納税者にその意味が明確になるま

であらゆる合理的な支援および説明をします。

- ATOは、納税者を代理する者または納税者の立会人を選任することを認めます。(ただし、選任された代理人がその取引の当事者であり、利益相反にあたる場合は別です。この場合、ATOは、納税者が他の代理人を選任する時間を保障します。)
- 面談の間、国税職員が自らの法律相談人を同席させる場合には、その旨を事前の納税者に通知することになっています。
- ATOは、納税者に対して記録、資料その他の情報を提出するに必要な相当の時間を保障することになっています。ただし、こうした資料などが破棄されるおそれがあること、あるいは変更されると信じるに足る理由があるような場合は別です。
- ATOは、納税者が、いかなる会話または面談をオーディオ録音すること、または記録を作成することを認めます。納税者は、オーディオ録音の副本をATOに提供するように求められます。
- ATOは、面談内容を録音することが相当であると考え、かつ納税者が録音に同意した場合には、納税者に事前に通知したうえで録音をすることができます。この場合、ATOは、面談の終了後にその録音の副本を無料で納税者に提供することになっています。
- ATOは、納税者から請求があれば、会話または面談の文書化された記録の副本に署名のうえ納税者に提供します。ATOは、この記録に納税者の署名を求める場合、どのような理由でそれを求めるのかを説明します。
- ATOは、納税者の権利を尊重すること、そして、納税者とその関与廷弁護士または事務弁護士との関係において認められる法律専門職特権を請求することができるように十分な機会を保障します。
- 状況により、ATOは、税務相談内容を、会計専門職であるアドバイザー作成文書にあたり行政上の秘匿特典が認められることを理由に、納税者とその関与会計専門職アドバイザーの間で認められる秘匿特権の対象となると認めます。
- ATOは、面談の際に提供を受けた記録については納税者に預り証を交付し、かつできるだけすみやかにまたは双方が合意したところにしが、返還しなければなりません。
- ATOは、その裁量で、第三者に対して、納税者が悪事をしたようなことを示唆することなしに、反面調査を実施することができます。
- ATOは、いかなる争点についても、調整税額の提案を含む納税者が持つ自らの見解を、表明することを認めます
- ATOは、納税者に対して事案の進展状況を継続的にお知らせします。

納税者が英語を話せない場合、ATOは、いかなる会話または面談に通訳をつけるようにアレンジします。納税者は、電話面談の場合には、翻訳・通訳サービス(Translating and Interpreting Service)を介らせて実施するように求めることができます。通訳者は、納税者の言ったことを通訳するだけです。通訳者は、正式に納税者を代理できる場合を除き、納税者に代わって答弁する事は認められません。

ATOの公式な権限 税法に基づいて、ATOは、納税者等に対して、情報の提供を求めること、証拠を持参して来署を求めること、または、納税者の手許または支配にある帳簿、資料その他の文書の提出を求めることができます。

納税者は、税法に基づいて公式な面談に応じるように求められたとします。この場合、納税者は、面談において求められたいかなる質問にも答えなければなりません。面談をする国税職員は、この点について納税者に対して説明することになっています。

一般に、納税者は、自己の代理人または相談人の立会いを求めることができます。この場合、納税者は、自己の代理人または相談人に相談する合理的な機会を保障されます。代理人または相談人は、納税者がすべき回答ではなく、納税者に対する質問の意味について相談に応じることができます。

極めて例外的な事例において、納税者は、立会わせる自己の代理人または相談人を選任することが認められない場合があります。例えば、納税者の代理人または相談人が、現在レビューの対象となっている事案の当事者となっている場合です。こうした場合、納税者には、他の代理人を選任する相当の時間が与えられなければなりません。

納税者が英語を話せないことから、公式の面談に通訳を伴って面談に臨んだ場合には、その通訳を通じて回答することが認められます。

ATOが調査を終了した場合 ATOは、調査を終了したときには、次のことをします。

- 納税者に対して自己の納税義務を果たしておらず、問題の解決に向けて支援する旨を通知すること。
- ATOの課税ベースの調整根拠を説明すること。
- 加算税または延滞税が課される理由および計算方法
- 納税者に対し、加算税または延滞税の減額を正当化できる状況を説明する機会を与えること。
- 納税者が誤って税金を払い過ぎであること、または納税者が受けられる還付を過少に受け取っていることを通知すること。
- 処分の日から7日以内に、調査結果通知書を納税者に交付すること。
- ATOの処分に対する不服申立ての方法を教示すること。
- 納税者が自己の将来的な納税義務を理解し、かつ遂行するに必要となる問題点の全部または一部について説明すること。

こうした問題点については、調査終了後ではなく、予備調査または調査時における議論のなかでも説明が行われることもあります。

《調整協議》調整協議(settlement meetings)は、通例、より複雑な調査に関して開催されます。

加算税、延滞税および罰則 ATOは、納税者の記録を精査します。その結果、納税者の納付不足額がある、あるいは控除額等を過大に請求していることが判明したとします。この場合、納税者は、ATOに租税債務を負うこととなります。

納税者が、ATOに租税債務を負っているとします。この場合、ATOは、納税者に対して、当該不足額に過少申告加算税を加えて納付するように求めます。

納税者は、場合によっては、重加算税を支払わなければなりません。通常、増差額が発生した理由により重加算税の税率は異なります。

A T O は、次のように、租税犯罪の悪質度によっては、納税者を起訴しなければなりません。

■ 納税申告書に虚偽または不正な記載をした場合

■ A T O をだますもしくは誤らせる目的で不正または虚偽の記録を保存した場合

③ 標準的な調査期間

法令上、税務調査の期間については特段の制限はありません。また、標準期間も決まっています。

ただ、A T O は、事務運営指針 (Practice Statement) で大企業に対する準備調査 (risk reviews) 期間はおおむね 6 ヶ月以内、正式な税務調査期間はおおむね 2 年以内とする旨の標準期間を公表しています。また、この標準期間を超える調査が実施された場合には、一定の範囲まで附帯税を減額する措置を講じています (PS LA 2006/865)。

附帯税の減額措置はともかくとして、A T O が設定した標準的な調査期間が守られていないことで、不要なコスト負担が発生し、かつ手続的適正を欠いているとの強い批判が出ていました。

そこで、連邦の租税行政総監 (I G T = Inspector General of Taxation) は、この問題のレビューを行い、2011年5月に『国税庁 (A T O) の大企業への準備調査や調査方針、手続および実務に関する報告書 (Report into the Australian Taxation Office's large business risk review and audit policies, procedures and practices)』を作成し、財務副長官あてに提出しました。この報告書に盛り込まれた勧告のすべてを A T O は必ずしも受け容れる義務はありません。しかし、A T O は、準備調査や調査をできるだけ効率的かつ合理的に遂行する態勢を整えることで、標準期間内の調査を終えられるように努力する方針を打ち出しました。

④ 税務調査と関与弁護士や関与会計士などの専門職特権

国税長官は情報収集権限を有しています。その一方で、オーストラリアの法律専門職は、コモンロー上の専門職特権 (legal professional privilege) が認められています。このことから、弁護士とそのクライアントである納税者との間でやり取りをした内容や文書は、この特権による保護の対象と

なり、国税庁 (A T O) に開示または提出する必要がないこととなります (Barker v Campbell (1983) 14ATR713; Daniels Corporation International Pty Ltd v ACCC (2002) 213 CLR 543)。したがって、A T O は、情報収集にあたり、この特典に抵触しないように注意しなければなりません。

このような特典は、コモンロー上では、会計士とそのクライアント間では適用になりません。しかし、国税長官は、外部者である会計専門職がした相談事項に対して一定の範囲で行政上の宥恕／特典 (administrative concession) を認めています。こうした措置は、法律に根拠を置いていないことから、A T O は、状況によっては、こうした情報の収集を行うこともあります。

ちなみに、この特権は、法律専門職 (solicitor／事務弁護士、barrister／法廷弁護士) だけに付与されているものです。したがって、会計士が、法的性格を有する相談を行ったとしても、当該相談内容にはこの種の特権は認められません。

1.1 A T O のルーリング

オーストラリアにおいて、「ルーリング (ruling)」制度は、申告納税制度における納税者の自発的納税協力をすすめるために不可欠なものと考えられています。

オーストラリアの場合、ひと口に「ルーリング (ruling)」といっても、さまざまな種類のものがあります。大きく①「パブリックルーリング／公的ルーリング (public rulings)」、②「プライベートルーリング／私的ルーリング (private rulings)」および③「オーラルルーリング／口頭ルーリング (oral rulings)」、および④「その他」の4つに分けることができます。

日本にも「ルーリング」があると思います。誤解を恐れずに日豪の制度を比較して見ると、①「パブリックルーリング」は日本の「通達」、②「プライベートルーリング」は日本の「事前照会文書回答」に相当するのではないかと思います。

(1) 申告納税制度とルーリング制度

すでにふれたように、オーストラリアでは、所得税については、1986年に申告納税制度 (self-assessment system) に移行しました。従来の賦課課税制度 (official assessment system) から申告納税制度への転換により、納税者は、自己の納税

義務の内容を十分に理解したうえで申告書を作成する必要が出てきました。納税者教育に加えATOからの納税者への情報提供が極めて重要な意味を持つようになりました。

納税者が、特定の課税事案に対して税法がどのように解釈、適用されるのかについて疑問があるとし、この場合に、国税庁(ATO)があらかじめ公的見解をあきらかにし、納税者が予測可能性を持てるようにすることは重要です。

また、国税庁(ATO)の公的見解が明らかにされていない課税事案について、納税者が、国税庁(ATO)に対して事前確認、アドバイスを求められる仕組みを整備することは重要です。

ATOは、諸外国にならい、納税者の求めに応じて「ルーリング(ruling)」を発遣する仕組みをおこなっています。

オーストラリアの場合、ATOのルーリング制度の全面的な整備は、申告納税制度への移行が大きな契機になりました。

(2) ルーリングの特徴

オーストラリアでは「ルーリング」制度を、一般的な租税手続法ともいえる「租税行政法(Taxation Administration Act 1953)」に根拠規定をおいて運用をしています。これにより、とりわけ、自己の取引に関する課税取扱についてルーリング(照会回答)の発遣を求める権利(請求権)を納税者に法認しています。

【表37】 ATOルーリングの分類と意義

①パブリックルーリング／公的ルーリング (public rulings)
<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の納税者を対象に、法令の適用・解釈・課税取扱に関するもので、国税庁(ATO)長官が、パブリックルーリング／公的ルーリングとして発遣し、官報(Government Gazette)に公表したものを指します(租税行政法別表第1第358条の5以下)。日本の通達に相当するものと解されます。パブリックルーリング／公的ルーリングは、国税長官／課税庁(ATO)を法的に拘束します。 パブリックルーリング／公的ルーリングは、特定納税者を対象に発遣されたものではありません。したがって、この種のルーリングを典拠にして納税申告等を行った納税者は、当該ルーリングに対して異議申立て(objection)をすることができません(See, Remuneration Planning Corp Pty Ltd v FCT (2001) 46ATR400)。この場合、後記②のように、納税者は、自己の課税事案についてプライベートルーリング／私的ルーリングの発遣を国税長官に求め、そのルーリングに異議申立てをすることはできません。

②プライベートルーリング／私的ルーリング (private rulings)

- プライベートルーリング／私的ルーリングとは、特定納税者が文書で確認を求めた課税事案(scheme)に関して国税庁(ATO)長官名で発遣したルーリング(回答文書)です。原則として当該申請納税者に限り効力を有します(租税行政法別表第1第359条の5以下)。日本の事前照会文書回答手続に相当するものと解されます。プライベートルーリング／私的ルーリングは、国税長官／課税庁(ATO)を法的に拘束します。すなわち、納税者が、既定の書式に基づく当該申請を行い、かつ、国税長官が正式に発遣したプライベートルーリング／私的ルーリングに従い申告した課税事案については、国税長官／課税庁(ATO)を法的に拘束します。
- 一方、当該納税者は、国税長官が発遣したプライベートルーリング／私的ルーリングに必ずしも従う必要はありません。しかし、その結果、加算税が賦課された場合には、免除されないこととなります。
- プライベートルーリング／私的ルーリングを申請した納税者が、国税長官が発遣したプライベートルーリング／私的ルーリングに不服な場合には、国税長官に異議申立てをすることができます(租税行政法14ZW条1A項)。プライベートルーリング／私的ルーリングに対する異議申立てなどの関する争訟手続は、通常の査定その他の課税処分の場合と同様に手続によります。
- 異議申立期間は、そのルーリングの発遣から60日以内または当該申請納税者の当初査定の2年間の修正(更生処分)期間から2年以内かいずれかです。
- 国税長官は、全部または一部の変更、棄却などの異議決定処分を行うことができます(租税行政法別表第1第359条の70)。
- 国税長官が、当該申請後60日以内に決定をしない場合または申請期間延長を認めない場合には、当該申請は却下されたものとみなされます(租税行政法14ZYB条)。
- 国税長官の異議決定処分が下され、申請納税者が当該処分不服な場合には、行政不服審判所(AAT)への審査請求、または連邦控訴裁判所への提訴ができます。
- 納税者が国税長官に発遣を求めたプライベートルーリング／私的ルーリングどおりの取引や納税申告を行わない場合には、当該ルーリングは効力を失います。
- 文書回答集は公表されています。

③オーラルルーリング／口頭ルーリング (oral rulings)

- オーラルルーリング／口頭ルーリング(oral rulings)とは、個人居住者またはその法定代理人が、個人所得税(personal income tax)や医療保障税／メディケア税(Medicare levy)などにかかる簡素な事案に関して国税庁(ATO)長官に対して口頭申請し、長官が発遣したルーリングを口頭で受け取る仕組みを指します(租税行政法別表第1第360条の5以下)。
- 税理士など税務専門職による任意代理申請(ただし、当該専門職が法定代理人である場合は除きま

す。)は認められません。

- また、複雑な事案もしくは事業関連事案またはすでに申請済みの事案は検討の対象とされません（租税行政法別表第 1 第 360 条の 5 第 3 項）。
- 対象となる税目も限定されています。つまり、燃料税を除く個別消費税、天然資源税などは対象となりません（租税行政法別表第 1 第 360 条 5 項 1 号および 2A 号）。
- したがって、実務的には、オーラルルーリング／口頭ルーリングは、個人納税者が自らの所得税や物品サービス税（GST）などの確定申告書作成の際に電話や ATO の窓口で申請し文書で回答を求めるといった場合などに限られることになります。
- 国税長官が発遣したオーラルルーリング／口頭ルーリングに従い申請納税者が申告した課税事案について、国税長官／課税庁（ATO）を法的に拘束します。
- 国税長官は、申請納税者が、追加的な情報提供などの応じない場合、納税者が仮定の事実に基づいて申請をしていることが明らかな場合などには、当該申請を却下することができます。
- 納税者は、自己の課税事案について国税長官が発遣したオーラルルーリング／口頭ルーリングに不満な場合でも不服申立てはできません。
- 一方、当該納税者は、国税長官が発遣したオーラルルーリング／口頭ルーリングに必ずしも従う必要はありません。
- ちなみに、オーラルルーリング／口頭ルーリングは、納税者からの ATO コールセンターへの電話や窓口などで、ATO 職員が口頭でする「オーラルガイダンス／行政指導（oral guidance）」とは区別されます。また、オーラルルーリング／口頭ルーリング発遣の手続を踏んでいないものなどは、オーラルガイダンスとして取り扱われます。
- オーラルガイダンスは、国税長官／課税庁（ATO）を法的に拘束しません。
- ATO 職員が行ったオーラルガイダンスが不正確であるまたは誤りがあったとしても、それを信頼した善意の納税者は、税法のもとで算定された適正な額の税の納付を求められます。しかし、延滞税（interest charges）は免除されます。さらに、状況によっては、加算税（penalty tax）も免除されません。

④その他：ルーリング手続外相談回答およびガイダンス／行政指導

- 正式なルーリング発遣手続を踏まないで出された相談回答や指導は、「ルーリング手続外相談および一般的な行政実務（Non-ruling advice and general administrative practice）」と呼ばれます（租税行政法別表第 1 第 361 条の 5 以下）。
- こうしたルーリング手続外相談回答およびガイダンス／行政指導は、文書か口頭かを問わず、原則として国税長官／課税庁（ATO）を法的に拘束しません。
- しかし、国税長官は、事案によっては、「健全な行政増進（interests of sound administration）」の観点から、納税者との関係において行政的拘束力を有すると取り扱っています。したがって、この種

の相談回答ないしガイダンス／指導を信頼した善意の納税者は、それによって発生した法定の附帯税の支払を免除されます（租税行政法別表第 1 第 361 条の 5 第 1 条 1 項および 2 項）。

日本の国税庁も、たくさんの公的ルーリング（通達）を発遣しているようです。公的ルーリングは、納税者の予測可能性に資する面はあるものの、「税法で税金を課す」という基本原則からすれば、問題も少なくありません。したがって、税務実務の現実と税法理論との乖離をどうすべきか難しい課題が山積しています。

また、日本もプライベートルーリング／私的ルーリングの仕組みを採りいれているようです。「アドバンス・ルーリング」、「事前照会文書回答」制度と呼んでいると思います。

日本では、照会の対象となる範囲や条件が厳しく、必ずしも納税者本位で制度運用がされていないときもあります。また、ルーリング制度自体を法律で規定せずに、「事務運営方針（Tax administration initiatives）」、つまり「通達（ruling）」で規定して、その制度自体の法的性格をあいまいにしている、との批判もあるようです。オーストラリアのように、法律で、事前照会文書回答手続、プライベートルーリング／私的ルーリング手続を規定し、課税庁の納税者サービスの一環として位置付けるのではなく、納税者の権利、請求権として保障する必要があるかと思っています。

さらに、日本では、事前照会文書回答は、いわゆる「処分（decision, determination）」ではないということで、争訟手続の対象となっていないようです。オーストラリアのように請求権として位置付ければ、当然、ルーリング／回答内容に不満な申請納税者は不服申立てができるようになります。

オーストラリアでも、ルーリングについては、さまざまな難しい課題があります。行政指導（administrative guidance）のように、納税者が従うか従わないかは任意、という事実行為もあります。

1.2 納税者憲章から納税者の権利章典へ

(1) 納税者憲章

近年先進各国では、「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」や「納税者の権利宣言」などの憲章ラッシュが続いています。1985年カナダ、1986年イギリス、1987年フランス、1988



石村教授とダブナー教授
【ジェームズクック大学ケアンズ校内】

年アメリカ、1994年、ニュージーランド、そして1997年に韓国など、納税者の権利を尊重するための法的な整備を、つぎつぎと制定し、公表しています。

日本でも、世界の趨勢に遅れまいとして、民主党政権時代に政権マニフェストで「納税者権利憲章」の制定を打ち出しました。しかし、その後、野田政権時代にその制定を見送ったと聞いております。

オーストラリアでも、90年代初頭から、「納税者憲章」を制定するべきだという声が上がっていました。各界からの試案が公表され、また連邦議会からも憲章の早期制定を促す報告書が出されていたのです。こうした内外の動きに呼応する形で、連邦政府およびオーストラリア国税庁（ATO=Australian Taxation Office）は制定に向けて作業を進め1997年7月に「納税者憲章」が正式に発効しました。

連邦の租税行政総監（IGT=Inspector General of Taxation）は、1997年に制定された現行の納税者憲章（Taxpayers' Charter）が、国税職員が憲章の違反する行為を行ったとしても、納税者が裁判所においてその執行を求めることができない性格の規範であることを問題であるとしています。そこで、IGTは、2012年頃から、現行の納税者憲章から、法源性があり国税職員が違反した場合に司法の場で最終判断を仰ぐことができる「納税者の権利章典（Taxpayer Bill of Rights）」の制定を、連邦議会が検討するように求めています。

①オーストラリア「納税者憲章」の制定理由

（a）賦課課税方式から申告納税方式への変更が契機

オーストラリアにおいて「納税者憲章」が制定された理由は、いくつかあります。

その一つは、1990年にOECD（経済協力開発機構）が、先進各国の状況分析を中心とした『納税者の権利と義務（Taxpayers' Rights and Obligations）』と題する報告書を作成、公表したことにあります。この報告書に前後して、各国の「納税者憲章」ラッシュが起きたのです。

もう一つの理由は、オーストラリアの国内事情にありました。とりわけ所得課税において、長年実施されてきた賦課課税方式から申告納税方式に移行したことに重要な契機があったのです。

オーストラリアは、イギリス税法の強い影響下、1986年まで長い間、個人および法人所得税について賦課課税方式を採用してきました。しかし、1989年7月1日から申告納税方式に切り替えられました。そして、納税者自身が計算し、申告するという申告納税方式への移行に伴い、いくつかの重大な問題が発生しました。

その一つが、過少申告の多発です。過少申告者のなかには、自己責任ルールを核とした申告納税方式を悪用したケースも当然見られました。それと同時に、過少申告のケースの多くに、納税者が利用できる情報不足に起因するものが多く見受けられたのです。

申告納税方式への移行当初、オーストラリア国税庁（ATO）は、賦課課税方式に慣れきっていたこともあってか、納税者に対する情報提供や申告援助の重要性を必ずしも十分に認識していたとはいえませんでした。また申告後の、税務調査の強化など、執行面での改善で対応できる、と読んでいたふしもありました。

ATOは、既定の方針どおり、納税者の指導や税務調査などを強化し、対応に努めましたが、90年代に入っても、このような過少申告が多発する状況には余り変化が見られませんでした。

（b）納税者はお客様

ATOはこうした状況を生む根本原因について究明する必要に迫られました。そしてさまざまな角度から点検を行った結果、ATOは、現実の税務行政に、`お客様（clients）に奉仕する（service）という、視点が欠けていることに気付いたのです。

ただちにATOの`お客様、である`納税者、が適正な申告を行えるように、あらゆる面から`サービス、の改善が検討されました。その結果、納

税者に対して徹底して税務行政情報を開示すること、事前確認制度 (advance ruling) の整備・拡充など、納税者本位の租税手続の確立に努力する方針が策定されたのです。そして、その後、こうした一連の納税者の権利をリストアップ (編集・簡潔に表記) した「納税者憲章」を作成する準備に入りました。

このように、オーストラリアにおける納税者憲章採択の裏には、税務行政の透明化、納税者サービスの改善といった大きな政策目標があったのです。

(c) 課税庁の納税者支援サービスのスタンダードとは？

オーストラリアの納税者憲章が、納税者はおお客様であるという視点からつくられたことについては先に述べました。

しかし先進国の納税者憲章には、大別して二つのスタイルがあります。一つは「行政指針的な憲章 (administrative charter)」であり、もうひとつは「法律的性格の憲章 (legislative charter)」です。イギリスやオーストラリアの憲章は前者に該当し、課税庁職員の行動基準規定 (Code of Conduct)、あるいは行政上のガイダンスのような性格を有します。

一方、「法律的性格の憲章」を採用する国としてはアメリカをあげることができます。アメリカの場合、「納税者権利保障法 (Taxpayers Bill of Rights Act)」と呼ばれていますが、これは議会が法律として制定したものです。この憲章にもられた項目は、現実に、後ほど税法典の手続編、通則編に挿入されています。さらに、この問題には、納税者や税務職員に周知することをねらいに、簡潔かつ非専門的な文体でステートメント (宣誓書) がまとめられ、公表されています。

以上のような性格から、オーストラリアの納税者憲章を、「課税庁における納税者支援サービスのスタンダード」と呼ぶことができるのです。

② 「納税者憲章」の中身は

オーストラリアの国税庁 (ATO) が作成した「納税者憲章」は 1997 年 7 月 1 日より発効しましたが、この憲章は「あなたの権利 (Your Rights)」および「あなたの義務 (Your Obligations)」という二つの部門から構成されています。性格的には、納税者にとっては行政上のガイダンス、課

税庁 (ATO) 職員にとっては行動基準規定 (Code of Conduct) にあたります。したがって、「行政指針的な憲章 (administrative charter)」として性格づけることができます。

納税者憲章は、2000 年に、最初のレビューが実施されることになっていました。

しかし、同年の新税制 (GST/物品サービス税) の導入と重なり、その実施が遅れました。レビューが終わり改正された納税者憲章が公表されたのは 2003 年 11 月に入ってからのことでした。

改正納税者憲章は、当初のものと同様に、「あなたの権利」(13 項目) および「あなたの義務」(6 項目) の二つの部門からなります。その大要を邦訳すると、次のとおりです。

【表 38】オーストラリアの納税者憲章の内容 (大要)

<p>●あなたの権利～あなたが ATO に期待できる権利および規範</p> <p>■あなたは私たち ATO に対して、次のことを期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • あなたを公平かつ適切にとりあつかうこと。 • あなたの税務において、あなたを誠実であるとして取り扱うこと。ただし、誠実でないときは、別とします。 • あなたに対して専門職としてのサービスや支援を提供すること。 • あなたが選んだ方に、自分を代理してもらい、また自分の税務について相談するのを認めること。 • あなたのプライバシーをまもること。 • 私どもが保有するあなたに関する情報を部外秘とすること。 • あなたに対し、私たちが持っているあなたの情報を開示すること。 • あなたが問題を正しく解決できるように支援すること。 • 私どもがあなたに対してした処分を説明すること。 • あなたの争訟権を尊重すること。 • あなたの苦情申出をする権利を尊重すること。 • あなたが納税協力を容易にできるようにすること。 • 説明責任を果たすこと。 <p>●あなたの義務</p> <p>■私どもは、あなたに次のことを期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 誠実であること。 • 法定帳簿を保存すること。 • 相当な注意を払うこと。 • 期日までに提出すること。 • 期限までに納付すること。 • 協力的であること。

③ 「納税者憲章」で達成された納税者サービスへの満足度



校内を移動する研修参加者
【ジェームズクック大学ケアンズ校内】



【ジェームズクック大学ケアンズ校内】

納税者憲章は、ただ単に公表しただけでは、その実効性が疑われます。そのままでは「絵に描いたもち」と化す恐れが強いわけです。そこでATOは、納税者憲章の盛られた項目に関し達成された納税者サービスへの満足度を公表しています。

その内容を業務に具体的に反映させることをねらいに、業務別の処理期間を明確にしたサービス・スタンダードを公表しています（例えば、ATO performance report（Third quarter 2014-15（26 May 2015）））。

（2）納税者の権利章典制定の動き

すでにふれたように、連邦の租税行政総監（IGT=Inspector General of Taxation）は、国税庁（ATO）の行政、税務執行を監察する独立した組織です。納税者から申出のあった苦情（complaints）を処理するとともに、税務執行に関する問題を調査し財務省あてに報告書を作成し、かつ連邦議会へ年次報告書（annual report）を提出しています。

IGTは、「2012-13年次報告書（2012-13 Annual Return）」において、ATOに対する行政監察において見えているいくつかの重要な問題点を指摘しました。そのなかで、1997年に制定された現行の納税者憲章（Taxpayers' Charter）が、国税職員が憲章の違反する行為を行ったとしても、納税者が裁判所においてその執行を求めることができない性格の規範であることを問題としてあげています。つまり、「法源性がない」ことから、憲章では「納税者が、ATOに対して期待できることを掲げるのみで、必ずしも具体的に享受できる法的権利をうたったものではない」ために、十分な納税者の権利擁護につながっていないことを指摘しています。

そこで、IGTは、現行の納税者憲章から、法源性があり国税職員が違反した場合に司法の場で最終判断を仰ぐことができる「納税者の権利章典（Taxpayer Bill of Rights）」の制定を、連邦議会が検討するように求めました。実例として、2007年のカナダの「納税者権利章典（Canada's Taxpayer Bill of Rights）」やアメリカ合衆国のいくつかの州をあげました。

アリ・ノルージ（Ali Noroozi）租税行政総監（IGT）は、2015年11月2日に、「納税者憲章と納税者保護に関するレビュー（Review into the Taxpayers' Charter and Taxpayer Protections）」を開始する旨をアナウンスしました。

IGT事務局は、2015年12月18日まで、一般市民からの公開諮問／パブリック・コンサルテーションを行ったうえで、問題点の精査、そして報告書の作成へと作業をすすめることになっています。

【参考資料】

- Richard Krever, GST Legislation Plus (2015, Thomson Reuters)
- Deutsch et al, The Australian Tax Handbook (2015, Thomson Reuters)
- John McLaren, Advanced Taxation Law (2015, Thomson Reuters)

第Ⅱ章 オーストラリアの物品サービス税（GST）

タックスインボイス（税額票）方式のGST（付加価値税）運用の現状

ヴァン・リ（Van Le） 研究員
ジェームズクック大学タウンズビル校
（James Cook University Townsville Campus）

通訳 石村耕治（白鷗大学教授）
執筆編集 辻村祥造
（税理士・東京地方会所属）
石澤健太
（税理士・東京地方会所属）

【レクチャー内容骨子】

◆はじめ～税額票方式・ゼロ税率の逆進対策を織り込んだ付加価値税制

I GST制度の基本構造

- 1 オーストラリアの財政制度とGSTの所在
- 2 GSTの概要
- 3 GSTの納税義務
 - (1) 「GST entity」（「事業等を行う者」）とは何か
 - (2) 「GST enterprise」（「GST事業」）とは何か
 - (3) 「GST supply」（「GST取引」）とは何か
 - (4) 「taxable supply」（「課税取引」）とは何か
 - (5) 「taxable importation」（「課税輸入」）とは何か
 - (6) 「input tax credits」（「輸入仕入税額還付」）とは何か
- 4 税額票（tax invoice）とは何か
 - (1) 請求書（invoice）と税額票（tax invoice）の違い

- (2) 適格税額票（valid tax invoice）の発行義務
- (3) 適格税額票（valid tax invoice）の発行義務を課されない場合
- (4) 購入者作成税額票（RCTI）とは何か

5 GST登録（GST registration）とは何か

- (1) 登録手続
- (2) 任意登録
- (3) GST登録の取りやめ

II GST上の逆進性際策の特徴

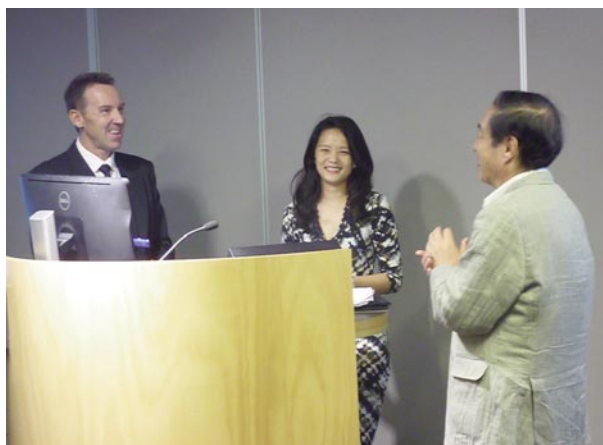
- 1 ゼロ税率／免税取引（GST-free supply）採用の背景と課税実務
 - (1) 家庭用ゼロ税率とは
 - (2) 家庭用ゼロ税率の所在
 - (3) GST法上の逆進性解消策の概要
- 2 GST法のもとでのゼロ税率適用の実際
- 3 免税取引／ゼロ税率取引（GST-free supplies／Domestic zero-rating）の分析
 - (1) 飲食料品
 - (2) 医療・健康取引
 - (3) 教育
- 4 仕入課税取引／非課税取引（Input-taxed supplies／Exemption）の分析

◆はじめに～税額票方式・ゼロ税率の逆進対策を織り込んだ付加価値税制

【あいさつ】 ジャスティン・ダブナーです。ジェームズクック大学ケアンズ校で、すでに皆さまにお会いしています。本日は、オーストラリアのG

ST（物品サービス税）についてレクチャーを聞くことになっております。この分野に詳しいヴァン・リ（Van Le） 研究員を紹介します。

【リ研究員】 ジャスティン・ダブナー教授、ありがとうございました。私は、ジェームズクック大学タウンズビル校（James Cook University Townsville



ダブナー教授、リ研究員、石村教授
【ジェームズクック大学タウンズビル校内】

Campus) で税法を研究しております研究員のヴァン・リと申します。ジャスティン・ダブナー教授とは、さまざまな税法研究プロジェクトで、常日頃大変お世話になっております。

この度は、遠く日本から多くの税務専門職が来豪され、ケアンズから南に350キロ離れた私どもジェームズクック大学タウンズビル校までご足労いただき、ありがとうございます。心から歓迎いたします。

本日、私は、「オーストラリアの物品サービス税（GST=Goods and Services Tax）制度」についてレクチャーします。通訳の石村耕治教授にはお手数をかけますが、くれぐれもよろしく願います。

I GST制度の基本構造

1 オーストラリアの財政制度とGSTの所在

オーストラリアでは、歳出面では州や準州（以下「州」といいます。）さらには地方自治体が大きな役割を演じていますが、歳入面では連邦が大きな役割を演じています。この結果、「垂直的な財政不均衡（VFI=Vertical Fiscal Imbalance）」が生じています。

この不均衡を是正する措置として、連邦は、州に交付された額からさらに州内の下位の地方自治体に対して交付金や補助金のかたちで大掛かりな財政配分（revenue sharing）を行っています。2013-14財政年度を例にとると、連邦政府は、州に953億ドルの歳入配分をし、そのうち115億ドルが地方自治体へ配分されています。

歳入分配金は、大きく「特別交付金（SPP=

specific purpose payments）」と「普通交付金（GRA=general revenue assistance）」に分かれます。

特別交付金（SPP）は、使途目的が特定されるもので、連邦政府と州との協定により、その金額が決まります。2013-14財政年度では、その額は441億ドルにも上ります。特別交付金（SPP）のうち、金額の大きい分野をあげると、第一は保健（161億ドル）、続いて教育（145億ドル）です。

普通交付金（GRA）は、使途目的が特定されない性格のもので、交付される税収の大部分は、物品サービス税（GST）から得たものです。2013-14財政年度に、連邦政府は、531億ドル（見込み）を徴収しました。徴収と交付時期のズレなどもあり、実際に諸州に交付したGST税収は503億ドルです（Parliament of Australia, Budget Review 2013-14 Index）。

いずれにせよ、オーストラリアのGST税収は、全額州（および下位の地方自治体）へ配分されます。つまり、連邦政府は、州に代わってGSTを徴収するだけの仕組みになっているわけです。

こうした配分制度は、州間での「水平的財政標準化（HFE=Horizontal Fiscal Equalization）」をねらいとしたものです。以上のような、オーストラリアの歳入・歳出システムの特徴を理解してください。

ちなみに、国税長官（Commissioner）は、GST法を含む間接税法（indirect tax laws）を執行する一般的な権限を有しており（租税行政法別表第1第365条の5）、連邦税として州に代わってGSTを徴収しています。

2 GSTの概要

オーストラリアは、タックスインボイス（税額票）方式の付加価値税を導入するために、1999年6月28日に「1999年新税制（物品サービス税）法（A New Tax System（Goods and Services Tax） Act 1999）（以下「GST法」といいます。）を制定しました。

これにより、2000年7月1日から、連邦税（Commonwealth tax）として一律10%の税率で物品サービス税（GST=Goods and Services Tax）を導入したわけでした¹。

オーストラリアのGST（物品サービス税）の概要は、次のとおりです。

【表1】オーストラリアのGST（物品サービス税）の概要

<p>①導入時期</p> <ul style="list-style-type: none"> • GST（=Goods and Service Tax/物品サービス税）は、2000年7月1日から、連邦税（Commonwealth tax）として導入 <p>②準拠法</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1999年新税制（物品サービス税）法（A New Tax System（Goods and Services Tax）Act 1999）（以下「GST法」） • 1999年新税制（物品サービス税）規則（A New Tax System（Goods and Services Tax）Regulations 1999）（以下「GST規則」） <p>③GSTの性格</p> <ul style="list-style-type: none"> • GST（物品サービス税）は、前段階控除/仕入税額控除を税額票（タックスインボイス）を使って行うタックスインボイス（税額票交付）方式（subtractive invoice-based tax credit method）の多段階/消費型の付加価値税（VAT）²。 • 仕向地/消費地課税原則（destination/consumption-based taxation principle）に基づき、輸出はゼロ税率（輸出免税）、輸入は課税（taxable importation）の対象。 • GSTは、オーストラリア国内で消費される物品やサービス一般に対して課税する大型間接税（broad-based indirect tax）です（GST法9条の70）³。 • GSTは、事業等を行う者（entity）が、納税義務者となる申告納税方式の税金（self-assessed tax）です。 • 登録事業者は、売上に課される物品サービス税（output tax）から仕入に課された物品サービス税（input tax）を控除して税額計算をして申告納税するか、または還付申告をすることができます。 • この場合の仕入税額の計算は、原則として税額票（タックスインボイス）を使って行います。 <p>④現行税率や課税除外取引</p> <ul style="list-style-type: none"> • 標準税率（Standard rate）10% • 軽減税率（Reduced rates）なし（Nil） • 割増税率（Higher rates）なし（Nil） • ゼロ税率/免税（Zero-rating/GST-free sup- 	<p>plies）0%【売上（output）には0%で課税されます。したがって仕入税額（input tax）は還付（refund）可能です】</p> <ul style="list-style-type: none"> • オーストラリアの場合、後述するように、逆進性対策として広く基礎的な飲食品や社会保険対象医療サービスなどをゼロ税率の対象としているのが特徴です。 • 非課税/仕入課税取引（Exemption/Input-taxed supply）【本来は課税取引（taxable supply）であるが、その性質上または政策的な理由などから課税除外とされるものを指します。仕入税額控除（Input tax credit）ができないため「損税」が発生します。】 <p>⑤事業者登録（compulsory GST registration）/任意の事業者登録の選択（voluntary GST registration）</p> <ul style="list-style-type: none"> • GST法のもと、過去12カ月の課税売上高（ゼロ税率取引を含み、非課税取引その他GST対象外（outside the scope of GST）取引を除きます。）が75,000ドル以上の事業等を行う者（entity）（非営利団体等は、150,000ドル以上）は、事業者登録限界点（registration threshold）を超えた日から21日以内にオーストラリア国税庁（ATO=Australia Tax Office）に登録し、事業者番号（ABN=Australian Business Number）を取得することが義務づけられます（GST法23条の15第1項、23条の5、23条の15、25条の1）。 • 事業者登録限界点未満の事業者でも任意登録（voluntary registration）が可能です（GST法23条の10）⁴。 <p>⑥事業者登録の取りやめ（Cancellation of GST registration）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業者（事業等をする者）が、事業の廃止その他GST登録を継続しがたい理由がある場合、国税長官に対して「GST登録の取りやめ（Cancellation of GST registration）」の承認申請を行うことができます。事業者は、GST登録の取りやめが認められれば、仕入税額控除ができなくなります（法25B条）。 • GST取りやめ承認申請は、事業停止の日から21日以内に行わなければなりません（法25条の50）。
---	--

¹ 1998年8月に、当時の自由党国民党連立政権（LNP=Liberal National Party coalition）の連邦財務大臣（Treasure）は、「税制改革：新税ではなく、新税制を（Tax Reform: Not a New Tax, A New Tax System）」と題した報告書（以下「連立政権税改革案」という。）を公表しました。この連立政権税改革案を軸に、それまでであった平均2.2%の卸売売上税（WST=Wholesale Sales Tax）や宿泊税（Bed Tax、州税及び連邦直轄地域税）などを廃止するとともに、36%の法人税率を30%に軽減するなどの見直しをしたうえで、練り上げられたのが「1999年新税制（物品サービス税）法案」です。同法案は、同年6月28日に成立しました。See, Susan C. Morse, “How Australia Got a VAT,” in The VAT Reader at 291-311 (Tax Analysts, 2011)。

² オーストラリアのGSTの税法学的な視角からの包括的な分析として、See, Graeme S Cooper & Richard J Vann, “Implementing the Goods and Services Tax,” 21 Sydney L. Rev. 337 (1999)。

³ ただし、税込価格の場合には、1/11を掛けて税額を計算します。

⁴ いわゆる免税事業者は、仕入取引は税（GST）込となる一方で、売上にはGSTをかけることができず（売上価格へのGST額の上乗せは可能です）、かつ取引の相手方にタックスインボイスも交付できません。したがって、小規模事業者で、もっぱら対消費者間取引を行っている場合は別として、多少なりとも事業者間取引を行っている場合には、取引の相手方である事業者がタックスインボイスを用いて仕入税額控除をできるようにするためには、当該免税事業者は任意登録が必要となります。

<p>⑦申告期間（tax periods）</p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア税法では、GST申告書（GST returns）は、「事業活動報告書（BAS=Business activity statement）」の形でATOに提出されます。ちなみに、BASは、GS申告書に加え、源泉徴収（PAYG withholding）、予定申納税（PAYG instalments）、FRINGE BENEFIT TAX（FBT）などをパッケージとして記載する書式となっています。 BASによるGST申告書は、原則、四半期ごとに提出する（3月31日、6月30日、9月30日および12月31日に終了する3ヵ月ごとに提出することになっています）。 例外的に年一回（6月1日から7月31日までの期間）も可能です。 通例、事業者登録限界点額未満の小規模事業者で任意登録を選択したものに対して承認される。年間の課税取引額2,000万ドル以上の事業者については、毎月、GSTの確定申告が求められます（法27条の15）。
<p>⑧簡易課税制度（Flat rate scheme）</p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリアは、簡易課税制度は導入していません。 【訳注：イギリスは、2002年に「簡易課税制度（Flat rate scheme）」を導入しています。】
<p>⑨現金主義会計承認制度（Permission to account on a cash basis）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を行う者（entity）は、国税庁（ATO）長官に申請し承認が得られれば、現金主義会計を選択できます（GST法29条の45）。この選択を承認するかどうかは、長官の裁量に任されています。長官は、企業規模等を考慮して判断します（ATO GST Ruling 2000/13）。 【訳注：ちなみに、イギリスVAT法の場合、翌事業年度の売上見込額が、135万ポンド【約2,295万円】（継続適用の場合には、当該売上見込額は160万ポンド【約2,720万円】）以下の事業者は、現金主義による会計が選択できる。課税庁への申請ないし届出を要しません。】 現金主義会計を選択した場合には、タックスインボイスの交付ないし受領の時期をもとに計算するのではなく、現金の支払/受取時を基準に税額を計算することになります。
<p>⑩一定の不動産に対するマージン課税（Margin Schemes/みなし税額控除）制度と、中古品取引課税特例（Supply of second-hand goods）</p> <ul style="list-style-type: none"> インボイス方式を採用すると、インボイスを発行することができない個人や免税事業者からの仕入について、仕入税額控除ができないという問題が生じます。マージン課税は、この問題を解決するため、販売価格と仕入価格の差額である「利益（マージン）」をもとに消費税額を計算する制度です。

<ul style="list-style-type: none"> マージン課税は、イギリスをはじめとした欧州諸国で導入されています。マージン課税の適用範囲は、国のより異なります。一般には、個人から仕入れる美術品や中古品取引などが対象となっています。 例えば、イギリスのマージン課税制度は、100年以上経過した古美術品や収集物、芸術家が作成した絵画や彫像などの作品、最終消費者から仕入れた一定の課税中古物品などを対象とした重複課税（税の累積）の排除の仕組みです。 一方、オーストラリアの場合、一般に「マージン課税制度」は、①狭義の「一定の不動産に対するマージン課税制度（Margin Schemes）」と、②「中古品取引課税特例（Supply of second-hand goods）」とに分けて規定しています。 【訳注：わが国では、課税事業者に対しては、最終消費者などからの課税仕入れに対しても仕入税額控除の適用を認めることで重複課税（税の累積）の排除を認めず（消費税法基本通達11-1-3）。】 【一定の不動産に対するマージン課税（Margin Schemes/みなし税額控除）制度】 GST法は、次のような一定の不動産にかかる課税取引に対しては、マージン課税が認められます（法75条の5）。 <ul style="list-style-type: none"> ①土地所有権の譲渡（selling a freehold interest in land） ②集合建物の部屋の譲渡（selling a stratum unit） ③長期賃貸権の許諾または譲渡（granting or selling a long-term lease） なお、取引時または取引前に文書で合意され、かつ国税長官が認める期間内であることが条件です。マージン課税拒否処分が行われた場合には、不服申立ての対象となります。 マージン課税特例が適用になると、譲渡対価ではなく、当該資産の購入価額と譲渡価額の差額がGSTの課税対象となります。マージン額の計算にあたっては、当該不動産の購入後に生じたコストは一切考慮しないことになっています。 【中古品取引課税特例（Supply of second-hand goods）】 中古品取引課税特例のもと、課税事業者が、最終消費者から仕入れた自動車など一定の物品（中古物品）の販売価額にかかるGST額の計算においては、重複課税（税の累積）排除の観点から、当該中古物品に当初かかったGST額に加え、当該事業者が修繕・改修等に支出した費用に課されたGST額を前段階控除/仕入税額控除を選択できます。 すなわち、課税事業者は、この課税特例を選択した場合、GSTについて、売上税額と仕入税額の差額（マージン）のみを納付するように求められます。一方、この課税特例を選択しない場合、課税事業者は、税額インボイスなしでは仕入税額控除が認められないことから、当該課税対象物品の売上総額（full selling price）に対してGSTがかかります⁵。
--

3 GSTの納税義務

⁵ HMRC, Notice 718 The VAT Margin Scheme and global accounting (March 2011) ; HMRC, Notice 718/1 The VAT Scheme and second-hand cars and other vehicles (March 2011) .

⁶ See, Gordon Fotherby, "Customs and Excise Duties and Value Added Tax," 39 International and Comparative Law Quarterly 266 (1990) ; HMRC, VAT Notice 718: The VAT Margin Scheme and global accounting (April 2011) .

GST（物品サービス税）は、事業等を行う者（entity）が、納税義務者となる申告納税方式の税金（self-assessed tax）です。

【訳注：わが国の消費税法（以下「日本法」ともいいます。）では、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、〔中略〕消費税を課す」と規定しています（法4条1項）。】

しかし、オーストラリアGST法は、「事業等を行う者（entity）」、「事業（enterprise）」、「取引（supply）」、「取引者（supplier）」といったようなさまざまな言葉（概念）を使っています。したがって、GST法の適用・解釈にあたっては、まず、これらの言葉の意味内容を正しく理解する必要があります。

GSTは、物品やサービス（goods and services）にかかる取引（supplies）、日本法にいう「資産の譲渡等」を課税対象としている。オーストラリアGST法では、「GST supplies」と呼んでいます。

（1）「GST entity」（「事業等を行う者」）とは何か

GSTの運用において、「entity」とは何かを理解しておくことは、基本的な事柄として極めて重要です。ここでは、「事業等を行う者」と仮訳しておきます*。

GST法によると、「事業等を行う者（entity）」**とは、次の2つの要素からなります。

*【訳注：「事業者」と訳すのも一案であるが、後にふれるように、GST法では「GST enterprise」という概念も使っていることから、悩ましいところです。】

**【訳注：後述するように、「entity」には、人格のない社団、任意団体も含むので、訳語としては「者、よりも「もの、を充てるのが、「法令用語の常識」に沿っています。しかし、ここでは、読者の便宜を考え、あえて「者、を充てることにします。】

【表2】GST法上の「事業等を行う者（entity）」の意味

- ・「事業等を行う者（entity）」にあてはまるもののみが、課税取引（taxable supply）をすることができ、登録できるまたは登録するように求められます（法9-5条d項）。
- ・GSTの納税義務およびその義務に対応する仕入税額控除する権利は、「事業等を行う者（entity）」に発生します。

このように、GST法上の「事業等を行う者

（entity）」の概念は、人為的なものです。GST法は、GST法運用上「事業等を行う者（entity）」に、次のようなものを含めて定義しています（法181条の1以下）。

【表3】GST法上の「事業等を行う者（entity）」の範囲

- ・個人（individual）
- ・法人（body corporate）
- ・単独法人（corporation sole）
- ・政治団体（body politic）
- ・パートナーシップ（partnership）
- ・法人格のない社団または任意団体（unincorporated association or body of persons）
- ・信託（trust）
- ・退職年金基金（superannuation fund／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」）

以上のように、GST法上「事業等を行う者（entity）」の概念に従うと、私法上は法的主体とはなりえないパートナーシップや人の集団（グループ）なども、GST課税にあたっては「共同所得の收受者（recipient of joint income）」として納税義務を負うこと（GSTの納税主体）になります。【訳注：したがって、オーストラリアGST法上は、原則として、日本法でいう任意組合（パートナーシップ）や任意団体（法人格のない社団等）も、GSTの納税義務を負うことになります。】

この点に関して、オーストラリア所得税法上は、パートナーシップや任意団体は、独立した納税主体（納税義務者）にはならず、損益はパートナーないし構成員段階で課税を受けるのは異なります。

（2）「GST enterprise」（「GST事業」）とは何か

オーストラリアのGST法を理解するうえで、もう一つ重要な概念があります。それは「enterprise」の概念です。例えば、GST法9条の5は、「課税取引（taxable supply）」とは、「対価（consideration）」が伴い、かつ「行っているenterpriseの遂行又は過程における取引（the supply is made in the course or furtherance of an enterprise that you carry on）」と規定しています。

「enterprise」をどう訳すかが問題になります。

【訳注：ここでは、批判がありうることを織り込んだうえで、「事業」と仮訳しておきます。】

前記「事業等を行う者（entity）」と「事業（en-

terprise)」の概念を現実の取引に適用してみると、事業等を行う者（an entity）は、事業（an enterprise）を行っているまたは事業（an enterprise）を行うという意思がない場合には、GST登録ができないこととなります。

GST法9条の20は、どのような活動（an activity or activities）が、「事業（enterprise）」に該当するのか、あるいは該当しないのかを、次のように規定しています。

【表4】GST法上の「事業（enterprise）」に該当する活動と該当しない活動の範囲

<p>【事業に該当する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業（business）形態の活動 ・取引（trade）をする企業（adventure）または会社（concern）形態の活動 ・控除対象寄附金の受入れのできる機関または公的団体が有する基金の受託者の活動 ・退職年金基金の受託者の活動 ・慈善団体の活動 ・連邦、州もしくは連邦直轄地域、又は連邦、州もしくは連邦直轄地域の法律に基づき公的目的で設立された法人、単独法人の活動 ・事業者番号（ABN=Australian business number）を持つ基金の受託者の活動 <p>【事業に該当しない活動】（日本法にいう事業者以外が行う取引・対価性のない取引）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得課税の対象となる収入を得ている従業者がする活動 ・私的なレクリエーションまたは趣味の活動 ・地方公務員の活動 ・従業者への支払 ・法人役員への支払 ・公職者への支払 ・労働提供契約に基づく支払または法令で特定された支払

(3) 「GST supply」（「GST取引」）とは何か
オーストラリアのGST法を理解するうえで、もう一つ重要な概念は、「GST supply」です。

【訳注：ここでは、「GST取引」と仮訳しておきます。】

「課税取引（taxable supply）」、「免税取引（GST-free supply）」、「非課税取引（Input taxed supply）」といったように、「supply（取引）」という言葉は、GST制度の根幹をなします。

GST法は、「取引」については、「その形式を問わず」できるだけ広く定義する旨を規定しています（法9条の10第1項）。そのうえで、次のような典型的な取引を例示しています（法9条

10第2項）。

【表5】GST法上の典型的な「取引（supply）」の例

<ul style="list-style-type: none"> ・物品の取引 ・役務提供／サービスの取引 ・アドバイス【注：医師の診察・税務相談・法律相談など】または情報の提供 ・不動産の譲与、譲渡または引渡し ・権利の設定、譲与、移転、譲与または引渡し ・金融取引（ただし、取引の対価として支払われた金銭は除く。） ・一定の債務免除等 ・その他
--

その他、家畜や狩猟の獲物を食料にする行為が取引のあたるとの争いなど、争いになることも多いわけですが、「取引」に該当するかどうかについては、裁判でも争われており、判例等に典拠を求める必要もあります。

(4) 「taxable supply」（「課税取引」）とは何か

オーストラリアのGST法を理解するうえで、「taxable supply」の概念も重い意味を持ちます。GSTの納税義務は、「taxable supply」である場合に生じるからです。【訳注：ここでは「課税取引」と仮訳しておきます。】

GST法は、次の4つの要件を充足する場合には、「課税取引（taxable supply）」にあたるとしています（法9条の5）。

【表6】GST法上の「課税取引（taxable supply）」となる4要件

<ol style="list-style-type: none"> ①「対価（consideration）」取引であること。 ②「事業等を行う者（entity）」が行っている事業（enterprise）の遂行又は過程における取引であること。 ③オーストラリアに関わる取引であること。および、 ④事業等を行う者（entity）がGST登録していることまたはGST登録が求められていること。
--

●設例 1

<p>栄養学を専攻する大学教授であるMr Aは、主婦であるMs Bが執筆し近く出版する家庭料理の本に〇〇ドルの対価でまえがきを書いてくれるように依頼されました。この場合、Mr AもMs Bも上記の4要件を充足しないことから、課税取引にあたりません。（この事例では、①と③の要件は充足するが、③と④の要件を充足しません。）</p>
--

4要件を充足する課税取引（taxable supply）で

あっても、「免税取引（GST-free supply）」ないし「非課税取引（Input taxed supply）」にあたる場合は別です。

●設例 2

ドクターAは、美容整形外科の専門医クリニックを開業しています。同時に、やけどの治療・手術など健康保険が適用になる患者の診察等も行っていきます。この事例では、美容整形外科にかかる取引は、4つの要件を充足し課税取引にあたります。一方、健康保険法（Health Insurance Act 1973）の適用ある医療サービスは、GST法上「免税取引（GST-free supply）」、すなわちゼロ税率取引（Zero-rating supply）になることから、売上取引はゼロ%で課税し、仕入取引にかかったGSTは還付されます。【訳注：日本の消費税法では、健康保険適用対象の医療サービスは非課税取引（input taxed supply）になっています。これに対して、オーストラリアのGSTでは、健康保険適用対象の医療サービスは、輸出取引などと同様に、免税取引／ゼロ税率取引になっています。】

【表7】GST法上の「課税輸入（taxable importations）」該当性

<p>【課税輸入に該当するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品（goods）の輸入であること。 当該物品は〔関税法（Customs Act 1901）にいう〕国内消費（for home consumption）に流入させたこと。ただし、当該輸入は、免税輸入（non-taxable importation）の範囲内のものではないこと。 課税輸入であるためには、GST登録要件は適用ないことおよび輸入者は事業（enterprise）の遂行目的である必要はないこと。 対価支払に有無には関係ないこと。 <p>【課税輸入に該当しないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 免税取引（GST-free supply）、非課税取引（Input taxed supply）の対象となっている物品の輸入 通貨の輸入 オーストラリアからの輸出 関税法で免税とされる一定の物品

(5) 「taxable importation」（「課税輸入」）とは何か

一定の物品（goods）のオーストラリアへの輸入は、GSTの課税対象となります。しかし、輸入（taxable importation）は、一般の課税取引（taxable supply）とは、課税取扱いが異なります。オーストラリア国内で行われる取引とは異なり、輸入者は、GSTの納税義務を負うには、GST登録をしているまたはGST登録をするように求められていることが要件となっておりません。また、GSTは消費地課税主義に基づく課税方法を採用していることから、GSTの納税義務は輸入者が負い、海外の輸出者は負いません。

消費者による個人輸入にかかる税務取扱は、一般のGST登録事業者による課税取引とは大きく異なります。しかし、GST法は、一般の課税取引（taxable supply）の課税ベースと課税輸入（taxable importation）の課税ベースとをできるだけ一致させるように努めています。

例えば、ある物品が国内で「免税取引（GST-free supply）」、「非課税取引（Input taxed supply）」になっている場合には、課税輸入（taxable importation）についても課税除外としています（法13条の10第b項）。

GST法は、課税輸入（taxable importation）の要件について、次のように規定しています（法13条の5）。

4 税額票（tax invoice）とは何か

オーストラリアのGST制度では、GST登録をした事業者等を行う者（entity）は、仕入税額控除（input tax credit）を受けるためには、有効な「税額票（tax invoice）」を保存するように求められます。

(1) 請求書（invoice）と税額票（tax invoice）の違い

一般にGST登録をした事業者（businesses）は、日常的に、顧客に対して「請求書（invoice）」または「税額票（tax invoices）」を発行しています。しかし、GST法では、これら2つの言葉は同一には使われていません。

購入者は、供給者（仕入先）が発行した税額票に記載されるべき情報のいくつかが記載されていないとしても、税額票として取り扱うことができます。ただし、この場合、仕入先が購入者に交付

【表8】税額票（Tax Invoice）サンプル

Tax Invoice		
供給者	Koala Industries Ltd	
事業者番号	ABN: 12 345 678 901	25 William Street Williamstown VIC
発行日	Date: 12 August 2015	
購入者	To: ABC Machine Sales Pty Ltd 19 Grove Street Box Hill VIC	
取引内容	Description of supply	Total
	Parts S 150 \$100 × 10	\$1,000.00
	GST (10%)	\$100.00
	Total	\$1,100.00

した他の資料で明確に確認できる必要があります。こうした証明責任は購入者側が負います。

【表9】「請求書（invoice）」と「税額票（tax invoices）」の違い

<p>【請求書（invoice）】 商業取引において支払義務を確認する書類を指します。</p> <p>【税額票（tax invoice）】 次のような要件を満たすものを指します。 ①供給者（supplier）が発行したものです。 ②「既定の書式（approved form）」のもので。 ③次の事項を明確に確認できる情報を十分に記載したものです（GST法29条の70）。 ・供給者（supplier）の本人確認およびABN（事業者番号/Australian business number） ・購入者（recipient）の本人確認またはABN（ただし、ANB記載は、供給額/仕入額が1,000ドル以上の場合） ・供給された物品の種類、数量（数えられる場合）、供給された価額 ・当該証票に記載された課税取引の範囲 ・証票の発行年月日 ・当該証票に記載された課税取引にかかるGST額 ・その他政令に規定された事項</p>

【表10】適格税額票（valid tax invoice）の発行が必要とされない場合

<ul style="list-style-type: none"> ・課税取引価額（GST抜）が75ドル未満の場合（GST規則29条の80第01項） ・国税庁（ATO）長官が文書で税額票の発行を免除した場合（GST法29条の10第3項）。この場合において、購入者は仕入税額控除を受けることができます。

（2）適格税額票（valid tax invoice）の発行義務

原則として、供給者（仕入先/supplier）は、その取引が課税取引（taxable supply）にあたる場合には、購入者（recipient）に対して税額票を発行する義務を負います。また、購入者は、供給者に対して税額票を発行するように求めることができます（GST法29条の70）。

とはいっても、供給者（仕入先/supplier）は、すべての取引について毎回、購入者に対して税額票を交付するようには求められません。しかし、購入者は、供給者から税額票の交付が受けられなければ、仕入税額控除ができません。

ちなみに、供給者は、購入者から税額票の交付/発行を求められれば、28日以内のその求めに応じなければなりません。交付の求めに応じない場合、供給者は、過料に処されます（租税行政法別表第1第288条の45）。

（3）適格税額票（valid tax invoice）の発行義務を課されない場合

次の場合に、供給者（仕入先/supplier）は、税額票の発行/交付する必要がありません。

（4）購入者作成税額票（RCTI）とは何か
一般に「RCTI（Recipient created tax invoice）」と呼ばれる税額票発行手続があります（GST法29条の70第3項）。【訳注：ここでは、「購入者作成税額票」と仮訳しておきます。】

RCTI（購入者作成税額票）と通常の税額票（tax invoice）との違いは、RCTIは、購入者が供給者（仕入先）に発行/交付する税額票であることです。

購入者が売上数量に応じて仕入先に対価を支払う契約を採っている場合など、極めて特殊な取引にのみRCTI発行手続をとることができます。

5 GST登録（GST registration）とは何か

事業等を行う者（entity）はGST登録していることまたはGST登録が求められています。したがって、GST登録をしていない場合、取引はGSTの課税の対象外となります。また、GST登録をしていない者との取引は、仕入税額控除の対象となりません。

GST登録は、次の要件に該当する場合には、義務となります。

【表11】GST登録が必要となる場合

<ul style="list-style-type: none"> ・事業等を行う者（entity）の事業（enterprise）にかかる基準売上高（turnover threshold）が75,000ドル（非営利団体の場合には15,000ドル以上である場合【訳注：GST登録における基準売上高とは、直近の12カ月間の売上実績または今後12カ月間の予想売上のいずれかにおける税抜総売上高（ただし、免税取引（GST-free supply）および非課税取引（input taxed supply）にかかる分を除きます。）】（ただし、この基準売上高未満でも、任意で登録することができます。） ・事業等を行う者が、「タクシー・オペレーター」である場合

（1）登録手続

事業等を行う者（entity）は、登録が義務づけられることになってから21日以内に登録申請をしなければなりません（GST法25条の1）。ただし、任意登録（voluntary registration）申請についてはいつでもできます。

GSTの登録申請には、事業者番号（ABN＝Australian business number）が必要です（GST法23条の15第1項、23条の5、25条の1）。申請は、ATOのビジネス・エントリー・ポイントから、ABNの登録申請とGST登録申請とを同時に行うことができます。税理士ELS（tax agent electronic lodgment system）を活用した電子申請も可能です。

国税長官は、申請（任意申請を含みます。以下同じです。）があった場合、書面審査したうえで問題がなければ申請書に記載された日付で承認します（GST法25条の5）。決定承認をする場合には、申請人に、登録日、登録番号、承認された課税期間等を通知しなければなりません（GST法25条の3第3項）。一方、承認拒否処分を行う場合にはその理由を附記したうえで通知します。当該拒否処分は、不服審査の対象となります。

（2）任意登録

基準売上高に達しない事業等を行う者（entity）は、任意登録を申請できません（法23条の10）。新規開業した場合の任意申請については、実際に事業を開始した日からGST登録は発効します。

任意でGST登録をした事業者は、GST申告書の提出義務および税額票（tax invoice）の交付／発行義務を負います。したがって、小規模事業者の場合、仕入税額控除が可能になる利益とGST申告書提出義務や税額票交付事務ないかかるコストを慎重に点検する必要があります。また、いったんGST登録を選択すると、事業廃止の場合を除き、12ヵ月間は登録を取りやめることはできません。

（3）GST登録の取りやめ

事業者（事業等をする者）が、事業の廃止その他GST登録を継続しがたい理由がある場合、国税長官に対して「GST登録の取りやめ（Cancellation of GST registration）」の承認申請を行うことができます。事業者は、GST登録の取りやめが認められれば、仕入税額控除ができなくなります

（GST法25B条）。

GST取りやめ承認申請は、事業停止の日から21日以内に行わなければなりません（GST法25条の50）。

GST取りやめ申請は、ATOによる厳正な要件を満たした場合に、承認されます。仕入税額控除制度の濫用等の事実がないかなどが精査されます。

【表12】消費税／付加価値税の枠内での対応策の選択

①生活必需品／サービスへの 軽減税率（Reduced rating） の採用
②生活必需品／サービスへの ゼロ税率課税／Domestic zero-rating） の採用 ちなみに、オーストラリアのGST法では、ゼロ税率ではなく、「免税取引／GST-free supply）」という表記を使っています。
③生活必需品／サービスへの 非課税（Exemptions） の採用 ちなみに、オーストラリアのGST法では、非課税ではなく、「仕入課税取引／Input taxed supply）」という表記を使っています。

【表13】免税取引／ゼロ税率取引と非課税／仕入課税取引（\$）

《標準税率取引》 【Standard rate supply】	
仕入（input） 金額（1,000）	税率〔10%〕 税額〔100〕
売上（output） 金額（1,500）	税率〔10%〕 税額〔150〕
GST 申告税額 50	
《免税取引／ゼロ税率取引》 【GST-free supply】	
仕入（input） 金額（1,000）	税率〔10%〕 税額〔100〕
売上（output） 金額（1,500）	税率〔0%〕 税額〔0〕
GST 還付税額 100	
《非課税取引／仕入課税取引》 【Input taxed supply】	
仕入（input） 金額（1,000）	税率〔10%課税〕 税額〔100〕
売上（output） 金額（1,500）	税率〔非課税〕 税額〔Nil〕
GST 仕入税額控除不可	

1 ゼロ税率／免税取引（GST-free supply）採用の背景と課税実務

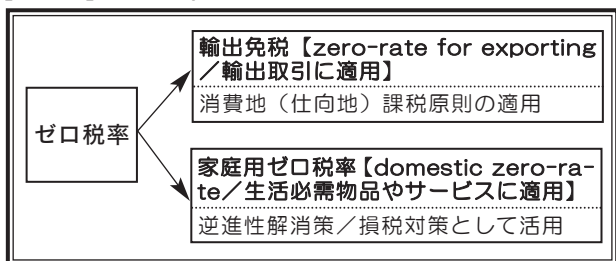
オーストラリアのGST法では、「損税」対策、さらには、基礎的な飲食料品など生活必需品やサービスに対する課税除外策や逆進性解消策としては、幅広く「ゼロ税率」つまりオーストラリアのGST法でいう、「免税取引／GST-free supply）」を幅広く採用しているのが特徴です。言い換えると、「軽減税率」を一切採用していません。

この背景には、経済学でいう価値財やサービス（merit goods and services）、つまり基礎的な飲食料品、教育や医療サービスをはじめとしてある個人が消費することによって、社会全体が便益を受けることになる財やサービス、に対しては所得制限を課したり、消費課税の対象にしたりすべきではなく、普遍化して誰でも無税で費消できるようにすべきである（価値財／サービスへの消費課税除外）とする考え方が取り入れられていることがあります。

（１）家庭用ゼロ税率とは

諸外国の消費税制／付加価値税制をみると、「ゼロ税率（zero-rate, zero-rating）」内は、大きく分けると、次のような2つの目的に活用されています。

【表14】ゼロ税率の適用対象



【訳注：グローバルにみると、オーストラリアやカナダなどのように、「損税」対策ならびに価値財／サービスへの消費課税除外措置および逆進性解消策として、軽減税率ではなく、家庭用ゼロ税率（domestic zero-rate）（以下、「輸出免税」という意味でのゼロ税率と区別して、「家庭用ゼロ税率」ともいいます。）を幅広く採用する国もあります。わが国でも参考にすべき消費税モデルの一つといえます。】

（２）家庭用ゼロ税率の所在

オーストラリアは、グローバルな動きに呼応して、当時導入していた卸売売上税（wholesale sales tax／単段階に消費税）を廃止して、2000年から税額票方式の付加価値税（tax-invoice typed GS

T）を導入しました。

GST法制定過程において、とりわけ生活者の立場を重視し「基礎的な飲食料品、教育、医療のような生活必需品な価値財やサービスに対しては、消費課税をすべきではない」とする考え方を、「ゼロ税率」、（GST法では「免税取引／GST-free supply」という名称を使用）採用というかたちで制度化したわけです。

ゼロ税率採用の背景には、同じく生活者に対し手厚い対応策を講じている旧宗主国イギリスの強い影響があります。また、GSTを導入する前に単段階の卸売売上税では、飲食料品を課税対象としていませんでした。この点も、GSTにおいて、基礎的な飲食料品をゼロ税率／免税とすることにつながったものと思われます。

（３）GST法上の逆進性解消策の概要

オーストラリアのGSTは、10%の単一税率を採用する。軽減税率は一切採用していません。逆進性解消策には、免税措置（「免税取引／ゼロ税率取引」）と非課税措置（「非課税取引／仕入課税取引」）を採用しています。

課税取引物品やサービス別に、GST法上の逆進性解消策をアバウトに一覧にしてみると、次のとおりです。

【表15】オーストラリアGST法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引／ゼロ税率取引	非課税取引／仕入課税取引	軽減税率
10%	<ul style="list-style-type: none"> 輸出 医療 基礎的な飲食料品* 教育 国際運輸 非営利／公益活動 営農者間での農地取引 	<ul style="list-style-type: none"> 金融取引 居住用住宅の貸付（ただし50年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。） 居住用中古住宅取引 募金活動 	なし

*●パン（菓子パンなどは除く。）、穀類（ペットフードは除く）、ミルク（加工牛乳などは除く）・チーズ・卵、スパイス・ソース、ボトル水、果実・野菜ジュース、食用肉、紅茶・コーヒー（加工物は除く）、ベビーフード、果実・野菜・魚（生・冷凍・乾燥・缶詰・包装したものを含む。）、パンに塗るジャム・蜂蜜・ピーナツバター等、シリアルなどは、ゼロ税率適用対象（GST法38条の3第1項別表第2）。

●一方、ケーキ類、菓子・スナック類、炭酸飲料を含む各種飲料、レストランで売られる飲食料、テーク

アウェイ（持帰りホットフード）、食品売り場で売られる調理済食品などは、標準税率適用対象（GST法38条の3第1項別表第1【ゼロ税率対象外食料】）。

2 GST法のもとでのゼロ税率適用の実際

【訳注：日本では、ゼロ税率の適用対象を限定するねらいから意図的に「輸出免税」といった名称が使われました。このことも影響してか、基礎的な生活必需品やサービスのよう国内取引に対してゼロ税率を適用するのは想定外という見方が支配的です。しかし、こうした見方は必ずしも「世界の常識、ではありません。】

オーストラリアは、基礎的な生活必需品やサービスのよう国内取引に対してゼロ税率を幅広く採用しています。

例えば、オーストラリアのGST（物品サービス税）では、野菜がゼロ税率（0%課税）対象物品です（GST法38条の3第1項）。この場合、生産から最終消費者へ届くまでの各流通段階（food supply chain/distribution channels）での各事業者の、消費税（GST）の納税申告はどういったかたちになるのかが問われてきます。

ここでは、レタス（野菜）を例にして説明してみましょう。

【表16】レタス（野菜）の生産から最終消費者へ届くまでの流通段階ごとの取引の概要

<p>【設例条件】</p> <p>①種苗場A（消費税の課税事業者）がレタスの苗のパネットを市場向け野菜栽培事業者B（消費税の課税事業者）へ販売するとします。この場合、栽培用の苗は、最終的に人の食用に消費されるとしても、課税対象（10%）となります。したがって、この段階での課税取扱は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗場Aは、野菜栽培事業者Bに10%で課税します。 野菜栽培事業者Bは、種苗場Aに支払った10%を税額控除できます。 <p>②野菜栽培事業者Bは、レタスを栽培し、人の食用としてレタスを卸売事業者C（消費税の課税事業者）へ0%税率で販売します。</p> <p>③卸売事業者Cは、レタスを小売業者D（消費税の課税事業者）へゼロ税率で販売します。</p> <p>④小売業者Dは、最終消費者およびレストラン事業者E（消費税の課税事業者）に対してゼロ税率で販売します。</p> <p>⑤レストラン事業者Eは、レタスを人の食用サラダの一部として調理します。【当該サラダは、店内での食事または持ち帰りとして提供します。】</p>
--

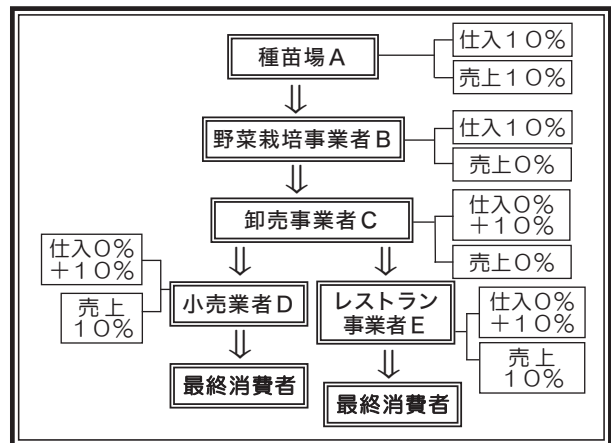
⑥レストラン事業者Eはサラダの価格に10%の消費税をかけ、消費者へ販売します。

GST法では、標準税率10%で、人の食用野菜はゼロ税率0%で課税することになっていません。しかし、人の食用野菜がレストランなどで加工した食事のかたちになった場合には、標準税率10%で課税になります。また、事業者

（enterprise）は、いわゆる登録免除事業者ではなく、タックスインボイス（税額票）+帳簿書類等に基づいて課税売上総額にかかる消費税（output tax）から、課税仕入総額にかかる消費税（input tax）を控除して差額を課税庁に申告納付するとします。

こうしたことを織り込んで、生産から最終消費者に届くまでの流通段階ごとのゼロ税率適用のプロセスをチャートにすると、次のとおりです。

【表17】レタス（野菜）の生産から最終消費者へ届くまでの流通段階ごとの取引の概要



ここで補足的な説明を加えておきます。通常、事業者の仕入には、ゼロ税率（0%課税）のレタス（野菜）だけではありません。標準税率（10%）の適用対象物品やサービスも入ってきます。

したがってゼロ税率適用対象の野菜だけを最終消費者向けに販売していたとしても、「仕入税額（input tax）」には、実際には0%と10%税率適用対象品やサービスが入ってくる。その分は納め過ぎになることから、申告をして消費税（GST）の還付を受けることになります。（ゼロ税率が適用になるのは、取引者は課税事業者である必要があります。）

3 免税取引／ゼロ税率取引（GST-free supplies/Domestic zero-rating）の分析

免税取引／ゼロ税率取引（GST-free supplies／domestic zero-rating）では、売上（output）には0％で課税されます。したがって仕入にかかった税額（input tax）は、還付（refund）を受けることが可能です（GST法38条の1）。これは、仕入課税取引／非課税取引（Input-taxed supplies／Exemption）の場合とは対照的です。

免税取引／ゼロ税率取引と非課税取引が混在する場合も出てきます（GST法9条の30第3項）。例えば、金融取引の輸出（export of financial supplies）です。この場合には、免税取引として取り扱われます。

免税取引については、GST法の第38部に詳しく規定されています。

（1）飲食料品

GST法の第38A部は、免税取引／ゼロ税率取引の対象として飲食料品（food and beverages）を掲げています。GST法で、例外的にGSTをかけるものは別として（法38条の2）、原則として、果実・野菜・魚・肉・卵・乳製品・パンのように、人間が費消する基礎的な飲食料品（basic food and beverages for human consumption）は免税取引／ゼロ税率取引とするルールに基づいています。

しかし、人間が費消する基礎的な飲食料品は免税取引／ゼロ税率取引とするといっても、現実には、10％対象か、それとも免税取引／ゼロ税率取引となるのか、線引きが難しい場合も少なくありません。例えば、搾乳したばかりのミルクは、殺菌しないで市場に出荷できないわけで、人間が費消する基礎的な飲食料品には該当せず、10％が適用になります。

ちなみに、免税取引／ゼロ税率取引に該当する「飲食料品（food）」にあたるか、そうでない「例外（exclusion）」、つまり10％税率が適用になるのかについて、GST法は、【表18】のように規定しています（法38条の3）。

GSTの登録事業者である小売事業者が、年間課税売上高が200万ドル以下の小規模事業者で、免税取引／ゼロ税率適用飲食料品と10％税率適用飲食料品を販売しているとします。しかし、当該小規模事業者が、販売時に容易に双方を区別して会計することができないとします。この場合には、小売事業者は、「簡易計算方法（SAM＝simplified accounting method for GST purposes）」

【表18】免税取引／ゼロ税率取引の対象外となる飲食料品の要件

- ・飲食料品が、提供された（レストラン・販売店など）以外の場所で費消されるかどうか
- ・暖かい持ち帰り飲食料品（hot takeaway food）かどうか、または、
- ・別表第1に掲げられた種類の飲食料品の提供かどうか。
- ・別表第1に掲げられた調理された食品・パン菓子（食パンを除く）・ビスケット・ケーキ類・スナック菓子類・アイスクリームには、10％税率適用
- ・別表第2に掲げられた免税取引／ゼロ税率取引となる飲料（お茶・コーヒー・ミルク・果実ジュースなど）以外には、10％税率適用

を選択することができます（GST法123条の5・7・10・15）。この場合、現金主義会計を選択しているかどうかは問われません。

SAMには、5つの方式があります。最適な方式を選択し、かつ国税長官に届け出る必要があります。また、記録を保存し、ATOに提出する事業活動報告書（BAS）にその旨を記載する必要があります。

（2）医療・健康取引

人間の健康（human health）に関する一定の取引は、免税取引／ゼロ税率が適用されます（GST法38B部）。

①医療・健康サービス（medical and health services）

医療サービスは、1973年健康保険法（Health Insurance Act 1973）のもとでメディケアの対象となるサービスには、免税取引／ゼロ税率が適用されます。

その他の健康サービスで、免税取引／ゼロ税率が適用されるのは、ハリ治療（acupuncture）、足病治療（chiroprody）、歯科（dental）、検眼（optometry）、医学療法（physiotherapy）、足病治療（podiatry）、社会作業（social work）、救急サービス（ambulance services）などです。入院治療も免税取引／ゼロ税率適用です。

②医療物品（medical goods）

医療用器具や装置は、免税取引／ゼロ税率が適用されます（GST法別表第3）。ただし、健常者が一般に使用できないようなものに限られま

す。これらの器具や装置の部品取引にも免税取引／ゼロ税率が適用されます。

薬品や調剤薬などにも、税取引／ゼロ税率が適用されます。ただし、処方箋に基づいて給付されるもの。薬学的な効能があり、かつ処方箋に基づいて販売されるもの、医師・歯科医師・薬剤師により給付されるもの、品質の高い薬剤にあたるものに限られます。

医療サービスその他の健康サービス、入院サービスの一環として提供される物品は、免税取引／ゼロ税率が適用されます。

②居宅、自宅その他の場所で提供される介護サービス

1997年老年者介護法（Aged Care Act 1997）に定義される「介護（care）」は、免税取引／ゼロ税率が適用されます。老年者は、居宅、自宅その他の介護施設で介護サービスを受けている場合、その取引には、免税取引／ゼロ税率が適用されます。サービス提供者が、連邦政府から助成を受けている場合（GST法38条の38）、サービス提供の資金が1986年障害者サービス法（Disability Services Act 1986）から出ており、かつ免税取引／ゼロ税率取引としてリストに掲載されているのも、免税取引／ゼロ税率が適用になります。

（3）教育

教育（education）は、次のような要件を充足する場合に、GST法38C部で、免税取引／ゼロ税率取引とされています。

【表19】免税取引／ゼロ税率取引の対象となる「教育」

- 州または準により単位認定された教育コースは、免税取引／ゼロ税率取引とされます。
- 資格の取得を目的として教育コースは、免税取引／ゼロ税率取引とされます。
- 原則として、教育コースに関する物品の提供は、免税取引／ゼロ税率取引となりません。
- 初等・中等または特別教育コースでの生徒に対する寮施設（accommodation）の利用サービスは、免税取引／ゼロ税率取引とされます。
- 教育課程関連の旅行や視察は、免税取引／ゼロ税率取引とされます。
- その他

4 仕入課税取引／非課税取引（Input-taxed supplies／Exemption）の分析

すでにふれたように、オーストラリアでは、医療・保健や教育サービスに対して、免税取引／ゼロ税率取引を幅広く採用しています。これに対して、日本では、これらの取引は、仕入課税取引／非課税取引（Input-taxed supplies／Exemption）とされていると聞きます。

仕入課税取引／非課税取引となりますと、課税売上は非課税となり、GST負担はないものの、課税仕入にかかったGST（仕入税額／output tax）は、前段階控除できなくなってしまう。GST法は、第40部で、仕入課税取引／非課税取引となる例を掲げています。

オーストラリアの場合、GSTが仕入課税取引／非課税取引となる典型的な例としては、「金融取引（financial supplies）」をあげることができます。ただ、GST法本法では、「金融取引」は仕入課税取引／非課税取引となる旨を規定するに留まります（GST法40条の5）。そして、具体的な内容については、規則（regulation）に委ねるとしています（GST法40条の5第2項）。

これを受けて、GST規則40条の5第9項以下に、仕入課税取引／非課税取引の対象となる金融取引について規定しています。利子、金融口座、生命保険金、証券、派生商品、オーストラリアおよび外国通貨などが、仕入課税取引／非課税取引の対象となります。

【表20】年次GST申告書（抜粋）

【参考資料】

- Richard Krever, GST Legislation Plus (2015, Thomson Reuters)
- Deutsch et al, The Australian Tax Handbook (2015, Thomson Reuters)
- John McLaren, Advanced Taxation Law (2015, Thomson Reuters)

第Ⅱ章A 【補論】

小規模事業者のためのGSTの簡易計算制度（SAM）

執筆編集 山元俊一
（税理士・東京会所属）

◆はじめに～小規模事業者のための簡易計算制度（SAM）とは

- 1 簡易計算制度（SAM）のあらまし
 - (1) SAMを選択利用できる適格事業者とは
 - (2) 5つのSAMの計算方法
- 2 SAMの5つの計算方式のあらましと具体的適用事例分析
 - (1) ビジネスノルム方式とは
 - ①ビジネスノルム方式を選択適用できる要件
 - ②ビジネスノルム方式の具体的適用事例分析
 - (2) ストックパーチェス方式とは
 - (A) 毎課税期間法とは
 - ①毎課税期間法を選択適用した計算
 - ②毎課税期間法の具体的適用事例分析
 - (B) 4週間サンプル抜取り法とは
 - ①4週間サンプル抜取り法を適用した計算
 - ②4週間サンプル抜取り法の具体的適用事例分析
 - (C) 5%免税みなし基準法とは
 - ①5%免税みなし基準法を選択適用できる業種

- ②5%免税みなし基準法の具体的適用事例分析
- (3) スナップショット方式とは
 - (A) 2課税期間サンプル抽出法とは
 - ①記録の保存
 - ②2課税期間サンプル抽出法の具体的適用事例分析
 - (B) 毎期間課税法とは
 - (C) 5%免税みなし仕入基準法とは
 - ①5%免税みなし基準法を選択適用できる業種
 - ②5%みなし免税基準法の具体的適用事例分析（1）
 - ③5%みなし免税基準法の具体的適用事例分析（2）
- (4) セールスパークセンテージ方式とは
 - ①セールスパークセンテージ方式を選択適用できる要件
 - ②セールスパークセンテージ方式の具体的適用事例分析
- (5) パーチェススナップショット方式とは
 - ①パーチェススナップショット方式を選択適用できる要件
 - ②パーチェススナップショット方式の具体的適用事例分析

◆むすび

SAMの骨子 オーストラリアは、タックスインボイス（税額票）方式の付加価値税（VAT）である物品サービス税（GST）を導入しています。GSTの標準税率は10%ですが、基礎的な飲食料品は免税（GST-free）／ゼロ税率（0%）で課税されています。GSTの登録事業者である小売事業者が、年間売上高が200万ドル以下の小規模事業者で、10%税率適用飲食料品と免税取引／ゼロ税率適用飲食料品とを販売しているとします。しかし、その小規

模事業者が、販売時に容易に双方を区別して会計することが難しいとします。この場合には、小売事業者は、「簡易計算制度（SAM=simplified accounting method for retailer and small enterprise entities/simplified accounting method）」を選択することができます（GST法123条の5・7・10・15）。この場合、現金主義会計を選択しているかどうかは問われません。SAMには、5つの方式があります。最適な方式を選択し、かつ国税長官に届出【GST簡易

計算制度（S A M）選択届】を提出する必要があります。また、記録を保存し、国税庁（A T O）に提出する事業活動報告書（B A S = Busi-

ness Activities Statement）【G S Tの納税申告書】にその旨を記載する必要があります。

（石村耕治）

◆はじめに～小規模事業者のための簡易計算制度（S A M）とは

小さな食品小売店の多くは、G S Tが課税されないゼロ税率の商品だけでなく、課税対象の商品も売買しています。一方、食品購入者が、課税対象あるいはG S Tが課税されていない商品を購入して、その後、加工製造して課税の商品だけを販売する場合、販売時点のレジ機器等の機械に依存することになります。このため、レジ機器がない場合には、G S T課税対象のものとG S T課税なしの売買を正確に別々に識別し、記録することは難しいかも知れません。そのことがG S Tのための会計処理を複雑にします。

こうした問題に対処するために、物品サービス税法（G S T法）は、G S Tの計算を簡易に行える「簡易計算制度」（S A M=simplified accounting method for retailer and small enterprise entities）」を導入し、小規模事業者に選択適用を認めています（G S T法123条の5・7・10・15）。S A M（簡易計算制度）は、2000年にG S Tが実施された当初から導入されています。

S A Mは、各課税期間末において支払わなければならないG S Tの納税額の計算を簡易に行い、小規模事業者の申告事務の負担軽減をねらいとするものです。

1 簡易計算制度（S A M）のあらまし

はじめに、簡易計算制度（S A M=simplified accounting method）のあらましを説明します。

簡易計算制度（S A M）には5つの計算方式（methods）があります。それらは、（1）「ビジネスノルム（Business norms）」、（2）「ストックパーチェス（Stock purchases）」、（3）「スナップショット（Snapshot）」、（4）「セールスパーセンテージ（Sales percentage）」および（5）「パーチェススナップショット（Purchase snapshot）」です。

納税者は、この5つの計算方式のうち、自己の事業に最も適したものを1つ選択し適用することができます。納税者はこの5つの方法に合致させ

るために、これらの5つの方法の平均値などにより価格設定をすることはできません。価格設定の際には、連邦競争促進消費者保護委員会【日本の公正取引委員会に近いもの】（A C C C = Australian Competition and Consumer Commission's）のガイドラインに従った価格設定をする必要があります。

（1）S A Mを選択利用できる適格事業者とは

事業者は、次のすべての要件を満たしている場合に、S A Mを選択適用する適格性があるとされます。

【表1】S A Mを選択適用できる適格事業者となるための要件

- | |
|--|
| <p>①G S Tの登録事業者であること。
 ②課税対象と免税（ゼロ税率）対象のものを同じ店舗で販売している食料品小売事業者であること（ただし、スナップショット方式による場合を除きます）。
 ③売上高は年間200万ドル以下であること。
 （a）スナップショット方式、ストックパーチェス方式、ビジネスノルム方式の場合は、S A Mの売上が200万ドル以下であること。
 （b）セールスパーセンテージ方式、パーチェススナップショット方式の場合は、G S T課税対象売上高が200万ドル以下であること。</p> |
|--|

なお、事業者は、現金主義を採用しているか否かにかかわらず、S A Mを選択適用することができます。

（2）5つのS A Mの計算方法

また、S A M対象の計算方法は、①売上高、②事業の性質および③レジ機器の状態（ただし、スナップショット方式による場合は別です。）の3つの要素を加味したうえで、次頁【表2】の5つに分けられています。

事業者は、いったんS A Mを選択適用すると、最初の12カ月は継続して適用しなければなりません。また、S A Mによる計算方式を選択した場合には、12か月間は、別の計算方式に変更することができません。なお、売上の性質や再販売や転売によって、選択できない方式があるので、注意を要します。

【表2】5つのSAMの計算方法の概要

方式	(1) ビジネスノルム方式	(2) ストックパッチェス方式	(3) スナップショット方式	(4) セールスパークセンテージ方式	(5) パーチェススナップショット方式
基準点	SAMの売上が200万ドル以下	SAMの売上が200万ドル以下	SAMの売上が200万ドル以下	GST課税対象売上が200万ドル以下	GST課税対象売上が200万ドル以下
分離区分方法	売上・仕入比率法	サンプル基準法	スナップショット販売高基準法	免税販売高比率法	スナップショット販売高基準法
内容	売上高と仕入高の標準比率により算定する	抜き取りサンプルにより算定する	ある課税期間の売上高を選定してその比率を使い算定する	売上高の比率を用いて計算する	ある課税期間の仕入高を選定してその比率を使い仕入税額控除を算定する
売上高が200万ドル以下か再販業者	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能
売上高が200万ドル以下か転売額が売上高の5%未満を占める転売事業者	適用可能	適用不可	適用可能	適用可能	適用可能
売上高が200万ドル以下か転売額が売上高の5%以上を占める転売事業者	適用可能	適用不可	適用可能	適用不可	適用可能

加えて、売上高が200万ドル以下の場合、5つの方式を精査して、最適な方式を選択する必要があります。事業者は、選択したいと考えている方式とは別の方式が適合する可能性もありますので、注意を要します。例えば、ビジネスノルム方式、ストックパッチェス方式、スナップショット方式の選択を考えるのであれば、SAMの売上に着目する必要があります。また、セールスパークセンテージ方式、パーチェススナップショット方式の選択を考えるのであれば、GST対象の売上高に着目する必要があります。

2 SAMの5つの計算方式のあらましと具体的適用事例分析

オーストラリアGST法は、GSTの小規模事業対策の一つとして、簡易計算制度（SAM=simplified accounting method）を導入し、ATOは5つの計算方式を示しています。法定要件を充足した事業者は、いずれかを選択適用できる仕組みになっています。

以下に、これらSAMの5つの計算方式のあらましと具体的適用事例を分析してみます。

(1) ビジネスノルム方式とは

ビジネスノルム方式は、SAMの売上高が20

0万ドル以下の場合、支払うべきまたは支払われるべきGSTの金額を計算するのに最も簡素な方法です。

① ビジネスノルム方式を選択適用できる要件

事業者が、ビジネスノルム方式を選択適用できる要件は、次のとおりです。

【表3】ビジネスノルム方式を選択適用できる要件

- | |
|--|
| (a) SAMの売上高が200万ドル以下であること。
(b) レジなどの販売機がないこと。
(c) 事業のタイプが【表4】のとおりとなっていること。 |
|--|

事業者は、ビジネスノルム方式を選択する場合、課税期間ごとの総売上高に占めると免税売上高、総仕入高に占める免税仕入高を計算する必要があります。しかし、【表4】にあてはまる場合には、そのような比率計算は、あらかじめ与えられているために必要ありません。

【表4】の業種に該当する場合は、そのレートを適用する必要があります。（ちなみに、【表4】の数値は、産業省と小売業者に対する調査結果に基づいて算定されています。）

そして、次のような4つのステップにより計算します。

- ・ **ステップ1** 課税期間における総売上高を算定する。
- ・ **ステップ2** ビジネスノルム基準に基づく比率を総売上高にかけて免税売上高を算定する。
- ・ **ステップ3** 課税期間における総仕入高を算定する。
- ・ **ステップ4** ビジネスノルム基準に基づく比率を総売上高にかけて免税売上高を算定する。

【表4】ビジネスノルム方式の対象業種と免税品（ゼロ税率適用品）の割合

小売の種類	総売上高に占める免税品売上の割合	総仕入高に占める免税仕入の割合
ケーキショップ	2%	95%
コンチネンタルデリカテッセン	85%	90%
持帰りの食品を予定しているアルコールや燃料を販売しないコンビニエンスストア	22.5%	30%
持帰りの食品を予定しないアルコールや燃料を販売しないコンビニエンスストア	30%	30%
鮮魚小売業	35%	98%
健康食品店	35%	98%
パン屋	50%	75%
食品販売をする薬局	調剤 98%	75%
	カウンター上* 47.5%	2%
地方のコンビニエンスストア	加工業者 22.5%	30%
	非加工業者 30%	

*若干意味が曖昧である点をお断りしておきます。

②ビジネスノルム方式の具体的適用事例分析

事業者Aは、G S T免税（ゼロ税率適用）の売上と仕入のあるパン屋を経営しています。Aは、ビジネスノルム基準をもとに免税売上高と免税仕入高を計算しています。

【表4】によるAの標準的なG S T免税売上高比率は50%で、G S T免税仕入高は75%です。この方法をもとに計算すると、【表5】のよ

うな計算になります。
まず、Aの課税期間における総売上高は\$120,000です。これに対する免税売上高は、\$120,000×50%の\$60,000となります。一方、課税期間における総仕入高は\$95,000であり、これに対する免税仕入高は\$95,000

【表5】ビジネスノルム方式を適用した場合の売上高と仕入高の計算

《売上高》		
課税期間における総売上高		\$120,000
G S T免税売上高	\$120,000×50%	\$60,000
《仕入高》		
課税期間における総仕入高		\$95,000
G S T免税仕入高	\$95,000×75%	\$71,250

×75%の\$71,250となります。

(2) スtockパーチェス方式とは

ストックパーチェス方式は、次のすべての要件を満たす場合に、選択適用できます。

【表6】ストックパーチェス方式を選択適用できる要件

- (a) 転売業者（食料品の形状を変えずに販売する業者＝reseller）であること。
- (b) レジなどの販売機器がないこと。
- (c) S A Mの売上高が200万ドル以下であること。

事業者が、コンバーター（G S T免税品を購入して課税品目に加工する業者）である場合には、ストックパーチェス方式は選択適用できません。コンバーターは、ビジネスノルム方式かスナップショット方式を選択適用することができます。

ストックパーチェス方式は、次の業種の事業者が、選択適用できます。

【表7】ストックパーチェス方式を選択適用できる業種一覧

- ・ 食料雑貨店またはスーパーマーケット
- ・ コンビニエンスストアまたはミルクパー
- ・ 貸しビデオ店
- ・ 健康食品店
- ・ コンチネンタルデリカテッセン
- ・ 肉屋
- ・ サービスステーション
- ・ 新聞店
- ・ 青果物店

ストックパーチェス方式によると、免税売上高と免税仕入高は同じ比率になります。ストックパーチェス方式には、次の細分された3つの方法（sub-methods）があります。

【表8】3つの細分されたストックパッチェス方式の特徴

(A) 毎課税期間（Every tax period）法	免税仕入高は正確に計算する一方で、免税売上高は推計計算する方法です。
(B) 4週間サンプル抜取り（Two four-week sample periods）法	免税売上高と免税仕入高ともに算定する手間を省くことができる方法です。
(C) 5%免税みなし基準（5% GST-free stock estimate basis）法	購入あるいは再販売により取得した免税仕入（ボトルウォーター、純粋なフルーツジュース、ミルク、または新鮮な果実など）のみを追跡する方法です。この方法は、免税高を計算するコストを減少させることができます。

これら細分された方法を選択適用するためには、事業者が自身で計算した毎日の日計表を完全にしておく必要があります。（A）毎課税期間法と（B）4週間サンプル抜取り法を選択適用する場合には、課税期間における総仕入高の根拠となる証憑を保存しておく必要があります。加えて、課税仕入と免税仕入を区別しておく必要があります。（C）5%免税みなし基準法を選択適用する場合には、各課税期間で再販売した免税売上高に対する免税仕入高の日計表のみを保存することになります。

（A）毎課税期間法とは

事業者は、毎課税期間法を選択適用すると、GSTにおける仕入税額控除ばかりでなく、課税売上高も算定できます。

①毎課税期間法を選択適用した計算

事業者は、毎課税期間法を選択適用した場合、次のような4つのステップにより計算します。

- **ステップ1** 総仕入高を記録する。
- **ステップ2** 免税仕入高を記録する。
- **ステップ3** 総仕入高に占める免税仕入高を計算して免税仕入売上割合を算定する。
- **ステップ4** 総売上高に免税仕入割合を適用して免税売上高を求めると。

この方法を選択適用した事業者は、毎課税期間ごとに免税売上割合を算定して、免税売上高を算定する必要があります。

②毎課税期間法の具体的適用事例分析

事業者Bは食料雑貨店を営みストックパッチェ

ス方式を選択適用して、GSTの計算を行っています。Bは、商品を転売するのみであり、加工を行ってはいません。四半期課税期間において、事業者Bは合計\$203,000の仕入を行いました。このうち、\$99,470は免税仕入高です。また、事業者Bの同課税期間における総売上高は、\$219,500です。この場合、次のようなステップにより計算します。

【表9】毎課税期間法の計算ステップ

ステップ1	総仕入高		\$203,000
ステップ2	総免税仕入高		\$99,470
ステップ3	免税仕入割合	$(\$99,470 \div \$203,000 \times 100) =$	49%
ステップ4	免税売上高	$(\$219,500 \times 49\%) =$	\$107,555

ちなみに、事業者Bは、この方法を選択適用すると、毎課税期間この方法により計算する必要があります。

（B）4週間サンプル抜取り法とは

4週間サンプル抜取り法とは、売上高を算定する方法と同じ計算方法です。事業者は、会計期間のうち4週を2回サンプルとして抜き取り、総仕入高と免税仕入高の割合を算定する必要があります。そのうえで、この割合を用いて、総仕入高・総売上高、免税仕入高・免税売上高を算定します。

①4週間サンプル抜取り法を適用した計算

4週間サンプル抜取り法を選択適用した場合、次のような5つのステップにより計算します。

- **ステップ1** 4週間のサンプル期間にわたる総仕入高を記録する。
- **ステップ2** 4週間のサンプル期間にわたる免税仕入高を記録する。
- **ステップ3** サンプル期間の総仕入高に占める免税仕入高を計算して免税仕入割合を求めると。
- **ステップ4** 免税仕入割合をもとに課税期間の免税仕入高を求めると。
- **ステップ5** 免税仕入割合をもとに課税期間の免税売上高を求めると。

4週間サンプル抜取り法は、（a）6/1から7/31（7月から12月をカバー）、（b）12/1から1/31（1月から6月をカバー）を

継続適用する必要があります。

サンプリングは、季節的要因を考慮に入れて行われます。しかし、新規事業者の場合の最初のサンプルは取引開始後2カ月を選択する必要があります。また次のサンプル期間までは継続して免税売上割合を使用する必要があります。

②4週間サンプル採取法の具体的適用事例分析

事業者Cは、すべて再販売を行うスーパーマーケットを営んでいます。Cのスーパーでは免税品から課税品への加工は行っていません。Cの4週間のサンプル期間における総仕入高は\$60,000であり、免税仕入高は\$29,400でした。全課税期間における総仕入高は\$203,000であり、総売上高は\$219,500でした。

4週間サンプル採取法で免税売上高を計算するには、次の5つのステップによります。

【表10】4週間サンプル採取法の計算ステップ

ステップ1	サンプル期間における総仕入高		\$60,000
ステップ2	サンプル期間における免税仕入高		\$29,400
ステップ3	免税売上割合	$(\$29,400 \div \$60,000 \times 100) =$	49%
ステップ4	課税期間における免税仕入高	$(\$203,000 \times 49\%) =$	\$99,470
ステップ5	課税期間における免税売上高	$(\$219,500 \times 49\%) =$	\$107,555

ちなみに、事業者Cは、次のサンプルが次の課税期間で完全に算定されるまでは、49%の割合を使用して計算する必要があります。

(C) 5%免税みなし基準法とは

たくさんの課税商品を抱える販売業者について、ストックパーチェス方法をさらに簡素にするために用意されているのが、5%免税みなし基準法です。この方法は、免税により仕入れた商品を免税品として転売する場合に適用できます（ボトルウォーター、天然フルーツジュース、ミルク、フルーツなど）。事業者の過去の取引パターンや計画値（または供給者からのインボイス）から、免税売上高が総仕入高の5%以下であれば、この方法を選択適用する余地があります。

①5%免税みなし基準法を選択適用できる業種

次の食料品小売事業者は、5%の免税みなし基準法を選択適用することができます。

【表11】5%免税みなし基準法を選択適用できる業種一覧

<ul style="list-style-type: none"> • キオスク（持ち帰りを予定していない場合に限りま す。） • サービスステーション • 貸しビデオ店内販売 • 新聞販売店内販売

②5%免税みなし基準法の具体的適用事例分析

事業者Dは、貸しビデオ店を営んでいます。バルダの課税期間における総仕入高は\$24,000でした。そのうち、免税品の売上高は、次のとおりです。

【表12】免税品の売上高

ボトルウォーター	\$300
天然フルーツジュース	\$450
合計	\$750

総仕入高に占める免税仕入高は3.1%（ $\div (\$750 \div \$24,000) \times 100$ ）になります。

このため3.1%の基準により免税売上高が計算されます。つまり、仕入高が5%以下であれば、5%免税みなし基準法を選択適用する余地があります。

5%免税みなし基準法を選択適用するときには、最初に仕入高と免税品の仕入高を求めます。次に、仕入高に対する免税品の仕入高の比率を求めます。そして、売上高の総計にこの比率を乗じて免税売上高を求めます。

5%免税みなし基準法で免税売上高を計算するには、次の4つのステップによります。

- **ステップ1** 合計免税仕入高に対する製品ごとの免税仕入高の割合を求めて記録する。
- **ステップ2** 製品ごとの免税仕入高を合計する。
- **ステップ3** ステップ1の数値をもとに、各製品の仕入高に当該製品ごとの利益率を乗じて免税売上高を求めます。
- **ステップ4** 製品ごとの免税売上高を合計して総免税売上高を求めます。ただし、製品ごとの免税比率が同じ割合であるならば、各製品に分離する必要はない。その際には、総免税仕入高比率のみを記録する。そして、この比率をもとに免税売上高を計算する。

前記の事例をもとに説明をすると、事業者D

は、ある課税期間に合計\$750（\$300はボトルウォーターで\$450は天然フルーツジュース）の免税仕入高を有しています。事業者Dの利益率はボトルウォーターが40%、天然フルーツジュースが30%でした。事業者Dの免税売上高は、ボトルウォーターが\$420（＝\$300＋\$300×40%）、天然フルーツジュースが\$585（＝\$450＋\$450×30%）です。事業者Dの課税期間における免税売上高は、\$1,005（＝\$420＋\$585）となります。

ちなみに、5%免税みなし基準法を選択適用した場合、免税売上高のみを各課税期間で転売していることを日計表に記録する必要があります。

（3）スナップショット方式とは

スナップショット方式とは、免税仕入高から免税売上高を計算する方法を除いて、ストックパッチェス方式と同じ方式です。

事業者が、この方法を選択適用するには、食料品の小売売上高が\$200万以下であり、十分なレジなどの販売機器がないことであることが要件です。

スナップショット方式は、次の業種の事業者が、選択適用できます。

【表13】スナップショット方式を選択利用できる業種一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・食料雑貨店またはスーパーマーケット ・コンビニエンスストアまたはミルクバー ・貸しビデオ店 ・フィッシュアンドチップス店（軽食屋） ・健康食品店 ・コンチネンタルデリカテッセン ・肉屋 ・ケーキショップ ・パン屋 ・レストラン（自宅用持ち帰りとテイクアウト） ・サンドウィッチ店 ・キオスクまたは売店 ・免税菓子店 ・その他
--

スナップショット方式には、【表14】の細分された3つの方法（sub-methods）があります。

（A）2課税期間サンプル抽出法とは

2課税期間サンプル抽出法は、事業者が、自己の取引を抽出して免税売上高と免税仕入高を算定する方法です。理論的には、取引形態を加味して

【表14】3つの細分されたスナップショット方式の骨子

<p>（A）2課税期間サンプル抽出（Two sample periods）法 免税・課税売上高と免税・課税仕入高ともに算定する手間を省く方法です。</p> <p>（B）毎課税期間（Every tax period）法 免税課税仕入高は正確に計算する一方で、免税課税売上高は推計計算する方法です。</p> <p>（C）5%免税みなし基準（5% GST-free stock estimation basis）法 購入または転売により取得した免税仕入（ボトルウォーター、純粋なフルーツジュース、ミルク、または新鮮な果実など）のみを追跡する方法です。この方法は、免税高を計算するコストを減少させることができます。</p>

季節的要因を考慮して、1年間に2回にわたり、計算する必要があります。①6/1から7/31（7月から12月をカバー）、②12/1から1/31（1月から6月をカバー）を継続適用する必要があります。なお、新規事業者の場合の最初のサンプルは取引開始後の2カ月を選択することになります。

また、事業者は、免税取引高の比率を算定するために、定期的な2週間の売上高と定期的な4週間にわたる仕入高を精査します（不定期の取引を説明できるようにするためです）。また、すべて仕入高と売上高を把握するため、取引内容と金額を記録する必要があります。さらに、この計算方法を採用するためには、日計表を作成する必要があります。

①記録の保存

事業者は、サンプルの終わりの期間では、次の記録を保存しておく必要があります。

記録の保存対象は、カフェやレストランにあっては、免税品目のうち持ち帰りの項目の売上高です。また、その他フィッシュアンドチップス

【表15】記録の保存とその期間

（a）売上について
<ul style="list-style-type: none"> ・2週間にわたる総売上高 ・2週間にわたる免税売上高
（b）仕入について
<ul style="list-style-type: none"> ・4週間にわたる総仕入高 ・4週間にわたる免税仕入高

店（軽食店）、キオスクおよび売店、免税菓子店などの小売店にあっては、免税品の項目です。

そのうえで、このサンプル期間から、総売上高のうち免税売上高と総仕入高のうちの免税仕入高を算定します。そして、次のスナップショット方

式によるサンプルを取るまでは、この比率を変えることはできません。

②2 課税期間サンプル抽出法の具体的適用事例分析

事業者Eは、さまざまな商品を取り扱っているコンビニエンスストアの経営者です。コンビニエンスストアでは、雑貨、新聞、フルーツ、野菜、サンドウィッチに加え、持帰りの食料品を取り扱っています。Eは、免税仕入と売り上げを把握するためにスナップショットメソッドを採用することに決めました。

Eは2週間にわたる取引と4週継続期間にわたる取引と記録に基づく結果は、次のとおりです。

【表16】スナップショット方式による計算

売上	
2週間の総売上高	\$ 24,500
2週間の免税売上高	\$ 17,640
総売上高に占める免税売上高 (\$ 17,640 ÷ \$ 24,500 × 100)	72%

Eは、次のサンプルをとるまで、この免税売上高の比率を各課税期間において利用することになります。

仕入	
2週間の総仕入高	\$ 19,750
2週間の免税仕入高	\$ 15,405
総売上高に占める免税仕入高 (\$ 15,405 ÷ \$ 19,750 × 100)	78%

Eは、次のサンプルをとるまで、この免税仕入高の比率を各課税期間において利用することになります。

(B) 毎期間課税法とは

事業者が、4週間のスナップショット方式による数値が現実の数字をあらわしていないと、考えたと仮定します。この場合、各課税期間において、通常の方法による供給者のインボイスから仕入高を計算することができます。また、仕入高に対してスナップショット方式の利用を止める場合でも、免税売上高について2週間スナップショッ

ト方式を利用することができます。ただし、いったんスナップショット方式をやめた後は、年間の実際の仕入高の数字に基づき計算し続ける必要があります。また、計算のもととなった関係帳簿を保存する必要があります。

(C) 5%免税みなし基準法とは

さまざまな課税商品を抱える販売事業者向けに、スナップショット方式をさらに簡素化した方法が5%免税みなし基準法です。

この方法は、免税仕入をした商品（ボトルウォーター、天然フルーツジュース、ミルク、フルーツなど）を免税品として転売、およびコンバート（GST免税品である牛乳を購入してミルクセーキなどの課税品目に加工する取引）の双方がある場合に、免税品だけで割合を算定するものです。

例えば、転売業者であっても、コンバーターではない場合には、ストックパッチェス方式による5%みなし免税基準法を採用すべきです。

また、事業者の過去の取引パターンや計画値（または供給者からのインボイス）から、免税売上高が総売上高の5%以下であれば、この方法を選択する余地があります。

①5%免税みなし基準法を選択適用できる業種

5%免税みなし仕入基準は、次の業種の事業者が、選択適用できます。

【表17】5%免税みなし仕入基準を選択適用できる業種一覧

- カフェ、レストランにおける免税品目の持ち帰り
- その他の持ち帰り食料小売店（フィッシュアンドチップス店など）
- キオスクおよび売店
- 免税菓子店などの小売店

②5%免税みなし基準法の具体的適用事例分析

(1)

事業者Fは、レストランを経営しています。Fの免税売上高は、\$ 1,200（\$ 600はボトルウォーターで、\$ 600はミルク）でした。また、Fの総売上高は、\$ 30,000でした。この場合、免税売上高が5%以下になるので、この免税みなし基準を選択利用することができます。

5%免税みなし基準法で免税売上高を計算するには、次の4つのステップによります。

- ・ **ステップ1** 各々の製品ごとに転売する免税仕入高を記録して合計の純免税仕入高（課税売上高にコンバートされるものがあれば減算する。）を求める。
- ・ **ステップ2** 前記ステップ1から求めた製品ごとの税仕入高に利益率を適用して、製品ごとの免税売上高を求める。
- ・ **ステップ3** 見積もられた免税売上高を合計して総免税売上高を計算する。
- ・ **ステップ4** 毎課税期間においてスナップショットによる免税仕入高と実際の免税仕入高の双方から、免税売上高を計算する。

事業者は、製品ごとの免税比率が同じ割合であるならば、各製品に分離する必要はありません。その際には、総免税仕入高比率のみを記録することになります。そして、この比率をもとに免税売上高を計算します。

③ 5%免税みなし基準法の具体的適用事例分析 (2)

事業者Gは、ランチスポットを経営して、いくつかの免税品を取り扱っています。Gは免税品である\$500のボトルウォーターと\$1,000のミルクを仕入れています。Gは、免税ミルクのうち\$200を課税品目であるルクセーキに転換しています。そして、残り\$800を免税品目として販売しています。この場合、Gは、免税品売上高を、次のステップにより計算します。

- ・ **ステップ1** 免税仕入から免税売上へと再販売されるものは、\$500のボトルウォーターと、\$1,000のミルクのうち課税品目にコンバートされるミルクセーキ\$200を除いた\$800である。
- ・ **ステップ2** ボトルウォーターの利益率は60%であるので、ボトルウォーターの免税売上高は $\$500 + \$500 \times 60\% = \$800$ である。また、ミルクの利益率は30%であるので、ミルクの売上高は $\$800 + \$800 \times 30\% = \$1,040$ である。
- ・ **ステップ3** この結果、ボトルウォーターとミルクを合わせた免税売上高は\$1,840（ $= \$800 + \$1,040$ ）となる。

ちなみに、事業者は、5%免税みなし基準法を選択する場合、免税仕入高と免税売上高がどのように算定されたか計算表を準備しておく必要があります。

(4) セールスパークセンテージ方式とは

セールスパークセンテージ方式は、商品のほとんどが転売されるスーパーマーケットやコンビニエンスストア（ガソリンスタンドを除きます。）などで選択適用されています。

セールスパークセンテージメソッドは、次の条件をすべて満たす場合に選択できます。

①セールスパークセンテージ方式を選択適用できる要件

セールスパークセンテージ方式は、次の要件を満たす事業者が、選択適用できます。

【表18】セールスパークセンテージ方式を選択適用できる要件

- ・ 課税売上高が200万ドル以下であること。
- ・ 十分なレジなどの販売機器がないこと。
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア（ガソリンスタンドを除く）であること。
- ・ 免税品から加工などにより課税品目へ転換される比率が5%以下であること。

例えば、事業者は、95%の製品は免税品目で、残りの5%は免税品目のパンおよび免税品目の原材料から作られる課税品目のサンドウィッチである場合には、セールスパークセンテージ方式を適用できます。

この方法を選択適用する場合、事業者は、一定の課税期間における総売上高に占める免税売上高の比率を試算します。そして、この比率を総仕入高に適用して、免税仕入高を求めます。セールスパークセンテージ方式は、製品をすべて免税品として転売しているという仮定と、免税売上上の比率と免税仕入の比率が同じであるという仮定に基づくGSTの計算方法です。

②セールスパークセンテージ方式の具体的適用事例分析

事業者Hは、小規模のスーパーマーケットを営んでいます。Hは、ほとんどを免税品として販売しており、免税品目から課税品目への転換はおおよそ2%（そのほとんどはチキンの加工）です。Hは、GSTの計算方法として、セールスパークセンテージ方式を選択利用しています。

Hは、四半期で\$200,000を販売しました。販売機器によると、免税売上高は\$60,000でした。また、同期間における総仕入高は、\$100,000でした。

この場合のHの免税仕入高は、次のように計算します。

【表19】セールスパーセンテージ方式による計算

ステップ1	総売上高		\$200,000
ステップ2	免税売上高		\$60,000
ステップ3	免税比率	$(\$60,000 \div \$200,000 \times 100) =$	30%
ステップ4	免税仕入高	$(\$100,000 \times 30\%) =$	\$30,000

ちなみに、Hは、毎課税期間を通してこの計算方法によらなければなりません。

（5）パーチェススナップショット方式とは

パーチェススナップショット方式は、仕入高のみに適用されるという点において、スナップショット方式と類似しています。したがって、次のような通常のGSTルールと同じ計算要件です。

- 購入に対する仕入税額控除（棚卸資産に対してではありません。）
- 販売に対する課税売上

事業者が、この方法を選択適用する場合、1会計期間において4週間のモニターを2回にわたって免税仕入の比率を試算する必要があります。この4週間は、一般的な通常期間を選定する必要があります。

①パーチェススナップショット方式を選択適用できる要件

このパーチェススナップショット方式を選択適用できるのは、GST登録をしているレストラン、カフェ、仕出し屋を営んでいる事業者で、課税売上高が\$200万ドル以下の場合です。十分なレジなどの販売機器がないことは要件とされていません。

パーチェススナップショット方式では、4週間に渡るモニター期間をもとに求められた免税仕入比率を適用します。免税仕入比率は、次の4つのステップにより算定します。

最初の4週間のモニター期間を選定する場合には、新規事業開始の事業開始の日です。

事業の途中でこの方法を選択する場合には、選択予定のモニター期間ではなく、6/1から7/31までか12/1から1/31までのいずれかを選択します。

- **ステップ1** 4週間のモニター期間を選定する。
- **ステップ2** モニター期間における免税仕入高比率を求める。
- **ステップ3** 課税期間の総仕入高に前記ステップ2の比率を適用する。
- **ステップ4** 前記ステップ3より課税期間末における適格な仕入税額控除を求める。

新規事業である場合、または事業を開始した後この方法を選択したい場合には、顧客に食料品販売を開始した日から2カ月以内に届け出をします。

すでに事業を開始しており、課税期間の最初からこの方法を選択したいと望む場合には、2/1、3/1、4/1、5/1、8/1、9/1、10/1、11/、または、この方法を採用しようとする期間のうちの課税期間から直近の4週間、6/1から7/31までか12/1から1/31までです。

この他の場合では、試算期間として6/1から7/31までか12/1から1/31までのいずれかを選択します。

試算期間における免税仕入比率を計算することによって、最初の試算期間における仕入総額は、次のものを含みます。

- GSTを現金主義で計算する場合は、モニター期間に支払われた総仕入高
- GSTを非現金主義で計算する場合には、モニター期間において購入した総仕入高

なお、非現金主義の場合には、6/30または12/31における未払額が含まれます。

総仕入高が計算された後に、免税仕入総額を計算します。総仕入額と総免税仕入額の計算は、次の計算式によります。

$$\frac{\text{モニター期間における免税仕入高}}{\text{モニター期間における総仕入高}} \times 100 = \text{モニター期間における免税仕入高比率}$$

最初のサンプル期間が6/1から7/31まであるいは12/1から1/31までの間でなければ、6/30または12/31いずれか早い方の期間までのすべての課税期間について免税仕入高比率を適用することになります。

試算期間が6/1から7/31までの間にあるとしたら、免税仕入高比率は6/1から12/3



リ研究員のレクチャーを聴く研修参加者
【ジェームズクック大学タウンズビル校内】

1 までの期間で適用されます。試算期間が12/1から1/31までの間であるとしたら、免税仕入高比率は1/1から6/30までの期間で適用されます。

1度免税仕入高比率を採用したならば、次のモニター期間が来るまでは、それまでの課税期間において、この比率を利用することになります。

課税期間における総仕入高×モニター期間における免税仕入高比率＝課税期間における免税仕入高

この方法を適用する場合、課税期間における総仕入高に対して仕入税額控除を受けるためのインボイスを保管する必要はありません。ただし、明確な証拠としてインボイスや領収書を保管して、どのように仕入税額控除を受けたか説明する必要があります。

課税期間における仕入高から仕入税額控除を求める際に、課税期間における課税仕入高を1/11として計算する必要があります。その計算方法は、次のとおりです。

（課税期間における仕入高－課税期間における見積免税仕入高）×1/11＝課税期間における仕入税額控除高。

② パーチェススナップショット方式の具体的適用事例分析

事業者Kは、5年間に渡りレストランを営んでいます。GSTについては4半期ごとに申告納税しています。Kの課税売上高は200万ドル以下でした。Kは、以前にSAMを選択していませんでした。Kは、すべての仕入に関するGSTを識別し記録をしています。Kは、仕入に関する税額控除額の算定に2006年10月1日より、パ

ーチェススナップショット方式を選択することを決めました。Kは、ATOへのSAM選択届出書には、この方法を選択したことを、次のように記載しています。

ステップ1 Kは、ある時からビジネスを行っており、2006年10月1日よりパーチェススナップショットメソッドを選択したいと考えていた。Kは、この決定にあたり期間として次のような期間を選択することができた。

- (a) 2006年10月1日から12月31日の間の4週間。
- (b) 2006年6月1日から7月31日の間の4週間

Kは、(b)を選択した。そして2006年7/3から7/30までの試算期間を選択した。その理由は、その期間においてGSTの登録事業者でありその期間御仕入高をすでに把握していたためである。

ステップ2 Kは、試算期間における仕入高は\$15,000であった。また同期間の免税仕入高は\$10,500であった。課税期間における免税仕入高比率は70%（＝\$10,500÷\$15,000）である。

ステップ3 2006年10/1から12/31までの課税期間において、Kは、\$65,000の仕入を行った。課税期間における免税仕入高は\$45,500（＝\$65,000×70%）であった。

ステップ4 課税期間における仕入税額控除総額は\$1,773（≙ { \$65,000 - \$45,500 } × 1/11）であると算定した。そして、課税期間における仕入税額控除としてこの数字を使用する。

Kの次の4週間の試算期間は、2006/12/1から2007/1/31までである。この時、次の2つの期間のうちいずれかを選択して、免税仕入高を算定する必要がある。

- 2007年1月から3月までのうちの4週間
- 2007年4月から6月までのうちの4週間
- その後2007年7/1から6/30までの間に、次の試算期間を選定する必要がある。
- 2007年7月1日から9月30日までのうちの4週間
- 2007年10月1日から12月31日までのうちの4週間

事業者Kは、1会計年度において2つの4週間に渡るモニター期間を選定して免税仕入高比率を算定する必要があります。

◆むすび

GSTの簡易計算制度（SAM）について検討してみました。

タックスインボイス（税額票）方式のGST

【表20】GST簡易計算制度（SAM）選択届（抜粋）

は、課税品目と免税（ゼロ税率）品目の双方を仕入・販売しているながら、レジなどの販売機器などを備えていない小規模事業者や、備えていても本則課税が難しい事業者にとっては、税額計算が厄介で、頭の痛い問題です。非常に手間がかかり、事業経営上も重い負担になるからです。まさに、SAMは、こうした事業者の負担を軽減するために設けられた特例です。

SAMの特例には、5つの方式があります。登録事業者である食品小売業者は、年間売上高が200万ドル以下であり、かつそれぞれの適用要件にあてはまる場合に、いずれか一つの方式を選択することができます。いずれの方式も、一定の仮定や推計をもとに、簡易にGST税額を計算できることが特徴です。

SAMは、簡易な方式であるといわれるものの、実際には、小規模事業者にとり税額計算手続がまだ煩雑で、相当の時間はかかります。小売業界や税界からは、SAMをもっと簡素にして、小規模事業者本位の仕組みに改善して欲しいという意見が出ています。

【参考資料】

- ・ Richard Krever, GST Legislation PLUS (Thomson Reuters, 2015)
- ・ ATO, Simplified GST accounting methods for food retailers
<https://www.ato.gov.au/Business/GST/In-detail/Your-industry/Food/Simplified-GST-accounting-methods->

for-food-retailers/

- ・ ATO, A Research Report: GST and Simplified Accounting Methods (Project 3396, May 2011)
- ・ ATO, GST Food Guide (NAT 3338-07.2005)
<http://www.aaf.com.au/Resources/GST%20Food%20Guide.pdf>
- ・ ATO, SAM: FAQ
- ・ ATO, GST for Small Business
<http://www.icb.org.au/out/77090/ATO%20-%20GST%20for%20Small%20Business%20NAT%203014.pdf>

《追記》今回、石村耕治教授に率いられ、他の国民税制研究所（JTI）のメンバーとともに、直接現地に行き、オーストラリアの税制や税務手続を勉強する機会に恵まれました。限られた期間でしたが、ジェームズクック大学、国税庁（ATO）、現地会計事務所と、精力的にかつ効率的に視察・研修ができたのも、教授のご高配によるものです。

やはり、現地を訪れ五感を通して情報を得るのは、日本にいて机上で情報を得るのとは大きな違いがあります。その地での制度運用状況などを含め、課税の仕組みのみならず税の実務にも有益な実践的な理解を深めることができました。日本の政府主導の消費税改正についても、オーストラリアのGSTの現地研修を受けてみてはじめて、本当に国民的議論をすべき争点がいくつも見えてきました。また、道中で、メンバーの方々とのグローバルな議論を交わす機会にも恵まれ、石村教授からも有益なご教示をいただきました。

石村教授が、講師の依頼や現地の方々との交渉および通訳、交通手段、宿泊施設の確保などきめ細かいスケジュール策定に、多大なエネルギーを投入くださったことは容易に想像できます。私は与えられたとおりに動けばよく、何の苦勞もなく視察・研修に専念できました。おそらく、このような機会は、またそうした易くは訪れないのではないかと考えております。このような機会を与えてくださった石村教授と、今回共に勉強ができたJTIのメンバーの方々に敬意を表するとともに、こころから感謝申し上げます。（山元俊一）

第三章 オーストラリアの番号制度

納税者番号（TFN）と事業者番号（ABN）の運用

執筆編集 石村耕治(白鷗大学教授)
我妻憲利(税理士・東京会所属)

◆はじめに～納税者番号（TFN）と事業者番号（ABN）の所在

I 納税者番号（TFN）制度

1 TFN／タックス・ファイル・ナンバーの基礎

- (1) TFNの適用範囲
- (2) TFNの適用範囲の拡大
- (3) TFN／タックス・ファイル・ナンバーとプライバシーの保護
- (4) 違法なTFN取扱と罰則

2 TFN／タックス・ファイル・ナンバーの運用

- (1) 雇用と被用者からのTFNの提供の求め
- (2) 投資口座とTFNの提供の求め

3 TFN／タックス・ファイル・ナンバー交付申請

- (1) TFNの交付申請先の選択
- (2) 申請人の本人確認に有効な証票の種類
- (3) ATOへのTFN交付申請時の本人確認手続
- (4) 事業者によるTFN提供のお願いおよび自己のTFN提供書

II 事業者番号（ABN）制度

1 連邦企業名称登録制度

2 ABN／事業者番号の登録

- (1) ABN／事業者番号の登録申請
- (2) 連邦事業者登録簿（ABR）に保管される情報

3 ABN／事業者番号の提供／記載

III 給与等の支払調書への番号記載実務

IV myGovプログラムとアクセス番号コード

◆むすびにかえて～なりすまし犯罪対策の現状

◆はじめに～納税者番号（TFN）と事業者番号（ABN）の所在

オーストラリアは、連邦国家（commonwealth, federal state）です。わが国のような単一国家（single state）ではありません。連邦と各州（state）や連邦直轄区域／準州（territory）（以下、双方を含めて「州」といいます。）は、それぞれ、議会や裁判所を持っています。イギリスの法体系を継受しながらも、連邦と各州は、独自の視点から、法律を制定してきています。

とりわけ、会社法、家族法や契約法といった「私法（private law）」分野においては伝統的に、各州が立法権を行使してきました。このため、2001年以前は、例えばクイズランド州で会社を設立するとします。この場合には、同州が制定した会社法が適用されました。

しかし、その後、各州の法制がそれぞれ異なることは、連邦国家体制を維持して行く上でさまざまな障害になってきました。法制の全豪統一化により、効率的な国家をつくらうという動きが強まってきました。

オーストラリアにおいては、従来、税理士制度の運用は、各州や連邦直轄地域（以下「州」という。）の税理士委員会（Tax Agent Committee）が規制を行っていました。これが、2009年の連邦（Ch=Commonwealth）の税理士業法（TASA=Tax Agent Services Act 2009）制定により、税理士制度は連邦規制に移行しました。これも、連邦体制、中央集権化の最たる例の一つといえます。

会社法については、2001年に、連邦（Ch）の「会社法（Corporations Act 2001）」が制定されました。また、連邦の会社法の適正な運用を行

う目的で、2001年の連邦証券投資委員会法 (Australian Securities and Investments Commission Act 2001) の制定により、「連邦証券投資委員会 (ASIC)」が設立されました。

このため、例えば、現在、オーストラリアで会社 (例えば「AJ社」) を設立するとなると、連邦会社法に準拠して設立登記 (登録) することになります。申請先は、連邦証券投資委員会 (ASIC) です。

オーストラリアでは、一般に、営利法人 (営利会社) は、「株式有限責任会社 (company limited by shares)」形態が選択されます。営利会社は、以下のように、公開 (public) か、非公開 (proprietary) か選択できます。

- 公開有限責任株式会社 (Public Company Limited by Shares) 【表記例】 AJ Ltd
- 非公開有限責任株式会社 (Proprietary Company) 【表記例】 AJ Pty Ltd

いずれにしろ、設立登記 (登録) が済むと、委員会 (ASIC) は、当該法人 (AJ社) に「**法人番号** (ACN=Australian company number)」を交付することになります。

しかし、この法人番号 (ACN) は、直接、課税目的などに使われることはありません。あくまでも、法人確認番号 (identifying number) に留まります。

こうした「中央集権化」の動きには、批判がないわけではありません。しかし、さまざまな分野で次々と連邦主導の仕組みが構築されてきています。その流れはとどまるところを知らないようです。

AJ社は、主に所得課税に使われる①納税者番号 (TFN=Tax file number) や、タックスインボイス (税額票) 交付方式の消費課税 (GST=Goods and services tax) における事業者登録番号にも使われる②事業者番号 (ABN=Australian business number) を、国税庁 (ATO) に申請して、交付を受ける必要があります。

これら納税者番号 (TFN) や事業者番号 (ABN) は、法人事業者はもちろんのこと、個人事業者にも関係してくる番号です。とりわけ、納税者番号 (TFN) は、事業者のみならず、給与所得者など個人納税者一般に関係してくる番号です。

このように、オーストラリアには、さまざまな番号の仕組みが存在します。

そのうち、個人や事業者にとり最も重要なのは、①9ケタの「納税者番号 (TFN=Tax file number)」と②11ケタの「事業者番号 (ABN=Australian business number)」です。

TFN (一般に「タックス・ファイル・ナンバー」と呼んでいます。) およびABNの付番機関は共に、オーストラリア国税庁 (ATO=Australian Taxation Office) です。TFN/タックス・ファイル・ナンバーは、「課税目的 (taxation purpose)」および「課税関連目的 (tax related purpose)」で、法認された範囲内で利用できます。

9ケタ「納税者番号 (TFN)」は、個人 (individuals) および非個人 (non-individuals/法人、信託、パートナーシップ、退職年金基金/スーパーアニュエーション・ファンドなど) が、任意申請してATOから交付を受けます。一方、11ケタの「事業者番号 (ABN)」も、事業等を行う者 (entity) が、任意申請して交付を受けます。

つまり、TFN/タックス・ファイル・ナンバー、ABN (事業者番号) のいずれも、番号の取得および提供/記載 (quotation) は、義務ではありません。任意申請です。

ただし、例えば、受給者が、支払者からのTFNの提供の求めに応じられない場合、支払者は、最高の申告所得税税率+医療保障税/メディケア税 (2014~2015課税年では、居住者49%、非居住者47%) で源泉徴収することになります。一方、TFNを提供しなかったその受給者は、確定申告で還付・調整を行うこととなります。

【表1】納税者番号 (TFN) と事業者番号 (ABN)

《付番機関》	《番号の種類》
国税庁 (ATO)	納税者番号TFN (9ケタ) 【任意申請】 【利用目的】 課税+課税関連目的 (社会保障等) 【付番対象】 個人+非個人
	事業者番号ABN (11ケタ) 【任意申請】 【利用目的】 課税 (GST/源泉) 目的等 【付番対象】 事業等を行う者

I 納税者番号 (TFN) 制度

オーストラリアの納税者番号 (TFN/タック

ス・ファイル・ナンバー) 制度は、1990年に導入されました。典拠は1936年所得税法 (ITAA=Income tax assessment act 1936) の第5部A (202~202 (G) 条) です。

TFNは、申請に基づいて、個人 (individuals) および非個人 (non-individuals) に対して、オーストラリア国税庁 (ATO) 長官 (Commissioner) が交付します。

1 TFN/タックス・ファイル・ナンバーの基礎

TFN/タックス・ファイル・ナンバー制度のもと、給与所得者や投資家 (以下「受給者」ともいいます。) は、支払者 (雇用主や金融機関など) と所定の取引を行う場合に、当該支払者が課税庁 (ATO) に提出する支払調書 (information reports) に自己のTFNを記載するかどうか選択権を有します。すなわち、TFNを提供/記載するかどうかは任意で、受給者の意思に任されています。ただし、受給者が、TFNの提供の求めに応じられない場合、支払者は、最高の申告所得税率+医療保障税/メディケア税率で源泉徴収することになります。

また、個人は、社会保障関係の執行行政庁その他公的政策実施機関からのTFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供の求めがあったにもかかわらず、その求めに応じられないときには、公的社会保障関係の支給を受けられないこともあります。

(1) TFNの適用範囲

TFN/タックス・ファイル・ナンバーは、法律で認められた項目に限り利用できます。したがって、民間機関が、自由に利用することは厳禁されています。したがって、従業者証や学生証、従業者成績管理などには利用できません。これにより、TFN/タックス・ファイル・ナンバーを悪用した成りすまし犯罪 (identity thefts) を防止しているわけです。

課税目的では、次のような取引にかかる支払調書 (income reports) に利用が認められます。

(2) TFNの適用範囲の拡大

TFN/タックス・ファイル・ナンバーは、「課税目的 (taxation purpose)」に加え、「課税関連目的 (tax related purpose)」、すなわち社会保障目的

【表2】 課税目的でのTFNの主な適用対象

- 給与その他源泉徴収が必要な支払
- 退職年金基金 (superannuation funds) への掛金 (contributions)
- 主たる住宅取得預金口座 (First Home Saver Accounts)
- 投資所得 (利子や配当所得の受領)
- 閉鎖的信託払込金および受取権利利益 (closely held trust distributions and entitlement)

(Centrelink) および退役軍人給付 (Veterans' Affairs) 目的、先住民教育支援スキーム [ABSTUDY (Aboriginal study assistance scheme)] 目的などでの利用も法認されています。

TFN/タックス・ファイル・ナンバーは、課税目的以外では、「社会保障 (human services)」目的での利用が広がっているようです。

政府は、TFN/タックス・ファイル・ナンバーを紐付けに使い、税と社会保障プログラムとのデータ照合を実施しています。

そのための根拠法として「データ照合プログラム (給付と租税) 法 (Data-matching Program (Assistance and Tax) Act 1990)」を制定しています。

TFN/タックス・ファイル・ナンバーのよる紐付けの対象となるのは、課税庁 (ATO) とCentrelink/センターリンクや退役軍人の給付プログラムに限定されません。

マネーロンダリングなど不法収益取引や移動を監視する独立行政法人である「AUSTRAC/オストラック」 (Australian Transaction Reports and Analysis Centre) にまで拡大しています。

(3) TFN/タックス・ファイル・ナンバーとプライバシーの保護

執行行政庁 (例えばATO) その他公的政策実施機関 (例えばCentrelinkやAUSTRACなど) は、TFN/タックス・ファイル・ナンバーを、税法や各種社会保障法で法認された範囲内で、納税者や受給者の本人確認に使用することができます。

しかしTFNは、いわゆる国民背番号 (national identifier) ではありません。したがって、法認された範囲を超えて個人のTFNの提供を求めることは違法です。民間の自由な利用は厳禁されています。

連邦のプライバシー保護機関であるプライバシーコミッショナー (PC=Privacy Commissioner) は、プライバシー保護法 (Privacy Act 1988) 第

Column 5

センターリンクとは

現在、連邦の社会保障プログラムは、連邦の独立行政法人である「センターリンク (Centrelink Australia)」が運営しています。センターリンクは、2011年に、メディケアオーストラリア (Medicare Australia) を吸収し、連邦最大の社会保障プログラムの運営機関となっています。



センターリンクは、社会保障プログラム関連のデータベース「OLTP」 (Online transaction processing) を稼働させています。OLTPは、各種社会保険金の払込や給付金の支払の自動の推進が狙いです。民間金融機関が稼働させているATM (Automated teller machine) に匹敵します。

(石村耕治)

17条に準拠して、「タックス・ファイル・ナンバー・ガイドライン (Tax File Number Guideline)」を発遣しています*。

*現在、PCは、2010年連邦インフォメーション・コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act 2010) の制定に伴い、連邦インフォメーション・コミッショナー事務局 (OAI C=Office of Australian Information Commissioner) の一部門になっています。

プライバシーコミッショナー (PC) は、法認された範囲外の利用 (目的外の違法利用) があった旨の苦情の申出があれば、調査を開始することになっています。調査の結果、目的外利用があったことが判明した場合には、是正勧告や補償のあつせんをすることができます。

(4) 違法なTFN取扱と罰則

法律で許容された目的を超えてTFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供を求めた場合、法認されていないかたちで他人のTFNの記録した場合、または開示した場合には、制裁が科されます。

租税行政法 (TAA=Taxation Administration Act 1953) によると、違反者に対しては、100罰金ユニット【2015年7月31日以降、連邦の1罰金ユニットは、個人の場合には180ドル、法人の場合には1,250ドル】もしくは2年以下の懲役または併科です (TAA 第8WA~8WC条)。

2 TFN/タックス・ファイル・ナンバーの運用

個人 (非個人も含まれます。) は、税や社会保障事務と関わる場合に、法認された範囲内で、TFN/タックス・ファイル・ナンバーを取引相手に提供/記載するように求められます。主な事務例を掲げると、次のとおりです。

【表3】TFNの提供/記載が求められる主な事務例

事例	TFN提供/記載が必要となる場合	TFN不提供の場合
雇用開始	TFN確認書の提出が必要	49%税率で源泉課税
投資口座の利子	年間120ドル以上の利子所得がある場合 (年金受給者は適用除外)	受取利子全額に49%税率で源泉課税
16歳以下の子供金融口座の利子	年間420ドル以上の利子所得がある場合	受取利子全額に49%税率で源泉課税
センターリンクからの受給	申請者および配偶者のTFN確認書の提出が必要	年金、給付または手当の支給停止

すでにふれたように、TFNの提供/記載は、法律で義務づけられる事務に限られます。また、TFNの不提供の場合、受給者は、源泉所得課税にあたり、居住者であるときには49%で、非居住者であるときには47%で、それぞれ徴収されます。ただし、当該受給者は、確定申告で還付・調整することができます。

以上の事例のうち、「雇用開始」の場合と「投資口座の受取利子」の場合について、TFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供/記載問題について詳しく精査してみます。

(1) 雇用と被用者からのTFNの提供の求め

所得税法 (ITA 1936) は、「支払者の受給者である者、支払者の受給者になると推定される者 [源泉徴収のうえ支払を受ける対象となる者] は、当該支払者にTFN確認書 (TFN declaration) を提供するものとする。」と規定しています (法202C条1項)。この場合、「当該確認書が有効であるためには、既定の書式によらなければならない。」と規定しています (法202C条2項)。

このことから、新規に仕事に就く人は、雇用主に対し法令 [租税行政法 (TAA=Taxation Administration Act) 別表1第388部] の要件を満たす書式で自己のTFN/タックス・ファイル・ナ

【表4】 雇用の場合の既定のTFN 確認書書式（原本/A T Oへの提出用）[抜粋]

ンバーを提供するように求められます。

TFN確認書(TFN declaration)は、ATO提出用(原本/課税庁用)と支払者保存用(副本)からなります。

また、【表4】TFN確認書の記載欄は、第1部「被用者である給与の受給者(payee)」欄と、第2部「雇用主である支払者(payer)」欄に分かれます。

【第1部：受給者欄】

受給者のTFN/タックス・ファイル・ナンバー、氏名、生年月日、住所、フルタイムかパートタイムかなど、さらには受給者の署名欄があります。

【第2部：支払者欄】

支払者のABN/事業者番号〔事業者でない場合には、源泉税支払者番号(withholding payer number)〕、登記上の商号または事業者名、事業所在地、担当者名、さらには支払者署名欄があります。

給与とは異なり、老齢年金(age pension)、給付(benefits)手当(allowances)など各種の社会保障を受給する者は、その支払を受ける際に、TFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供を求められません(TAA 202EA条)。

ちなみに、オーストラリアでは、所得税法上、税額控除方式の各種人的控除(tax rebates/tax offsets)*を採用していました。しかし、近年、これら人的控除を縮小して、直接給付(direct expendit-

ures)、つまり各種社会保障給付(social security payments)に移行しています。このことから、雇用開始あるいは確定申告にあたり、配偶者を含めた扶養家族のTFN/タックス・ファイル・ナンバーの提出/記載を求めています。

ただし、居住者である被用者/受給者が自己のTFNの提供をしない場合、雇用主/支払者は、申告所得税の最高税率+医療保障税/メディケア税(Medicare levy)〔2014-5年期は、4.9%〕に相当する額を源泉徴収するように求められます。

*諸外国では、税額控除は「tax credit」という言葉を使っていますが、オーストラリアでは、「tax offsets」あるいは「rebates」という言葉を使っています。ちなみに、1936年所得税法では、「rebates」という言葉を使っていますが、1997年所得税法では「offsets」という言葉を使っています。いまだ一部の人的控除は、1936年法を根拠としています。このことから、「rebates」と「offsets」という言葉が各所で出てきます。国税庁(ATO)は、一般に「offsets」という言葉を使っています。

①雇用主の義務

雇用主は、被用者から提供のあったTFN確認書を14日以内にATOに送付するように求められます。また、そのコピー(副本)を保存するように求められます(AAA 202CD条1項)。受忍義務違反には、10罰金ユニットが科されます。副本の保存期間は、雇用の終了後の7月1日までです(AAA 202CD条6項)。

被用者からTFNの提供がない場合、雇用主は、その旨を雇用開始から14日以内にATOに届け出なければなりません(AAA 202CF条6項)。違反には、10罰金ユニットが科されます。

②源泉徴収の対象となる支払

原則として、被用者は、「雇用主から給与や賃金を受給する場合」に自己のTFNの提供を求められます。また、被用者は、「その他の源泉徴収が必要となる支払(any other eligible PAYG payment)」を受ける場合にも、自己のTFNを提供しなければなりません(AAA 202A条)。例えば、現金ではない現物給付のかたちでの支払などが該当します。

③TFN情報の保管と廃棄

雇用主は、TFNが記載された個人情報（以下「TFN情報」といいます。）を、保管（storage）および廃棄（disposal）する場合には、1988年連邦プライバシー法（Privacy Act 1988）に基づき発遣されたTFNガイドライン（TFN guideline）に定められた安全な方法を用いなければなりません。

税法上、支払者は、受給者が新規にTFN確認書を提供した場合または離職した場合、当該確認書を現行および翌課税年（オーストラリアの課税年は7月1日から翌年6月30日）の期間にわたり保管しなければなりません。

(2) 投資口座とTFNの提供の求め

「投資者（investors）」である個人、法人、トラスト（信託）、パートナーシップ、任意団体（associations）、クラブなどが、銀行など「投資受入機関（investment body）」に口座などを保有する場合には、当該機関に対し、自己のTFN／タックス・ファイル・ナンバーを提供する必要があります（AAA 202D条1項）。

【表5】TFN適用対象投資一覧

	口座の種類	投資者	投資受入機関
1	金融機関の利子付き口座および預金。例えば、預貯金など（無利子型預金は除く）。また、受取利子が年120ドル未満のものは除く	口座保有者	金融機関
2	金融機関の定期預金	定期預金者	金融機関
3	公債または社債（貸付金や消費者金融を除く）	貸付者	政府、会社
4	弁護士を通じた貸付または投資	受益者	弁護士
5	ユニットトラスト*のユニット	ユニット保有者	トラスト管理人
6	公開会社株式	株主	公開会社

*「金融機関（Financial institutions）」とは、銀行、信用組合、住宅貯蓄組合などを指します。

**「ユニットトラスト」とは、金銭信託や財産信託などです。

ただし、【表6】のような、法が認める「TFN提供除外投資者（exempt investors）」については、TFNの提供が免除されます。

銀行などの投資受入機関は、投資者が、法律が認めるTFN提供除外投資者に該当するかどうかを判断しなければなりません。TFN提供除外投資を望む者は、ATO長官が指定するところに従

【表6】TFN提供除外投資者の範囲

- 16歳未満のTFNを持たない子どもで、果実が年420ドル未満のものまたは配当所得以外のもの（ただし、子どもの誕生日が確認できる書類の提出は必要）。
- 社会保障法に基づく年金・給付・手当の受給者は一般に、雇用および投資においてTFNは適用除外となっている（法202EA条、202EB条）。【1991年社会保障法に基づく老齢年金・傷病年金・妻年金・保護者年金・寡婦年金・扶養親族手当・特別給付・特別社会復帰年金、1986年退役軍人保障法に基づく退役軍人年金・所得支援補償】
- 免税「認定団体」および免税非営利団体（法202EC条）
- 非居住者源泉課税を受ける者（法202EE条）

い、氏名および受給する年金、給付、手当がTFN提供除外投資に該当する旨の情報を投資受入機関に提供するように求められます。（AAA 202E B条。）

ちなみに、オーストラリアでは従来から、居住者が受け取る利子や配当など主要な投資所得には源泉所得課税が行われません。居住者である投資者は、源泉課税を受けることなく、確定申告で総合課税を受けることになっています。

しかし、投資者は、期日までに投資受入機関に対し、自己のTFN／タックス・ファイル・ナンバーを提供しない場合には、当該機関は、受取利子全額に49%税率で源泉課税を行うこととなります。

①投資者の義務

投資者は、ATO所定の書式にTFN／タックス・ファイル・ナンバーを記載して、投資者の口座が開設されている投資受入機関に送付することになっています。

投資者は、「事業」活動として投資をしており、かつ事業者番号（ABN）を取得している場合には、TFN／タックス・ファイル・ナンバーの提供に代えて、ABN（事業者番号）を提供することができます（ABNについて詳しくは後述します）。

②投資受入機関の義務

銀行など投資受入機関は、各投資者に対して年間に支払った投資所得額の報告をしなければなりません。

また、投資受入機関は、ATO長官に対し、投資者に支払った投資所得額およびTFNやAB

N、TFNやABN不提供に伴い口座から源泉した税額などについて、毎年、報告しなければなりません。

3 TFN/タックス・ファイル・ナンバー 交付申請

9ケタ「納税者番号 (TFN)」を有していない者 (person) は、国税庁 (ATO) に任意申請して交付を受ける仕組みになっています (AAA 202B条)。

TFN/タックス・ファイル・ナンバーの申請できる者 (person) は、「個人 (individuals)」および「非個人 (non-individuals)」すなわち、法人、信託、パートナーシップ、退職年金基金などです。

TFN/タックス・ファイル・ナンバーの交付申請にあたっては、申請人の本人確認 (身元確認) ができる証票の添付が必要です。本人確認 (身元確認) ができる証票は、申請人が、個人か、非個人かにより異なります。

本人確認 (身元確認) ができれば、ATOは、TFN/タックス・ファイル・ナンバーを交付します。交付申請は、ATOへの郵送あるいはATOのウェブサイトからできます。

また、2013年以降は、ATOと郵便局 (Australia Post) との協定により、ATOにオンライン申請する、あるいは全国の郵便局に申請書を提出し、出向いて本人確認を受ける仕組みが稼働しています。

【表7】TFN (個人用) 申請書 (抜粋)

(1) TFNの交付申請先の選択

TFN/タックス・ファイル・ナンバーは、ATO以外の機関に対しても交付申請を行うことができます。一覧にすると、次のとおりです。

【表8】TFNの交付申請先の選択

<ul style="list-style-type: none"> 事業者である者は、連邦事業者登録簿 (ABR = Australian Business Register) (https://abr.gov.au) にアクセスして、そこからTFN/タックス・ファイル・ナンバー交付申請を行うことも可能です。この場合、当該事業者は、事業者番号 (ANB) も含めて交付申請することもできます。
<ul style="list-style-type: none"> 暫定的入国者 (ワーキングホリディ就労者、就労ビザのある留学生) や永住移民は、オーストラリアへ入国時にTFN/タックス・ファイル・ナンバーをオンラインで交付申請できます。
<ul style="list-style-type: none"> Centrelink/センターリンクなどからの社会保障給付、退役軍人 (Veterans' Affairs) 関連給付などを受けている人は、TFN/タックス・ファイル・ナンバーの交付申請を、Centrelink/センターリンクにアクセスして行うことができます。
<ul style="list-style-type: none"> 高校生や中学生は、通学する学校が「学校TFNプログラム (Schools TFN program)」に参加している場合には、当該学校へTFN/タックス・ファイル・ナンバーの交付申請を行うことができます。
<ul style="list-style-type: none"> 申請人が13歳以下の場合には、申請人に代わり親または保護者が代理申請できます。この場合、代理人の署名が必要です。 (ちなみに、TFN/タックス・ファイル・ナンバーの交付申請については、年齢制限はありません。)

ATOは、完全な申請書類 (申請書+本人確認証票) を受理してから28日以内に申請人の郵便受付住所に、交付したTFN/タックス・ファイル・ナンバーを送達します。ATOに提出された本人確認証票の原本は、申請人に書留郵便で返送されます。

事業等を行う者 (entity) から交付申請があった場合には、原則として、一度だけTFN/タックス・ファイル・ナンバーを交付することになっています。ただし、パートナーシップの場合で、事業等を行う者 (entity) の変更があったときは、その限りではありません。

(2) 申請人の本人確認に有効な証票の種類

TFN/タックス・ファイル・ナンバーの申請人 (applicant) は、申請書に本人確認/身元確認できる証票 [proof of identity (PoI) documents] を添付するように求められます (AAA 202条)。

税理士 (tax agent) は、申請人に代わって交付申請を行うことができます。ただし、個人にかかるTFNの代理交付申請の場合においては、税理

士による本人確認の代理は認められません。

本人確認／身元確認できる証票 (PoI) について、図説すると、次のとおりです

【表9】申請人の本人確認に有効な証票の種類

個人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上の者：3種類の証票【主たる証票1＋従たる証票2】が必須 ・16歳未満の者：2種類の証票【主たる証票1＋従たる証票1】が必須
<p>【主たる証票 (primary documents) の類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア出生証明謄本 (抄本は不可) ・オーストラリア旅券 ・オーストラリア市民権謄本 ・オーストラリア永住権証明付き外国旅券 ・その他
<p>【従たる証票 (secondary documents) の類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアの運転免許証または教習者証 (ただし、申請人の写真と署名付きのもの) ・メディケア・カード ・オーストラリアの銀行・信用組合・住宅貯蓄組組合の口座証明 ・オーストラリア銃砲所持許可証 (ただし、申請人の写真と署名付きのもの) ・オーストラリア政府教育認証機関が発行した専門学校または中等学校の学生証 (ただし、申請人の写真付きのもの) ・16歳未満の場合には、オーストラリア政府教育認証機関が発行した成績証明書、統一試験成績証明書など ・その他外国政府が発効したIDカード、運転免許証、結婚証明書なども審査のうえ可
個人以外の場合
<p>【法人の場合】</p> <p>①上場会社以外の場合：法人番号 (ACN=Australian company number) または公証された法人登記の副本＋公務執行者 (public officer) のTFN＋最大3人の取締役／理事のTFN</p> <p>②上場会社の場合：法人番号 (ACN) または公証された法人登記の副本＋公務執行者 (public officer) のTFN＋少なくとも1人の取締役のTFN</p> <p>【パートナーシップの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公証されたパートナーシップ登録証書または契約の副本＋各パートナーのTFN＋パートナーが法人である場合には当該法人の法人番号 (ACN=Australian company number) <p>【信託／トラストの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公証された信託登録証書または信託証書の副本＋各受託者のTFN＋受託者が法人である場合には当該法人の法人番号 (ACN)

*公務執行者 (public officer) とは、1936年所得税法252条に基づいて、法人を代表してATOに対する税務等の手続を行う者として法人から委嘱された者をいいます。オーストラリア独特の制度です。18歳

以上で、常時オーストラリアに居住し、かつ自己の公務執行者としての職責を理解できる者であることが要件です。公務執行者は、法人の取締役／役員である必要はありません。法人は、事業開始または所得が発生してから3ヵ月以内に、取締役会に諮り公務執行者を委嘱し、ATOに届出なければなりません。公務執行者に変更があった場合には、28日以内にその旨をATOに届け出るように求められます。届出義務違反に対しては、法人に1日110ドルの過料が課されます。

(3) ATOへのTFN交付申請時の本人確認手続

TFN／タックス・ファイル・ナンバーは、取得を望む本人が国税庁 (ATO) に対して任意に交付申請して取得することになっています。

すでにふれたように、オーストラリア居住者 (Australian resident) の場合、通例、ATOにオンラインで交付申請をし、国内にある指定の郵便局 (Australia Post) に出向き本人確認に有効な証票を持参し、対面で本人確認をする手続が必要になる。その手順を簡潔に図説すると、次のとおりです (<https://smarteform.com.au/onlineforms/terms-and-conditions.htm?formCode=TFN>)。

【表10】TFNの申請時の本人確認手順

1	ATOのホームページにアクセスし、TFN／タックス・ファイル・ナンバーのオンライン交付申請フォームに必要な記載を行います。
2	TFN申請概要書 (application summary) をプリントアウトし、本人確認に有効な証票を用意します。
3	TFN申請取扱をしている郵便局を選定する。そのうえで、本人確認を受けるための面接にかかる予約を取ることが推奨されます。
4	TFN申請概要書をプリントアウトした日から30日以内に、当該申請概要書および本人確認に有効な証票を持参のうえ、予約した郵便局へ出向き本人確認を受けなければなりません。
5	ATOは、面接後28日以内に、申請書に記載した郵送先に申請者のTFNを記載した文書を送付するかたちで交付します。

*13歳以下の子どもや後見等を要する人に代わる法定代理人によるTFNの申請、受領の場合には、本人および法定代理人の本人確認をするための証票等が必要になります。

(4) 事業者によるTFN提供のお願いおよび自己のTFN提供書

TFN／タックス・ファイル・ナンバーは、税と一定の社会保障目的に利用が限定された番号です。主な利用目的は、①雇用開始、②投資口座の

利子、③16歳以下の子ども金融口座の利子、④センターリンクからの受給、⑤退職年金基金(Superannuation/スーパーアニュエーション/通称「スーパー」)などです。

したがって、例えば、雇用主は、雇用開始時の被用者に本人のTFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供を求めなければなりません。被用者は、雇用主に、自己の「TFN確認書(TFN declaration)」を提出するように求められます。

また、雇用主は、被用者から提供のあったTFN確認書を14日以内にATOに送付しなければなりません。また、その副本(コピー)を保存するように求められます。

ちなみに、**事業所得**(講演料なども含む。)については、支払者はGST(物品サービス税)を加えた額の支払をすることになることから、受領者は、TFN/タックス・ファイル・ナンバーではなく、事業者番号(ABN)を当該支払者に提示することになります。

II 事業者番号(ABN)制度

「事業者番号(ABN=Australian business number)」は、11ケタの事業者確認番号です。課税その他政府の公的事務をする際に提供/記載が求められます。ABNは、事業等を行う者(entity)が任意に申請して取得することになっています。

ABN制度は、1999年に導入されました。新税制(オーストラリア事業者番号)法[New Tax System (Australian Business Number) Act 1999]

(以下「ABN法」といいます。)が準拠法です。

同じく1999年には、新税制(物品サービス税)法[New Tax System (Goods and services tax) Act 1999]が制定され、2000年から10%の単一税率のタックスインボイス方式の付加価値税である「物品サービス税(GST=Goods and services tax)」が導入されました。

ABNは、タックスインボイス方式の付加価値税である「物品サービス税(GST=Goods and services tax)」の事業者登録などにおいて、重要な役割を果たしています。

ABN制度は、連邦事業者登録簿登記官[Registrar of the Australian Business Resister (ABR)]に代わって国税庁(ATO)長官(Commissioner)が所管しています。

ABN制度は、GSTに代表されるような課税

目的での事業者確認を行う場合に大きな役割を果たしています。しかし、課税目的での利用が唯一ではありません。

1 連邦企業名称登録制度

連邦企業名称登録制度(National business name registration scheme)は、企業名称登録法(Business Names Registration Act 2011)の施行に伴い、2012年5月に、それまであった各州・連邦直轄地域(以下「州」といいます。)別の制度に代えて、導入されました。これまでの州別の制度を全国的な制度に改変することが目的です。

連邦企業名称登録制度は、連邦証券投資委員会(ASIC=Australian securities and investment commissions)が所管しています。法人の設立登記(登録)完了後に交付される法人番号(ACN=Australian company number)や、事業者番号(ABN=Australian business number)制度とは異なりません。連邦企業名称登録は、ABNとの合同申請も可能です。

2 ABN/事業者番号の登録

ABN/事業者番号は、個人が法人かを問わず、いかなる「事業等を行う者(entity)」も、オーストラリア国内で「事業(enterprise)」活動をしている、または、オーストラリアと関係する取引を事業として行う場合に、申請することができます(ABN法8条)。「事業(enterprise)」という文言は、極めて広く定義されています。

【表11】ABNの申請対象となる「事業(enterprise)」とは

- 事業の開始や停止を含むあらゆる営業行為や取引
- 公益団体や宗教団体の活動(ただし宗教教師が行う宗教活動などは除きます。)(ABN法5A条)
- 政府機関
- 給与所得者の行う労務の提供、無償のボランティア活動などは、「事業」には該当しません。
- 店子に居住用住宅を賃貸する家主は、「事業」に該当しません。

なお、ABN(事業者番号)の登録申請ができるのは、「事業等を行う者(entity)」であり、「事業(enterprise)」ではありません。したがって、複数の事業(more than one enterprise)を行う

場合にも、事業等を行う者（entity）は、1つのABNより取得できません。

（1）ABN／事業者番号の登録申請

ABN（事業者番号）の登録申請は、郵便または連邦事業者登録簿（ABR = Australian Business Resister）ホームページ（<https://abr.gov.au>）にアクセスし電子的に行うことができます。物品サービス税（GST）の事業者登録の申請も同時に行うことができます。もっとも、ABN（およびTFN）の申請とGST登録は別の制度です。（以前、これらの申請は、国税庁（ATO）のELS（電子申告）を通じて行うことができましたが、現在は認められません。）なお、個人事業者は、ABNの登録申請に先立ち、TFN／タックス・ファイル・ナンバーの交付申請をするように求められます。

ABRの登録官（Registrar）は、事業等を行う者（entity）が提出した申請事項を精査し、申請を受理するか、不受理にするかチェックをします。登録官は、登録申請を受理した場合、当該申請人に対し登録したABN（事業者番号）文書で通知します（ABN法11条）。不受理とした場合には、理由を附記したうえでその処分を申請人に通知します（ABN法13条（1））。申請から28日以内に登録通知がない場合には、不受理とみなされます（ABN法13条（2）・（4））。

（2）連邦事業者登録簿（ABR）に保管される情報

すべての登録された事業等を行う者（entity）とABN（事業者番号）は、以下の情報とともに、連邦事業者登録簿（ABR）に保管されます。

【表12】連邦事業者登録簿（ABR）に保管される情報

<ul style="list-style-type: none"> ・事業者番号（ABN） ・事業者の名称 ・登録日 ・事業等を行う者（entity）の種類 ・代表者（トラストの場合は受託者） ・主たる事務所 ・郵送先およびメールアドレス ・その他（未登録の登録商標など）

これらの情報は一般に公開されており、開示請求ができます。ただし、政府職員は、これらの情報の利用に一定の制限を課されています（ABN法30条）。

3 ABN／事業者番号の提供／記載

次のような公的な事務に、ABN（事業者番号）の提供／記載が求められます。

【表13】ABN（事業者番号）の提供／記載が求められる公的事務の範囲

<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、オーストラリア国内で行われる事業「取引（supply）」にかかる支払を受ける場合 支払者は、所得税の源泉徴収制度（PAYG withholding system）のもと、一定額の天引き徴収を行う義務を負います。ただし、受給者が当該取引に関するインボイスその他の書類に自己のABNを提示する場合や、支払額〔消費税（GST）別〕が75ドル以下の場合を除きます。） ・事業者が、事業上の投資をする場合 事業者が、投資先（支払者）から支払を受ける際に、ABNまたはTFNを提供／記載しない場合には、支払者は、支払額から申告所得税の最高税率の源泉所得税を天引き徴収しなければなりません。 ・その他

ちなみに、正確でないABNを提供／記載した事業者は、2年以下の懲役に処せられます（ABN法23条）。

Column 6

日本でも必要な事業者番号

日本の共通番号制（個人番号、法人番号）では、個人の事業性所得（事業・不動産・山林・公的年金等以外の雑所得）の稼得者は、各種支払調書や法定資料に自分の個人番号を記載するように求められます。つまり、ライターや講演者などは、事業所得や雑所得を得る際に、源泉徴収義務を負う支払者に自己の個人番号を提示／交付するように強いられます。人生80年超の時代です。年に何十回も講演したり、さまざまな雑誌などへ記事を掲載し稿料を得ている人は、相手方に渡った個人番号の行方が気になるわけです。生涯にわたり同じ番号を汎用させるのは、まさに愚策です。当然、悪用が懸念されるわけです。こうした問題に対処するためにも、オーストラリアでは、事業者番号（ABN）制度を導入し、個人の納税者番号（TFN）を必要以上に使わなくともよいような方策を講じているわけです。日本の税務における野蛮な番号取扱実務は、早急な見直しが必要です。消費税へのインボイス（税額票交付）方式の導入などを契機に、先を見据えて事業者番号の制度化を急ぐべきでしょう。

オーストラリアでは、個人事業者である税理士、弁護士、会計士、講演者（大学と雇用関係にある給与所得者である教員が、外部で契約関係において有償の講演する場合などを含みます。）、コンサルタントなどは、サービス提供者（service provider / service supplier）に該当します。こうした雇用関係にないサービス提供者は、支払先（payer）に事業者番号（ABN）を提示すれば、通例、納税者番号（TFN）の提示は求められませし、源泉徴収

を受けることなく支払を受けることができます。もちろん、サービス提供者は、望めば源泉徴収を受けることができます。この場合、サービス提供者は、20%以上の税率で源泉徴収をすることに支払先と文書で合意する必要があります（租税行政法別表第1第12条の55）。しかし、実際には、こんな面倒な合意をして支払先からの源泉徴収に応じる個人税理士などサービス提供者はほとんどいません。

ちなみに、今回お世話になったJCUケアンズ校のダブナー教授は、事業者番号（ABN）を取得しており、大学から給与をもらうときには納税者番号（TFN）を、そして講演や弁護士実務をして相手方から支払を受ける際には、ABNを提示しているとのことでした。

●オーストラリアの給与所得者、事業所得者への支払と番号（TFN、ABN）の提示

支払の種類	源泉率	情報申告期日
雇用主の支払 ・給与・賞与・手当等（12条の35） ・会社取締役・役員（12条の40） ・公職者への支払（12条の45） ・宗教教師への支払（12条の47）	受給者のTFNの提示を受けたうえで、支払者（雇用主）がATO作成・公表の源泉所得税（PAYGW）別表（NAT 1007）に基づいて、各月の支払額に応じて、支払者が法定額を天引き	源泉税納付書【7月14日】 年次報告書【8月14日】
事業性所得の支払 事業者番号（ABN）を提示ができる個人税理士、コンサルタントなどの役務提供者の場合で、支払先との任意の源泉徴収に文書で合意したとき（12条の55）	事業者番号（ABN）を提示したうえで源泉なし、または支払先と文書で合意した20%以上の税率で源泉徴収	源泉税納付書【7月14日】 年次報告書【8月14日】

（準拠条項は租税行政法（ATA）別表1）

それから、支払者（payer）は、一定の場合には、雇用関係にないサービス提供者に対してABNの提示を受けることなし（もちろん、この場合、納税者番号（TFN）/タックス・ファイル・ナンバー）の提示もなしです。）、源泉徴収なしで、支払をすることができます。

例えば、（a）支払者が事業活動の一環として支払をするものでない場合、（b）サービス提供者は18歳未満の個人で支払額は週350ドルを超えない場合、（c）支払額は75ドル（GST別）を超えない場合などです。ただし、サービス提供者が、ABNなし・源泉徴収なしでの支払を受ける場合には、「提供者による明細書（Statement by a supplier）」を提出しなければなりません。様式などについては、本報告書第1章9（1）③【表21】を参照してください。

（石村耕治）

Ⅲ 給与等の支払調書への番号記載実務

給与等の支払にあたり、支払者である個人事業

【図表14】給与等の支払調書サンプル（一部和訳）

支払調書（事業者でない個人） サンプル
PAYG payment summary – individual non business
Payment Summary for the year ending 30 June 2012

ROBIN JOHNSON
1 Swanston St
Melbourne, Vic 3000

NOTICE TO PAYEE
If this payment summary shows an amount in the total tax withheld you may still have to lodge a tax return. For more information on whether you have to lodge, or about this payment and how it is taxed, you can:
• order to: Taxfile
• phone 13 28 81 between 8:00am and 6:00pm (EST), Monday to Friday, or
• visit www.ato.gov.au

(支払期間)
Period during which payments were made Day/Month/Year 1/7/2011 to Day/Month/Year 30/6/2012
(受給者の納税者番号)
Payee's tax file number 123456789 TOTAL TAX WITHHELD \$ 1000 (源泉税総額)

(支払総額)
Gross payments \$ 7600 Lump sum payments A
CDEP payments \$ B
Other income \$ D
Reportable fringe benefits amount \$ E
FBI year 1 April to 31 March

Workplace Giving:
Deductions:
Allowances:

(支払者細目)

Payer details
(支払者の事業者番号又は源泉税支払者番号)
Payer's ABN or withholding payer number: 1234567890 Branch number 001
Payer's name: KING LABOUR HIRE PTY LTD
Signature of authorised person: JOHN SMITH Date 01/07/2012

者などは、受給者である被用者などに交付する「支払調書（PAYG payment summary）」には、TFN/タックス・ファイル・ナンバーではなく、事業者番号（ABN）を記載することになっています。

ちなみに、家事に有給のお手伝いさんを雇用している場合などには、雇用主の申請に基づき課税庁（ATO）が交付した源泉税支払者番号（withholding payer number）を記載することになっています。

以上のように、オーストラリアでは、支払者が個人である場合を含め、その支払を受ける受給者に発行・交付する支払調書に、その支払者個人のTFN/タックス・ファイル・ナンバーを記載するような実務を強いるようなことはしていません。わが国でも、見習うべき点です。

Ⅳ myGovプログラムとアクセスコード

オーストラリアにおいては、ネットに開設された「マイガブ（myGov）」プログラムを通じて、国民は、連邦の税と各種保障給付などのサービス（All in One Place）を一箇所で受けられるようになっています。

1 myGovプログラムとは何か

マイガブ (myGov) は、連邦の「ワンストップ・サービス」プログラムです。タテ割りを超えた数多くの連邦機関が参加しています。参加機関



は、「Member Services」と呼ばれます。

こうした国民の税と社会保障など政府サービスのかかる個人情報の一元管理の仕組みに対する評価は分かれます。国民の利便性・政府サービスの効率性に資するという評価がある一方で、データ監視国家の成立であるとしてマイナスの評価もあります。いずれにしろ、こうした構想により、す

【図表15】マイガブ参加機関 (Member Services) 一覧

「メディケア (Medicare)」、「国税庁 (ATO)」、「センターリンク (Centrelink)」、「子ども支援 (Child Support)」、「国民障害者保険制度 (National Disability Insurance Scheme)」、「連邦職業紹介所 (Australian JobSearch)」、「自己管理健康記録制度 (Personally Controlled eHealth Record System)」など。

べての国民が最低で文化的な生活が保障されるかどうかは一番重要なポイントであるといえます。

こうしたオーストラリアのmyGovプログラムと比べて見ると、わが国の民主党 (旧) が唱えた「国税庁と社会保険庁」を一体化し「歳入庁」をつくる構想など、中途半端で、陳腐化した構想としかいいようがありません。また、そうした構想を実現できたとしても、すべての国民に最低で文化的な生活を保障できないとすれば、机上の空論で、国民のプライバシー権保障の面から見ると、むしろ有害な構想ともいえます。

2 マイガブアカウント (myGov Account) とは何か

国民は、このプログラムに任意に加入申請し、「マイガブアカウント (myGov Account)」を取得できます。

マイガブアカウントを取得した加入者は、myGovプログラムの参加した連邦機関の各種データベースに保管された自己情報に一括アクセスが可能となります。

ちなみに、「マイガブアカウント」へのアクセス番号には、TFN/タックス・ファイル・ナンバーは使われていません。その理由は、TFNは税と税関連目的に利用が限定されているからです。これらの目的を超えて利用はできないからです。

- Eメールアドレス (可能ならば、+携帯電話番号)
- パスワード+3つのQ&A
- 氏名+生年月日

マイガブアカウントへのアクセス番号は、加入申請者から提供された次のような情報に基づいて組成されます。

提供された上記の情報が受理されれば、加入者に自動的にマイガブアカウントのユーザー名が提供されます。

また、マイガブ参加各機関間での情報連携/データ照合には、マイガブアカウント名から組成され暗号化された符号が使われています。したがって、わが国の「個人場号 (マイナンバー)」をもとに組成された符号を使って情報連携を行うような仕組みではありません。

◆むすびにかえて～なりすまし犯罪対策の現状

オーストラリアのTFN/タックス・ファイル・ナンバーは、取得は任意であり、かつ税と税関連目的に限定して利用される番号です。したがって、ATO (国税庁)、利子所得が関係する銀行その他の金融機関、社会福祉を所管するセンターリンク (Centrelink)、スーパーファンド (退職年金基金)、給与/報酬の支払をする雇用主/被用者などに限定される。身元証明目的はもちろんのこと、民間機関は、目的外利用を厳禁されています。

また、安全対策上から、番号を記載したICカ



ードやプラスチックカードも発行していません。わが国のように、個人番号や基礎的な個人情報が記載された個人番号カードを持ち歩かせる愚策は、なりすまし犯罪を試みようとする者が社会を闊歩する今日では、明らかに時代錯誤といえます。

オーストラリアにおいても、成りすまし犯罪は増加の一途をたどっています。とりわけ、電子申告や電子取引などが増加するなか、ハッカーによる標的型メール、マルメール攻撃などによる企業からの大量の個人情報の流出が続いています。また、ATOとか官署名を語った電話や詐欺メールによる被害も増加してきています。所得税還付の用意ができたが、還付には一定の料金がかかること示唆したうえで口座振込を求めるようなケース、あるいは還付には当局への個人的な財務状態を告知が必要だとして金融情報を聞き出す手口が横行しています。こうしたケースで、ATOに届出のあったものだけでも2014課税年で1万件を超えています。ATOは、SMSやEメールなどを用いて各人の口座情報や金融情報の提供を求めるとして、一般消費者に対して注意を喚起しています。

オーストラリアにおいては、連邦競争促進消費者保護委員会（ACCC=Australian Competition and Consumer Commission）が、各種なりすまし犯罪から消費者を守る任に当たっています。ACCCの統計によると、2015年の半ば現在で、45,000件以上の救済申立てがあり、被害額も4,500万ドルに上っています。

ただ、TFN/タックス・ファイル・ナンバーは、税と税関連目的に限定して使われていることから、仮に流出したとしてもその後直ちに大きな被害には結びついているかどうかは定かではありません。

一方、連邦政府は、連邦行政サービスの一括オンライン手続きができる「ワンストップ」プログラムであるマイガブ（myGov）プログラムの利便性

をPRし、鳴り物入りで国民に加入を呼びかけています。同プログラムでは、参加者（クライアント）のアクセスや参加各機関間での情報連携/データ照合には、TFN/タックス・ファイル・ナンバーは使われていません。しかし、同プログラムのデータセキュリティの脆弱性、大量の個人情報流出の危険性が専門家から指摘されています。

オーストラリアの人口は、約2,294万人（2013年3月。連邦統計局）です。東京都（約1,335万人）と神奈川県（約907万人）とを合わせた程度の人口数です。1億2,600万人を超えるわが国とは単純に、比較できないかも知れません。

わが国では、個人番号（マイナンバー）の野放図な利用拡大が、政府や産業界から唱えられています。しかし、番号（TFN）を「税と社会保障」に限定して利用し、民間の自由な利用を厳禁することで、悪用やなりすまし犯罪の多発を防いでいるオーストラリアの番号利用実務は、わが国でも大いに学ぶべきです。

【参考資料】

- ・石村耕治『オーストラリアの納税者番号とプライバシー』（日本税務研究センター、1992年）
- ・Deutsch et al, The Australian Tax Handbook (2015, Thomson Reuters)
- ・ATO, Tax file numbers: individuals (NAT 1753-12,3005) .
- ・See, Ben Grubb, "Revealed: serious flows in myGov site exposed millions of Australians' private information," (May 14, 2014) . Available at: [http://www.smh.com.au/it-pro/security-it/revealed-serious-flaws-in-mygov-site-exposed-millions-of-australians-private-](http://www.smh.com.au/it-pro/security-it/revealed-serious-flaws-in-mygov-site-exposed-millions-of-australians-private-information-20140514-zrczw.html)



information-20140514-zrczw.html

- ・Graham Whyte, Japan Tax Institute Visit Australian Taxation Office (September 2015)

第三章A【補論】 電子政府構想の光と影

— 豪の「マイガブ」と日本の「情報提供ネットワークシステム」を比べる —

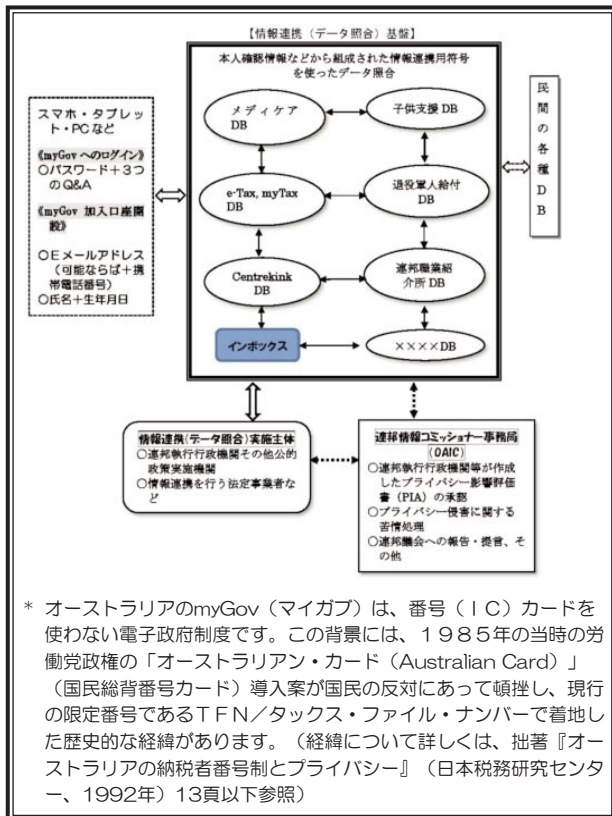
石村耕治(白鷗大学教授)

◆はじめに

～2つの顔を持つ電子政府構想

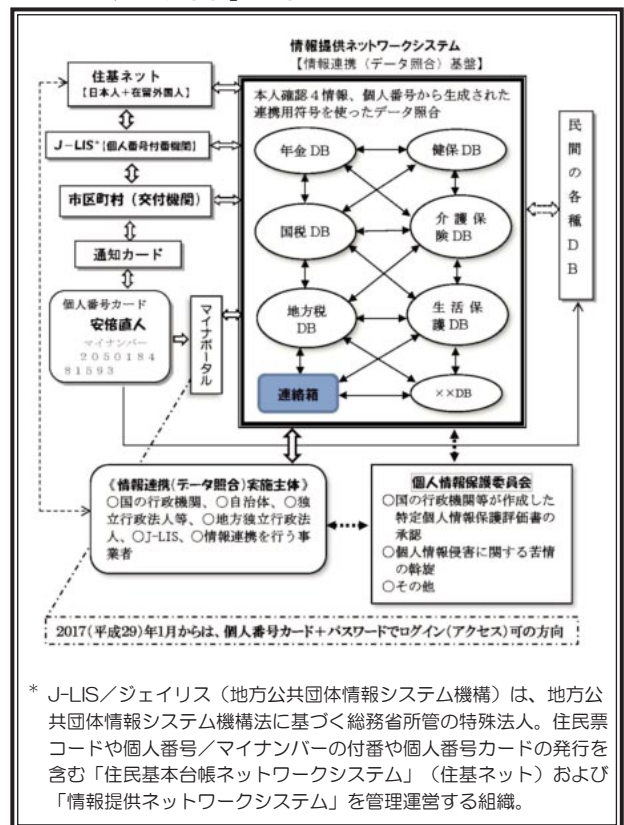
オーストラリアの政府ポータルサイト「myGov（マイガブ）」とは、オーストラリア版の電子政府構想です。従来の縦割り行政を排し、ネット上で各種電子行政サービスを統合し「ワン・ストップ・サービス」を実現しようという構想です。サイトへのログイン（アクセス）に、共通番号や番号（IC）カードを使わないのが大きな特色です。myGov（マイガブ）は、連邦の人間サービス省（DHS=Department of Human Services）が所管しています。その基本的な仕組みは、ラフに描写すると、次のとおりです。

【表1】オーストラリアの「myGov」ポータルサイトのイメージ



提供ネットワークシステム」と呼びます。以前、政府は、「住民基本台帳ネットワークシステム」（住基ネット）を導入し、国民全員に住民票コードを付けて電子政府を実現するとか大宣伝をし、結局大失敗に終わりました。これまで初期投資に3,000億円、その後も運営費だけで毎年120億円以上かかっています。

【表2】個人番号を使った日本の電子政府の「共通番号ポータルサイト」のイメージ



そして、今度は、「マイナンバー（私の背番号）」のネーミングを使った電子政府構想をぶち上げています。実は、「情報提供ネットワークシステム」とは、住基ネット構想失敗後の共通番号（個人番号/マイナンバー、法人番号）と個人番号カードを使った日本の新たな電子政府構想なわけです。しかし、現実には、そのツールとなる「個人番号/マイナンバー」だけが注目を浴びて

これに対して、日本の電子政府構想は、「情報

いる感じですが。

いずれにしても、日本の番号利用法／マイナンバー法では、複数の行政機関が、国民の「税と社会保障、関連データを各人の個人番号／マイナンバーを使って紐付け、特定個人情報／マイナンバー付き個人情報を「連携」する電子政府の仕組みを、「情報提供ネットワークシステム」と呼んでいるわけです（番号利用法2条14項・21条）*。

*ちなみに、個人番号／マイナンバー制導入のための法整備段階では、「情報連携基盤」とか「中継データベース」とか呼ばれていました。しかし、番号利用法では、「情報提供ネットワークシステム」となりました（番号利用法19条7号、法19条・21条関係別表）。

電子政府実現のためのツールである豪の「マイガブ（myGov）」や日本の「情報提供ネットワークシステム」は、次のような2つの顔（機能）を持っています。

- 情報連携による「税と社会保障」にかかる「不正探知ツール」としての機能
- 「行政の電子化（電子政府構築）ツール」としての機能

《内容目次》

◆はじめに～2つの顔を持つ電子政府構想

- 1 電子政府の「不正探知ツール」としての顔（機能）
 - (1) データ照合と受給者・納税者の権利利益保護の論点
 - (2) データ照合規制、適正手続保障の必要性
 - (3) 個人情報保護評価／プライバシー影響評価
 - (4) 日本のプライバシー保護機関
 - (5) オーストラリアのプライバシー保護機関
 - (6) O A I C 設立の経緯
 - (7) オーストラリアのデータ照合規制法制の特徴

2 「行政の電子化（電子政府構築）ツール」としての顔（機能）

- ◆むすびにかえて
～効率的な電子政府にマイナンバーは不要

1 電子政府の「不正探知ツール」としての顔（機能）

まず、「マイガブ（myGov）」や「情報提供ネットワークシステム」における「情報連携」、その「不正探知ツール」としての機能（顔）について点検してみます。

(1) データ照合と受給者・納税者の権利利益保護の論点

「情報連携」とは、「データ照合（data-matching）」または「コンピュータ照合（computer-matching）」とも呼ばれます。行政実務面から説明すると、例えば、生活保護、失業（雇用保険）給付、児童手当のような社会保障目的での行政サービスの給付申請があった場合や、奨学金返済猶予申請などがあった場合に、給付ないし猶予決定に先立ち、税（所得）や資産などのデータとのリンケージ／突合が行われるのが適例です。

「データ照合」は、やり方次第では、各種行政サービスの受給者や納税者（情報主体）の権利利益を侵害する可能性が出てきます。

【表3】 データ照合と受給者・納税者（情報主体）の権利利益保護の論点整理

- ① データ照合は、ある特定目的のために情報主体（受給者・納税者）から提供ないし収集された個人情報を他の目的に利用することにつながります。また、一般に、本人の同意または許諾なしに情報移転が行われることとなります。すなわち、データ照合目的での特定個人情報の利用は、性格的には「目的外利用」にあたるにもかかわらず、これに本人のコントロール権が及ばないわけで、自己情報のコントロール権の侵害につながります。
- ② また、データ照合が具体的な法令上の根拠に基づかないで実施された場合、目的外利用を原則禁止した行政機関個人情報保護法8条、個人情報保護法16条や、各自治体の個人情報保護条例などの規定に抵触する可能性があります。しかし、これらの法令は「目的外利用の禁止」という規制の形式をとっており、「データ照合の禁止」「データベース構築の禁止」といった規制の形式を採用していないうえ、とくに、行政機関個人情報保護法においては、行政側の裁量による広範な例外規定が設けられています。その結果、憲法上の自己情報コントロール権を侵害しているおそれが強いにもかかわらず、形式的には、国の法令には違反しないという事態が生じます。
- ③ 個人番号／マイナンバーを各種データベースへの検索キーとして使うことは、確かにデータ照合の効率化に資することになります。しかし、一方で、際限のないデータ照合の拡大を招き、情報主体の自己情報コントロール権を常に侵害状態に置くことにもつながります。確固たる法的歯止め策がないと、公権力による個人情報の包括的管理、いわゆる「データ監

視国家」の出現といった、国民の望まない方向へ社会を引っ張ることになります。

- ④一般に、行政調査は、合理的必要性の範囲内で許容されると解されます。ところが、行政機関が実施するデータ照合では、無作為抽出または実質的に合理的必要性を問わない恣意的調査を認めるに等しい効果を持ちます。また、データ照合の結果、「当たり・調査の必要あり (hit)」と出た場合、該当情報主体を被疑者と推定しかつその者に無条件に挙証責任を転嫁することにもなりかねません。政府のデータ照合プログラムは、その運用のあり方次第では、憲法31条に規定する適正手続の保障に抵触することになります。(憲法31条の行政手続への適用については、最高裁平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁参照)。また、行政手続法1条〔目的等〕の趣旨とも抵触します。
- ⑤データ照合は、本来的には、無作為抽出な手法で実施され、かつ、明確な必要性または特別の嫌疑に基づいて実施されているものとは言い難い手続です。見方をかえると、いわゆる「見込み調査」にあてはまるといえます。データ照合は、無作為抽出または実質的に合理的理由もなしに、照合という手段を使い、本人の知らないところで秘密裏に、かつ、裁判所の令状なしに、個人情報を探検・押収するにも等しい実質を持ちます。このように、調査/探索の手段としてデータ照合が利用され、データ照合の結果次第では行政処分ないし刑事制裁を問われかねない場合、その運用のあり方によっては、憲法31条に規定する適正手続の保障のみならず、憲法33条・35条の令状主義、憲法38条に規定する黙秘権の保障に抵触することも危惧されます。
- ⑥一般に、データ照合プログラムは、大量かつ一斉に実施されます。また、プログラムに誤りがある、あるいは収集・保有する情報の精度に問題があるのにもかかわらず、それに気づかずに実施された場合には、データ主体の権利侵害問題を引き起こしかねません。とりわけ、誤って「調査の必要あり」と抽出された場合には、その者の感情、社会的地位ないし与信等に与える損害も甚大なものになるおそれがあります。独立した第三者機関(個人情報保護委員会)によるデータ照合プログラムに対するプライバシー影響評価、プログラムの存在や内容、基準等の公開などの手続の法制化、透明性の確保が重要です。
- ⑦データ照合は、個人の人物像を鮮明にして行くことも可能です。つまり、複数の機関から得た個人情報を継続的に蓄積していくことにより、その個人の「全体像」を描写することが可能になります。したがって、データ照合は、その利用の仕方によっては、政府に各個人の「人物ファイル」の保有を可能にします。また、人物ファイル構築目的でデータ照合を使う場合で、情報の改訂・照合を統一基準に従い、完全かつ正確に行わなければ、その全体像がいびつなものになってしまいます。ひいては、より深刻な人権侵害問題を起す引き金になりかねません。特定個人情報を媒介とした人物ファイル構築目的でデータ照合は、これを法律で禁止する必要があります。

(2) データ照合規制、適正手続保障の必要性

例えば、日本を例にすると、今後は、生活保護法【29条〔調査の嘱託及び報告の請求〕】、児童手当法【28条〔資料の提供等〕】のような法律に基づく官公署等からの協力要請に応じる場合の物理的基盤として、情報提供ネットワークシステム(情報連携基盤)を使ったデータ照合(情報連携)が積極的に活用されていくものと思われます。

また、一定の勤労所得を得ていながら雇用保険給付を得ている者のあぶり出しのような、「税と社会保障給付の適正化」のためのデータ照合プログラムの実施が、エスカレートしていくものと思われれます。

しかし、こうしたデータ照合プログラムの実施に関し、オーストラリアを含む諸外国の例を参考に考えてみると、一般に、実施機関は、データ照合対象者の権利利益の侵害を防ぐために、次のような規制が必要とされているといえます。

【表4】 データ照合規制と適正手続保障の必要性

- ある目的で収集された情報を、他の目的で収集された情報と比較することの危険性を認識し、データ照合プログラムに対して適切な規制を行うこと。
- データ照合プログラムの実施に際しては、収集した情報の内容と時間との差異からくる情報の不一致の可能性のあることを十分に認識すること。
- 明らかにデータの不一致がある場合に限り、その者に対する調査(事実行為)や不利益処分が行われること。また、そうした調査や処分に先立ち、対象者が十分な説明を受けられ、かつ適切な手続を得る機会が保障されること。

(3) 個人情報保護評価/プライバシー影響評価

日本では、プライバシー保護の観点から、特定個人情報/マイナンバー付き個人情報を取り扱うまたはデータ照合を実施する機関(国の行政機関の長、自治体の長その他の機関、独立行政法人、その他の事業者)は、特定個人情報保護評価書の個人情報保護委員会の承認ないし第三者点検を経て公表する手続を踏むように求められます(番号利用法27条以下)。こうした手続に従い、例えば、個人番号/マイナンバーが付いた特定個人情報を頻繁に取り扱う国税庁は、長官名で、国税関係(賦課・徴収)事務などに関する「特定個人情報保護評価書」を公表しています。

一方、オーストラリアでは、データ照合を実施する機関(ATOやセンターリンクのような連邦の執行行政機関その他の公的政策実施機関)は、「データ照合プログラム実施要綱(Data-matching

Program Protocol) 」を策定し「プライバシー影響評価 (PIA=Privacy Impact Assessment) 」をし、連邦情報コミッショナー事務局 (OAIC=Office of Information Commissioner) の承認を得て公表する手続を踏むように求められます。実際、ATOやセンターリンク、DHSなどは、データ照合プログラムを実施するに先立っては、こうした手続を踏んでいます。

(4) 日本のプライバシー保護機関

日本のプライバシー保護法の構造、その下での「個人情報保護委員会 (PPC)」の所在について説明します。まず、わが国にプライバシー法は、三層構造 (三本立て) になっています。

【表5】日本の三層構造 (三本立て) のプライバシー法制

類型	適用分野
①「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)	民間分野
②「行政機関個人情報保護法」(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律)	国の公的分野
③「独立行政法人等個人情報保護法」(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律)	公的分野

三層構造 (三本立て) のもと、「個人情報保護委員会 (PPC)」は、前者つまり民間機関に適用ある①「個人情報保護法」のもとで設立されています (法50条以下)。個人番号 (マイナンバー) 付き個人情報 (特定個人情報) に関する第三者機関であった「特定個人情報保護委員会」は、番号法に規定されていました。それが、2015 (平成27) 年9月の法制度改正で、「個人情報保護委員会」と改称のうえ、①「個人情報保護法」のなかに盛られました。

日本の個人情報保護法は、本来「民間部門のプ

【表6】日本の個人情報保護委員会の所在 (H28.1.1以降)

旧番号利用法/マイナンバー法	新番号利用法 (H28.1.1以降)	新個人情報保護法 (H28.1.1以降)
第1章 総則	第1章 同左	第1章 総則
第2章 個人番号	第2章 同左	第2章 国及び地方公共団体の責務等
第3章 個人番号カード	第3章 同左	第3章 個人情報の保護に関する施策等
第4章 特定個人情報の提供	第4章 同左	第4章 個人情報取扱事業者の義務等
第5章 特定個人情報の保護	第5章 同左	第5章 個人情報保護委員会
第6章 特定個人情報保護委員会	第6章 特定個人情報の取扱いに関する監督等	第6章 雑則
第7章 法人番号	第7章 同左	第7章 罰則
第8章 雑則	第8章 同左	
第9章 罰則	第9章 同左	

ライバシー保護、が目的です。日本の個人情報保護委員会は、民間部門のプライバシー保護を目的とした個人情報保護法に基づいて設置されています。ところが、個人番号/マイナンバーや特定個人情報、税と社会保障、分野、つまり公的分野に広く使われ、流通、突合・連携することになるわけです。三層構造 (三本立て) のプライバシー法体系のもとでは、特定個人情報保護や特定個人情報の連携 (データ照合) に実効的な規制をかけることには難しい問題があるわけです。

(5) オーストラリアのプライバシー保護機関

オーストラリアにおいては、以前、連邦には議会直属の「情報コミッショナー (Information Commissioner)」と「プライバシーコミッショナー (Privacy Commissioner)」の2つの独立した監視機関、保護機関がありました。

しかし、2010年に、連邦情報コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act 2010) が制定され、プライバシーコミッショナーは、「連邦インフォメーションコミッショナー」に吸収され、一本化されました。つまり、現在は、連邦議会に説明責任を負うかたちで、事務局を持つ連邦情報コミッショナー (OAIC) が、情報公開事案に加え、納税者番号 (TFN) 付き個人情報を含む個人情報 (プライバシー) 保護業務を一括して取り扱っているというわけです。

オーストラリアでは「事務局を持つ連邦情報コミッショナー (OAIC=Office of Australian Information Commissioner)」と呼びます。なぜ「連邦情報委員会 (Australian Information Commission)」と呼ばないのかと問われます。イギリス、それにオーストラリア、カナダなどイギリス連邦加盟諸国 (Commonwealth of Nations) では、一般に、「コミッショナー (Commissioner)」を議会や総督などを任命 (指名) し、その者をヘッドに事務局 (office) を構成する仕組みを採り入れています。独立性を確保することなどが狙いです。ただ、規模が大きくなると、「コミッション (Commission)」という名称を使い、組織体を核とした仕組みにする場合が多いようです。

(6) OAIC設立の経緯

オーストラリアの事務局を持つ連邦情報コミッショナー (OAIC) に関し、その設立の経緯を表にすると、次のとおりです。

【表7】 豪州の連邦情報コミッショナー（OAIC）設立の経緯

1982年
<p>【情報公開法（FOI法）の制定】</p> <p>FOI法（Freedom of Information Act 1982）が制定され、連邦議会に説明責任を負うかたちの連邦の「情報コミッショナー事務局（OIC=Office of the Information Commissioner）」が創設されました。OICは、FOI法の運用、連邦行政機関に対する情報公開請求について公開拒否処分に対する不服申立事案や、請求人に対する情報公開担当官の不適切な対応などに対する苦情の申出を処理します。</p>
1988年
<p>【プライバシー法の制定】</p> <p>プライバシー法（Privacy Act 1988）が制定され、連邦議会に説明責任を負うかたちの連邦の「プライバシーコミッショナー事務局（Office of the Privacy Commissioner）」が創設されました。連邦プライバシーコミッショナーは、独立して連邦プライバシー法運用に監督・申出のあった苦情処理を行う機関です。あらゆる連邦省庁から独立し、法律上の職務執行に関し、いかなる指揮・命令も受けません。</p>
2010年
<p>【2010年情報公開修正（改革）法、2010年連邦情報コミッショナー法の制定】</p> <p>1982年FOI法を改正するため、2010年情報公開修正（改革）法（Freedom of Information Amendment（Reform）Act 2010）および2010年連邦情報コミッショナー法（Australian Information Commissioner Act 2010）が制定されました。2010年法の制定により、「連邦情報コミッショナー事務局（OAIC=Office of Australian Information Commissioner）」が創設されました。OAICの新設に伴い、旧情報公開コミッショナー事務局および旧プライバシーコミッショナー事務局は廃止され、情報公開コミッショナー権限・業務やプライバシーコミッショナーの権限・業務は、OAICに継受されました。</p>

オーストラリアは、1988年に連邦プライバシー法（Privacy Act 1988）を初めて制定しました。当時は、連邦の公的部門にだけ適用される法律でした。その後、適用範囲は次第に拡大されていきました。1990年には信用情報機関（credit reporting bodies）に適用されました（現プライバシー法19条以下）。2000年には、民間部門一般に適用されました。（しかし、オーストラリアのプライバシー保護団体は、根拠が明確でない適用除外（exceptions）や適用免除（exemptions）条項が多く、さらに改正が必要だと指摘しています。）

さらに、2010年の制度改革により、連邦情報コミッショナー事務局（OAIC）は、「情報公開」業務と「個人情報保護」業務の双方を取り扱う機関となったわけです。政府「情報」の公開

と官民の個人「情報」の保護を担当する組織「『情報』コミッショナー事務局」として一元化されました。

日本には独立した「情報公開委員会」のような組織はありません。「個人情報保護委員会」だけです（個人情報保護法59条以下）。したがって、日本の個人情報保護委員会を、オーストラリアの制度と比べる場合には、「連邦情報コミッショナー事務局（OAIC）」が対象になります。連邦情報コミッショナー事務局（OAIC）の「プライバシー保護」業務に傾斜するかたちで比較することになります。

（7）オーストラリアのデータ照合規制法制の特徴
連邦情報コミッショナー事務局（OAIC）が「データ照合」規制に関して有する権限を表にすると、次のとおりです。

【表8】 オーストラリアのデータ照合規制法制の特徴

◎オーストラリアにおけるデータ照合規制
<ul style="list-style-type: none"> • 【①納税者番号（TFN/タックス・ファイル・ナンバー）を使ったデータ照合の場合】オーストラリアは、個別法として、1990年に、連邦データ照合プログラム（給付及び租税）法（Data-matching Program（Assistance and Tax）Act 1990（Cth））〔DMP法〕を制定しています。また、連邦情報コミッショナー（AIC=Australian Information Commissioner）は、DMP法に基づき、1991年、1994年に、「データ照合プログラム実施に関するガイドライン（Data-Matching Program（Assistance and Tax）Act 1990 Guidelines/Guideline for the conduct of the data-matching program 1991, 1994）」〔DMPガイドライン〕を公表しています。 • 【②TFN個人情報以外のデータ照合の場合】オーストラリアのTFN/タックス・ファイル・ナンバーは、「税と社会保障」目的に利用が限定された番号です。したがって、連邦行政機関はTFN関係事務以外の目的で個人情報のリンケージ（突合）やデータ照合プログラムを実施する場合には、連邦情報コミッショナー（AIC）が公表した「連邦行政におけるデータ照合実施に関するガイドライン（Guidelines on Data-matching in Australian Government Administration）」（2014年6月）を尊重するように求められます。 • 【③国民健康法（National Health Act 1953）に基づくデータ照合の場合】国民健康法135条のAのA第5項は連邦行政機関が医療給付プログラムと薬剤給付プログラムの個人情報を同じデータベース（DB）で保有することを原則として禁止しています。この規定に基づき、連邦情報コミッショナー（AIC）は、双方のDBでの個人情報の保有およびリンケージを規制する目的で、「医療給付と薬剤給付プログラムに関するプライバシーガイドライン（Privacy Guidelines for the Medicare Benefits and Pharmaceutical Benefits Progra-

- ms)」（2008年3月）を公表しています。
- 連邦のデータ照合プログラムについては、①か、②か、③か、を問わずすべて、連邦情報コミッショナー（AIC）による監査・評価などの対象となっています。（<http://www.privacy.gov.au/law/other/datamatch>）
 - 連邦情報コミッショナー（AIC）とは、行政府から独立した連邦議会直属のオンブズマンです。プライバシー問題（+情報公開請求関係問題）を専門に扱う特別オンブズマンです。議会（立法府）に説明責任を負います。日本の個人情報保護委員会のような独立した行政委員会（三条委員会）のように、「行政府」に属する機関とは異なります。
 - オーストラリアのデータ照合規制法制は、大きく分けると、次のような目的を持っています（拙著『オーストラリアの納税者番号制とプライバシー』（日本税務研究センター、1992年）第5章参照。）。
 - (a) 1つは、データ照合実施機関が実施する各種データ照合プログラムに対して法的根拠を与えることにあります。また、実施機関を法定し、プライバシー影響評価（PIA=Privacy Impact Assessment）をクリアし、公表されたプログラムのみを実施できるようにしたことです。これにより、データ照合プログラムの存在や内容、基準等を公開するとともに、プライバシー侵害的なプログラムにならないように、手続的な規制をしました。
 - (b) 2つ目は、データ照合プログラムの対象となった情報主体に対して自己情報のコントロール権および適正手続を保障することです。具体的には、実施機関は、記録を残すように求められます。これは、情報主体から請求があった場合に答えられるようにするためです。また、データ照合の結果に基づいて情報主体に対する必要な処分や調査（事実行為）を行う場合には、事前手続、処分案等の告知・反論の機会を保障しました。
 - (c) 3つ目は、各種データ照合プログラムのプライバシー影響評価、監視〔調査〕（DMP法13条）、苦情処理（DMP法14条）などを議会連邦議会直属の連邦情報コミッショナー（AIC）に委ねたことです。こうした権能を行使するために、連邦情報コミッショナー（AIC）は、自らに与えられた権限に基づき、データ照合プログラム（給付及び租税）ガイドラインなどを作成、公布しています。

2 「行政の電子化（電子政府構築）ツール」としての顔（機能）

次に、「マイガブ（myGov）」や「情報提供ネットワークシステム」における「行政の電子化（電子政府構築）」ツールとしての機能（顔）について点検してみます。

日本の共通番号（個人番号／マイナンバー、法人番号）を使った電子政府構想では、「個人番号カード」を使って「マイナポータル」から「情報提供ネットワークシステム」にログインし、電子納税申告など各種の執行行政機関その他の公的政

策実施機関に対する電子申請などができる仕組みです。また、将来的にはマイナポータルから自分の「電子連絡箱／私書箱」（インボックス／ポータルサービス）に送付された納税通知や公的年金支払通知などを受け取れるようになる方向です。

一方、オーストラリアの電子政府（myGov）構想では、ネットを使ってオンラインで政府ポータルサイト「myGov」にログインするのに、個人番号や個人番号カードは一切使いません。こんなものを配付したら、逆に盗まれ悪用されることなど、別の懸念が生じるからです。

また、各個人が、マイガブ（myGov）に加入するかどうかは、任意です。つまり、各人が自由に選択できます。myGovに加入（口座開設）を望む場合には、登録には、①Eメールアドレス（可能ならば+携帯電話番号）、②氏名+生年月日を提示して申請する必要があります。

myGovに加入（口座開設）が認められれば、連邦政府のmyGovポータルサイトには、パソコン（PC）に加え、スマートフォン（スマホ）、タブレット端末などからもログイン（アクセス）できます。

すでにふれたように、連邦政府のmyGovポータルサイトへのログイン（アクセス）には、TFN／タックス・ファイル・ナンバーは使いません。「パスワード+3つのQ&A」を使います。

myGov加入登録者である個人が、さらに、例えばmyGovポータルサイトの参加機関（Member services）であるATO（国税庁）のサイトにログイン（アクセス）するには自分のTFN／タックス・ファイル・ナンバーを使います。そこから、スマホを使った電子納税申告の一種であるmyTaxをすることができます。

また、例えば、社会保障サービス給付に関しセンターリンクにログインする場合には、各人に付与されているセンターリンク顧客登録番号（Centrelink Customer Registration number）を打ち込めばいいわけです。各機関はそれぞれ、データセキュリティを考え、機関固有の限定番号をクライアントに付与していますから、それを使います。

myGov加入者は、myGovにログイン（アクセス）し、各機関から自分の「インボックス」（ポータルサービス）に送付された通知等（税務に関していえば、査定通知、申告是認通知など）を受け取ることができます。

◆むすびにかえて～効率的な電子政府に
共通番号やICカードは不要

オーストラリアのTFN／タックス・ファイル・ナンバーは、税と社会保障に利用が限定された番号制です。ある意味では、現時点（導入段階）での日本の個人番号／マイナンバーと利用範囲が極めて類似しています。しかし、番号カード制は導入していません。

また、TFN／タックス・ファイル・ナンバーは、民間の自由な利用は罰則付きで厳しく禁じています。このことが、オーストラリアでは、TFN／タックス・ファイル・ナンバーを悪用したなりすまし犯罪などの多発を招いていない最大の理由です。アメリカのように社会保障番号（SSN=Social Security Number）の自由な利用を認めた結果、なりすまし犯罪の多発に歯止めがかからない実情とは大きく異なります。

日本政府は、オーストラリアとは真逆で、個人番号／マイナンバーの限りないエスカレート利用を狙っています。また、個人番号カードを持たせ、それを国民登録証（National ID card）として活用する方向をめざしています。人生80年の時代、同じ番号を汎用する政策の危うさは、子どもにでもわかることです。個人番号カードも、紛失や盗難による悪用の危険が大きく、データセキュリティ上も大問題なわけです。

日本では、共通番号（個人番号／マイナンバー・法人番号）や番号カードを汎用しないと効率的な電子政府ができないという貧しい発想が闊歩

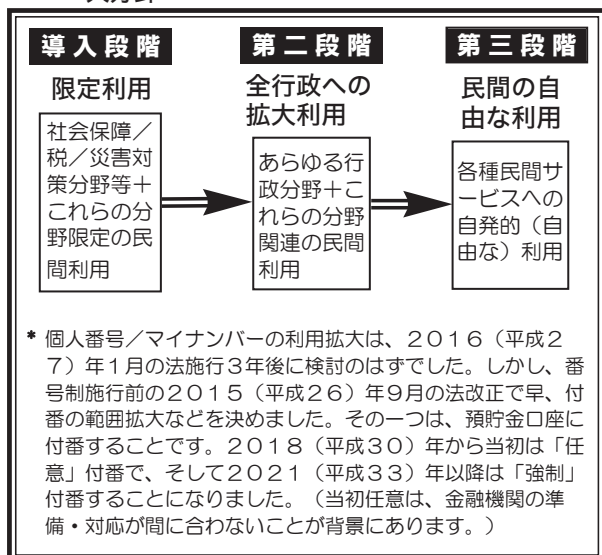
【表10】日本における導入段階での個人番号／マイナンバーの利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他 の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が国／地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
災害防災分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
その他自治体条例で定める事務（自治体独自事務）： 例えば、①子どもの医療費助成関係事務、②ひとり親等の医療費助成関係事務、③高齢者の医療費助成関係事務、④就学援助関係事務（小・中学校向け）、⑤幼稚園就園奨励費関係事務などへの利用を想定。		

しています。また、国税庁と社会保険庁とを合体し歳入庁をつくらないと効率的な電子政府ができないと主張する政党もあります。

しかし、オーストラリアの政府ポータルサイト「myGov（マイガブ）」をみる限りでは、サイトへのログイン（アクセス）にはTFN／タックス・ファイル・ナンバーやIC仕様の番号カードは使っておらず、そうした考えはもはや時代遅れで、陳腐化しているといえます。また、逆にそうした考えは、データセキュリティ上も危険このうえないわけです。各行政機関は、個別の限定番号を維持し、ポータルサイト内で氏名＋生年月日などから生成された符号で紐付けできるようにすることで、「All in One Place」あるいは「One stop shop」が可能であることがわかります。

【表9】日本政府の個人番号／マイナンバーの利用分野拡大方針



【参考資料】

- ・ Inspector-General of Taxation, Review into the Australian Taxation Office's compliance approach to individual taxpayers: use of data matching (October 2013)
- ・ Centrelink, Program Protocol: Data matching under the Data-matching Program (Assistance and Tax) Act 1990 (July 2008)
- ・ DHS, Introduction of myGov Profile: Privacy Impact Assessment (May 2014)
- ・ 石村耕治『オーストラリアの納税者番号とプライバシー』（日本税務研究センター、1992年）

第IV章 納税者サービス改革と進化した記入済み申告書 「マイタックス (myTax)」

— 連邦政府の「マイガブ (myGov)」とATOの「マイタックス (myTax)」 —

グラハム・ホワイト (Graham White)
オーストラリア国税庁 (ATO)
国税副長官・中小企業／個人納税者担当

通訳 石村耕治(白鷗大学教授)
執筆編集 大石敬(税理士・関信会所属)
牧口晴一(税理士・名古屋会所属)
石澤健太(税理士・東京地方会所属)

◆はじめに

オーストラリアの電子申請サービス (ELS = Electronic Lodgment Service/e-Services) は、1990年に始まりました。ELSは、各種申告書、報告書、申請書、確認書など従来から文書媒体を使って国税庁 (ATO) ・納税者・税務専門職間で行っていた情報の流通のオンライン化 (電子化) をねらいとしたものです。

ELSの一環として、1998年に個人所得税 (individual income tax/individual tax) の電子申告が開始されました。その後、電子申告は、法人税 (company tax)、パートナーシップ、信託、年金基金などの申告にも拡大されました。

現在ELSは、申告書や報告書の他に、各種申請書、確認書などにも使われています。また、ATOが、納税者に対して査定通知書 (NOA = Notice of Assessment) や修正査定 (Amending assessment) などを送付する際にも使われています。

オーストラリアでは、電子申告は、通称で「e-Tax」と呼ばれます。ATOは、2003年から、e-Taxを活用した「個人所得税の記入済み申告 (Pre-filing of income tax returns)」を開始しました。

「記入済み申告書 (pre-filing tax return)」とは、課税関係情報を事前に記入した申告内容を納税者本人のマイポータル (スクリーン) に表示することにより、納税者はその内容を確認し、データの訂正・追加が必要な場合にはその入力を行い、その必要がない場合にはそのままインライン申告する仕組みです。スクリーンには、納税者本人がATOの提出した前年の申告書情報、本人や金融機関などが提出した法定調書から転記された課税情報、さらには行政機関などから提供された

課税情報や給付情報などが表示されています。

オーストラリアでは、ATOが個人納税者サービス改革の一環として、e-Taxを活用した個人所得税の記入済み申告書制度の改善を押し進めてきました。そして、2015年からは、最新化した記入済み申告書制度である「マイタックス (myTax)」という簡素な電子申告システムを正式に稼働させました。マイタックスは、PCはもちろんのこと、タブレット、パッド、スマートフォン (スマホ) などからでも利用できます。これで、オーストラリアでは初めて、タブレットやスマホ端末を使って納税申告ができるようになったわけです。

今回のレクチャーは、グラハム・ホワイト国税副長官・中小企業／個人納税者担当 (Graham White, Assistant Commissioner: Small Business/Individual Taxpayers 以下「ホワイト副長官」といいます。) から直接伺うことができました。ホワイト副長官は、ATOで租税手続・課税事務のオンライン化推進に第一線で陣頭指揮を執っておられます。ホワイト副長官は、現在ATOメルボルン局に所属しておられます。オーストラリア大陸南端のメルボルンから、わざわざ最北端のタウンズビルまでレクチャーにお越し願えたことは誠に光栄でした。

また、今回のタウンズビルでのレクチャーには、クイーンズランド州都にあるATOブリスベン局から、通訳支援に、ヒロキ・ハマダ (Hiroki (Roki) Hamada) 職員が駆けつけてくれました。さらに、ATOタウンズビル署からは、ティナ・ホイヤー (Ms Tina Hoyer) 首席法務官、キム・スザンドロ (Ms Kim Szandro) 職員らが参加されました。とりわけ、キム・スザンドロ職員には、ホ

ワイト副長官やヒロキ・ハマダ職員の招聘にお骨折りをいただきました。

ジェームズクック大学（JCU）ケアンズ校のジャスティン・ダブナー教授も、ケアンズから350キロ南下したタウンズビルまで車で駆けつけてくれ、さまざまなアドバイスをいただきました。これらの方々に、記して感謝申し上げます。

このように、このレクチャー一つを取っていても、多くの専門家の参加を得て、しかもオーストラリア国民の血税で、国民税制研究所の税務実務視察研修が実施できていることを忘れてはならないと思います。このことを肝に銘じながら、参加者一同、この講義の実現に尽力くださった方々一人ひとりに心から感謝を申し上げる次第です。

【レクチャー内容骨子】

◆はじめに

- 1 ATO副長官（中小企業／個人納税者担当）の職務
- 2 納税者サービス改善のためのATO再生プログラムとは
- 3 ATO変革のための5つの指導原則
- 4 納税者も参加したATOの納税者サービスの評価
- 5 ATOの変革と納税者サービスの将来像
 - (1) 個人納税者サービスの将来像
 - (2) 小規模企業納税者サービスの将来像
- 6 連邦政府の「マイガブ」と「マイガブ・インボックス」
 - (1) 連邦政府ポータルサイト「マイガブ（myGov）」とは何か
 - (2) 「マイガブ・インボックス」とは何か
- 7 進化した記入済み申告書制度：マイタックス（myTax）
 - (1) どう違う、e-Tax とマイタックス（myTax）
 - (2) マイタックスへの評価
- 8 ATOアプリを使ったスマホ申告
 - (1) 申告の簡素化とATOアプリ（app）の所在

- (2) ATOアプリ（app）を使った旅費の計算
- (3) 音声認証を使った本人確認による安全対策
- 9 ATOのオンラインサービス推進の現状
 - (1) 申告手続に進行状況のオンライン確認
 - (2) 修正査定手続などのオンライン化
 - (3) 活動報告書提出のオンライン化
 - (4) 標準ビジネスレポーティング（SBR）プログラム
 - (5) 納付方法のオンライン化
 - (6) オンラインサービス改善への税理士の参加
 - (7) 小規模事業者ニュースルームとは
- 10 もう少し「マイガブ（myGov）」を詳しく知る
 - (1) マイガブへの市民・納税者の加入登録
 - (2) マイガブ参加機関
 - (3) マイガブ、マイタックスの目的は「セルフサービス化」
 - (4) 行政手続のペーパーレス化もねらい
 - (5) オンライン申告承認通知の普遍化
- 11 質疑応答

◆最後に：お礼のあいさつ

1 ATO副長官（中小企業／個人納税者担当）の職務

私は、グラハム・ホワイトと申します。ATO副長官（中小企業／個人納税者担当）を務めています。普段は、ATOメルボルン局にいます。私は、ATOに30年ほど勤めております。

私は、中小企業／個人納税者担当の責任者として、さまざまな仕事をしております。現在は、ATO仕様の個人納税者向けの申告ソフト開発、ATO業務のオンライン化（電子化）に力を注いでおります。また、納税申告期には対外的な業務、マスメディア等からの取材、PR活動などに応じ

ています。加えて、CPA（公認会計士）やCA



グラハム・ホワイトATO副長官

(勅許会計士)など各種公会計士協会などとの意見交換、財務省における税制改正、さらにはOECDの国際課税部門関連業務も担当しています。

本日のレクチャーで、オーストラリアにおける納税者サービスの変革、そのための税務のオンライン化(電子化)・効率化などについて全てをお話するのは難しいと思います。したがって、オーストラリア国税庁(ATO)と個人納税者や小規模企業との間の課題を中心に、納税者本位の納税者サービスに向けてのATOの業務変革の現状について、ATO業務変換のための指導原則の定立などを含めて、お話したいと思います。

2 納税者サービス改善のためのATO再生プログラムとは

2~3年前に、私どもATOの新しい国税長官(Commissioner of Taxation)に、クリス・ジョーダン(Chris Jordan)氏が就任しました。新長官は、ATOは、より現代的な組織に生まれ変わらなければならない、そのための「変革(change)」が必要である旨をアナウンスしました。ジョーダン長官の考えに従い、ATOは「再生プログラム(Reinvention program)」を立ち上げました(Commissioner of Taxation, Annual Report 2014-15, <https://annualreport.ATO.gov.au/>)。

この再生プログラムが実施され、第一に、ATOがどのような事務運営をしているのかについて、コミュニティの人たち(市民・納税者)と時間をかけた話合いが行われました。コミュニティの人たちから興味のある意見が示されました。それは、私どもATOがこれらコミュニティの人たちと一丸となって税務行政を行っていないのではないか、という指摘です。こうした指摘を受けて、私どもATOが気づいたことは、ATOの納税者サービスに関する基本原則が明確にされていないという事実でした。

加えて、ATOが、電子申告などに使うオンライン製品などの普及にあたり、その使い方などについて十分な周知・説明をしていないとの指摘を受けました。こうした指摘を受けて、私どもATOはこれらコミュニティの人たち、とりわけ個人納税者や小規模事業者と、納税者サービスの改善すべき点について話合いを重ねました。

3 ATO変革のための5つの指導原則

こうした話合いの成果を採り入れて、私どもATOは、コミュニティの人たちとの信頼と信用を構築するために、「ATO変革のための5つの指導原則(5 Guiding principles for our transformation)」を定めました。

【表1】ATO変革のための5つの指導原則

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原則1 事務を的確、かつ容易に遂行できるようにすること。 ・原則2 個々の納税者の経歴に即したサービスを提供すること。 ・原則3 良質なサービスを提供すること。 ・原則4 公正、かつ尊厳を持って対応すること。 ・原則5 最も効率的、かつ能率的な方法でサービスを提供すること。 |
|--|

問題は、これら5つの指導原則が、コミュニティの人たちに、具体的にどのように適用になるかです。

例えば、原則1にいう「事務を的確、かつ容易に遂行できるようにすること。」を取り上げてみます。この原則のもとでは、現代的なオンライン申告のシステムが、人々が期待している方法において提供されているかどうか問われてきます。

とりわけ、「給与所得(salary and wages)」、さらには「配当(dividend)」や「利子(interest)」のような投資所得、それからその他の政府からの給付などの情報を、納税者が、いかに容易に入手できるかが重い課題になるわけです。この要請を満たすために、私どもATOは、「個人所得税の記入済み申告(Pre-filling of income tax returns)」を導入しています。この制度では、納税者は、各種所得情報を的確かつ容易に入手できるようになるわけです。

原則2は、「個々の納税者の経歴に即したサービスを提供すること。」です。この原則は、いわば、納税者は、既製服(ready made)を着るのではなく、各人に合った仕立服(tailored made)を着られるようにしようというものです。各納税者の質問事項や要望をよく聴いて、それに応じた的確な納税者サービスを提供しようというものです。この原則は、私どもATOは、クライアントである個々の納税者の経歴をよく理解したうえでサービスを提供しなければならないということで、重いものです。

原則3「良質なサービスを提供すること。」とは、文字通り、私どもATOは、クライアントである納税者を中心に据えて、常に最良のサービスを提供するように努めなければならないというも

のです。

原則4は、私どもATOが、クライアントである納税者に対して「公正、かつ尊厳を持って対応すること。」を求めています。この原則のもと、例えば、納税者との間で紛争がある場合に、私どもATOは、納税者の意見をしっかりと聴き、できるだけ早急、かつ簡潔に解決をはかるように求められます。

原則5は、私どもATOに「最も効率的、かつ能率的な方法でサービスを提供すること。」を求めています。この原則のもと、例えば、クライアントである納税者が、私どもATOに対してオンラインでのサービス提供を求める場合には、ATOは、真摯にクライアントの求めに応じなければなりません。

私どもATOは、現在、この5つの指導原則にしたがって、各種の納税者サービスを提供し、かつ改善に努めています。

4 納税者も参加したATOの納税者サービスの評価

ATO「再生プログラム(Reinvention program)」の目的は、これら5つの指導原則を遵守したうえで納税者サービスを提供することにあります。これに加えて、私どもATOは、外部者、つまりコミュニティの人々に対して、ATOの納税者サービスの評価を求めています。つまり、以前のように、私どもATOが自己評価するのではなく、コミュニティの人々(納税者)の参加を求めたうえで、客観的な評価をする仕組みになりました。

これは、まさにATOのカルチャー(文化)の変革につながるものです。この変革により、ATOのカルチャーは、「クライアント・ファースト」、つまり、納税者である「お客様第一主義」に変わりつつあります。

ATO内部には、「シミュレーション・センター」が設けられています。このセンターではケースレビュー(事例分析)が行われています。コミュニティの代表も加わって、配布されている文書やHPの内容が一般の納税者に分かり難いのではないか、課税手続が納税者本位ですすめられているのかどうか、ATO職員の権限行使が不適切であったのではないかなど、さまざまな角度から点検が行われています。

5 ATOの変革と納税者サービスの将来像

私どもATOは、将来的な展望も視野に入れて、「再生プログラム」を展開しております。個人的には、ATOの組織再生に向けたプログラムを実施している現在が、最もやりがいのある時期だと感じております。

ATOのHPに掲載された資料および「プログラム青写真(Program blueprint)」には、ATOによる納税者サービスの将来像が描かれています。

ATOが2015年3月に出した「Program Blueprint」(18頁/<http://lets-talk.ATO.gov.au/reinventing>)には、個人納税者の納税者サービス制度およびスーパーアニュエーション/年金サービス制度がどう変わっていくのかの将来像が示されています。

【表2】個人納税者サービスの将来像

①個人プロフィール：政府保有情報へのアクセスによるサービスの改善
これは、個人のすべての情報を一箇所(個人の情報口座)に集約することで、個人のプロフィールを組成することです。これにより、各人は、自己の情報口座(マイポータル)にアクセスすることで必要な情報が得られることとなります。
②1回の告知：簡素化
「1回の告知(Tell us once)」は、例えば、住所変更があった場合、政府のどこかの機関に告知すれば、他の機関にも自動的に伝達される仕組みです。
③本人本位のサービス：自分の状況は理解されている
各人に合ったサービスを提供する、つまり、各人の状況を理解して、その状況に応じた適切なサービスを提供する仕組みです。
④各納税者本位の税率および源泉課税：適切な時期に適切な課税
現行の税制では、課税最低限(18,200豪ドル)を超える人は全員、確定申告をするように求められます。この結果、ATOには、毎年、1200万を超える確定申告書が提出され、そのうちの1000万は還付申告です。各人の税率、あるいは源泉税率を調整することにより、還付申告が要らないようにアレンジする仕組みの導入です。日本の年末調整とは異なりますが、要は、納税者が還付申告をしなくともよいような仕組みの導入を考えているわけです。
現行のオーストラリアの人的税額控除制度がやや複雑なことから、現実には、還付申告の数の減少を期待することは難しいところがあるのも事実です。
⑤課税とスーパーアニュエーション/退職年金の効率化：関与の極小化
課税事務と退職年金制度をできるだけ効率化して、納税申告を容易にする方向で検討をすすめる必要があるわけです。これには、まず、納税申告をオンライン化し、できるだけ簡素化する必要があります。

(1) 個人納税者サービスの将来像

この【表2】をもとに、ATOによる個人納税者サービスの将来像について、お話しします。

(2) 小規模企業納税者サービスの将来像

小規模企業 (small business) 納税者が、ATOにどのような印象を持っているのか聞いたことがあります。これらの納税者は、現在、政府には余りにも多くのデータの提出先/エントリーポイント (entry points) があることに悲鳴をあげておりました。整理が必要との声もありました。これらのエントリーポイントへの情報入力にあまりにも多くのテーマや時間がかかり、生業に大きな影響を及ぼしているとのことでした。また、各機関の企画に合わせるために、非常に苦勞しているとのことでした。

小規模企業納税者は、夕方5時まで懸命に働き、その後に自己の税務を対応するのに精いっぱいなのが日常です。こうした状況を勘案して、私どもATOは、納税者からの質問に答えるコールセンターの業務時間を延長しました。インターネットを通じてATOと対話ができる「クリック・アンド・チャット」という (Skypeのような) 仕組みを導入しました。さらに、ネット空間を活用した税務支援「バーチャル・アシスタンス」(タックスアンサー) の仕組みも稼働させています。247項目のQ&Aのデータが入っています。

小規模企業納税者が不満を漏らしたもう一つのこと、私どもATOがメールで必要もないような情報を次々と送りつけてくるということでした。本当に必要な資料だけを送付するようにして欲しいということでした。そこで、私どもATOは、ネット上に「小規模事業者向けニュースルーム (Small Business News Room)」を設けました。ここへアクセスし閲覧すると、自分に必要な資料か、要らないものかを見分けることができます。このような対応をとることで、私どもATOが、不必要な資料を納税者に送りつける悪しき実務はかなり改善されました。

6 連邦政府の「マイガブ」と「マイガブ・インボックス」

再度、ATOの「再生プログラム」の話に戻しますが、このプログラムは、私どもATOのクライアントである納税者に焦点を置いております。納税者サービスの向上という視点から、このプロ

グラムに沿った改革について、お話しします。

(1) 連邦政府ポータルサイト「マイガブ (my Gov)」とは何か

私どもATOの目標は、納税者サービスをできるだけオンラインで提供できるようにしようということにあります。

ここ数年間の動きとして注目されることは、各種執行行政機関その他公的政策実施機関のあらゆるエントリーポイントを、政府が開設した「マイガブ (myGov)」プログラムという連邦政府所管のデータベースに集約させていることです。このプログラムを通じて、加入者は、連邦の税と各種社会保障給付などのサービスを一箇所 (All in One Place) で受けられるようになっています。

マイガブ (myGov) は、連邦の「ワン・ストップ・サービス」プログラムです。タテ割りを越えた数多くの連邦執行行政機関その他公的政策実施機関が参加しています。参加機関は、「Member Services」と呼ばれます。もちろん、ATOは、マイガブ参加機関の一つです。

マイガブは、オーストラリア政府が推進する電子政府構想の実際の姿です。政府は、マイガブプログラムを推進するために、連邦コミュニケーション・アーツ省 (Department of Communication and the Arts) 内にデジタル・トランスフォーメーション局 (DTO=Digital transformation office) を設けました。

ATOは、政府の方針にそって、できるだけ多くの情報をマイガブに提供することにしていきます。その理由は、先ほど述べたATO変革のための5つの指導原則の一つ、「1回の告知 (Tell us once)」ルールを実現し、納税者サービスの改善につなげたいからです。例えば、住所、氏名などの変更があった場合、ATOに告知すれば、センターリンク、メディケアなど他の機関のデータも自動的に変更されることから、コミュニティの人たちの利便性に資することになるといえます。

(2) 「マイガブ・インボックス」とは何か

マイガブの非常に重要な機能としては、「マイガブ・インボックス (myGov inbox)」(ポータル・サービス) を備えていることです。これは、原理的にはEメール・インボックスと同じものです。マイガブ・インボックスには、他のマイガブ参加機関から発せられた電子メッセージも格納されることから、加入者は、それらにアクセスする

ことができます。また、EメールやSMSを受け取ることもできます。

いずれにしろ、Eメールアドレスを持っていない人は、実質的に、マイガブに加入して口座を設置することはできませんし、マイガブ・インボックス・サービスを利用することはできません。

私どもATOは、マイガブ・インボックスを使って、クライアントである納税者に査定通知書（Notice of Assessments）を送ることも可能です。税金の分割払通知書、予定納税通知書など、さまざまな法定資料を送付することも可能です。

加えて、加入者である納税者は、ATOとの通信にも、このインボックスをつかうことができます。

マイガブ・インボックスを使うのは、今年がはじめてです。今後、マイガブに参加登録した納税者は、例えば、電子納税申告（e-Tax、myTax）をオンラインで行う一方、マイガブ・インボックスで査定通知書を電子的に受け取るようになります。

こうした「電子私書箱」のような電子化された仕組みの実施により、ATOは完全にペーパーレスになる途が開かれたわけです。

7 進化した記入済み申告書制度：マイタックス（myTax）

すでにふれたように、クリス・ジョーダン（Chris Jordan）氏が国税長官に就任したときに、「ATOは、もっと現代的な組織に生まれ変わらなければならない」との方針を打ち出しました。

一方、コミュニティの人たち（納税者）からの強い要望の一つは、納税申告手続の一層の簡素化です。

2014課税年に納税申告書を提出した納税者は、e-Taxを活用しました。e-Taxでは、申告ソフトをダウンロードして、パソコン（PC）を使って申告書をATOに電子送達します。しかし、私どもATOは、もっと現代的な申告のあり方を模索しました。

（1）どう違う、e-Tax とマイタックス（myTax）

私どもATOは、まず、新たな申告ソフトをオンライン提供する仕組みを導入することにしました。そして、この仕組みを「マイタックス（myTax）」と呼ぶことにしました。

マイタックスは、PCはもちろんのこと、タブ

【表3】スマホアプリを使ったmyTax

レット、パッド、スマートフォン（スマホ）などでも利用できるようにしました。これで、オーストラリアは初めて、タブレットやスマホ端末を使って所得税の申告ができるようになったわけです。

マイタックスの導入により、納税者の手許にあるスマホを使って所得税の申告ができるようになりました。PCを使わなくとも申告ができるようになり、納税申告手続の簡素化・オンライン化は格段に進んだわけです。同時に、納税者本人本位（tailored or personalised）の申告手続の確立の途も開けたわけです。

（2）マイタックスへの評価

マイタックスを使えば、5分ほどで納税申告を終えることができるわけです。

【通訳／石村：誰かが、申告に1日かかったとっていたのですが・・・？】

【ジャスティン・ダブナー教授：昨日行った私のレクチャーでは、皆さま方にそう申しあげました（笑い）。】

多分、ダブナー教授は、いろいろな所得があり、複雑な所得税申告書の作成が必要だったのかも知れませんね（笑い）。

いずれにしろ、普通の給与所得者の場合、一般にきわめて短時間で申告を終えることができます。

マイタックスについて調査した結果、86%の人たちが満足しているとの評価を得ています。また、マスコミも、マイタックスにはきわめて好意的な評価をしています。もちろん、否定的な意見をいう人もおられますが・・・。私どもATOは、こうした意見には組みしておりません。

マイタックスこそが、まさに、私どもATOの「再生プログラム（Reinvention program）」の成果であり、かつ、大きな「変革（change）」の典型といえます。

【表4】操作が簡単なマイタックスの解説

<p>①マイタックス：第1スクリーン</p> <p>マイタックス（myTax）では、4つのスクリーンが出てきます。これに対して、e-Taxでは500ほどのスクリーンが出てきます。簡素化という点からは、大きな変化があるわけです。</p> <p>マイタックスでは、まず初めの（第1）スクリーン「Contact details（接触者情報）」では、申告する人の情報を入力するように求められます。このスクリーンで、自分の旧情報を最新化する必要があります。</p>
<p>②マイタックス：第2スクリーン</p> <p>第2のスクリーンでは、「Financial institution details（金融機関口座情報）」です。第1および第2スクリーンには、前年の記入済み情報が記載されています。ほとんどの人たちは、変更点はありません。ということは、申告手続きがきわめて簡素化されているわけです。</p>
<p>③マイタックス：第3スクリーン</p> <p>現行の税制では、課税最低限（18,200豪ドル）を超える人は全員、確定申告をするように求められます。この結果、ATOには、毎年、1200万を超える確定申告書が提出され、そのうちの1000万は還付申告です。各人の税率、あるいは源泉税率を調整することにより、還付申告が要らないようにアレンジする仕組みの導入です。日本の年末調整とは異なりますが、要は、納税者が還付申告をしなくともよいような仕組みの導入を考えているわけです。</p> <p>現行のオーストラリアの人的税額控除制度がやや複雑なことから、現実には、還付申告の数の減少を期待することは難しいところがあるのも事実です。</p>
<p>④マイタックス：第4スクリーン</p> <p>第4のスクリーンを見てください。ここには、納税者が、雇用主から給与をいくらもらったかがすでに記載されています。また、退職者であると、政府からスーパーアニュエーション/退職年金をどれくらいもらっているかが記載されています。利子や配当などの投資所得も記載されています。</p>

ATOのサービスのオンライン化を推進するとともに、ATOのクライアントである納税者の満足度を高めて行くことにつながっていると思います。

この辺で、一休みし、コーヒータイムにしたいと思います。

8 ATOアプリを使ったスマホ申告

それでは、私のレクチャーを再開します。ここからは、私どもATOのオンラインサービスについて、もう少し詳しくお話したいと思います。すでにふれたように、「ATOは、もっと現代的な組織に生まれ変わらなければならない」というのが、新国税長官の方針です。

私どもATOは、ほとんどの人たちがスマートフォン（スマホ）を持っていることに着眼しました。今日、スマホがあれば、ほとんどの手続きをすることができるわけです。

納税者は、自分のスマホにATOのアプリケーションソフトウェア（以下「ATOアプリ（app）」といいます。）をダウンロードして、納税申告に必要な情報を収集し、ATOに置かれた納税者自身の情報口座（information account）に管理・保存できるようにすればよいわけです。

ATOがターゲットとしたのは、個人、退職年金受給者、小規模企業の3つです。私どもの経験に照らして、個人納税者の申告を簡素化するためには、ATOが当該納税者の情報をしっかり管理・保存できるようにすることが要だと考えたわけです。

（1）申告の簡素化とATOアプリ（app）の所在

納税者は、スマホで、ATOアプリ（app）を使って、領収書の写真を撮って、ATOに送り、ATOがそうした納税者情報をしっかり管理・保存すれば、納税者は領収書の原本を保存する必要はないわけです。こうした情報は電子的に容易に管理・保存できるわけです。

納税者は、年度末にATOのサイトにアクセスし、自分の「myDeductions（私の経費）」ツールを開いて、こうした情報をアップロードして、申告書を作成すればいいわけです。かつてのように、申告書の作成にあたり、納税者は、領収書を保存した箱を脇に置いて、経費控除の計算をする必要はないわけです。

ATOが管理・保存する納税者情報は、ATOアプリを使って、関与税理士も利用できます。もちろん、先ほどから申しあげているように、税理士のクライアントである納税者自身もこうした情報にアクセスできます。税理士は、こうした情報を活用しながら、自分のクライアントの申告支援をすることができるわけです。ここで話している納税者情報は、記入済み申告にも充当されます。

もう一つ、皆さんに興味があることをお話しますと、ATOは小規模企業の「事業遂行度チェック（business performance check）」を実施しています。各企業の会計情報を分析して、企業の財務的な健全性を測る目的で実施されています。このチェック情報は、ATOの租税債務の確保に加え、他の企業との比較などにも活用できます。納

税者は、前期に比べ、事業が上向しているのか、あるいは下降気味なのかなども判断できます。

(2) ATOアプリ (app) を使った旅費の計算

例えば、交通費 (car and travel expenses) の実額控除においても、ATOアプリを使えば、控除金額を算定するのはきわめて容易です。国土の広いオーストラリアは「車社会」ですから、自家用車で移動することも多いわけです。特定控除項目として、キロメートルあたりのガソリン代などを、車に搭載されたGPSとATOアプリを使えば、スマホで簡単に計算できます。

その他に、ATOアプリを使えば、さまざまな経費の計算や減価償却額などの計算も容易にできます。

(3) 音声認証を使った本人確認による安全対策

それから、スマホに限ったことではないのですが、納税者が電話でATOとコンタクトする場合、本人確認をどうするかの問題が出てきます。ATOは、音声認証 (voice authentication) により本人確認をすることで、安全対策を講じることにしました。つまり、納税者が、ATOに電話をして音声認証での本人確認をすると、次回からは、本人確認はボイスプリントで行われることとなります。

生体認証情報を使った正確な本人確認の制度です。極最近 (15年9月) に決まったことです。これによって、これからは、時間をかけずに、効率的に本人かどうかの確認ができることとなります。

なりすまし問題などが深刻化してきています。安全対策は、きわめて重い課題となってきています。オンラインサービスでは、これまで主に金融機関が、音声認証を使った本人確認による安全対策を実施してきています。

連邦政府ポータルサイトである「マイガブ (my Gov)」では、2つの方法を使った安全対策を講じています。ID番号とパスワードです。ID番号は、納税者番号/タックス・ファイル・ナンバーではありません。自分で設定したコード番号を使用します。

民間の危うい電子商取引の実情をみて、コミュニティの人たちのなかには、ATO事務のオンライン化は大丈夫なのか心配する声もあります。私もATOは、納税者情報の安全対策には、きわ

めて慎重な検討を行ってきています。

9 ATOのオンラインサービス推進の現状

ATOのオンライン (電子) サービスの話に移りたいと思います。ATOは、租税手続のオンライン化 (電子化)、簡素化に懸命に取り組んでおります。これから、いくつかの例をあげて、進捗状況を説明します。

(1) 申告手続に進行状況のオンライン確認

例えば、納税者が、オンラインでサービスを受けるとします。この場合、その納税者は、スクリーン上で、自分は「申告書を提出する義務がある」のか、あるいは「ない」のかを知ることができます。また、過去の申告歴も知ることができます。

それから、納税者の多くは、還付申告です。したがって、申告後、納税者は、スクリーン上で「申告手続の進行状況 (progress of return)」を確認することができるようになります。これは、今後の話です。同時に、ATOアプリを使えば、納税者は、自分の申告書の処理状況をスマホなどで確認ができます。【通訳/石村】わが国のPCやスマホでの宅配便の配達状況の確認システムを想定してください。

(2) 修正査定手続などのオンライン化

今年からは、納税者が当初申告に計算違いや記載もれがあった場合の修正査定 (amending assessment) も、オンラインでできるようになりました。これまで、修正査定【日本でいう記入誤りの訂正、修正申告】は、文書ベースでしか認められていませんでした。しかし、今年からは、マイタックス、e-Taxを問わず、オンライン申請 (電子申請) が可能になったわけです。

以前は、納税者は、ATOのHP (ウェブサイト) にアクセスして、必要なフォーム (書式) をダウンロードして、プリントアウトします。その後、手書きでフォーム埋める作業をして、それを郵送する手順を踏んでいました。ATOが手紙を受け取ると、開封して、必要な処理をする…こんな時代でした。

しかし、納税者サービスのオンライン時代に入り、クライアントである納税者は、同じ手続を簡潔かつ短時間に行うことができるようになりました。ATOにとっても、コストは格段に低く、効

率的に事務処理ができることにつながりました。誤りも格段に少なくなりました。

(3) 活動報告書提出のオンライン化

2000年のGST（物品サービス税／消費税）導入を契機に、ATOは、所得税の申告書制度とは別途に、「活動報告書（AS＝activity statements）」制度を導入しました。

「活動報告書（AS）」は、大きく①「事業活動報告書（BAS＝Business Activity Statements）」と、②「連続活動報告書（LAS＝Instalment Activity Statements）」に分かれます。

前者BASは、GSTの納税義務を負う納税者が、GSTの申告、源泉徴収（PAYG withholding）、予定納税（PAYG instalments）などをする場合に使います。一方、後者②LASは、GSTの納税義務を負わない納税者が、源泉徴収、予定納税などを納付する際に使います。

ATOは、納税者サービスの簡素化のために、これらの活動報告書（AS）のオンライン化を実施しました。これにより、個人のATOへの活動報告書（AS）の提出も容易になりました。修正事業活動報告書（revised BAS）の提出も、オンラインでできるようになりました。これらは、今年になってはじめて実現したものです。

(4) 標準ビジネスレポート（SBR）プログラム

オーストラリア財務省は、一般企業などから政府関連機関への事業報告作業の簡素化を目的としてSBR（Standard Business Reporting、標準ビジネスレポート）プログラムを実施しております。標準データ形式として、財務情報の流通や再利用するための標準言語であるXBRLを採用しています。

このデータ形式による事業報告により、紙ベースのデータやテキストデータと比べ、政府機関は容易にデータ抽出や集計、分析などを行うことが可能になります。また、政府機関間での情報共有、企業間の各種情報共有、税理士とクライアントである納税者との間での情報共有、投資家による企業評価においても、このデータ形式を採用することが可能です。これにより、大幅な事務の効率化・簡素化をすることができます。

来年から、税理士も、SBRソフトを利用することができるようになります。税理士業務に大きな変革をもたらすことになるのではないでしょう

か。

(5) 税金納付方法のオンライン化

また、今年をはじめて稼動したものの一つに、税金「納付方法（payment plan）」のオンライン化があります。

たとえば、期限内に所得税の納付が難しいとします。この場合、これまで、ATOのコールセンターに電話をして必要な手続をすすめることになっていました。時間がかかっていたわけです。しかし、今年からは、ネットを使ってオンラインでできるようになりました。

インターネットを通じてATOと対話ができる「ウェブ・チャット（Web chat）」という仕組みを導入しました。まだ、パイロット事業の段階ですが・・・リアルタイムで、ATOと対話できる仕組みです（Live chat）。ATOの顧客サービス担当職員が、特定の事案について、ガイドライン情報や一般的な情報を、対話形式で提供するプログラムです。

今後、質問者のプライバシーに配慮したうえで、質問事項により具体的に答えられるような仕組みに改善して行くことが大きな課題です。

まさに、こうした効率化／簡素化された納税者本位のサービスは、コミュニティの人たちが私どもに求めているものであり、ATO「再生プログラム（Reinvention program）」の核となるものです。また、ATO変革のための5つの指導原則にそったものといえます。

(6) オンラインサービス改善への税理士の参加

私どもATOは、オンラインサービスの改善にあたり、税理士をATOと対等な「パートナー」と見て、積極的に協力体制を強化してきております。私どものパートナーには、その他に会計専門職、ソフトウェア開発業者が入ります。共同作業をする委員会も設けております。

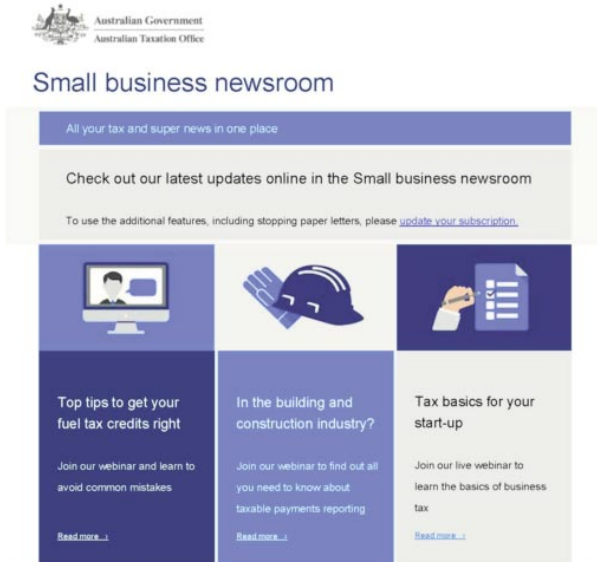
あらたな戦略を打ち立てた場合、最初にこれらパートナーにその概要を説明します。税務手続のオンライン改善にあたっては、パートナーから意見を聴取し、その意見を取り入れて必ずATOの戦略の再点検を行うことにしております。こうした外部との協力関係の強化も、ATOの再生プログラムの成果の一つです。

(7) 小規模事業者ニューズルームとは

先ほどふれたことですが、小規模企業納税者の

要望に応じて、私ども ATO は、ネット上に「小規模事業者向けニュースルーム (Small Business News Room)」を設けました。納税者は、ここへアクセスし閲覧すると、オンラインで必要な資料を入手することができます。

【表5】ATOのホームページ《Small Business News Room》



前国税長官は、KPMG【世界ビック4の会計監査法人の一つ】のトップから政治任用された方でした。任期を終えて長官を辞めた後、小規模事業者になりました。ところが、新しい仕事を始めて以降、ATOから毎日大量のEメールが送られてくるのには躊躇したそうです。ほとんど読むヒマはないし、何が必要な情報なのか即断できる仕組みになっていないことに気付いたそうです。前長官は、私どもATOに対して、提供する情報を、各納税者に関係することに限定すること、言い換えると、各納税者本位の情報提供サービスの仕組みが必要であることをアドバイスしてくれました。

情報サービスの選択権をATOが握るのではなく、納税者が選択権を持てるようにする必要がありますことを痛感しました。このためには、ATOは、納税者にEメールで情報を送りつけるのではなく、納税者がオンラインで必要な情報にアクセスできるような仕組みに改めることが必要であることを学びました。

関心あるトピックに納税者がアクセスしやすくすることは大事です。例えば、連邦予算に関していえば、ページにカレンダーを掲載し、納税者が必要と感じた日付をクリックしてアクセスし、必要な情報に的確にアクセスできるようにしまし

た。こうした細かな対応を行うことで、納税者の利便性をよくすることにつながりました。

これも、ATOの再生プログラムに沿い、改善された点の一つといえます。

10 もう少し「マイガブ (myGov)」を詳しく知る

すでにふれたように、連邦政府ポータルサイトである「マイガブ (myGov)」は、連邦政府所管のデータベースです。マイガブの運営は、連邦政府に代わって、人間サービス省 (DHS = Department of Human Service)【日本の厚労省に相当】が行っています。DHSは、マイガブに、縦割りを排し、できるだけ多くの各種連邦執行行政機関その他公的政策実施機関のあらゆるエントリーポイントを集約させてリンクを張り、ワン・ストップ・サービスを実現し、行政サービスの効率性、サービス利用者の利便性の向上をはかる方針です。

DHSは、連邦の各種社会保障プログラムを第一線で運営している連邦の独立行政法人 (法的政策実施機関)である「センターリンク (Centrelink Australia)」を所管しています。センターリンクは、2011年に、メディケアオーストラリア (Medicare Australia)を吸収し、連邦最大の社会保障プログラムの運営機関となっています。

(1) マイガブへの市民・納税者の加入登録

マイガブプログラムへの加入登録は、各人の任意です。加入登録を申請し、認められると「マイガブアカウント/情報口座 (myGov Account)」を取得できます。

【表6】マイガブで、どのようなワン・ストップ・サービスが受けられるのか



加入登録したコミュニティの人たち（市民・納税者）は、このデータベースにアクセスすれば、連邦の税と各種保障給付などの手続・サービスを一箇所（All in One Place）で受けられるようになります。しかも、ネットを通じて、オンラインで行うことができます。

つまり、マイガブアカウントを取得した加入者は、マイガブ（myGov）プログラムの参加している連邦機関の各種データベースに保管された自己情報に一括アクセスが可能になるわけです。

これにより、市民・納税者は、居住地が変わったとしても、ネットでマイガブにアクセスすれば、連邦の各種行政手続をオンラインで、国内どこからでも可能なわけです。

もっとも、国外からはネットを使ってマイガブにアクセスができません。これは、データセキュリティを確保するために制限をかけているためです。

（2）マイガブ参加機関

現在、DHS所管のマイガブ（myGov）プログラムに参加している主な連邦機関には、次のようなものがあります。

【表7】主なマイガブ参加機関（Member Services）一覧

「メディケア（Medicare）」、「国税庁（ATO）」、「センターリンク（Centrelink）」、「子ども支援（Child Support）」、「国民障害者保険制度（National Disability Insurance Scheme）」、「連邦職業紹介所（Australian JobSearch）」、「自己管理健康記録制度（Personally Controlled eHealth Record System）」など

ちなみに、マイガブの各市民の口座に格納された情報（account information）には、特に法律で許可された政府職員だけが、法律で認められた範囲内でアクセスできます。すべてのアクセス記録は保存され、定期的な監査の対象となります。また、これら職員は、プライバシー保護のための定期的な研修を受けなければなりません。アクセス権限のない職員によるアクセスは、公務員法上の規律違反となり、訴追のうえ刑事制裁が科されません。

（3）マイガブ、マイタックスの目的は「セルフサービス化」

マイガブプログラム、そこに参加しているATOのマイタックスの目的は、行政手続のオンライ

ン化、言い換えると「セルフサービス化」の推進です。

もちろん、コミュニティの人たち（市民・納税者）が、マイガブ、マイタックスを自由に操作できるようにするには、講習や支援を通じた誘導が必要です。私どもは、こうした研修や支援に力をいれております。

こうした講習と支援を担当する顧客担当官（customer's liaison officers）を配置しています。

市民・納税者が、マイガブのオフィス（shopfront）を訪ねると、顧客担当官がi-Padを使って対応します。まず、顧客が求めている行政サービスが電子で提供できるかどうかをチェックします。この担当官は、どの省庁が所管する行政データベースにもアクセスできる権限を持っています。タテ割りを越えたこの面での行政機関内の協力体制の強化は、近年の大きな変革の成果の一つといえます。

市民・納税者が求めているサービスがオンライン（電子）で提供できることが分かると、担当官は、どのようにオンラインで手続をすすめられるか、説明を加えながら必要な支援を行うことになります。

Column 7

「税と社会保障口座」とは

マイガブのような、「税と社会保障口座（tax and social security account）」の設置、つまり各国民の税と社会保障など政府サービスのかかる個人情報の一元管理の仕組み、に対する評価は分かります。行政手続のオンライン化・国民の利便性・政府サービスの効率化に資するという評価があります。その一方で、データ監視国家の構想であるとしてマイナスの評価もあります。いずれにしろ、こうした構想により、すべての国民が最低で文化的な生活が保障されるかどうか、一番重要なポイントであるといえます。また、うまく機能するかどうかは、人口規模などに大きく左右されます。

（石村耕治）

（4）行政手続のペーパーレス化もねらい

このように、マイガブ、マイタックスは、いずれも、行政サービスをオンラインで提供できる仕組みを構築して、行政手続をできるだけ効率化・簡素化しようというのが目的です。端的にいえば、政府部門から紙（文書）媒体の資料をなくするということです。

もちろん、納税者は、文書申告（申請）、PCを使ったe-Tax、マイタックス（スマホ等）申告、



レクチャーを行うホワイトA T O副長官とダブナー教授

いずれかを選択できる途はあります。しかし、マイガブでは、情報はすべてデータ処理され、文書媒体のものは一切管理・保存していません。すべて、電子媒体です。

(5) オンライン申告是認通知の普遍化

時間が押しています。最後に、もう一つコミュニティの人たち（納税者）が要望していること、それに対するA T Oの近時の対応についてお話します。

それは、申告を終えた場合、いつになったらA T Oが質問調査にこないことがわかるのかです。「確約（certainty）」、つまり、自分の申告が是認されたかどうかをはっきりと知りたいということです。今年から、パイロットプログラムとして、納税者に「申告是認通知書（certainty letter）」【confirmation letter】の送付を行うことになりました。つまり、納税者はマイガブ、マイタックスの自分の口座（インボックス）に申告是認通知をもらうこととなります。来年度からは、この「申告是認通知」が本格化されます。

マイタックスが本格化してきていますから、こうした通知は、電子で行うこととなります。Eメールは安全性・プライバシーの問題があります。しかし、マイガブのインボックスは安全です。したがって、申告是認通知は、インボックス（マイポータル）を通じ、テキストメッセージサービス（SNS）などを使って行われます。

いまだパイロットプログラムの段階ですが、A T Oが、納税者に申告是認通知が出す政策をはっきりと打ち出したのは、納税者にとって朗報ではないかと思えます。これも、A T Oの再生プログラム実施の成果の一つです。

13 質疑応答

この辺で、皆さま方から質問を伺いたいと思います。

Q 最新情報に基づいたレクチャー、本当にありがとうございました。この最新化されたシステムには、私のような高齢者是对応が難しいように感じます。高齢者向けの対応策は講じているのでしょうか？（質問：辻村会員）

A（ホワイト国税副長官。以下、特に断りのない限り同じです。）ほとんどの人たちは、税務手続の電子化の波を歓迎しております。もちろん、追いついて行けない人たちもおります。こうした人々には支援を徹底的に強化しております。

税理士の場合はほとんど、電子申告（e-Tax）を行っていますから、問題はありません。

それから、もちろん現在でも、一般の納税者で電子化の波に対処が難しい人は、文書申告をすることができます。

Q マイガブのような税と社会保障の管理を一元化する仕組みを稼働させていますが、納税者番号／タックス・ファイル・ナンバーの利用範囲は拡大しているのでしょうか？（質問：我妻会員）

A そんなことはありません。マイガブは、税とさまざまな社会保障プログラムを一体として管理するDHS（人間サービス省）所管の政府ポータルです。マイガブへのログインにはタックス・ファイル・ナンバー（TFN）を使っておりません。マイガブへのログインの際に本人確認／本人認証には、次のような方法を採用しています。

・IDパスワード+3つの秘密の質問・回答（Q&A）

私の最初に説明が足りなかったのかも知れませんが、まず、マイガブに加入登録するかどうかはあくまでも各人の任意です。

マイガブに加入を望む登録申請者は、Eメールアドレスに加え、ログイン用のパスワード+3つの秘密の質問・回答（Q&A）の情報を提供しなければなりません。それから、そもそもEメールアドレスがない人はマイガブ・サービスを利用できません。ですから、結果的に、登録申請時には、次のような情報を提供することとなります。

・ Eメールアドレス（可能ならば、+携帯電話番号）
 ・ 氏名・生年月日

【ダブナー教授】 DHSから加入登録を認められた人は、マイガブにログインする場合に、本人確認にあたり、加入登録時に提供したIDパスワードと3つの言葉（例えば、車、つけもの、おなら）を使います（笑い）。

マイガブにアクセスできた後に、例えば、マイガブのなかになるATOのデータベースにリンク・ログインする場合には、自分の納税者番号／タックス・ファイル・ナンバー（TFN）を打ち込みます。また、センターリンクにログインする場合には、自分に付与されているセンターリンク顧客登録番号（Centrelink Customer Registration Number）を打ち込むことになります。

Q ATO、センターリンク、メディケアなどとリンクする場合に、すべてにタックス・ファイル・ナンバー（TFN）を使えば、もっと簡素ではないかと思うのですが？（質問：我妻会員）

A 確かにそういう考え方もあると思います。ただ、タックス・ファイル・ナンバー（TFN）の提示はあくまでも任意です。利子や給与や賃金とかについては、TFNを提示しないで、最高の申告所得税税率+医療保障税／メディケア税（2014～2015課税年では、居住者49%、非居住者47%）で源泉徴収課税を受けたうえで支払を受けることも可能です。

TFNについては30年もの複雑な歴史がありますので、ここで詳しい説明をするのは避けませんが、いずれにしろ、TFNを使わないで支払を受けている人も少なくないわけです。こうした場合も織り込んで考えると、税とその他の給付とのデータ照合、突合には、氏名・メールアドレス・生年月日などを使った方が効率的なわけです。必ずしもTFNを使わなくともいいわけです。

Q メールアドレスから組成される符号をとすることは、もうタックス・ファイル・ナンバー（TFN）は必要がないということではないのですか？（質問：石村）

A 興味深い質問です。まあ、あくまでの私自身の考えですが、今日、少なくともデータ照合は、氏名・アドレス・生年月日などで十分可能なわけ

です。タックス・ファイル・ナンバー（TFN）がないと、データ照合ができないわけではありません。TFNを使わないデータ照合もあります。

Q 日本では、利子や少額配当については分離課税になっており、総合課税はしておりません。オーストラリでは、税制簡素化の見地からみて、なぜ、源泉分離課税にしていないのでしょうか？（質問：秋元会員）

A この点は、政策上の選択の問題ですから、直接私もATOによる税務行政、執行にかかわる問題ではありません。あえて言えば、これまで歴史的に総合課税でやってきたという経緯が一番の理由ではないかと思います。

金融機関は、通例、預金者である納税者に対して年間に支払った利子額をタックス・ファイル・ナンバー（TFN）付きでATOに報告してきます。私もATOは、そのデータをその納税者の情報口座に転記します。

例えば、その納税者が、記入済み申告の進化版であるマイタックス（myTax）を使って申告する場合には、その利子所得情報を自分の情報口座から引き出してオンライン申告に利用することになるわけです。

Q 無利子預金口座の場合でも、金融機関にタックス・ファイル・ナンバー（TFN）を提示しないといけないのでしょうか？（質問：石村）

A 法律上どうなっているのかは再度確認しないといけません。私の経験から申し上げますと、金融機関は、銀行口座開設時に預金者に対して機械的にタックス・ファイル・ナンバー（TFN）の提示を求めています。ですから、無利子口座であってもTFNの提示は必要になると解されます。私もATOは、年500億件くらいのTFN付きの金融取引報告を受けます。こうした点からも、利子付きか、無利子かで、TFNの提示の要、不要を、現場で振り分けるのは難しいと感じます。

Q ATOは、個々の納税者の保有資産状況まで把握しようとしているのでしょうか？（質問：辻村会員）

A 例えば、不動産を購入したとします。その場

合、取引情報はATOに提供されます。とりわけ、その取引にキャピタルゲイン（譲渡所得）が生じている場合には、売却した側は、タックス・ファイル・ナンバー（TFN）付きでそれをATOに申告する義務があります。

現行では、把握の範囲は、譲渡所得税とひも付きの資産にとどまっています。しかし、資産取引情報の集約化、埋もれた取引情報のあぶり出しなどの分析・研究も進んできています。将来的には、納税者の保有資産を把握するのはもっと容易になると想定されます。

Q ATO事務のオンライン化、効率化によって浮いた人員を削減する、あるいは税務調査に回すといったことも検討されているのでしょうか？
（質問：秋元会員）

A 私どもは、人員削減をすでに実施してきています。ATOだけでなく、他の連邦行政機関は一般的に、人員の適正配置、能率の向上には努力してきています。ATOは、余剰の人員を調査に回すというよりは、納税者サービスの強化の役割を担ってもらうという方針を取っています。

今日、個人所得税の分野では、正確な所得の把握については、税務調査の強化というよりは、データ照合、突合に重点を置く方向に変わってきております（詳しくは、本報告書第I章参照）。

Q 小規模企業についてはどうでしょうか（質問：石村）

A ATOは、税理士が関与している場合には、税理士に対してクライアントの適正な申告の指導を依頼する方法も取っています。

私どもATOは、小規模企業の申告所得の適正度を測るにあたり、非常に精練された方法を用いています。「概算経費率（標準経費率／industry benchmarks）」を公表し、事業者積極的に活用を奨めています。

このように、ATOは、不要な税務調査を減らすため、納税者が申告にあたり概算経費率（標準経費率）を参照・利用できる態勢を整備し、納税者がどのような申告をしたら税務調査を回避できるのか、納税者の予測可能性を高める努力を重ねています（詳しくは、本報告書第I章参照）。

オーストラリアの場合、とりわけ現金取引が多い小規模企業（small business）の「所得（income）」

や「売上高（turnover）」の申告、さらにはATOによる査定、机上調査、不足額査定、修正査定には、公表されている「業種別標準率表／概算経費率／標準経費率（benchmarking）」が広く使われています。2008年には、「小規模企業標準経費率（small business benchmarks）」を導入しています。私どもATOは、納税者がこれらの公表データを積極的に活用するように奨めています。

加えて、私どもATOは、小規模事業者については、データ照合、クレジットカード情報などを入手し高度のテクノロジーを使い分析することで、できるだけ実地調査を回避する方向にシフトしてきています。

Q 申告是認通知は申告後いつ頃行われるのでしょうか、そして是認通知を受けたら調査はないのか、教えてください。（質問：佐々木辰雄会員）

A 所得税の課税期間は7月1日から翌年の6月30日です。確定申告は、税理士関与申告に一部例外はあるものの、原則として10月31日までに提出しなければなりません。申告是認通知書（certainty letter）が送付されるまでの期間は、ATO内部での処理状況などに左右されますから、納税者によって異なります。それから、租税通脱の場合は別として、基本的には申告是認通知を発行した後の調査はありません。

Q 申告是認通知書を出す割合はどれくらいなのでしょう（質問：佐々木辰雄会員）

A 私どもATOは、一般的な所得税の申告書のチェックは、ほぼ機械処理が可能な状態です。申告内容に問題がなければ、e-Taxかマイタックスか、いずれかを問わず、100%申告是認通知書をオンラインで送付することにしております。

Q 申告是認通知書を出す前に、ATOは納税者とコンタクトするのですか。（質問：佐々木辰雄会員）

A いいえ、コンタクトはしません。【石村】オーストラリアは、給与所得者を含め全員確定申告をするのが原則の国です。日本のように、主に事業所得者や法人だけが確定申告をする国のイメージで考えないでください。

一例をあげますと、1万6000を超えるクラ

クライアントを擁する大規模な税理士法人があります。この場合、ATOは、申告に問題がない大量のクライアント分の申告承認通知をその法人にオンラインで送付することになります。

ちなみに、関与税理士がいる納税者の場合は、通知書を納税者本人に送付するか、関与税理士に送付するかを選択できます。私どもATOは、本人の希望に沿う取扱いをしております。

Q マイガブ導入時に国民の反対はなかったのでしょうか？（質問：石澤会員）

A 確かに、コミュニティによって意見の違いがありました。マイガブは、情報統制、プライバシーの公有化などを危惧する声がありました。全体的には、賛成の意見が強かったと思います。ネットバンキングの普及率が8割を超えていて、ネット取引に慣れてきています。こうした環境の変化もあり、税や社会保障事務のトータルなオンライン化には抵抗は少なかったと思います。

Q マイガブ、マイタックスの普及は、税理士業務への大きな影響があると思うのですが、ATOはどう考えているのでしょうか？（質問：ダブナー教授）

A オーストラリアは、全員確定申告の原則のもとにあり、税理士の顧客には給与所得者（サラリードワーカー）も多いのが現実です。記入済み申告書制度を極度に進化させたマイタックス（my Tax）で、勤務先から給料をもらっている納税者はスマホを使って容易に申告ができるわけです。また、ATOは、小規模事業者に対しても、「Do it yourself」のキャチのもとで、e-Tax（電子申告）をもっと使い勝手のよいものにする努力を重ねております。電子申告（e-Tax）のさらなる簡素化により、事業者の申告は今後もっと容易になると思います。

このように税務事務のオンライン化（電子化）が進む環境のもとでは、税理士の顧客が大幅に減ってしまうことが危惧されるわけです。ATOは、CPA協会やタックス・インスティテュートなどさまざまな税務関連団体と協議を重ね、税務専門職の将来について慎重に検討を行っているところです。

これからの5年間は税務のオンライン化が格段に進むでしょう。税務専門職の将来がもっと見え

にくくなることが危惧されます。

いずれにしろ、私どもATOは、今後、給与所得者向けはもちろんのこと、小規模企業納税者向けに、できるだけ使い勝手のよいオンライン製品を提供し、納税者サービスの電子化を一層進める方針です。

Q 記入済み申告書（pre-filling tax returns）についてお尋ねします。記入済み申告書にあらかじめ記載されているデータの清廉性、正確性はどのようなのでしょうか？また、記載もれ、誤りがあった場合には、ATOは、どのような対応を行っているのでしょうか？（質問：大石会員）

A 事前に記載されているデータの清廉性、正確性の程度については、詳しい資料が手許になく、今ここで正確にお答えできないのですが。一般的にあって、金融機関などが提供する利子所得に関する情報は、かなり正確だと信じております。仮に誤りがあれば、ATOは、関係金融機関とコンタクトを取り、真摯に訂正に応じています。

昨年起こったことですが、民間の保険会社がATOに提供した保険金の支払データにさまざまな誤りがあり、大きな問題になりました。ATOは、その保険会社と連携して問題解決にあたりました。いずれにしろ、私どもATOは、問題が出てくれば、その都度的確な対応をしてマイガブ、マイタックスの信頼性を高めていきたいと考えております。

利子所得についていえば、金融機関は、ATOに報告すれば、それが納税者の申告書に自動的に反映されるという意味では、現在の仕組みは簡便なのではないでしょうか。少なくとも、金融機関は、利子の支払時に預金者から源泉徴収し税額をATOに納付する一方、預金者へ支払調書を交付する仕組みよりは、事務手続は簡便であると考えていいのではないかと思います。

◆最後に：お礼のあいさつ

【石村】 もう質問はよろしいでしょうか？ それでは、本日のホワイト国税副長官のレクチャーはこれで終わりしたいと思います。

ホワイト国税副長官、本日は、私どものために、わざわざメルボルンからお越しくくださり、オーストラリアにおける最新の税務手続のオンライン化の現状について質の高いレクチャーをしていただき、本当にありがとうございました。第一線で税

務事務のオンライン化に向けて陣頭指揮を執っておられる副長官のレクチャーを聞いたことは、とても有意義でした。こうした機会を持てたことに対して、私ども国民税制研究所の会員一同、こちらからお礼申し上げる次第です。(拍手)

【ホワイト国税副長官】本日は、熱心な日本の税務専門家の皆さま方を前にして、オーストラリアにおける最新の税務手続のオンライン化の現状について長時間にわたりレクチャーをすることができ、本当に光栄に思います。皆さま方の視察研修が実り多いものであることを祈念いたしております。(拍手)



小型セスナ機に乗り、世界遺産のグレートバリアリーフを見学しました。

Column 8

進んでいるオーストラリアの税務のオンライン化

マイガブ (myGov) とは、いわゆるポータルサイトで2013年から導入されたシステムです。電子メールアドレスを持っている人は誰でも加入登録が可能です。導入開始から1年で利用者は全国民の10%を超える300万に達し、今後ますます拡大の勢いです。

マイガブには、国民各個人の、医療情報、福祉情報、税務情報などが一元的に管理されています。ATOは、全ての税務行政サービスをマイガブに落とし込んでいくことを検討しています。具体的には、税務手続上の各種通知、法定資料、税金の納期などの情報の収集・管理を想定しています。当然このような規模が大きく、しかもセンシティブな個人情報の集積体であるマイガブには、強固なセキュリティが必要になります。ホワイト副長官によれば、マイガブのセキュリティ対策は万全とのことでした。

セキュリティシステムの詳しい内容は国家機密にもかかわってくるため、当日のレクチャーでは詳しく触れることはなかったものの、絶対の自信を持っているような印象でした。

オーストラリア政府は現在、このマイガブを積極的に運用し、将来的には全てのデータを文書ベースから電子ベースへの完全変更も視野に入れていきます。現在、税務手続に関して、マイガブを通じた質問の多くは電子申告の方法であるようです。政府の積極的な働きかけもあり、現在は200万ほどの事業者がマイガブを通じて電子申告をしています。

ちなみに、電子申告の方法の質問など、マイガブを通じたATOとの通信履歴は全て保存されることになっています。

新ATO長官の当面の目標は、新しいシステムの投入し、納税者サービスをオンラインで提供(つまりクラウド化)すること、申告を簡素・簡潔なものにすること、別媒体(タブレット、スマートフォンなど)からのアクセスを容易にすることであるようです。この背景には、全員確定申告の原則を維持しながらも、申告手続の徹底的な簡素化/合理化を目指す政府の方針があります。やはり広大な国土と人口密度2.8人/km²のため、文書媒体による郵送等では実務上非常に効率が悪かったオーストラリア独自の事情もあるのではないかと思います。

(石澤健太)



ミコアラ、に見えるリーフ

第V章 オーストラリアの税務専門職法人視察

クロー・ホルワース税務会計監査法人訪問
Crowe Horwath (Aust) Pty Ltd

執筆編集 梅田隆志(税理士・関信会所属)
佐々木辰雄(税理士・名古屋会所属)
佐々木靖高(公認会計士)

1 Crowe Horwath税務会計監査法人の概要

私たちは、クイーンズランド州北部タウンズビルにあるクロー・ホルワース税務会計監査法人（以下「C・H事務所」といいます。）を訪問しました。C・H事務所は、オーストラリアの主要都市（27都市）に事務所を設置している税務会計監査法人です。国外（シンガポール）に在外事務所、その他主要国の監査法人等と提携している大型の事務所です。

アンブレラ（傘）となる企業体「Crowe Horwath International」は、デロイトトツシュートマツ、プライス ウォーター コパーズをはじめとした世界ビッグ10の中で、9位を占める規模にあります。

C・H事務所は全体で3,544のパートナーズを擁しており、Audit（監査業務）Tax（税務業務）Advisory（経営助言業務）及びFinancial Advice（財務アドバイス業務）の提供を中心として展開しています。

タウンズビル所在のC・H事務所は175人の従業者と13人のパートナーズで構成されています。

2 事務所の経営理念

C・H事務所を訪問した私たちを最初に迎え入れたのはTax Advisory担当のDavid Hall氏です。C・H事務所の概況を説明した後、氏は本論として事務所の経営理念を私たちに丁寧に解説しました。

オーストラリアは日本の20倍の国土面積、6分の1の人口である。概算でも密度が120分の1の人口分布は、すなわち対象となる顧客の分布も相応ということになります。そこでC・H事務



レクチャーを行うホール氏【C・H事務所内】

所が目標と捉え積極的に取り組んでいるのはCloud Accountingの構築です。「納税者がどこにいても、どこからでもAccountingに取り組める。また会計事務所はそれに対して監査や助言を提供できる」という仕組みづくりは、オーストラリア税務当局が推進している「納税者に対するアクセスしやすい行政システムの提供」に合致します。日本に比べて広大な国土・希薄な人口密度は、行政・教育研究・サービス提供など総ての事象にともなう時間的距離的問題を、IT技術で解決していく面では一致していると私たちには感じられました。

氏は私たちに「What is Cloud Accounting?」と問題提起しました。氏は「事業はタイミングが大事だ」と続けます。経営情報に触れ、問題を認識し、問題を解決することで経営を適切に進めます。これらはすべて短時間で進められることが必要であり、そのためにはCloud Accountingが最適だと説きました。その理由としては、次のようなことをあげました。

- ・銀行取引にも直接アクセスできる。
- ・（おそらくヒューマンエラーとしての）入力誤りも少なくなる。

- ・最初からデータ化されているので、報告を出すにも、レポートづくりもスムーズである。
- ・クライアントで課題が発生しても、リアルタイムにアドバイスができる。
- ・クライアントの不動産取得についての対応及び取引金融機関との交渉等の対応がスピーディになる。
- ・銀行から金融情報についての照会があった場合でも即時に対応できる。

もちろんこれらはインターネットのインフラや、銀行の取引データ連動に依存するものであるため、インフラ不調や銀行取引データの仕様変更等には不利に働くこともあります。

また、クライアントに有用性を提供できる反面、インターネット網を利用したサービス提供にはセキュリティの堅牢性の課題がともないます。当然クライアントも懸念する箇所であるため、常に検討する必要があります。

続けて氏は、オーストラリア国内の会計事務所が直面している課題についても言及しました。

近年、オーストラリアでは国税に関してオンラインによる情報の収集効果により、申告是認率の向上がはかられています。税務行政に関する行政システムの向上と相まって、会計事務所の監査を伴わずに税務適合性が図られるようになることで、税務会計事務所の受注業務の減少は免れないところですが、オーストラリアの会計事務所は実質的に登録制度の上、取り組む事業を選択できます。その中で記帳代行を事業の中心とする会計事務所はとりわけ将来に暗い影を落としているとのことでした。C・H事務所では早々に高度なサービスへの転換を図ったためか、氏の説明からは悲壮感はありませんでした。C・H事務所でも一部で記帳代行を実施しているが、基本的に記帳代行業務を請け負う業者が別途存在するため、所内で記帳代行に割く人員は少ないとのことでした。最近でも、採用した記帳専属スタッフは1名、それ



業務中のスタッフ【C・H事務所内】



ホール氏のレクチャーを聴く研修参加者【C・H事務所内】

もGSTを導入した場合に計算不能となるクライアントに対応するためという限定的な理由からの採用であるとの説明からも、タウンズビルC・H事務所の記帳代行への比重の低さを感じさせました。

日本の税理士事務所では、小規模事業者への記帳代行を主要な業務としているところも少なくありません。しかしながら、近年は、各種会計ソフトやCloud Accountingサービスの充実が進んでいることからしても、氏の指摘は日本の現状に対しても示唆に富んだものでした。

3 事務所環境、設備

概要、経営理念についての説明を受けた後、Office Tourとして事務所内を見学しました。フリーアドレス制の敷かれた広い事務所は、徹底的に紙資料を排除した環境を目標とし実践されている印象を受けました。各種法規文献とごく一部の資料がキャビネットに格納されている以外にオフィス内に資料はありません。

従業者（スタッフ）は一人2台のモニターを使って効率よく作業をしています。各種資料が電子化されていることを考えると、複数台モニターで資料閲覧や資料作成を同時進行することで機能性を向上させていると思われます。

各フロアは事務機器や備品は集約されて配置されており、作業スペース・ミーティングルーム・役職者の個室・複写機等の事務機器室と区分が明快でした。

とりわけミーティングを重視する姿勢が所内配置に顕著に表れています。軽度のミーティングがしやすいように各フロアの中央には会議用のスペースが割かれていました。また、専用のミーティングルームはホワイトボードではなく、壁面一



C・H事務所スタッフとJTI研修参加者との記念写真【C・H事務所内】

面がホワイトボードになっていました。ブレインストーミングのように出席者が検討材料を徹底的にアウトプットし共有・分析・検討していく形式の会議には非常に適しているように感じられました。

実際、事務所全体の税務解釈を決定するためには徹底的に会議するとコメントしています。ちなみに、事務所全体の税務解釈を決した上で個々の関与先にフィードバックするような場合は、会議コストは関与先にチャージせず、個別案件に関して税務解釈を検討した場合には該当関与先に当然にチャージする旨の説明も受けました。Advisory

やFinancial Advice業務が高品質でありサービスの内容に自信があることを裏付けるものであることを感じました。高付加価値戦略で進む会計事務所にとっては会議もまた報酬対象であることに私たち参加者からも感心の声があがりました。

4 事務所ツアー、その後

その後、私たちは各業務の担当者からそれぞれの業務上のトピックに対してレクチャーを受け、キッチン設備の整ったミーティングルームでパーティへ招待を受けました。このような福利厚生面での充実した設備状況もまた、日本の一般的な税理士事務所ではなかなか見られないものでありました。

IT技術の促進で各種業務・手続の高機能化をはかってきたオーストラリア。そして、その中で生存戦略をかけたC・H事務所。日本にも早晚、この波が来るものと思われれます。その際にC・H事務所のとった高付加価値戦略は私たちにとっても対処方法として有効であると考えられます。そのような感想を抱きつつ、私たちはC・H事務所を後にしました。



パーティの準備をするスタッフ【C・H事務所内】

第VI章 オーストラリアの税務専門職制度

一 税務実務家の包括的規制に向けた抜本的な制度改革 一

執筆編集 勝又和彦(税理士・東京会所属)
秋元照夫(税理士・関信会所属)

◆はじめに～税務専門職制度／税務実務家の包括的規制に向けた抜本的な制度改革

I 連邦による税務専門職の包括的な規制

1 税務実務家委員会 (TPB) の組織・運営と所管事項

- (1) 税務実務家委員会 (TPB) の所管事項
- (2) 委員会の処分と審査請求
- (3) 委員会による登録簿の維持・管理
- (4) 委員会の規制対象となる業務の範囲
- (5) 委員会の規制対象となる「税理士業務」の具体的な範囲

2 登録要件・登録申請手続

- (1) 個人の登録要件
- (2) パートナーシップの登録要件
- (3) 法人〔会社〕の登録要件
- (4) 「税理士業法令に規定する所定の学歴

及び所定の実務経験がある者」とは

3 登録の取消し

4 専門職行動基準規程

- (1) 専門職行動基準規程の内容
- (2) 専門職行動基準規程違反と制裁

5 税理士業法違反の処罰

- (1) 登録事業者による税理士法違反への過料
- (2) 無登録事業者による税理士法違反の過料

II 電子申告プログラム

- 1 税理士電子申告プログラム・ガイドライン
- 2 電子申告制度 (ELS)

III 税務援助制度

- 1 税務援助プログラム
- 2 税務援助ボランティアの役割
- 3 税務援助ボランティア研修・認定

◆むすびにかえて

◆はじめに～税務専門職制度／税務実務家の包括的規制に向けた抜本的な制度改革

オーストラリアにおいては、従来、税理士制度の運用は、各州や連邦直轄地域（以下「州」といいます。）の税理士委員会 (Tax Agent Committee) が規制を行ってきました*。

2009年に、連邦 (Ch=Commonwealth) の税理士業法 (TASA=Tax Agent Services Act 2009【TAS法】) および税理士業規則 (TA

SR=Tax Agent Services Regulations 2009)【TAS規則】が制定・施行されました。

これによって、オーストラリアは、政府規制で税務の専門職をつくることに消極的な伝統から一歩抜け出たわけです。あらたな「業法」を制定し、包括的な税務専門職制度を誕生させるとともに、民間の税務サービスに対する規制権限を、州から連邦へ移行させたわけです。

一般に、オーストラリアでは、公会計士 (public accountants)、つまり公認会計士 (CPA=Certif-

* 旧登録税理士の「有償独占」業務の範囲や資格要件などは、連邦所得税法 (ITAA=Income Tax Assessment Act) (および給与外給付税法 [Fringe Benefit Tax Act]) に規定されていました。日本のように、「業法」つまり税理士法で規定してはいなかったわけです。連邦所得税法 (ITAA) では、「有償独占」の範囲について、次のように規定していました。「(申告書の作成費等) [旧] 第251L条1項 いずれの者も、本条で登録を免除される者である以外は、その者が登録税理士である場合を除き、所得税の申告書の作成若しくは審査請求の対価として若しくはそれに関して、又は納税者に代って所得税の事項に係る業務処理をすることの対価として若しくはその業務の代理に関して、料金を請求する若しくは受け取ってはならない。」[仮約] この規定のもと、登録税理士でない者が、有料で他人の所得税申告書の作成、税務代理、税務相談をすると、2,000ドルの罰金に処せられることになっていました (ITAA [旧] 第251L条1項)。

ied Public Accountant) や勅許会計士 (C A = Chartered Accountants) などが、税理士登録をして、登録税理士 (registered tax agent) として活躍しています。

I 連邦による税務専門職の包括的な規制

連邦の税理士業法 (T A S法) は、2010年4月1日から施行されました。これに伴い、税理士制度の運用は、新たに設けられた連邦の独立した「税務実務家委員会 (T P B = Tax Practitioners Board)」に移管されました。

【表1】 税理士規制制度の変更：各州から連邦規制へ



2009年T A S法制定の狙いは、①税務専門職や税務実務家による業務の全豪レベルでの統一的な規制の実施に加え、②専門職行動基準規程 (Code of Professional Conduct) を定めるなどして、各種の税務サービスを受ける「消費者の保護の徹底」にあります。

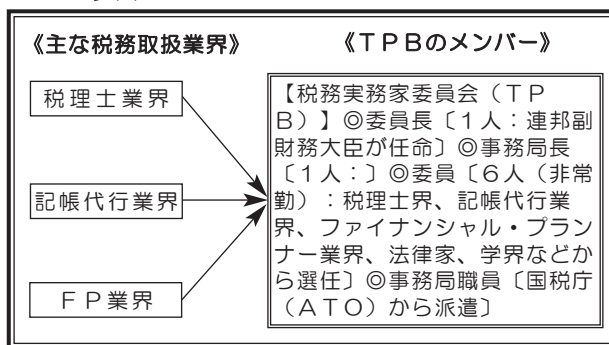
このため、「税理士」に限らずに、これまでも実質的に税務に関わってきた「記帳代行業者」や「ファイナンシャル・プランナー」も束ねた規制の仕組みを構築しました。

あらたな連邦レベルの「税務実務家委員会 (T P B)」は、発足したばかりです。いまだ旧制度からの移行期であり、未知の面も少なくありません。

いずれにしろ、オーストラリアの制度設計の基本は、民間税務サービスを利用する消費者保護 (consumers' first) に力点が置かれています。まさに「国民のための税務専門職制度」のあり方を探ったものといえます。全国的に統一した基準に基づき、業種の垣根を越え、「納税者から委任を受けて税務を取り扱う主な民間事業者全般」を対象に、政府から独立した機関を設けて規制を加える仕組みです。こうした制度の構築は、わが国の税務専門職制度のあり方を精査するうえでも、参考となる点も多々あります。

オーストラリア連邦政府は、連邦の各種第三者機関 (statutory agencies) に対して、所管大臣が

【表2】 主な税務取扱業界と連邦の税務実務家委員会のメンバー



「期待表明 (statement of expectation)」の公表を求めています。 (<http://www.treasury.gov.au/Policy-Topics/PublicPolicyAndGovt/Statements-of-Expectations>)

これら期待表明を出す趣旨は、各種の第三者機関は、規制機関として、その良質な委員会運営 (good corporate governance of regulatory bodies) や、政府規制による事業者やコミュニティに対する負担の軽減に努め (reducing the regulatory burden on business and the community)、そのために、機関運営の透明性、説明責任などの徹底を促すことにあります。

税務実務家委員会 (T P B) を所管する連邦財務大臣 (Treasurer) は、「T P Bに対する政府の期待表明 (Government's Statement of Expectations for the TPB)」を公表しています。そのなかで、委員会 (T P B) は、税務実務家の規制権限の行使にあたり、独立かつ客観的に行動するように求めています。

また、T P Bは、規制撤廃の方針 (deregulation agenda) を含む政府の広範な政策を織り込んで、その役割および職責の遂行にあたるように期待感を表明しています。

Column 9

活動報告書 (activity statements) とは何か

活動報告書 (activity statements) は、大きく「事業活動報告書 (B A S = Business Activity Statement)」と「連続活動報告書 (I A S = Instalment Activity Statement)」に分けられます。活動報告書制度は、2000年7月1日から実施されました。この制度導入前まで、納税者は、A T O (国税庁) に対し、いくつもの法定資料の提出が必要でした。納税者が、これらの報告書で報告を求められる内容は、次のとおりです。

●連続活動報告書 (I A S) と事業活動報告書 (B A S)

① 連続活動報告書 (I A S)

個人納税者、物品サービス税（GST）の納税義務を負わない事業者が、国税庁（ATO）に提出義務を負う活動報告書です。次のような活動をするものは、IASの提出義務を負います。

- ・源泉徴収（PAYG withholding）
- ・予定申告（PAYG instalments）
- ・FRINGE BENEFIT TAX / 給与外給付税の予定納税（FBT=Fringe Benefit Tax instalments）

② 事業活動報告書（BAS）

個人納税者、個人納税者、物品サービス税（GST）の納税義務を負う事業者が、国税庁（ATO）に提出義務を負う活動報告書です。次のような活動をするものは、BASの提出義務を負います。

- ・物品サービス税（GST=Goods and Services Tax）
- ・源泉徴収（PAYG withholding）
- ・予定納税（PAYG instalments）
- ・FRINGE BENEFIT TAX / 給与外給付税の予定納税（FBT=Fringe Benefit Tax instalments）

活動報告書（IAS、BAS）の提出義務を負うものは、同時に、年次の所得税申告書（income tax return）やFRINGE BENEFIT TAX / 給与外給付税（FBT）の申告書（ただし、FBTの適用がある場合に限り）の提出をしなければなりません。

活動報告書（IAS、BAS）制度の導入に伴い、あらたな専門職として登録「事業活動報告書作成士（BAS Agents）」制度が導入されました。これまで法認されていなかった記帳代行業者などが、新たな資格登録制度のもと事業活動報告書作成士（BAS Agents）として、活躍の場が与えられたわけです。

納税者は、税理士（Tax Agents）のほか、事業活動報告書作成士（BAS Agents）に対して、有償で活動報告書（IAS、BAS）の作成を依頼することができます。（石村耕治）

1 税務実務家委員会の組織・運営と所管事項

税務実務家委員会（TPB=Tax Practitioners Board）は、2009年税理士業法（TAS法）Part 6に基づいて、設置されました（TAS法60条の5）。委員長（Chair）と6人以上の委員（members）で構成されます（TAS法60条の10）。

委員会（TPB）は、政府から独立して、税務実務家の登録制度を管理し、登録申請の審査（検査）、税理士業法の違反などの検査を全国統一的方式で行う規制機関です（TAS法60条の15）。

(1) 税務実務家委員会の所管事項

税務実務家委員会（TPB=Tax Practitioners Board）は、税務相談業務等を行う税務専門職や事業者の登録および規制をする独立した連邦機関です。

【表3】連邦の税務実務家委員会と事務局

税務実務家委員会（TPB）	
委員長および委員 《委員長（Chair）および委員会（Board）は、TPBの運営方針と実施に責任を持つ》	
↓	
税務実務家委員会（TPB）事務局	
事務局長（Secretary）および事務局員（Office Staff） 《事務局長は、委員会（TPB）の運営および人材の管理を担当する》	
	登録（Registrations）
《部門》 ○運営	税務実務家に対する登録、登録情報の更新、処理および提供ならびに税務実務家に関する公的TPB登録簿を維持し、かつ開示すること。 運営に対する苦情を処理し、かつTAS法（税理士業法）の遵守状況を確認するための査定および検査を実施すること。
○法務班	委員会（TPB）からの法的相談に乗り、かつTPBを代表して争訟を提起すること。
○業務体制および執行	委員会（TPB）の情報技術インフラ、業務体制ならびにホームページの管理、開発および維持すること。
○コミュニケーション	委員会（TPB）の運営、TAS法（税理士業法）について、コミュニティ、税務実務家その他の主要な利害関係者に対する広報、情報提供を行うこと。
○人材	事務局長や幹部が職員を効率的かつ機能的に管理できるように支援を行うこと。
○委員長室	業務に関する法政策や外部の利害関係者との関係強化など、委員会（TPB）の方針が確実に実現できるように支援をすること。
○企画および事業改善	コーポレート・ガバナンス、戦略、運営報告および事業改善を行う責任を負うこと。法改正または事業改善方針に合致する企画を立てる責任を負うこと。

TPBの権限の範囲（所管事項／functions）は、次のとおりです（TAS法60条の15）。

【表4】税務実務家委員会（TPB）の所管事項

<ul style="list-style-type: none"> ・税理士（Tax Agent）、事業活動報告書作成士（BAS Agent）および税務（ファイナンシャル）アドバイザー〔tax（financial）adviser〕の登録を管理すること。 ・登録申請を検査（investigate）すること。 ・税理士業法（TAS法）違反行為を検査すること。 ・専門職行動基準規程（Code of professional conduct）を遵守しないものに制裁を課すること。 ・登録申請や違法行為の検査、専門職行動基準規程への制裁その他税理士業法（TAS法）により委員会

に付与された権限行使に関する説明文書やガイドラインを発遣すること。
 ・その他委員会の権限行使に付随すること。

(2) 委員会の処分と審査請求

委員会 (TRB) の各種処分に不服な場合には、行政不服審判所 (AAT = Administrative Appeals Tribunal) *に審査請求ができます。主な審査請求の対象は、次のとおりです (TAS法70条の10)。

【表5】 不服審査の対象となる委員会 (TRB) の各種処分

- ・登録処分
- ・登録申請不承認処分 (更新不承認処分も含む。)
- ・条件つき登録処分
- ・登録停止処分
- ・登録取消処分
- ・その他

*【注：オーストラリアの行政不服審判所 (AAT) は、各省庁にまたがった横断的な総合行政不服審判所です。わが国の国税不服審判所、海難審判所のような、縦割り行政を当然視するような個別の不服審判所を設置していません。】(本号第I章7参照)

(3) 委員会による登録簿の維持・管理

税務実務家委員会 (TPB) は、登録事業者および登録を抹消した事業者の登録簿 (register) を維持・管理しています (TAS法60条の135)。登録簿は、TPBのホームページで公開され、一般の閲覧に供されています。

ちなみに、登録が承認されなかった申請者は、記録されません。



Tax agent
12345678



BAS agent
12345678

(4) 委員会の規制対象となる業務の範囲

登録を求められるものは、有償で業として税務サービスを提供する、①個人 (individual)、②パートナーシップ (partnership) または③法人 (company) です。

具体的には、①「税理士 (Tax Agent)」に加え、実質的に税務に関わる②「事業活動報告書作成士 (BAS Agent)」【Business Activity Statement

Agent】、および③「税務 (ファイナンシャル) アドバイザー」【Tax (Financial) Adviser/金融 (税務) 相談士】です。

無登録で、有償で税務サービスを提供した事業者またはその旨の広告をした事業者は、過料 (civil penalty) に処せられます (TAS法90条の5、90条の10)。

【表6】 TPBの規制対象となる「税務実務家」と「業務」の範囲

● 税理士 (Tax Agent)
<p>【規制される税理士業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔税務書類の作成・税務相談〕税法に基づいて、顧客である納税者の租税債務、義務もしくは権利利益の額を算定するまたは相談に応じること。 ・〔税務代理〕税法に関して国税長官 (Commissioner of Taxation) 【ATO】との交渉において顧客である納税者を代理すること。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償の税理士業務については、法規制の対象外 ・課税庁職員がその職務遂行において提供される業務は、「税理士業務」または「BAS業務」にはあたりません (裁判所の決定 <i>Re Jamieson and Tax Agents' Board (Vic)</i> (2008) 73 ATR 395)。
● 事業活動報告書作成士 (BAS Agent)
<p>【規制されるBAS業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔税務書類の作成・税務相談〕BAS (Business Activity Statement provision/事業活動報告書) 規定に基づいて、顧客である納税者の租税債務、義務もしくは権利利益の額を算定する、または相談に応じること。 ・〔税務代理〕BAS規定 (BAS provision) に関して国税長官 (Commissioner of Taxation) との交渉において顧客である納税者を代理すること。 <p>【BAS規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BAS規定 (BAS provision) については、1997年所得税法 (Income Tax Assessment Act 1997) に定義されています。 ・1986年FRINGE BENEFITS (給与外給付) 税法 (Fringe Benefits Tax Assessment Act 1986) 第7部〔徴収及び回収に限定〕の確定申告 ・間接税法一般 ①GST法 (物品サービス税/税額票方式の付加価値税)、②ワイン均等税法 (Wine Equalization Tax Act)、③高級車税法 (Luxury Car Tax Act)、④燃料税 (Fuel Tax Act) など個別消費税の確定申告 ・⑤源泉徴収税 (PAYG withholding) および⑥予定納税 (PAYG instalments) 〔⑤・⑥は、1953年租税行政法 (TAA=Tax Administration Act 1953) のスケジュール1 Part 2-5および2-10〕の納付について、事業活動 (BAS) 報告書に記載すること。
● 税務 (ファイナンシャル) アドバイザー
<p>【規制される税務 (ファイナンシャル) アドバイザー業務】</p>

[2014年7月1日以降]

- ・税務関連ファイナンシャル・アドバイザー業務。すなわち、金融商品の相談において提供される税理士業務（金融関係税務相談業務）（ただし、ATOのもとでの税務代理や税務申告書等の作成業務を除きます。（TASA法90条の15））
- 【参考】オーストラリアにおいて、事業者は、その業務の全部または一部が、①顧客を相手とした金融商品の相談に関わる場合、②金融商品取引に関わる場合、③金融商品の販売に関わる場合などには、連邦証券投資委員会（ASIC=Australian Securities and Investments）から「金融業免許（Australian financial services (AFS) licence）」を取得しなければならないことになっています。
- ・こうした政府規制のもと、ファイナンシャル・アドバイザー（financial adviser）、いわゆる「ファイナンシャル・プランナー」も、金融業免許の取得が必要となります。
- ・ファイナンシャル・アドバイザーで、税務相談業務を行うもの（以下「税務（ファイナンシャル）アドバイザー」といいます。）は、久しく税務実務家規制が適用除外とされてきました。
- ・しかし、税務（ファイナンシャル）アドバイザーは、2009年の税理士業法（TAS法）の施行および2013年6月20日のTASA改正法の施行に伴い、2014年7月1日から、TPBの規制を受けることになりました。
- ・ただし、2017年6月30日までは、移行措置としてTPB【税務専門職委員会】への登録なしで従前の業務を継続できます。
- ・ただし、2016年1月1日からは、暫定措置の終了に伴い、税務（ファイナンシャル）アドバイザーは、適格審査を受けTPB登録をしなければ、金融相談にかかる税務サービスはできなくなります。
- ・税務（ファイナンシャル）アドバイザーは、法人の場合、2001年会社法（Corporations Act）のもとでの義務を負うとともに、税務専門職委員会（TPB）とは別途に、金融業免許を所管する連邦証券投資委員会（ASIC）の規制を受けます。

(5) 委員会の規制対象となる「税理士業務」の具体的な範囲

税務実務家委員会（TPB）に登録した税理士以外は、①税務書類の作成、②税務相談および③税務代理の業務を、有償で行ってはならないことになっています。

それでは、具体的に、どのような業務が「規制」の対象となるのでしょうか。【表7】のとおりです。

2 登録要件・登録申請手続

①税理士（Tax Agent）、②事業活動報告書作成士（BAS Agent）または③税務（ファイナンシャル）アドバイザーの登録申請をするには、一定

【表7】 TPBの規制対象となる具体的な「税理士業務」の範囲

業務の種類	税理士業務	非税理士業務
・税法に基づいて、顧客である納税者の租税債務、義務または権利利益に関する申告書、届出書、明細書、申請書その他の資料の作成	○	
・税法に基づいて、顧客である納税者の租税債務、義務または権利利益に関する申告書、届出書、明細書、申請書その他の資料の提出	○	
・業務が、税法の適用に関係する場合で、研究開発費に対する租税特別措置の適用に関する支援	○	
・償却資産の限度額計算に関する付表の作成	○	
・税法に基づく課税庁の賦課、決定、通知または処分に対し、1953年租税行政法（TAA）に基づき、納税者に代わって行う異議申立書の作成および提出	○	
・顧客である納税者が負う納税義務を合理的な範囲内で果たすことができるように必要な税法に関する相談を行うこと。	○	
・顧客である納税者に代わって課税庁と折衝を行うこと。	○	
・租税行政法（TAA）に基づき、異議決定に対する国税長官への審査請求または行政不服審判所（AAT）への不服申立てをすること。	○	
・顧客である納税者に代わって法定資料（BAS=Business Activity Statement）に記載すること、または数字の記載の仕方を納税者に教示すること。	○	
・顧客である納税者の従業者に対する源泉徴収税額（各人の納付額を含む。）を計算すること。	○	
・コンピュータ会計ソフトの装備および物品・サービス税（GST）その他顧客向けに作製したソフトの装備	○	
・取引のコード化、とりわけ、税法の適用または解釈が必要な場合	○	
・登録税理士もしくは帳簿・申告書／法定資料作成士（BAS Agent）の指示または監督のもとで顧客のタックスインボイスの打込みまたはコンピュータ・プログラムへのデータの移転		○
・特定の状況に関わらないかたちでコンピュータ会計ソフトの利用にかかる一般的な研修		○
・データ打込み		○

の要件を充足する必要があります。(これら3者の登録要件は、原則として同様です。)【ちなみに、オーストラリアの場合、わが国のようなペーパーによる税理士試験はありません。連邦の税務実務家委員会(TPB)に登録申請をし、審査(検査)を経て登録が認められます。】

具体的な登録申請要件は、申請人が、個人か、パートナーシップかまたは法人(会社)かにより異なります(TAS法20条の5ないし20条の50)。登録期間は原則3年で、更新が可能です。

(1) 個人の登録要件

個人(自然人)の場合、登録には、次の要件を充足しなければなりません。

【表8】 個人登録要件《新規と更新の場合》

<p>《新規登録の場合》</p> <p>○18歳以上の者</p> <p>○適性を有する者(a fit and proper person)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請人は、名声があること、品行方正であることおよび性格が良いこと。 税理士業法令に規定する所定の学歴及び所定の実務経験がある者(TAS規則) 申請に先立つ5年の間に重大な租税犯則をしていないこと、有罪宣告を受けていないこと、および懲役刑に処せられていないこと。
<p>○職業賠償責任保険に加入していること</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会(TPB)が定めた規定に合った職業賠償責任保険(professional indemnify insurance)に加入することまたは継続して加入していること。(ただし、税務(ファイナンシャル)アドバイザーの場合には、金融商品取引にかかる税務相談に適用ある保険に加入していることで足りる。) 委員会(TPB)は、適格者が、その従業者に個別に適用ある保険に加入することまでは求めていません。適格者たる雇用主が加入する保険が、その従業者が関わった過誤等にも適用あれば、それで十分です。
<p>《登録更新の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録更新を望む個人有資格者は、委員会(TPB)が定めた要件を満たした継続専門職研修(continuing professional education)を修了していること(TASA法20条の5第1項d号)。

(2) パートナーシップの登録要件

パートナーシップの場合、登録には、次の要件を充足しなければなりません。

【表9】 パートナーシップの登録要件《新規と更新の場合》

<p>○パートナーが個人である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 各パートナーは、18歳以上であること。 各パートナーは、適性を有する者であること。 各パートナーは、税理士業法令に規定する所定の学歴及び所定の実務経験がある者 各パートナーは、申請に先立つ5年の間に重大な租税犯則をしていないこと、有罪宣告を受けていないこと、および懲役刑に処せられていないこと。
<p>○パートナーが法人〔会社〕である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> その法人〔会社〕の役員〔取締役〕は、適性を有する者であること。 その法人〔会社〕は、外部管理の常態にないこと。 法人〔会社〕は、申請に先立つ5年の間に重大な租税犯則をしていないこと、または詐欺や不正に関する犯罪で有罪宣告を受けていないこと。 パートナーシップは、登録税理士となり、適正な基準の税務代理業務を提供し、かつ監督ができるに十分な数の個人を有していること。
<p>○職業賠償責任保険に加入していること</p> <ul style="list-style-type: none"> パートナーシップは、委員会(TPB)が定めた規定に合った職業賠償責任保険(professional indemnify insurance)に加入することまたは継続して加入すること。

(3) 法人(会社)の登録要件

法人〔会社〕の場合、登録には、次の要件を充足しなければなりません。

【表10】 法人(会社)の登録要件《新規と更新の場合》

<ul style="list-style-type: none"> その法人〔会社〕の役員〔取締役〕は、適性を有する者であること。 その法人〔会社〕は、外部管理の常態にないこと。 法人〔会社〕は、申請に先立つ5年の間に重大な租税犯則をしていないこと、または詐欺や不正に関する犯罪で有罪宣告を受けていないこと。 その法人〔会社〕は、登録税理士となり、適正な基準の税務代理業務を提供し、かつ監督ができるに十分な数の個人を有していること。

* オーストラリアの場合、税理士法人は、専門職法人ではありません。連邦の2001年会社法(Corporations Act 2001)に準拠して設立される通常の株式有限責任会社(company limited by shares)を、税理士法人(Company tax agent)に活用する形になっています。また、一般に税理士法人は、「非公開会社(proprietary company)」です。このため、オーストラリアの税理士法人は、次のように英文表記しています。【表記例】「○○ Pty Ltd Tax Agent」、「○○ Tax Agents & Accountants Pty Ltd」。オーストラリアでは、税理士などの専門職が集団で事業を展開する場合には、課税要素などを加味して、できるだけ自由に事業体選択ができる政策をとっているわけです。したがって、「法人」のほかに「パートナーシップ(任意組合)」あるいは「ビジネストラスト(事業信託)」など、多様な事業体選択を認められます。わが国のように各業法で「法人」形態より認めない旨の規定を置いて、事業体選択の自由を縛るような法政策は維持していないわけです。

○職業賠償責任保険に加入していること

・パートナーシップは、委員会（TPB）が定めた規定に合った職業賠償責任保険（professional indemnity insurance）に加入することまたは継続して加入すること。

（４）「税理士業法令に規定する所定の学歴及び所定の実務経験がある者」とは

個人で、**税理士（tax agent）、事業活動報告書作成士（BAS Agent）、税務（ファイナンシャル）アドバイザー**として登録を申請する者は、「税理士業法令に規定する所定の学歴及び所定の実務経験」を有していなければなりません（TAS規則別表2パート2）。

具体的には、業種ごとにいくつかのカテゴリーがあり、それぞれのカテゴリーのすべての要件を充足する必要があります。

【表11】個人の「税理士（tax agent）」登録要件：所定の学歴および実務経験

○カテゴリー1〔会計学位等（Tertiary qualifications in accountancy）〕
① (i) オーストラリアの高等教育機関で会計分野を専攻し学士もしくは修士などの学位を得ている者、または (ii) 委員会（Board）がオーストラリアの大学と同等と認定した高等教育機関で会計分野を専攻し学士もしくは修士などの学位を得ている者。 ② 委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。 ③ 委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。 ④ 登録申請に先立つ過去5年のうち12ヵ月以上の期間、〔登録税理士など〕所定のところで常勤で働いた経験があること。
○カテゴリー2〔専門家学位等（Tertiary qualifications in another discipline; specialists）〕
① (i) オーストラリアの高等教育機関で会計以外の登録申請をした税理士業務に関係する分野*を専攻し学士または修士などの学位を得ている者、または (ii) 委員会（Board）がオーストラリアの大学と同等と認定した高等教育機関で会計以外の登録申請をした税理士業務に関係する分野を専攻し学士もしくは修士などの学位**を得ている者。 * この分野/コース（discipline）では、税理士業法（TAS法）および専門職行動基準規程（Code of Professional Conduct）の科目が必修になっていなければなりません。 ** 裁判例では、宗教学専攻の学位はこの要件に該当しないとしています（In Ayles v TPB（2014）FC A 675）。 ② 委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。 ③ 委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。 ④ 登録申請に先立つ過去5年のうち12ヵ月以上の期間、〔登録税理士など〕所定のところで常勤で働いた経験があること。

○カテゴリー3〔会計専攻認定証（Diploma or higher award）〕
① (i) 登録研修機関、または (ii) 前記 (i) と同等の機関において会計分野を専攻し、認定証その他の資格を取得した者。 ② 委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。 ③ 登録申請に先立つ過去5年のうち2年以上の期間、〔登録税理士など〕所定のところで常勤で働いた経験があること。 ④ 委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。
○カテゴリー4〔法曹学歴等（Tertiary qualification in law）〕
① オーストラリアの法曹〔法廷弁護士（barrister）若しくは事務弁護士（solicitor）〕として登録できる学歴要件を充足していること。 ② 委員会が認定した基礎的な会計入門の科目を履修し、かつ合格していること。 ③ 委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。 ④ 登録申請に先立つ過去5年のうち12ヵ月以上の期間、所定のところで常勤で働いた経験があること。
○カテゴリー5〔勤務経験等（Work experience）〕
① 委員会が認定した基礎的な会計入門の科目を履修し、かつ合格していること。 ② 委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。 ③ 委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。 ④ 登録申請に先立つ過去10年のうち8年以上の期間、所定のところで常勤で働いた経験があること。
○カテゴリー6〔専門職団体会員等（Membership of professional association）〕
① 公認された税理士団体（recognised tax agent association）の投票権ある会員であること。 ② 登録申請に先立つ過去10年のうち8年以上の期間、所定のところで常勤で働いた経験があること。

【表12】個人の「事業活動報告書作成士（BAS Agent）」登録要件：所定の学歴および実務経験

○カテゴリー1〔会計（Accounting qualifications）〕
① (i) 登録研修機関、または (ii) 前記 (i) と同等の機関において修学し、認定簿記（IV）〔Certificate IV Bookkeeping〕または認定会計（IV）〔Certificate IV Accounting〕に関する認定証を取得した者。 ② 委員会が認定したオーストラリア物品サービス税/事業活動報告書入門（GST/BAS taxation principles）の科目を履修し、かつ合格していること。 ③ 登録申請に先立つ過去4年のうち1,400時間以上所定のところで働いた経験があること。
○カテゴリー2〔専門職団体会員等（Membership of professional association）〕
① (i) 登録研修機関、または (ii) 前記 (i) と同等の機関において修学し、認定金融業務（簿記）IV〔Certificate Financial Services (Bookkeeping)〕または、認定金融業務（会計）IV〔Certificate

<p>Financial Services (Bookkeeping)] に関する認定証を取得した者。</p> <p>②委員会が認定したオーストラリア物品サービス税/事業活動報告書入門 (GST/BAS taxation principles) の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>③ (i) 公認された税理士団体 (recognised tax agent association) または (ii) 公認された帳簿/事業活動報告書作成士団体 (recognised BAS agent association) の投票権ある会員であること。</p> <p>④登録申請に先立つ過去4年のうち1, 000時間以上所定のところで働いた経験があること。</p>
--

<p>○カテゴリー4 [専門職団体会員等 (Membership of professional association)]</p> <p>①公認された税理士団体 (recognised tax agent association) の投票権ある会員であること。</p> <p>②登録申請に先立つ過去8年のうち6年以上の期間、所定のところで常勤で働いた経験があること。</p> <p>③登録申請に先立つ過去90日以内に、(i) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者 (financial services licensee)、または (ii) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者の代理人であるもしくはあった者。</p>
--

【表13】個人の「税務 (ファイナンシャル) アドバイザー」登録要件：所定の学歴および実務経験

<p>○カテゴリー1 [学位等 (Tertiary qualifications)]</p> <p>① (i) オーストラリアの高等教育機関で所定の分野を専攻し学士もしくは修士などの学位を得ている者、または (ii) 委員会 (Board) がオーストラリア大学と同等と認定した高等教育機関で所定分野を専攻し学士もしくは修士などの学位を得ている者。</p> <p>②委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>③委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>④登録申請に先立つ過去5年のうち12ヵ月以上の期間、〔登録税理士など〕所定のところで常勤で働いた経験があること。</p> <p>⑤登録申請に先立つ過去90日以内に、(i) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者 (financial services licensee)、または (ii) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者の代理人であるもしくはあった者。</p>
<p>○カテゴリー2 [専攻認定証その他高等認定証 (Diploma or higher award)]</p> <p>① (i) 登録研修機関、または (ii) 前記 (i) と同等の機関において所定の分野を専攻し、認定証その他高等な認定証を取得した者。</p> <p>②委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>③委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>④登録申請に先立つ過去5年のうち18ヵ月以上の期間、所定のところで常勤で働いた経験があること。</p> <p>⑤登録申請に先立つ過去90日以内に、(i) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者 (financial services licensee)、または (ii) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者の代理人であるもしくはあった者。</p>
<p>○カテゴリー3 [勤務経験等 (Work experience)]</p> <p>①委員会が認定した商法の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>②委員会が認定したオーストラリア税法の科目を履修し、かつ合格していること。</p> <p>③登録申請に先立つ過去5年のうち3年以上の期間、所定のところで常勤で働いた経験があること。</p> <p>④登録申請に先立つ過去90日以内に、(i) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者 (financial services licensee)、または (ii) 2001年会社法にいうファイナンシャルサービス免許保有者の代理人であるもしくはあった者。</p>

3 登録の取消し

委員会 (TPB) は、次の要件を充足する場合には、事業者登録を取り消すことができます (TAS法40.5)。

【表14】委員会 (TRB) の登録取消理由

<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職行動基準規程 (Code of Professional Conduct) への重大な違反がある場合 【登録取消しはきわめて重い処分であり、顧客に対する重大な損害を与えた場合その他税制への信頼を著しく失墜させたなど、取り返しのつかないような理由がある場合に限られます。】 ・ 登録要件を充足しなくなった場合 ・ 事業者の登録を継続できないような原因が生じた場合 【「適正を有する者」でなくなった場合のあたる場合で、とりわけ事業者が租税犯則などで処分を受けたときなどが考えられます。】 ・ 条件付き登録の場合で、その条件が遵守されていないことが明らかとなき ・ その他
--

なお、登録が取り消された場合、当該事業者は、5年以上の期間にわたり、再び登録申請ができません。ただし、破産等による場合はその限りではありません (TAS法40条の25)。

4 専門職行動基準規程

すべての登録した税理士 (Tax Agent)、事業活動報告書作成士 (BAS Agent) および税務 (ファイナンシャル) アドバイザーは、「専門職行動基準規程 (Code of Professional Conduct)」を遵守するように求められます。

専門職行動基準規程は、2009年税理士業法 (TAS法) の制定に伴いはじめて制定されたものです (TAS法30条の10)。税理士法に規定されていることから、単なる倫理規定ではなく、法的拘束力を有します。

(1) 専門職行動基準規程の内容

専門職行動基準規程は、登録事業者が、その顧客と委員会（TPB）に対して負う義務と職責を規定したものです。専門職行動基準規程は、5つの主要な原則からなります。

【図表15】 専門職行動基準規程の5つの原則と登録事業者が負う義務の内容

原則	登録事業者が負う義務
誠実性および 清廉性 Honesty and integrity	1 誠実かつ清廉な行動をすること。
	2 自己の税務において税法を遵守すること。
	3 顧客の金銭その他の財産を預かった場合および金銭その他の財産を受託した場合、当該金銭その他の財産についてその顧客に説明責任を負うこと。
独立性 Independence	4 法律の範囲内で顧客の最大の利益において行動すること。
	5 税理士、帳簿・法定資料作成士または税務（ファイナンシャル）アドバイザーの資格で行う職務に関して起こり得る利益の抵触を避けるための十分な管理をすること。
秘密保持 Confidentiality	6 法的に開示を求められる場合を除き、顧客の同意なしにその顧客の情報を第三者に開示しないこと。
専門的能力 Competence	7 行った税務事務は自己の専門的能力を駆使したものであること。
	8 提供する税務事務に対する知識と技能を維持すること。
	9 相当の注意を払い、顧客の事務状況、そうした事務が作成した資料または顧客に代わって行った事務に反映しているかを確認すること。
その他の職責 Other responsibilities	10 顧客の事情に税法が正しく適用されるように相当な注意を払うこと。
	11 税法の適正な執行を意図的に妨害しないこと。
	12 業務提供をする場合に、顧客に対して、権利および義務を教示すること。
	13 14 税務相談の適用ある職業賠償責任保険の加入を継続すること。 委員会（TPB）の求めや指示に、確実かつ合理的な方法で、遅滞なく応じること。

税理士法令は、登録事業者が、顧客と業務委託契約を締結するように義務づけていません。しかし、委員会（TPB）は、「不確実性と誤解を避けるために」登録事業者に対して成文の業務委託契約書を締結するように推奨しています。

(2) 専門職行動基準規程違反と制裁

すべての登録事業者は、専門職行動基準規程（Code of professional conduct）を遵守するように義務づけられます。委員会（TPB）は、登録事

業者が専門職行動基準規程に違反した場合には、制裁を課すことができます（TAS法30条の15）。

【表16】 専門職行動基準規程違反と委員会による制裁の概要

<ul style="list-style-type: none"> • 文書による警告（written caution） • 命令（order） • 登録停止（suspension） • 登録取消し（termination）

こうした処分に加えて、委員会（TPB）は、是正行為（corrective action）を求めることができます。特定の研修を受講するように求めるのは一例です。

5 税理士法令違反への罰則

(1) 登録事業者による税理士法違反への過料

委員会（TPB）は、検査権限を行使し、次の結果があった場合には、登録事業者に対して、自らが制裁を課す、あるいは連邦裁判所へ罰金を科すことあるいは差止命令を求めることができます。

【表17】 税理士法違反への罰則

<ul style="list-style-type: none"> • 文書による警告（written caution） • 命令（order） • 登録停止（suspension） • 登録取消し（termination）

(2) 無登録事業者による税理士法令違反への過料

無登録で規制された業務を事業として行った者は、税理士法令の違反となります。無登録事業者による税理士業法（TAS法）違反の行為に対する過料（civil penalty）は、次のとおりです。

【表18】 無登録事業者による税理士法違反への罰則

<ul style="list-style-type: none"> • 無登録で、有償の税理士（Tax Agent）業務、事業活動報告書作成士（BAS Agent）業務または税務（ファイナンシャル）アドバイザー業務を行えば税理士業法（TAS法）違反になることを知りながら、これを行ったものは、個人の場合250罰金ユニット【2015年7月31日以降、連邦の1罰金ユニットは、180ドル】、法人の場合は1,250罰金ユニット（TAS法50条の5） • 無登録事業者が、規制された税理士業務の広告宣伝を行った場合、個人の場合50罰金ユニット、法人の場合は250罰金ユニット（TAS法50条の10）
--

- ・無登録で、規制された税務代理を行った場合、個人の場合50罰金ユニット、法人の場合は250罰金ユニット（TAS法50条の15）

Column 10

税理士業法（TAS法）違反の無登録税理士へ90万ドルの罰金判決

- ・委員会（TRB）は、有償・無登録で税理士業務ないしBAS業務を行っていた一人株式有限責任会社（K社）に対する検査を実施したうえで、税理士業法（TAS法）違反を理由に、業務停止および個人（K）及びK社に罰金の支払を求め処分を行いました。
- ・KおよびK社は、その処分を不服として行政不服審判所（AAT）へ不服申立てをしました。AATがその請求を棄却したため、連邦裁判所（FCA＝Federal Court of Australia）に提訴しました。
- ・連邦裁判所（FCA）は、2015年3月14日に、有償・無登録での税理士業務ないしBAS業務を行っていた一人会社に対して、2011年8月から2013年8月の期間について、90万ドル【1A\$＝100円換算で、9千万円】（K個人に15万ドル、K社に75万ドル）の罰金に加え、KとK社に対して10年間の税理士業務およびBAS業務の停止を命じました。（Tax Practitioners Board (TPB) v HP Kolya Pty Ltd & Anor, Federal Court of Australia, 14May 2015）

（石村耕治）

II 電子申告プログラム

税理士制度のあるオーストラリアでは、電子申告（ELS＝Electronic lodgment system）に、税務専門職が深く関与しています。

【注：アメリカ英語では、「e-file」という言葉を使っていますが、イギリス英語圏では「electronic lodgment」という言葉を使っています。】

1 税理士電子申告プログラム・ガイドライン

国税庁（ATO＝Australia Taxation Office）長官（Commissioner）は、毎年、所得税の申告に関する税理士申告ルールを盛り込んだ『ATO税理士資料集（Tax Office's Tax Agents Portfolio）』を公表しています。

すべての登録税理士は、ルーズリーフあるいは電子フォームの『税理士資料集』を入手し活用できます。また、税理士は、ATOの「税理士ポータル（Tax Agent Portal）」にアクセスすれば、オンラインで、所得税（Income tax）フォーム、給

与外給付税（FBT）をはじめとした様々な書式を入手することができます。ポータルを通じて、税理士は、顧客に代わって還付申告などを行うことができます。ただし、税理士は、電話でATOにコンタクトする場合には、本人確認手续をとるよう求められます。

ATOの「税理士申告プログラム（tax agent lodgment program）」では、登録税理士に、活動報告書（AS＝activity statements）、所得税や給与外給付税（FBT）の申告書や事業活動報告書（BAS）を提出する場合には、一定の提出期限の延長（concessional dates）を認めています。こうした延長は、電子申告による提出の場合に限り、認められます。

こうした期限の延長は、事業活動報告書作成士（BAS Agent）の作成にかかる電子申告を利用した法定資料や源泉徴収（PAYG withholding）支払調書等の提出についても認められます。

延長された期限内に提出された電子申告にかかる申告書や活動報告書（IAS、BAS）については、附帯税はかかりません。

2 電子申告制度（ELS）

電子申告制度（ELS＝Electronic lodgment system）は、個人、パートナーシップ、会社（法人）および信託（トラスト）の当初申告（original returns）および修正申告（amended returns）について、モデムリンクを使って行うことができます。

ELSには、納税者番号（TFN＝Tax file number）が必要です。TFN／タックス・ファイル・ナンバーなしには、ELSを使って電子申告をすることができません。

税理士は、TFN／タックス・ファイル・ナンバーを取得していない顧客の申告書等を、ELSを使って提出するには、自らがTFN／タックス・ファイル・ナンバーを取得している必要があります。ELSは、申告書はもちろんのこと、さまざまな法定資料の提出にも活用することができます。税理士は、自分の申告書等についてもELSを使って提出することができます。

1953年租税行政法（TAA＝Tax Administration Act 1953）のスケジュール第1パート5－25が、電子申告、その他修正申告や還付申告などを認める法的典拠となっています。

税理士が作成した申告書等を、E L Sを活用して提出する場合には、代理した税理士の証票および電子署名を添付する必要があります。一方、顧客の方は、「電子送達を認める確認書（declaration authorizing electronic transmission）」（いわゆる委任状）を作成する必要があります。電子送達された申告書や法定資料のコピーは、納税者へ発行されません。したがって、納税者は、課税庁が求めた（つまり税務調査の）場合にはその求めに応じられるようにしたうえで、確認書、申告書、法定資料や資料箋などを法定保存期間にわたり保存するように求められます。

ちなみに、税理士は、電子送達した関与先の申告書などのペーパーコピーを保存するようには義務付けられてはいません。

E L Sで申告書を送達した場合、申告書の提出が受理されたものとみなされます。仮にエラーがあった場合としても、当該申告書の返還を求めることができません。したがって、修正申告書を提出する必要があります。

Ⅲ 税務援助制度

税法は、複雑になる一方です。一般の納税者が誰の助けも借りずに自らの納税申告書を作成するのは難しいのが現実です。多くの諸国には、納税者の申告書作成を手助け、税務相談に乗り、納税者本人に代わって課税庁との折衝や各種申告を行う税務専門職が存在します。こうした税務専門職は、当然に報酬を得ることで顧客にサービスを提供しています。

すでにふれたように、オーストラリアには、税理士（Tax Agent）、事業活動報告書作成士（BAS Agent）および税務（ファイナンシャル）アドバイザーなどの専門職が存在します。これらの税務専門職は、有償独占のルールのもとでサービスを提供しています。

オーストラリアの所得税制のもとでは、全員確定申告するのが原則になっています。（ただし、課税最低限（18,200豪ドル）以下の納税者には、申告義務がありません。しかし、源泉徴収された税額は、確定申告で還付を受けることができます。）

ところが、わが国の年末調整のような仕組みがありません。また、自力で申告をすることができない納税者のすべてが、こうした税務専門職に申告書の作成などの依頼をして報酬を支払う能力が

あるとは限りません。

国税庁（ATO）は、税務援助（Tax Help）プログラムを組んで、民間ボランティアを募集・教育し、無償の税務援助にあたらせています。

1 税務援助プログラム

オーストラリアの税務援助（Tax Help）プログラムは、1988年に、ニューサウスウェールズ（NSW）のニューキャッスルで、パイロットプログラムとして始まりました。それが全豪に広がっていきました。

税務援助（Tax Help）プログラムを利用できるのは、税理士などの税務専門職サービスを利用する資力のない低所得者、高齢者、先住民、からだの不自由な人、非英語圏出身者などです。一般に、自分では申告書の作成が難しくとも、税務専門職から有償で支援を受ける資力がなく、一方で、国税庁（ATO）職員に支援を求めるのにも躊躇する人たちも多いわけです。こうした人たちが、自分が住むコミュニティの人たちから、安心して支援を受けられるようにしようというのが、税務援助（Tax Help）プログラムです。

税務援助プログラムは、全豪の各都市やコミュニティで、毎年7月から10月まで提供されています。

ただし、このプログラムの利用ができるかどうかについては収入制限があります。2014-15課税年では、年間収入が5万ドル以下かどうかです。また、次のような人は、この税務援助プログラムを利用できません。

【表19】 税務援助プログラムの対象外となるもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 請負契約のかたちで働いている人：清掃人やタクシー運転手など • 個人事業者 • パートナーシップまたは信託関連所得 • 株式売買その他投資用資産にかかる所得 • 不動産所得 • キャピタルゲイン税（CGT） • 使用料 • 信託／基金からの配当（ただし、保険型合同運用年金基金（managed funds）を除きます。） • 外国源泉所得（ただし、外国年金は除きます。） |
|---|

言い換えると、税務援助プログラムにおいて、タックスヘルプ・ボランティアは、余り複雑でない税務事案を抱える人を支援することになります。

【表20】 税務援助プログラムの対象となるもの

- 年金所得
- 給与所得
- 配当
- 保険型合同運用年金基金 (managed funds)
- 利子所得
- 失業給付や傷病手当のような、連邦政府から給付および手当

2 税務援助ボランティアの役割

ボランティアは、納税者が、オーストラリア国税庁 (ATO) が導入した、スマホを使った簡便な「記入済み電子申告 (pre-filling e-tax)、通称で「myTax [マイタックス]」を使って、納税申告書の提出または還付申告書の提出ができるように、必要な支援を行っています。

ボランティアは、支援している納税者の年間所得が18,200ドル以下であり、その納税者は申告書の提出義務がない場合、その旨を伝達することになっています。

納税者は当初申告に計算間違いや脱漏があることが分かった場合、国税長官に対して修正査定 (amending assessment) を行うように求めることができます。しかし、ボランティアは、修正査定手続の支援はできないことになっています。

税務援助を求める納税者は、ATOとリンクする連邦電子政府ポータルサイトである「myGov」に登録し、アカウント/口座を持っている必要があります。税務援助を求める納税者が、myGovアカウント/口座を持っていない場合には、ボランティアは、はじめにmyGovアカウント/口座の登録・取得を支援することになります。

税務援助を求める納税者は、最寄りの税務援助センター (Tax Help Centre) に電話して予約を取る必要があります。

税務援助を求める納税者は、予約した時間に税務援助センターを訪れる際に、次のものを持参する必要があります。

【表20】 税務援助センター訪問時に持参すべきもの

- 納税者のmyGovユーザーIDとパスワード
- 納税者の銀行口座の詳細
- 納税者番号 (タックス・ファイル・ナンバー/TFN)
- 過去5課税年のうちの1課税年分の査定通知書または修正査定通知書 (ただし、当該査定通知書は、今年5月31日前に発行されたものであること。)
- あらゆる源泉から発生した所得記載書

- 支出した寄附金や発生した勤務関連費用の領収書
- その課税年に、納税者が、配偶者 (法律婚か事実婚かを問いません。) を有する場合、配偶者の課税所得または推定額を含めた額の提示

3 税務援助ボランティア研修・認定

すでにふれたように、オーストラリアは有償独占の税理士制度を敷いています。したがって、無償であれば、非税理士 (登録税理士でない人) も、他人の所得税の確定申告書などの税務書類の作成を援助することができます。

まさに、税務援助ボランティアは、オーストラリア国税庁 (ATO) が募集した税務援助プログラムに参加し必要な研修を受け、自力で所得税の確定申告書の作成が困難な納税者を援助する役割を担う人たちです。

ATOの税務援助プログラムは、ATOが企画・実施しています。税理士など税務専門職はこのプログラムには一切参加していません。

税務援助 (タックスヘルプ) ボランティアになる手続、その役割などを一覧にすると、次のとおりです。

【表21】 税務援助 (タックス・ヘルプ) ボランティア、タックスヘルプ・センターとは

<p>タックスヘルプ (税務援助) とは何か</p> <p>タックスヘルプとは、所得税申告期に、無償かつ納税者の秘密を護ったうえで所得税申告書の作成を援助するサービスを提供する研修を受けたコミュニティボランティアのネットワークです。</p>
<p>タックスヘルプ・ボランティアの役割は</p> <p>タックスヘルプ・ボランティアは、余り複雑でない税務事案を抱える人を支援し、これらの人たちが納税申告書を提出する必要があるかどうかを教示します。納税申告書の提出が必要な場合には、それを支援するとともに、還付を受けることができる場合には、還付申告を支援します。電子申告の仕方を支援するとともに、納税者が自身で申告書を作成できるように支援します。</p>
<p>タックスヘルプ・センターとは何か</p> <p>タックスヘルプ・センターは、コミュニティのさまざまな場所に設けられています。図書館、公民館、移民センターなど、全豪で800以上が設置されます。センターは、申告支援サービスを担当するボランティアに加え、タックスヘルプを求めている人から予約を受けるボランティア、サービスを調整するボランティア、電気、電話、電子申告をするためのネット設定、事務所の配置を担当するボランティアなどから成ります。センターは、コミュニティの人たちがこのサービスを利用できるように、PR活動を行います。</p>
<p>タックスヘルプ・ボランティアになるには</p>

タックスヘルプ・ボランティアは、通例自己の申告書の作成を行ってきた人であればよく、特別な経験は必要ありません。7月1日から10月31日まで、週数時間ボランティアをすることになります。初任者研修は4月に始まり、ボランティア研修では、電子申告の仕組みと申告書の電子的な作成の仕方および送達の仕方を学びます。ボランティアは、課税取扱上の疑義がありATO職員への照会が必要な場合には、「タックスヘルプ・ホットライン」を活用できる仕組みになっています。タックスヘルプ・ボランティアは、自己負担した交通費ないしガソリン代、電話代などをATOに請求することができます。

ちなみに、申告支援サービスを担当するタックスヘルプ・ボランティアになるためには、①犯歴チェック、②初任者研修コースの履修（実地研修に参加できない人は自宅学習パッケージでの研修も可）、および③認定試験に合格することが必要となります。



一日の研修を終え、夕食を共にする参加者

◆むすびにかえて

オーストラリアにおける2009年の新たな税理士業法（TAS法）の制定は、①税務専門職や税務実務家による業務の全豪レベルでの統一的な規制の実施に加え、②専門職行動基準規程（Code of Professional Conduct）を定めるなどからわかるように、各種の税務サービスを受ける「消費者の保護（consumers' first）の徹底」が狙いです。

このため、あらたな連邦レベルの「税務実務家委員会（TPB）」を発足させ、「税理士」に限らずに、これまでも実質的に税務に関わってきた「記帳代行業者」や「ファイナンシャル・プランナー」も束ねた規制の仕組みを構築しました。全国的に統一した基準に基づき、業種の垣根を越え、「納税者から委任を受けて税務を取り扱う主な民間事業者全般」を対象に、政府から独立した機関を設けて規制を加える仕組みです。

このように、オーストラリアの税務専門職規制

の制度設計の基本は、民間税務サービスを利用する消費者保護に力点が置かれています。まさに「国民のための税務専門職制度」のあり方を探ったものといえます。

ただ、業法に基づいた税理士会のような独自の専門職団体を持たずに、連邦課税庁（ATO）や連邦財務省の影響が及び易い（？）「税務実務家委員会（TPB）」に資格審査や懲戒などの権限をゆだねてしまうやり方にはにはわかには賛成しかねるところもあります。もちろん「税務実務家委員会（TPB）」は、日本の国税審議会のような機関とは異なり、法律で独立性がしっかり確保されていることは分かりますが。

ただ、わが国の土壌では、オーストラリアの税務専門職規制方式の導入は、「税務専門職の課税庁のお手伝いさん化」が顕著になることも危惧されます。したがって、税務専門職の独立性、クライアントである納税者側の目線での税務支援ができるのかなどの疑問が残ります。（もちろん、強制加入の税理士会を有するものの、かたちだけの独立性をおう歌するわが国の現状を全面的に肯定的にとらえられかどうかは疑問ですが。）

オーストラリアのように、①税理士（Tax Agent）のみならず、②事業活動報告書作成士（BAS Agent）や③税務（ファイナンシャル）アドバイザーを加え、税務専門職規制を「横断的、に行うには、「税務実務家委員会（TPB）」のような第三者委員会方式によらざるを得ないことは確かです。こうした第三者委員会方式にはさまざまな問題はあると思いますが、各業法の垣根を越えた政府規制あり方としては効率的といえます。

このことから、有償独占をベースとし、消費者目線を重視したオーストラリアの税務専門職制度改革は、わが国の税務専門職制度のあり方をトータルに精査するうえでは、非常に参考となると思います。

【参考文献】

- ・ベントレー・ダンカン／石村耕治「オーストラリアの税理士制度を点検する（1）（2）」税務弘報48巻5号・7号（2000年5月号・7月号）
- ・Deutsch et al, The Australian Tax Handbook（2015, Thomson Reuters）

第Ⅶ章 オーストラリアの二階建ての年金制度

— 社会保障制度における退職年金の所在 —

キム・マイケル (Kim Meikle 《勅許会計士／CA》)

クロー・ホルワース税務会計監査法人

Growe Horwath (Aust) Pty Ltd

通訳 石村耕治(白鷗大学教授)

執筆編集 斎藤吉信(税理士・関信会所属)

【レクチャー内容骨子】

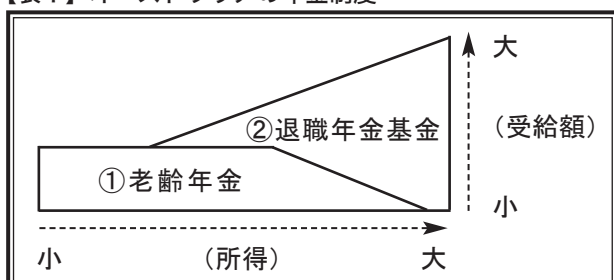
◆はじめに

- I 老齢年金 (Age pension)
- II 退職年金基金 (Superannuation／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」)
 - 1 スーパーファンドの準拠法
 - 2 スーパーファンドの規制機関
 - 3 スーパーファンドへの拠出〔積立〕
 - (1) 事業主／雇用主の強制拠出〔積立〕
 - (2) 被用者／従業者の任意拠出〔積立〕
 - 4 スーパー拠出に対する政府補助制度
 - 5 スーパーファンドと所得課税

◆はじめに

オーストラリアの年金制度は、いわゆる「二階建て」です。つまり、①税を財源とする「老齢年金 (age pension)」と②雇用主の強制拠出と被用者／従業者や受益業者などの任意拠出による「退職年金基金 (Superannuation／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」) からなります。オーストラリアにおいては、とりわけ「スーパー関連業務」は、ファイナンシャルプランニング、スーパー税務などの面で、民間の税務専門職の重要な職域となっています。

【表1】 オーストラリアの年金制度



I 老齢年金 (Age pension)

「老齢年金」は税方式で、全額税金で賄われます。受給開始年齢は、現在65歳からです。受給要件の一つは、オーストラリアの国籍、市民権を得てから10年居住していることです。

受給額は、6ヵ月毎に物価に連動しています。2015年9月～2016年3月期、満額支給の場合、単身では年22,542ドル (1A\$=90円換算で、202万円超)、夫婦では年33,982ドル (305万円程度) です。ただし、資力基準 (mean test／収入+資産基準) に基づき一定額まで減額されます。

オーストラリアでは、税方式の老年金制度により、未納や低年金問題は発生しない構造になっています。

II 退職年金基金 (Superannuation／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」)

スーパーは、全額積立方式の退職年金制度です。被用者／従業者の生涯就労期間にわたり、事業主／雇用主から各人のスーパー口座に拠出された額から税金と手数料を差し引いた額を退職年金



目的で投資するファンドです。従来は、労使間協定などで任意の制度として運営されてきましたが、1993年から法律上の義務を伴う制度となりました。

また、以前、被用者／従業者が加入するスーパーは労使間交渉で決定されていました。しかし、現在は、公務員などを除き、加入者が自己責任でかなり自由に選択できます。性格的には、比較的安全な「確定給付型」、ハイリスク／ハイリターンな「確定拠出型」、中間的な「混合型」があります。

各人のスーパーは、一種の生涯貯蓄口座のようなもので、①事業主／雇用主の強制拠出〔積立〕＋②被用者／従業者の任意拠出〔積立〕などとその投資果実からなります。

受給開始年齢（preservation age）は、生年月日により異なります。1960年7月1日以前生まれの場合は原則55歳（1964年7月1日以後生まれの場合は原則60歳）に達しかつ退職したとき、または退職していなくとも65歳です（病気等と特段の自由がある場合には、早期受給開始も可能です）。

したがって、1960年7月1日以前に生まれた人は、55歳で早期退職し、スーパー（退職年金）を受給して暮らすことも可能です。

スーパーは、「一括受給（積立投資額全額引出／super lump sum）」も可能です。年単位、月単位での「継続的なスーパー受給（super income streams）」が一般的です。また、双方の組み合わせ受給もできます。

スーパーは、自己のスーパー口座に残高がなくなると停止します。また、死亡によっても停止します。ただし、この場合、生存伴侶者その他相続人などが残高を引き継ぐことができます。

1 スーパーファンドの準拠法

スーパーファンドの準拠法は、次のとおりです。

【表2】スーパーファンドの準拠法

○基礎法：コンプライアンス・ルール、受託者、投資、ファンド口座、管理等
・1993年スーパーアニュエーション（監督）法〔SIS=Superannuation Industry (Supervision) Act 1993〕
・2002年金融サービス改正法〔FSR=Financial Services Reform Act 2002〕
○事業主／雇用主の強制拠出〔積立〕に関する準拠法

・1992年スーパーアニュエーション・ギャランティ（管理）法〔Superannuation Guarantee (Administration) Act 1992〕
--

○スーパーファンドに関する苦情処理に関する準拠法

・1993年スーパーアニュエーション（苦情処理）法〔Superannuation (Resolution of Complaints) Act 1993〕

2 スーパーファンドの規制機関

スーパーファンドの規制機関は、一覧にすると、次のとおりです。

【表3】スーパーファンドの規制機関

○連邦信用規制局（APRA=Australian Prudential Regulation Authority）
スーパーファンドの受託者が慎重な行動をとっているかどうかを監督し、かつ、ファンド口座がSIS法を遵守して運用されているかどうかを審査します。
○連邦証券投資委員会（ASIC=Australian Securities and Investment Commission）
スーパーファンドが、その加入者に対する適切な情報提供の義務を果たしているかどうか、金融サービス改正法（FSR）を遵守しているかどうか金融サービス面での消費者保護にあたります。
○国税庁（ATO=Australian Taxation Office）
自己管理型スーパーファンド（self-managed superannuation fund）を所管します。また、すべてのオーストラリア人のスーパー貯蓄から税金を徴収します。
○スーパーアニュエーション苦情審判所（SCT=Superannuation Complaints Tribunal）
スーパーファンドとその加入者との間で生じた紛争を、交渉、和解により処理にあたっています。

3 スーパーファンドへの拠出（積立）

（1）事業主／雇用主の強制拠出（積立）

給与を支払う被用者／従業者が、フルタイム・パートタイム、ワークホリディ労働者であるかなどを問いません。また、自営業者や無職者も任意拠出〔積立〕ができます。雇用主は、支払給与（手当・歩合給・賞与などを含む。）の9.5%相当額を被用者のスーパー口座に拠出（super guarantee contribution）するように義務づけられます。拠出した全額を費用／損金計上が可能です。ただし、月450ドル以下の給与の被用者、18歳未満で終了時間が週30時間未満の被用者、70歳超の被用者について、さらには一定以上の年取を超える被用者への支払額にかかる雇用主の拠出義

務は免除されます。

(2) 被用者／従業員の任意拠出（積立）

上記(1)について、被用者／従業員は、給与からの一切の本人負担はありません。しかし、被用者／従業員は、自分のスーパー口座に任意でもっと拠出したと思う場合には、法定限度額まで給与から差し引くかたちで積み立てることができません。2005年7月以降、被用者／従業員は、原則として拠出先となるスーパーを自分で選択することができることになりました。

【表4】主なオーストラリアのスーパー・ファンド（退職年金基金）の類型

企業がスポンサーのスーパーファンド	
①産業ファンド (Industry funds)	経営者連盟、労働組合が組成したスーパーファンド
②各種企業ファンド (Corporate funds/ Employer stand-alone funds)	雇用主または雇用主グループが、その従業員のために組成したスーパーファンド
③公務員ファンド (Public sector employees funds)	連邦・州・準州の公務員のために政府が組成したスーパーファンド
④ホールセールファンド (Wholesale funds)	雇用主グループのために金融機関が運営するスーパーファンド

個人ベースのスーパーファンド	
⑤リテールファンド (Retail funds)	個人向けに金融機関が運営するスーパーファンド
⑥自己管理型スーパーファンド (SMSFs = Self-managed super funds)	小規模（4人以下）の個人向けに組成されたスーパーファンドで、ATOが所管するものです。一般に、ファンドの受託者は、その加入者です。オーストラリアのスーパーファンド業界で最大の市場占有率です。ファイナンシャルプランナーや税理士などの税務実務家は、この分野（SMSF）の組成、投資戦略、税務などに関わっており、大きな収入源の一つとなっています。
⑦小規模APRAスーパーファンド (SAFS = Small APRA funds)	小規模（4人以下）の個人向けに組成されたスーパーファンドで、APRAが所管するものです。ファンドの受託者は、その加入者ではなく、登録受託者 (approved trustee) です。

4 スーパー拠出に対する政府補助制度

連邦政府は、低所得者向けと低・中所得者向け

の2つのスーパー拠出に対する補助制度を置いています。その概要は、以下のとおりです。

【表5】スーパー拠出政府補助制度

○低所得向けスーパー補助拠出 (LISC=Low income super contributions) 制度		
低所得向けスーパー補助拠出 (LISC) は、税引前所得からスーパーに拠出した場合の政府補助制度です。年間所得が37,000ドルを超えない人たちが対象です。補助額は、被用者／従業員または雇用主の拠出する税引前所得からの拠出額の15%相当額までです。ただし、制限 (cap) があり、最大500ドル、最少10ドルです。この補助金は、連邦政府から当該加入者のスーパーへ直接支払われます。【LISCの廃止法案が連邦議会に上程されており、今後の動きは定かではありません。】		
○スーパー協調拠出 (Super co-contributions) 制度		
スーパー協調拠出 (Super co-contributions) 制度は、税引後所得からの個人拠出にかかる政府補助制度であり、低・中所得者向けのもので、補助額は、スーパーに個人拠出した額と拠出した年度の補助率を基に算定されます。年間所得が50,454ドル以下、当該課税年の終了時において71歳以下の人たちが対象です。所得税の確定申告書の提出が求められます。対象者は、自己の年間所得額のうちの10%以上を事業所得または給与所得から稼得していなければなりません。2015-16課税年における補助額は、個人拠出した金額の50%までです。以下のように、所得額に応じて消失していく仕組みです。		
●本人の所得に応じた政府補助（スーパー協調拠出）額の推移		
本人の総所得金額	本人の拠出額	政府補助（協調拠出）額
35,454ドル以下	1,000ドル	500ドル
40,000ドル以下	696ドル	348ドル
42,500ドル以下	530ドル	265ドル
45,000ドル以下	364ドル	182ドル
47,500ドル以下	198ドル	99ドル
50,454ドル以上	0	0
ちなみに、この補助額は、本人が所得税の確定申告後に課税庁 (ATO) が算定し、連邦政府から当該加入者のスーパーへ直接支払われます。		

5 スーパーファンドと所得課税

スーパーと所得課税については、各人のスーパー口座の開設にあたり、最初の手続としてスーパーファンドへのTFN/タックス・ファイル・ナンバーの提出が求められます。

次に、課税関係については、大きく、スーパーへの「拠出段階での課税」と「受給/引出段階での課税」に分けて考える必要があります。

拠出方法については、「税引前所得からの拠出



タウンズビル市内の様子

「(Before-tax super contributions/Concessional super contributions/salary sacrificed super contribution)」と「税引後所得からの個人拠出 (After-tax super contributions/non-concessional contributions)」が認められています。

税引前所得からの拠出とは、給与所得者の場合は、事業主/雇用主の強制拠出 (SG=super guarantee) + 被用者/従業者の任意拠出 [積立] からなります。また、事業所得者の場合は、経費控除の対象となる拠出を指します。これらの拠出には一律15%で課税されます (ただし、15%税率課税が受けられる拠出額には上限 (cap) があります (2015年6月30日現在で50歳未満は、30,000ドルまで、50歳以上では35,000ドル)。なお、限度超過拠出額には通常の超過累進税率 (所得金額18,200ドル超~37,000ドル以下には19.37,000ドル超~80,000ドル以下には32.5% + 医療保険税/メディケア税2%) で課税されます。

事例で示すと、会社員のAが加入するスーパーファンドBの自己の口座に10,000ドルを、給与天引きのかたちで拠出したとします。この場合、Bは、10,000ドルに対して15%の税



レクチャー後の歓談【C・H事務所内】

【表6】スーパーへの拠出限度額と課税取扱ルール

加入者の年齢	税引前所得からの拠出額上限	税引後所得からの拠出額上限
50歳未満	30,000ドル (15%で課税)	180,000ドル
50歳以上	30,000ドル (15%で課税)	180,000ドル

率で課税し、税引き後の8,500ドルの資産について最初の1年間で10%の運用益 (850ドル) があったとすると、その運用益にも15% (127.5ドル) の課税をすることになります。結果として、1年後のAの資産残高は9,223ドルになります。

一方、「税引後所得からの個人拠出」とは、具体的には手取給与からの掛金支払、個人貯蓄からの拠出、配偶者による掛金支払などを指し、限度額までは課税されません。現行の限度額は、年180,000ドルで、(ただし、加入者が65歳未満であるときには、限度枠は2年間繰越ができることから、場合によっては3年間分で540,000ドルまでは課税されません。) 超過限度額には所得税率45% + 医療保険税/メディケア税2%で課税されます。

次に、スーパーから受給した額に対する課税は、複雑です。各人の受給開始年齢や「一括受給 (積立投資額全額引出/super lump sum)」か、年単位、月単位での「継続的なスーパー受給 (super income streams)」が、さらには、双方の組み合わせ受給なにかにより著しく異なります。また、受給開始年齢に達した者が、就労を継続しながら、スーパーから一部を引き出す選択も可能です。

一般に、継続的なスーパー受給 (年金所得受給 (pension income streams) と呼ばれる) 方法を選択すると、0%課税 (0% tax rate) となります。また、スーパーを、60歳を超えてから受給した場合には、受給額は非課税 (tax free) となります。

【参考資料】

- Kim Meikle, Superannuation (2015, Crowe Horwath, Townsville, Australia)
- ATO, Super contribution limits (July 2015)
- ATO, Withdrawing your super and paying tax (as of 30 July 2015)

あとがき：豪の税制や税務手続から学ぶ

国民税制研究所（**JTI**）は、2015年9月19日（土）～9月26日（金）まで、オーストラリア税務実務視察研修を実施しました。

今回、オーストラリアを選んだのは、わが国で抱える税制や租税手続上の重要な課題に対するヒントを得るためでもあります。

◆GSTと逆進対策

オーストラリアは、タックスインボイス（税額票）方式の付加価値税である「物品サービス税（GST=Goods and Services Tax）」を導入しています。GSTの逆進対策としては、「ゼロ税率」と「非課税措置」を併用しています。「軽減税率」は採用していません。基礎的な飲食料品に加え、医療や教育サービスなどにも、ゼロ税率を適用しています。輸出免税の場合と同じように、ゼロ税率適用取引について、事業者は、課税仕入にかかった税額（input tax）の還付を受けることができます。

オーストラリアのゼロ税率を採用したGSTの逆進対策を見ていると、わが国の「8%軽減税率」が、果たして本当に「逆進対策」といえるのか、大きな疑問符がついてきます。

◆複数番号制による保護対策

オーストラリアは、利子や配当等も総合課税の対象にしています。税務限定の番号である「納税者番号（TFN=Tax file number）」制度を導入し、総合課税を推進しています。加えて、事業者番号（ABN=Australian business number）を導入して、任意申請に基づいて、事業性所得のある納税者を対象にABNを交付しています。ABNは、物品サービス税（GST）の事業者番号としても利用されています。同時に、事業所得・不動産所得・雑所得など事業性所得を受け取る場合には、支払者にはABNを提示する仕組みになっています。このようにして、不特定多数者に対し直接TFNを提示する必要がないように配慮しています。TFNの不要な拡散、悪用を防ぎ、成りすまし犯罪などに備えるためです。

これに対して、わが国では、個人番号（マイナンバー）を導入しましたが、事業性所得を受け取る際に、支払の相手方に個人番号を提示するように求めています。しかし、こうした番号利用実務は、生涯不変の個人番号が、法的利用期間が経過しても消去されず各所に違法に保管され、将来的な悪用につながる怖れも強いわけです。オーストラリアに倣って、早急に事業者番号を導入する必要があります。そして、不特定多数者から事業性所得を受け取る際には、個人番号ではなく、事業者番号を提示する仕組みを整える必要があります。

◆電子政府には共通番号やICカードは不要！

日本の政府は、「個人番号／マイナンバーとIC仕様の個人番号カードの普及に懸命です。新たな電子政府（e-Gov）構想実現のためには、「必須のアイテム、だということです。しかし、政府の本音は、個人番号カードを普及させ、「国民登録証カード」として全員に携行させたい、ということでしょう。このように、日本では、「全員が国内パスポートを携行して出歩く時代」が想定されています。

住基ネットでの大失敗を隠すかのように、その管理運営を行っていた「財団法人 地方自治情報センター」は、「地方公共団体システム機構（J-LIS）」（以下「機構／J-LIS」）に衣替えしました。機構／J-LISは、わが国の電子政府構想のデータ照合（情報連携）基盤となる「情報提供ネットワークシステム」を管理運営し、また、個人番号カードの発行主体です。ところが、2016年1月以降、機構／J-LISは、個人番号カードの発行やICチップが機能しないなどでトラブル続きます。政府の外郭法人である機構／J-LISに、新たな電子政府構想の核となる「情報提供ネットワーク

システム」の適正な管理運営を期待できるのかどうか、大きな疑問符がついています。

日本の人口は、約1億2,700万人(2015年10月現在)です。一方、オーストラリアの人口は、約2,391万人(同)です。日本の人口は、横断的な電子政府を構築するには、分散集約管理型であるにしる、適正な規模を超えているように見えます。今のデザイン／構想ではうまく行かないでしょう。適確なデータ照合(情報連携)プログラムなども無理でしょう。

いずれにしる、オーストラリアでも、わが国と似たような「税と社会保障」に限定して使う納税者番号(TFN／タックス・ファイル・ナンバー)を導入し、電子政府(myGov／マイガブ)制度を実施しています。しかし、この国の電子政府(myGov／マイガブ)制度では、ログインにTFN／タックス・ファイル・ナンバーも、番号カードも使っていないわけです。

このオーストラリアの電子政府構想サンプルを見る限りでは、個人番号カードなどなくとも、電子申告(ELS)やマイタックス(myTax)のような、行政の電子化、電子政府構想は実現できることがわかります。逆に、個人番号／マイナンバーや基本情報が記載されたICカードを配付したら、紛失や盗難で悪用されることなど別の懸念が出てきます。日本の電子政府構想は、永久公共工事でIT利権の拡大に血税を浪費しているだけではないでしょうか。大きな疑問符がつきます。

◆電子申告(e-Tax)より進化したスマホ申告(myTax)

オーストラリアには、わが国のような年末調整制度はありません。このため、免税点を超える所得のある人は、全員確定申告をするのが原則です。こうした納税環境のもと、オーストラリア国税庁(ATO=Australian Taxation Office)は、納税者サービスの改善・利便性の向上をはかるために、税務手続の徹底したオンライン化(電子化)をすすめています。パソコン(PC)を使った「電子申告(e-Tax)」の利用を推進しています。また、給与所得者や小規模事業者を対象とした「記入済み納税申告(pre-filling tax return)」制度を導入しています。加えて、ここ数年は、記入済み納税申告制度をベースに、e-Taxをもっと進化させ、スマートフォン(スマホ)やタブレットなどの端末を使った申告手法である「マイタックス(myTax)」を開発し、その普及に力を入れています。

わが国の年末調整制度は、事業者に多大なタダ働きを強要することで成り立っています。また、事業者のもとに役員や被用者その家族の個人情報を集約させる仕組みでもあります。グローバルにみても、年末調整制度は、廃止ないし選択を含め見直しの時期に来ているともいえます。見直しする場合、オーストラリアにおける税務手続、税務行政の徹底したオンライン化(電子化)、給与所得者などに使い勝手の良いマイタックス(myTax)のような簡易な申告手法の導入の検討は必要不可欠といえます。

◆「納税者本位」の税務専門職制度のあり方

オーストラリアには、公会計士(CA, CPA)制度とは別途の、有償独占の登録「税理士(tax agent)」制度があります。これまで、税理士制度は、各州や準州が別々に所管してきました。しかし、2009年に連邦の税理士業法(Tax Agent Services Act/TAS法)の制定に伴い、2010年4月1日から、税理士制度の運用は、新たに設けられた連邦の独立した「税務実務家委員会(TPB=Tax practitioners Board)」に移管されました。

税理士業法(TAS法)は、①税務専門職や税務実務家による業務の全豪レベルでの統一的な規制の実施に加え、②専門職行動基準規程(Code of Professional Conduct)を定めるなどして、各種の税務サービスを受けるクライアントである「消費者の保護」を前面に打ち出した内容です。同法は、①「税理士(Tax Agent)」に加え、新たに実質的に税務に関わる②「事業活動報告書作成士(Business Activity Statement Agent/BAS Agent)」および③「税務(ファイナンシャル)アドバイザー(Tax (Financial) Adviser/金融(税務)相談士)」の登録資格制度を設けました。

一方、有償独占の税務専門職制度のもと、こうした税務専門職に自分の税務を依頼する資力のない低所得層向けに、ATOが企画・運営する、市民ボランティアを活用した、無償の「税務援助 (tax aid)」制度もあります。

わが国の税務専門職制度のあり方を探る場合には、税理士が主役ではなく、「納税者が主役」の視点が必要です。この場合、現代化されたオーストラリアの包括的な税務専門職制度は、一つの手本になると思います。

◆法的拘束力のある納税者サービス・スタンダードが要る

オーストラリア国税庁 (ATO) は、「納税者憲章 (Taxpayers' Charter)」を発布しています。しかし、連邦の租税行政総監 (IGT=Inspector General of Taxation) は、1997年に制定された現行の納税者憲章 (Taxpayers' Charter) が、国税職員が憲章に違反する行為を行ったとしても、納税者が裁判所においてその執行を求めることができない性格の規範であることを問題にしています。そこで、IGTは、2012年頃から、現行の納税者憲章から、法的拘束力があり国税職員が違反した場合に司法の場で最終判断を仰ぐことができる「納税者権利章典 (Taxpayer Bill of Rights)」の制定を、連邦議会に急ぐように求めています。現在、納税者権利章典の制定に向けた作業が続けられています。

わが国でも、「納税者憲章」の趣旨を織り込んだ国税通則法の改正が成立する機運が高まった時期がありました。最終的には、頓挫しましたが、現在でも、課税庁の納税者サービス・スタンダードを確立するにはこうした基準が必要な状況には変わりありません。再度こうしたスタンダードを検討する場合には、オーストラリアのように、課税庁職員に法的拘束力のあるものを制定する必要があると思います。

◆徹底した納税者本位のサービス体制づくり

オーストラリア国税庁 (ATO) は、新国税長官の指揮のもと、組織の現代化、納税者サービス改革を進めています。納税者サービス改革の柱は、納税申告のオンライン化 (電子化) と簡素化に加え、全納税者に対する税務調査 (実地調査) なしでの申告是認通知書 (certainty letter) 送付の実現です。この目標を達成するがため、ATOは、一層の機械化をすすめ、データ照合 (data-matching programs) プログラムを積極的に活用することにしています。また、概算経費率 (標準経費率/industry benchmarks) を公表し、納税者が申告にあたり、それらを参照・利用できる態勢を一層整備する努力を続けています。さらに、納税者の求めに応じて「ルーリング (ruling)」 (事前照会) を発遣する仕組みを一層使い勝手の良い納税者本位のものにする作業を急いでいます。

わが国においても、「納税者が主役」の課税庁づくりのための組織の現代化、納税者サービス改革は待ったなしです。オーストラリアのように、国税長官の民間からの政治任用や、課税庁の各種租税手続実務の客観的な評価・見直しを勧告できる租税行政総監 (IGT) のような仕組みの導入を検討するのも一案です。

*

*

*

最後に、今回のオーストラリア税務実務視察研修日程の調整やすべてのレクチャーの通訳を担当くださった石村耕治 国民税制研究所代表 (白鷗大学法学部教授) に対し、参加者一同、心から謝意を表します。

辻 村 祥 造

(団長・国民税制研究所事務局長)

編集後記

JTI主催のオーストラリア税務実務の視察は、本当に学ぶことの楽しさを実感できる研修旅行でした。しかし、その余韻は長く続きませんでした。帰国後、数ヶ月にわたり延々と続く編集作業で、披露困憊の日々が続きました。石村代表その他 **JTI** 役員の方々からの叱咤激励を受け、「国民税制研究」第2号をようやく発行にこぎつけることができました。とりわけ、全視察研修行程での専門通訳に加え、本号完成に向けた執筆・編集・監修と、石村代表の超人的なエネルギーには感嘆しました。本当にご苦労さまでした。石村代表は、「学ぶことを大事にする税理士、税の専門家の育成に熱意を持って懸命に尽力されている」と実感した次第です。一参加者として心からお礼申し上げます。

本号は、『オーストラリア現代税法入門塾 (Modern Australian Taxation Law Primer)』のような内容になりました。オーストラリア税法については、これまで、日本語で書かれたしっかりした研究書や実務書もない状態でした。このことから、本号は、わが国の税の学会や実務界にとり現代オーストラリア税法や税実務を精査するうえで貴重な資料となるものと確信します。博士号を濫発し学位工場 (diploma mill) と化している一部大学の稚拙な外国税法の研究に比べると、本号の内容はきわめて高い水準にあると感じたのが、偽らざるところです。

ご多用にもかかわらず、本号の発行にあたり、執筆や写真提供などにご協力をいただいた視察研修参加会員の先生方に心からお礼を申し上げます。

(編集局長 中村克己)

【入会のご案内】

JTIのHP <http://jti-web.net/>

郵便振込口座番号：00280-7-135937

国民税制研究所 (コクミンゼイセイケンキュウシヨ)

《他行からの振込の場合：(店番) 029 当座、口座番号0135937》

国民税制研究所® (JTI=Japan Tax Institute)

〒220-0044 横浜市西区北幸2-9-10 横浜HSビル4F (税) シンワ会計社内

【Tel/Fax 045-311-5162】 【Eメール info■jti-web.net】 ※メール送信時には「■」を「@」に変えて送信ください

代表：石村耕治

事務局長：辻村祥造

発行日：2016年3月31日

編集／発行人：中村克己

Contact: **JTI=Japan Tax Institute**

C/o Shinwa Accounting Co., 4F Yokohama HS Bldg. 2-9-10 Kita-saiwai, Nishi-ku, Yokohama-city,
Kanagawa, 220-0004 JAPAN

【Tel/Fax 045-311-5162】 【Mail add : info■jti-web.net】 ※When mailing, please change 「■」 to 「@」.

©国民税制研究 第2号 <ISSN 2188-6970>

《視察研修日程》

JTI Mission to Observe Australian Tax Practice

【オーストラリア税務実務視察研修視察先／講義概要／講師など】

JTI Japan Tax Institute

Mission Trip Schedule (日程表)

September 19, 2015 (Sat) ~ September 25, 2015 (Fri) 【2015年9月19日(土)～9月25日(金)】
滞在先: クィンズランド州 (QLD) ケアンズ (Cairns) およびタウンズビル (Townsville)

Date	Morning	Afternoon
September 19 (Sat)		成田出発・ケアンズ到着 Depart Tokyo and arrive Cairns
September 20 (Sun)	【補習: オーストラリア税制と税務手続の基礎知識/講師 石村耕治教授】 【グレートバリアリーフ見学(オプション)】 Visit Great Barrier Reef or Green Island (optional)	【グレートバリアリーフ見学(オプション)】 Visit Great Barrier Reef or Green Island (optional)
September 21 (Mon)	◎訪問先: ジェームズクック大学(JCU)ケアンズ校 10 am - 12 noon: (James Cook University Cairns campus, Room D3.059 (Cairns Institute)) 【挨拶: ジェームズクック大学ケアンズ校ロースクール・シルコア院長】(Welcome by the Head of the Law School, Ms Mandy Shiroore) 【講義: JCUダブナー教授「豪州税制・税務手続概論」】 (Lecture: Overview of the Australian Tax System & Tax Procedures by Prof Justin Dabner) Light Lunch	【野生動物園見学(オプション)】 Visit Australian Wildlife Zoo (optional) JTI Dinner
September 22 (Tue)	バスでタウンズビルへ移動 Townsville by bus	◎訪問先: ジェームズクック大学(JCU)タウンズビル校 3 pm - 5 pm: (James Cook University Townsville campus, Room 018-002B (room 2)) 【JCUタウンズビル校での講義: パン研究員「豪州GST制度概論」】 (Lecture: Overview of the Australian GST system* by Ms Van Le) 5 pm - 6 pm: Drinks.
September 23 (Wed)	◎訪問先: ジェームズクック大学(JCU)タウンズビル校市内サテライトキャンパス 10 am - 1 pm: (James Cook University Townsville CBD campus) 【JCU・CBDキャンパスでの講演: グラハム・ホワイト国税庁副長官「ATOの納税者サービス改革」】(Lecture: Modernisation of the ATO's Taxpayers' service) by Mr. Graham White, Assistant Commissioner of the ATO	◎訪問先: クロー・ホルワース税務会計監査法人タウンズビル事務所 http://www.crowehorwath.net/au/ 3 pm - 5 pm: (Crowe Horwath, Townsville) 【税務会計事務所見学/税実務研修: キム・マイケル会計士ほか】 (Presentation on tax practice* by Mr David Hall, Mr Kim Meikle, Debbie West, Derek Campbell, Sonia Viero-Malone) 5 pm - 6 pm: Drinks.
September 24 (Thu)	ケアンズへ移動 Back to Cairns	自由行動 Free time
September 25 (Fri)	自由行動 Free time	ケアンズ発/Depart Cairns (1.35pm) 成田着/Arrive Tokyo (8.00pm)

2015年オーストラリア 税務実務視察研修参加者名簿

(敬称略、あいうえお順)

秋元照夫 AKIMOTO, TERUO
(税理士・関東信越税理士会会員)
石澤健太 ISHIZAWA, KENTA
(税理士・東京地方税理士会会員)
石村耕治 ISHIMURA, KOJI
(JTI代表・白鷗大学教授)
梅田隆志 UMEDA, TAKASHI
(税理士・関東信越税理士会会員)
大石敬 OISHI, TAKASHI
(税理士・関東信越税理士会会員)
勝又和彦 KATSUMATA, KAZUHIKO
(税理士・東京税理士会会員)
黒川功 KUROKAWA, ISAO
(日本大学教授)
齊藤吉信 SAITO, YOSHINOBU
(税理士・関東信越税理士会会員)
佐々木辰雄 SASAKI, TATSUO
(税理士・名古屋税理士会会員)
佐々木靖高 SASAKI, YASUTAKA
(公認会計士)
辻村祥造 TSUJIMURA, SHOZO
(団長・税理士・東京地方税理士会会員)
中村克己 NAKAMURA, KATSUMI
(税理士・関東信越税理士会会員)
平野信吾 HIRANO, SHINGO
(税理士・東京税理士会会員)
牧口晴一 MAKIGUCHI, SEIICHI
(税理士・名古屋税理士会会員)
山元俊一 YAMAMOTO, SHUNICHI
(税理士・東京税理士会会員)
我妻憲利 WAGATSUMA, NORITOSHI
(税理士・東京税理士会会員)

オーストラリア全土の地図



® JAPAN TAX JOURNAL No. 2

(*Kokumin zeisei kenkyu*)

《ISSN2188-6970》

March 2016

Report of *JTI* Mission to Observe Australian Tax Practice

【Preface】

Koji Ishimura

【Welcome Speech】

Mandy Shircore

【Chapter I】 Lecture: An overview of the Australian tax system and tax procedures

Justin Dabner

【Chapter II】 Lecture: An overview of the Australian GST system

Van Le

【Chapter II-A】 Article: Election to use simplified GST accounting methods

【Chapter III】 Article: How the TFN and ABN operate in Australia

【Chapter III-A】 Article: A closer look at e-Government ~ An Australian-Japanese comparison

【Chapter IV】 Lecture: Modernisation of the ATO's taxpayers' service: myGov and myTax

Graham White

【Chapter V】 Article: Tax agents system: Recent reform of the tax profession in Australia

【Chapter VI】 Report: Visit to *Crowe-Horwath (Aust) Pty Ltd* in Townsville

【Chapter VII】 Lecture: Superannuation

Kim Meikle

【Closing Remarks】

Shozo Tsujimura

【Editor's Note】

【Materials】 ● Tour timetable ● List of tour participants

JAPAN TAX INSTITUTE, *JTI*

(*Kokumin-zeisei-kenkyusho*)

Yokohama, Japan

<http://jti-web.net>